

令和4年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月21日（金曜日）  
開会 午前10時3分  
散会 午後3時40分  
場所 第7委員会室

人事委員会事務局長 茂太 強君  
議会事務局長 山城 貴子さん

本日の委員会に付した事件

- 令和4年 令和3年度沖縄県一般会計決算  
第6回議会 の認定について（企画部、出納  
認定第1号 事務局、監査委員事務局、人  
事委員会事務局及び議会事務  
局所管分）
- 決算調査報告書記載内容等について

○又吉清義委員長 おはようございます。

ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。  
本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会認定第1号及び決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めています。

これより、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長から関係決算事項の概要説明を一括して聴取した後、関係部局決算事項を調査いたします。

まず初めに、会計管理者から出納事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

名渡山晶子会計管理者。

○名渡山晶子会計管理者 おはようございます。

出納事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、スマートディスカッションに掲載されております令和3年度歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明いたします。

ただいま表示しました令和3年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

予算現額の計（A）欄は101万6000円で、（款）使用料及び手数料、（款）財産収入、（款）諸収入の合計となっております。

調定額（B）欄は、18億3594万1164円で、収入済額（C）欄も同額となっております。

（款）使用料及び手数料の（項）証紙収入につきましては、各部局で予算を計上していることから、予算現額の計（A）欄は0円となっております。

証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局売りさばき分を計上しております。

次に、資料の2ページの歳出決算について御説明いたします。

予算現額の計（A）欄は7億1672万8000円で、内

出席委員

委員長 又 吉 清 義君  
副委員長 島 尻 忠 明君  
委員 仲 村 家 治君 花 城 大 輔君  
仲 田 弘 毅君 山 里 将 雄君  
当 山 勝 利君 西 銘 純 恵さん  
渡久地 修君 國 仲 昌 二君  
平 良 昭 一君 當 間 盛 夫君  
上 原 快 佐君

説明のため出席した者の職、氏名

企画部長 儀 間 秀 樹君  
企画調整課副参事 宮 城 直 人君  
交通政策課長 山 里 武 宏君  
交通政策課副参事 小 浜 守 善君  
交通政策課 比 嘉 学君  
公共交通推進室長  
県土・跡地利用対策課 池 村 博 康君  
跡地利用推進監  
科学技術振興課長 高 嶺 力 志君  
参事兼デジタル社会推進課長 石 川 欣 吾君  
情報基盤整備課長 與 儀 尚君  
地域・離島課長 山 里 永 悟君  
市町村課長 森 田 賢君  
会計管理者 名渡山 晶 子さん  
会計課長 大 石 優 子さん  
監査委員事務局長 大 城 博君

訳は、(款) 総務費、(項) 総務管理費となっております。

支出済額 (B) 欄は6億7036万387円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は93.5%となっております。

不用額は4636万7613円で、その主なものは、人件費及び役務費等の執行残となっております。

以上で、出納事務局の令和3年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から、監査委員事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

大城博監査委員事務局長。

**○大城博監査委員事務局長** 委員の皆様、おはようございます。

監査委員事務局所管の令和3年度歳入歳出決算の概要につきまして、御説明いたします。

それでは、歳入決算の状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示しました令和3年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳入総額は、(款) 諸収入の収入済額 (C) 欄、1万3658円となっております。その内容は、会計年度任用職員等に係る雇用保険料本人負担分の受入れであります。調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

続きまして、歳出決算の状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示しました令和3年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

(款) 総務費、(項) 監査委員費の歳出総額は、予算現額 (A) 欄1億8811万8000円に対し、支出済額 (B) 欄は1億7944万7883円で、執行率は95.4%となっております。

不用額は867万117円で、その主な内容は、旅費、委託料の執行残となっております。

以上で、監査委員事務局所管の令和3年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

茂太強人事委員会事務局長。

**○茂太強人事委員会事務局長** 皆さん、おはようご

ざいます。

それでは、人事委員会事務局所管の令和3年度歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

まず、歳入決算状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示いたしました令和3年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

人事委員会事務局の歳入総額は、(款) 諸収入、収入済額 (C) 欄が175万3313円となっております。その主な内容は、公平審査・苦情相談業務の受託経費、警察官採用共同試験の実施に係る経費、会計年度任用職員等に係る雇用保険料であります。調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

続いて、歳出決算状況について御説明いたします。

ただいま表示いたしました令和3年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

(款) 総務費、(項) 人事委員会費の歳出総額は、予算現額 (A) 欄1億7910万5000円に対し、支出済額 (B) 欄1億6756万2707円、不用額は1154万2293円となっております。執行率は93.6%です。

不用額の主な内容は、職員費、職員給与実態調査費及び公平関係事務費の執行残等であります。

以上で、人事委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

山城貴子議会事務局長。

**○山城貴子議会事務局長** おはようございます。

それでは、議会事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しました令和3年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳入総額は、調定額の227万6875円に対し、収入済額も同じく227万6875円で、収入済額の割合は100%となっております。

収入済額のうち、(款) 使用料及び手数料の40万9049円は、議会棟1階ラウンジ等の建物使用料であります。

(款) 諸収入の186万7826円は、1階ラウンジ等の電気代等の雑入でございます。

次に、歳出決算について御説明申し上げます。

ただいま表示しました令和3年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳出総額は、予算現額の14億6670万6000円に対し、支出済額が13億8207万4340円、不用額が8463万1660円で、執行率は94.2%となっております。

不用額の主な内容を目別に御説明しますと、(目)議会費の不用額5560万4561円は、旅費等の執行残となっております。次に、(目)事務局費の不用額2902万7099円は、職員費及び工事請負費等の執行残となっております。

以上が、議会事務局所管の歳入歳出決算の概要です。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等あらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては、部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡について確認)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

それでは、これより直ちに各決算事項に対する質疑を行います。

第2多数会派の所属委員から行います。

山里将雄委員。

**○山里将雄委員** おはようございます。

事務局関連については、質問を準備していなかつ

たんですけれど、今ちょっと疑問に思ったものですから、1つだけ会計管理者にお伺いしますけれども、この歳入歳出決算の使用料及び手数料、証紙ですが、これ予算がゼロで18億というふうになっているのですが、これは、今までもしかしたら、そういう予算の立て方だったかもしれない、ごめんなさい、私が、それをよく分かっていなくて。

これはどうして、証紙の売上げは大体予想はできると思うんですけれども、予算立てしてないというのは、どういうことですか。

**○大石優子出納事務局会計課長** 証紙収入の調定額と収入済額なんですけれども、これは地方自治法におきまして、証紙の売りさばき代金をもって歳入とすると定められているために証紙の売りさばきを行う証紙取扱者であります出納事務局のほうで調定と収入を行っております。

また、使用料及び手数料を証紙による収入の方法で徴収している各部局において、予算のほうは計上しているというところになります。

以上です。

**○山里将雄委員** 分かりました。

以上です。

**○又吉清義委員長** 以上で、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

次に、企画部長から企画部関係決算事項の概要説明を求めます。

儀間秀樹企画部長。

**○儀間秀樹企画部長** おはようございます。

それでは、ただいま通知しました、企画部の令和3年度歳入歳出決算説明資料について、御説明いたしますので、通知をタップし、資料を御覧ください。まず資料の1ページを御覧ください。

企画部は一般会計のみとなっております、所管の歳入決算総額は、予算現額(A)欄378億7297万2756円に対し、調定額(B)欄313億5137万4230円、収入済額(C)欄313億5066万6030円、不納欠損額(D)欄0円、収入未済額(E)欄70万8200円となっております。

(款)ごとに御説明申し上げます。

(款)使用料及び手数料は、予算現額556万2000円、調定額236万8741円で同額収入済みであります。これは、主に行政財産使用許可に係る使用料収入であります。

(款)国庫支出金は、予算現額353億4383万9756円、

調定額291億5180万8796円で同額収入済みであります。これは、主に（項）国庫補助金の沖縄振興特別推進交付金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

（款）財産収入は、予算現額2億2326万5000円、調定額2億2491万2105円で同額収入済みであります。財産収入の主なものは、（項）財産運用収入（目）財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料であります。

資料2ページを表示ください。

（款）寄附金は、予算現額100万円、調定額20万円で、同額収入済みであります。これは知的・産業クラスター形成推進寄附金としての受入れであります。

（款）繰入金は、予算現額7億9611万8000円、調定額7億170万7197円で同額収入済みであります。これは主に沖縄県特定駐留軍用地内土地等取得事業基金からの繰入れであります。

（款）諸収入は、予算現額5億7118万8000円、調定額5億1727万7391円で、収入済額5億1656万9191円で、収入未済額70万8200円となっております。諸収入の主なものは、（目）総務貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入であります。収入未済は、

（項）雑入（目）雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取消しに係る返還金であります。

（款）県債は、予算現額9億3200万円、調定額7億5310万円で、同額収入済みであります。これは主に、沖縄振興特別推進交付金事業の大東地区情報通信基盤整備推進事業に係る起債であります。

資料3ページを表示ください。

令和3年度一般会計歳出決算について御説明申し上げます。

企画部の予算は（款）総務費に計上されております。

歳出決算総額は、予算現額（A）欄450億7419万6946円に対し、支出済額（B）欄376億5468万8396円、翌年度繰越額（C）欄54億9045万3600円、不用額（D）欄19億2905万4950円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は83.5%、繰越額の割合である繰越率は12.2%であります。

翌年度繰越額（C）欄について御説明申し上げます。

（項）企画費の繰越額6億2414万7600円のうち、（目）企画総務費197万5600円は、通信施設維持管理費における、半導体等追加部品の調達遅れ等の影響により、年度内の工事完了が困難となったことに伴う繰越しであります。

（目）計画調査費6億2217万2000円は、テレビ放送運営事業費、超高速ブロードバンド環境整備促進事業及び八重山地区ラジオ中継局強靱化支援事業において、世界的な半導体不足、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の工事完了が困難となったことに伴う繰越し等であります。

（項）市町村振興費の繰越は、（目）沖縄振興特別推進交付金48億6630万6000円となっており、主な要因としては、市町村事業に係る資材の調達困難、入札不調等に伴う事業期間の見直し、工事の実施に伴い生じた状況変化への対応等によるものであります。

不用額（D）欄の主なものについて御説明申し上げます。

（項）総務管理費の不用額1億117万2217円は、主に特定駐留軍用地等内土地取得事業の公有財産購入費において、軍用地取得面積が当初見込みを下回ったこと等による執行残によるものであります。

（項）企画費の不用額8億4757万8138円のうち、（目）企画総務費に係る主なものは、職員費（企画調整課）における、人事異動等に伴う人件費の執行残によるものであります。

（目）計画調査費に係る主なものは、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業における、新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少したことに伴う負担金の執行残、離島観光・交流促進事業における、新型コロナウイルスの影響により当初計画していたモニターツアーが中止となったことによる委託費の執行残によるものであります。

（項）市町村振興費の不用額8億1684万4694円は、主に（目）沖縄振興特別推進交付金において、市町村事業に係る入札残及び事業計画の変更等による交付金の執行残であります。

（項）選挙費の不用額1億622万2307円は、主に衆議院議員総選挙費における、市町村に対する交付金及び公費負担経費の執行残であります。

（項）統計調査費の不用額5723万7594円は、主に職員費（統計課）における、人事異動等に伴う人件費の執行残であります。

以上で、企画部所管の令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては、部局長が行い、それ以外はできるだけ

担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思えますので、委員及び執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに企画部関係決算事項に対する質疑を行います。

山里将雄委員。

**○山里将雄委員** では、お願いします。

私から主要施策の成果説明の中から事業を2つばかり、ちょっと確認だけさせてもらいたいと思っています。

まずは、今、出してありますけれども、28ページの小さな拠点づくり支援事業について教えてください。

まず、この事業の概要の説明をお願いします。

**○山里永悟地域・離島課長** 小さな拠点づくり支援事業ですが、この事業は、地域の中でコミュニティーの要となり、一定の生活サービスを確保する小さな拠点づくりに必要な取組を支援することを内容としております。

支援する地域ですが、市町村が、まず推薦をいたしまして、その内容等を県のほうで確認をさせていただきまして支援を実施しているという内容でございます。

**○山里将雄委員** 今の説明であったんですけど、この企画提案、その募集の対象というのは、個人とか、あるいは自治会とか、企業とか、今、市町村を通してということはおっしゃっていたんですけども、その辺はどうですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 実績と併せてちょっと説明をさせていただきます。

まず、市町村からの推薦を受けまして、対象としては、地域の区であったりとか、自治会であったりとか、公民館が推薦されることがあります。

具体例ですが、令和元年度と令和2年度は選定を行いまして、令和元年度は国頭村と本部町が対象となりました。

内容は、国頭村のほうが、観光客をターゲットとした特産品の開発であるとか、観光プログラムの開発であるといったものを目指してございまして、北西の3区を対象としました。

本部町のほうが、一人暮らしの高齢者に対して買物支援をするために、移動販売車を入れたいといった内容に対して支援をいたしました。

令和2年度ですが、宮古島市の狩俣地区、こちらにおいては、地域の食堂を展開したいといった内容

であったりとか、放課後の見守り、児童の見守りの環境をつくりたいといった内容がありましたので、それに対して支援をさせていただきました。

あと、竹富町は、西表の白浜地区を選定させていただきました。こちらについては、直前に大手の製パン会社が撤退をいたしまして、地域でそれを補完するような取組をしたいといった内容もありましたので、公民館のほうに、そのパンの工房をつくる内容だったりとか、そういった提案に対して支援をさせていただきましたという状況でございます。

**○山里将雄委員** ごめんなさい。ちょっと聞き漏らしました。

2年度が国頭、大宜見と、そして本部。3年度が竹富とどこでしたか。

**○山里永悟地域・離島課長** 説明が舌足らずですみません。

支援期間は2年間になりますので、令和元年度に国頭村と本部町を選定して、これは令和元年と令和2年の2年間をかけて支援をさせていただきました。

令和2年度は、宮古島市の狩俣地区と竹富町の白浜地区を選定し、これに関しては、令和2年と令和3年の2年間支援をさせていただきました。

**○山里将雄委員** そうすると、令和3年度はもう募集はしてないということなんですね。

**○山里永悟地域・離島課長** そのとおりでございます。

**○山里将雄委員** 事業内容はさっき言いましたので、今、説明あったんですが、これは3か年間の事業であるんですけど、これまでに4つの案件が、いわゆる認定されて、事業をやっているということですね。

これは、類似市町村にこれを広めていくということを書いてあるんですけども、これをどうやって広めていくのか、そういった具体的な展開の方法とか、それはどう考えていますか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今、委員が御指摘されたように、県が入りまして、地域づくりの先導モデルをつくって、これを横に広げていくということが大きな目的でありまして、その一つの取組としては、最終年度にシンポジウムを最後に開催させていただきました。そこで各地区から成果発表させていただいて、それをもって横展開を図る取組をしたり、また、鋭意、その地区に視察に来てもらったりとかしながら、横展開を図っている状況でございます。

**○山里将雄委員** シンポジウムはもう終わったんですね。

これは、令和3年度までの事業となっているんで

すけれども、4年以降がどういう考えなのか、このシンポジウムを開いた結果、4年以降はそれを基にいわゆるほかの市町村への展開をしていくとか、そういった事業だったんですかね。

**○山里永悟地域・離島課長** 今、委員から説明していただいたとおりでございまして、このシンポジウムは2つの目的がありました。

この3年間の取組の成果発表で横展開を図るということと、その後、次にどういう仕掛けをしていったらよいかとか、どういうニーズがあるかといったことで、2部構成で行いまして、後半は、例えばヤンバルの共同売店の店主さんとかにも入っていただいて、この地域の活性化のために、共同売店の役割であるとか、それを支える行政、国頭村の職員とかにも入っていただいて、国頭村の地区の区長さんとかにも入っていただいて、いろいろとディスカッションをさせていただいたという2部構成で行いました。

ちょっとそういった内容も踏まえて、今年度からは、この地域が主体的に活動して、その活動を持続するために、やっぱりどうしても資金を生み出すような、そういう取組も必要なものですから、そういった資金を確保できるような取組につなげていきたいということで、離島・過疎コミュニティビジネス支援事業というものを今年度から展開をしております。

**○山里将雄委員** もう一度、事業名をお願いします。コミュニティ……。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島・過疎コミュニティビジネス支援事業でございます。

**○山里将雄委員** この件は以上とします。

次は43ページ、離島テレワーク育成事業について、また同じようにお聞かせください。

これも事業の説明をまずお願いします。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島テレワーク人材育成補助事業でございますが、本事業は、離島において、ICTを活用した新たな収入の仕組みの構築を目指しておりまして、農業であるとか、観光業であるとか、そういった本業や家事の隙間時間を活用して取り組むテレワーク就労を希望する方に、業務上必要になるスキルの研修、業務の仲介、納めてきた製品——完成品の納品の管理、チェック、就業中の助言などそういった内容に取り組む県内の民間事業者へ補助をしております、全離島の市町村——37有人離島を対象とした支援体制とICTを活用して島外から仕事を取り込む新たな環境の構築を図っているものでございます。

**○山里将雄委員** ありがとうございます。

これは、事業期間が令和3年度が最終年度となる

というふうになっているのですが、その事業の成果指標とか設定していたと思うんですけれども、人材育成と言いますから、その人数とか、あるいは1人当たりの収入額とか、そういった指標、これはどうなっていますか。その達成はできているんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 成果指標ですけれども、令和3年度——最終年度にテレワーカーとして育成する人数を435人まで増やしていきたいということを目標としておりました。

**○山里将雄委員** それは皆さんとしては、その事業については、3か年間の事業については、目標が達成できているということで理解していいですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 令和3年度末、いわゆる令和4年3月末時点ですが、テレワークにエントリーしてくれた、登録をさせていただいた方は621名です。

この研修を経て、実際に就労の段階まで来ている研修完了の方々が415名となっております、あと一歩というところでございます。

**○山里将雄委員** 分かりました。

令和3年度のこの報告、予算が3898万円で99.3%、執行率は非常に高くなっているんですけれども、その面でも予定は達成できたということになるんでしょうが、この予算というのは、主にどんなことに使われるのか。

これ、先ほど事業者への支援というふうにおっしゃっていたんですけれども、予算は主にどんなものに使われるんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島のテレワーカーの育成に取り組む事業者ですけれども、37有人離島を対象に、まず、テレワーカーの育成、研修であるとか、それもオンラインにして自宅にしながら受けられるような環境もつくったりとか、そういったこともやります。

また、育てながら仕事の実績も積むOJTもやりますので、そのため、首都圏であるとか、島外に適した仕事を取り込んでいく営業活動といったものもやっております。

そういった事務局の人件費や旅費、また、人材育成に必要な研修費、離島の方のパソコン等の環境の整っていない方もいらっしゃると思いますので、こういった方に関しては、育った後は自分でそういった環境を整えて、自走してくださいという、そういったお約束はさせていただくんですけれども、研修期間中は、パソコンも無料でリースをさせていただくとか、そういった環境の構築等に補助をさせていただいております。

**○山里将雄委員** これネットで引っ張ってみたんですけど、このテレワークの求人というのは結構あるんですよ、相当出ている、今現在ですね。

離島に行ってもそれに応募すれば、テレワークが可能だと思うんですけども、この事業を行わなければならないという、何かそういった理由というのはどういうことなんですかね。

**○山里永悟地域・離島課長** 推測ですが、委員が見られているような一般的な首都圏も含めたテレワーカーの皆さんが仕事を取るためのプラットフォームというのは多く立派にあります。

じゃあ、今までパソコンになじんでいないような離島の第1次産業に従事していらっしゃる方とか、観光業をやっている方が、隙間で、自前で、すぐにその仕事が取れるようなところまで、自己研さんでいけるかというとなかなか難しいかと思いません。

そういったことも踏まえまして、この離島の皆さんに適した仕事の整理をして、それに見合う研修をして、そこにエントリーしやすい、なかなか一步を踏み出しづらい方も多いので、気軽に参加できるような仕事を整理したりとかしながら、この離島のテレワーカーのためのプラットフォームというものをつくりました。

沖縄アイランドコネクトというプラットフォームなんですけど、そこに行けば、この仕事だったら自分でもできるんじゃないかという業務があって、それに必要な研修というのも既にセットされていて、沖縄の離島の皆さんに特化したプラットフォームを構築したというのがこの事業でございます。

**○山里将雄委員** 分かりました。

隙間の時間を利用したりとか、主婦とかとさっきおっしゃっていたんですけども、大体どのような方々の応募が多いですか。

**○山里永悟地域・離島課長** まず、今、参加していただいている方の離島テレワーカーの属性ですけど、女性が7割、男性が3割です。

年齢層ですが、30代、40代の方が多いです。

お仕事等をされているのが、パート、アルバイトをやっているという方が多い状況でございます。

**○山里将雄委員** 本当にその隙間時間で足りない部分を少し補うような、そういう働き方をこれで実際にやっているということですね。

分かりました。

それから、実績のほうなんですけど、2760万円ということになっているんですけど、効果のほうに書いてありますね、下のほうの。

この2760万円というのは、この415人育成して、415人でこの金額ということなんですか。

そうすると1人あたりは、はっきり言ってあんまり大した金額にはならないんですけども。

**○山里永悟地域・離島課長** 委員のおっしゃったとおりなんですけど、延べ人数になっていますので、延べ人数で5782人業務で、この実績ということでございまして、委員が御指摘されたように、もっと収入を高く目指すべきじゃないかということは、そのとおりでして、それを目指してスキルアップのための人材育成を行っておりまして、初めてテレワークをやった方が、すぐに高単価の収入を得るような、そこまで成果を上げるというのは、なかなか難しく、この事業の特色は、仕事で実際に収入を得て、自信もつけながらスキルアップを図って、自分の収入アップを目指していくというところがございます。

そうしたこともありますので、スキルアップの向上であるとか、単価の向上を目指す、そういったモチベーションの支援も含めて、今、人材育成を行っているところでございます。

**○山里将雄委員** 分かりました。

これは令和3年までの事業で、当該年度で終わったということなんですけど、後継事業とか、そういった展開はどうですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今年度からは、後継事業として離島ICT利活用人材等高度化補助事業を展開しておりまして、今、離島テレワークでエントリーしていただいた方の中から、もしくは、新規にエントリーする方の中で、自分ももっと高スキルを目指したいという方に重点を置いた高スキル取得希望者に対しての専門性の高い業務に関する研修というものに、ちょっと重点を置く事業を今年度からは展開しております。

**○山里将雄委員** 分かりました。

これは離島のための人材育成というふうになっているんですけども、離島以外でも、いわゆる本島でも過疎地域とか、人口の少ないところ、そういった状況は同じようにあると思うんですけども、そういったところでのこの事業——この事業は、あれなんでしょうけれども、同じような事業を展開するとか、そういうお考えはないでしょうか。

**○山里永悟地域・離島課長** 実際、同じようなスキームで、ほぼ自走の状態、今、本島のほうでは行われている状態ですが、我々としては、離島が不利にならないように、今、離島のほうに特化した補助を展開させていただいているといった状況でございます。

○山里将雄委員 ありがとうございます。

以上です。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 成果報告書のほうにはないので、関連する決算状況のもので出させていただいていますが、まず1点目ですね。

科学技術振興について伺いますが、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて科学技術振興ロードマップがつけられ、約7年間、令和3年度まで科学技術振興事業が行われましたが、その決算の総合計金額について伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 お答えいたします。

科学技術振興に関する予算の執行額ですけれども、管理費を除いた決算額ということで、平成28年度から令和3年度までの合計で執行額は約60億3000万円となっております。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

60億余りの予算が投下されて、この7年間で、この事業での成果について伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 成果についてですが、県では21世紀ビジョン基本計画に掲げる健康医療等の成長分野を柱に、琉球大学や沖縄高専、OIST等の大学等研究機関を核とした研究開発を推進し、新事業を創出する知的産業クラスターの形成に取り組んでまいりました。

具体的には、ライフサイエンス企業が入居するラボの整備、大学等の研究シーズと企業のニーズのマッチング、産学連携共同研究の支援等を行ってきました。

その成果としましては、うるま市州崎のライフサイエンス企業の集積が、令和4年現在で37社、それから、研究人材の高度化としてゲノム解析技術者が8人、再生医療認定医が9人、臨床細胞培養士が7人、それから、大学発ベンチャーが累計で令和2年度までに23社の創出、それから、共同研究等を支援し、特許の出願数が19件で登録済みが7件となっております。

また、将来の科学技術を担う人材の育成について、小・中・高の各段階に応じた科学教育プログラムを実施し、多くの子供たちが科学に触れる機会をつくることができましたと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 健康医療を中心にずっと執り行われてきたというような御答弁だったと思いますが、令和3年度が一旦の区切りとなって、次に、今年度から科学技術振興について、取組が行われていると

思いますが、これまでに培われてきたこの事業の成果を、今どのように引き継いで実施されているのか伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 お答えいたします。

知的産業クラスターの形成に取り組んだ結果、うるま市州崎地区にライフサイエンス企業を中心としたベンチャー企業の集積が一定程度進むなど成果が出ております。

一方で、企業数は一定程度集積しましたが、企業の事業規模の成長拡大や継続的な新事業の創出が十分とは言えないことから、大学等と企業の共同研究や研究開発、事業化、規模拡大等の各段階に応じた支援などが課題となっております。

また、その他の課題として、研究成果等の技術移転の推進については、大学等の研究成果と産業界の事業化ノウハウを融合させることや科学技術を担う人材の育成については、科学に触れる機会を創出し、子供の成長に応じた多様なプログラムを幅広く実施し、取組を継続する必要があると考えています。

これらの課題に取り組むため、新21世紀ビジョン基本計画や同計画に基づく実施計画では、企業の集積を図るだけではなく、そこから、新たな付加価値を加えて事業を展開する自立循環型のイノベーションエコシステムの構築に向けて取り組むこととしております。

具体的には、大学と研究機関を核とした共同研究の推進、国内外の技術者を沖縄に呼び込み、起業に向けた取組を支援、また、子供たちが科学技術に触れる機会の創出などを引き続き取り組むこととしております。

以上です。

○当山勝利委員 課題というのが、ある程度ベンチャー企業は集まったけれども、そこから大きくなっていないというのが現状だと。

そのために、大きくするための取組をもうやっているということなんですけれども、これは、皆様方だけじゃなくて、例えば商工労働部とも一緒になって、当然、実際に事業化というのが目標にされていると思うので、そこら辺の連携はどうなっていますか。

○高嶺力志科学技術振興課長 企画部のほうでは、大学等を中心とした、ある意味ではちょっと基礎的に近い部分の研究を支援いたしまして、それが、また研究段階が進展して、企業に技術移転されて、企業が実用化に近いような状態になって、実際に実用化とかというような段階になったときの研究開発については、商工労働部のほうが支援するというよう



なことで、役割分担をしているところです。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

そこら辺は、また商工労働部とも一緒にいろいろやられると思いますので、了解いたしました。

次に、令和4年度以降は、これまでロードマップがつくられた。だけど、今回もつくらないで、実施計画を立てて進捗管理するということだったんですが、その実施計画ができたのか、また、進捗管理はどうなっているか伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 新たな実施計画については、新沖縄21世紀ビジョン実施計画、これは全庁的な計画ですけれども、その中の科学技術振興部門ということで作成し、公表もしているところです。

全実施計画でも計画の対象期間が今回短く設定することが——10年間で3回の見直しの策定ということになりますので、そういう意味では、施策の検証をして、それを踏まえて見直し等を行うことが従来よりは短い期間でできるようになるのかなと思います。

また、進捗管理については、毎年全庁的に実施するP D C Aにより、全ての施策に対して成果指標、それから活動指標の両面から、その成果、進捗状況等を把握して、進捗管理を行うというようなことを考えております。

以上です。

○当山勝利委員 進捗管理、実施計画については分かりましたが、進捗管理が、結局、県庁でやられるP D C Aでの評価ということなんですけれども、すごい専門的な事業に対して、県庁の方々がきちんと進捗管理ができるのかどうなのかというのは、すごく疑問があります。

昨年の御答弁では、専門的な方々の委員会をつくって、そこで進捗管理をしてもらいますということだったんですけれども、この取組ってどうなっていますか。

○高嶺力志科学技術振興課長 進捗管理ですが、事業単位では毎年度専門知識を有する有識者、複数の有識者に入ってくださいまして、研究の進捗や成果、継続の可否等について審査をしていただきます。

そのような仕組みもつくっております。

ただ施策全体についても、そのような専門知識を持っていらっしゃる有識者に成果の評価であったり、進捗管理を行っていただく仕組みづくりについては検討していきたいと考えています。

以上です。

○当山勝利委員 いつも、毎度毎度言うんですけれ

ども、この科学技術振興というのは未来の沖縄県の飯の種ですと、その種をつくっているところですと。

そこを管理するのは、専門的なものが当然入ってくるので、それが全庁的なP D C Aで、私は絶対管理できないと思うんですね。

であれば、きちんとしたところを、組織をつくるなり、委員会をつくるなりでもいいんですが、きちんとやっていただきたいと思うんですけれど、部長はどうでしょう。

○儀間秀樹企画部長 今回の課長のほうからもお話ありましたけれども、個々の事業についてはこれまでその専門的な知識を有する方々に検証委員会という形で検証していただいたということで、やはりP D C Aを行政だけで回すと、取組の効果とか、要するに事業を進めていく中での課題とかということであって、具体の研究の中身についてはなかなか触れることができないということで、やはりその専門的な知識があった方々、そういった有識者を集めて検証していただくということは非常に大切だと思っておりますので、その辺は、そういうふうな方向でちょっと進めていきたいなというふうに思っております。

○当山勝利委員 ぜひよろしくお願いします。

次に移ります。電子自治体推進事業というのがあると思いますが、昨年も聞かせていただきましたがR P A化された業務というのが、去年は13個ほどありますということだったんですけれども、昨年度より増えたのかどうなのかちょっと伺います。

○與儀尚情報基盤整備課長 よろしくお願いします。

R P Aができた業務が昨年度より増えたのかということですが、令和3年度においては、前年度13業務というふうに説明させていただきましたが、13業務から新型コロナウイルス感染症に係る入力業務などで、新たに15業務増えておりまして、合計28業務をR P A化しております。

以上です。

○当山勝利委員 28業務に増やされて、それで業務削減がどれだけできたのか。要するに、時間数でどれだけできたのか伺います。

また、その中で特出して、この業務はこれだけ減らすことができましたよという業務があるのかどうかも伺います。

○與儀尚情報基盤整備課長 全28業務での時間数の削減効果ということでは、全体で2429時間の手作業で行っていたものを、410時間にR P A化することで削減できております。

その中で特に件数、R P A化した件数とか削減時

間が多かった業務、3つほど説明しますが、まず、生活保護費支給事務、これが令和2年度からやっておりますが、件数が5万713件ありまして、これで削減できた時間が862時間。

2番目に、HER-SYS、コロナの情報共有システムのHER-SYSの陽性者の就業制限の解除入力、これが3万件ほどありましたが、950時間の削減効果がありました。

もう一つは、同じくHER-SYSの入力で、健康観察の停止情報を登録するという業務がございましたが、これが2万4917件ありまして、207時間の削減効果、大きなものはこの3つということでございます。

以上です。

**○当山勝利委員** 令和2年度で2738時間削減できたという御答弁が昨年あったんですね。

今の御答弁、令和3年度で言うと2419時間が410時間になりましたということなんですけれども、それというのは去年と今年で、今年のほうが、削減時間が減っているんですね、なぜ。

**○與儀尚情報基盤整備課長** 申し訳ありません、ちょっと説明が間違っておりました。

2429時間というのは、今、上位の3つの話をしたものの手入力の時間でございました。

申し訳ありません、訂正いたします。

それで28業務全体では、もう一度繰り返しになります。

全体で3870時間の手作業の処理時間だったものが、3038時間削減されて、832時間でRPA化してできるようになったというのが28業務全体での時間になります。

訂正いたします。

**○当山勝利委員** 分かりました。

3000時間以上の削減ができたということでありまして、去年もお願いしたんですが、時間、これ削減できたということを経費換算するとどうなりますでしょうかということ、昨年投げさせていただきましたが、それはできましたでしょうか。

**○與儀尚情報基盤整備課長** RPAの導入によって、昨年度は28業務で職員の手作業の3870時間が、削減効果があったという説明になるんですが、これはコストに換算するというのをシミュレーションしております。

経験年数10年で大学卒の職員をモデルとした場合ですが、この場合に時給換算で2194円となりますので、先ほど申し上げた28業務で3870時間の削減効果に2194円を掛け合わせると849万1000円。

これが人件費換算の削減効果になるものと、コスト換算ということで試算しております。

以上です。

**○当山勝利委員** 分かりました。

コストでもこれだけ下がっているということと、あとは時間ですよ。

この時間を職員の方々がどう有効利用するかというの、もっと大切なことだと思いますので、できる部分はやっていただいて、職員の方々の残業を減らすとか、そういう部分にも充ててほしいし、創造的な仕事をするとかということもやっていただきたいと思いますので、ぜひそこら辺はよろしく願います。

次に行きます。3番、沖縄県のデジタルトランスフォーメーションの推進について伺いますが、昨年9月に推進本部を設置されているということですが、この県行政におけるデジタルトランスフォーメーションの推進状況について伺います。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** よろしくお願います。

令和3年9月、知事を本部長とする沖縄県DX推進本部を設置したんですけれども、それ以降、11月には4名ほど外部のアドバイザーを任命しまして、DXアドバイザーチームを設置しました。

そして本年5月にCDO補佐官を外部から任用しまして、体制を整備していきましてというのが、まず、体制面での動きです。

それから、計画ですね、本県のこのDX推進の考え方や方向性などを示す計画であります、沖縄県DX推進計画です。

令和3年度のところは、骨子をつくるころまで作業を進めまして、本年9月16日にローンチしたところでございます。

ですので、今後本計画の下で推進本部を中心に、また、外部デジタル人材の専門的な知識、経験も取り入れて、PDCAも回しながら計画的、総合的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○当山勝利委員** 今御説明がありました計画のほう立てられたということで、私もきちんとまだ見てないんですけども、説明いただきたいと思うのは、この計画を立ててPDCA回しながら、沖縄県の行政の中で、このデジタルトランスフォーメーションを使って、どういう方向性に持っていこうとされているのか伺います。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** お答えします。

この計画そのものはDX推進していくんですけれ

ども、その上にやっぱり沖縄振興計画、大きな計画がございますので、これをデジタルの面で支えていくというのがDX推進計画でございます。

なので、目指すところは振興計画と同じでございます。

これを、デジタルの手段をいかに使ってサポートしていくかということが大きな方向性だというふうに認識しております。

**○当山勝利委員** 私がお伺いしたいのは県庁として、その業務の中でどういう方向性で持っていこうとされているのか伺います。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** 県庁の中の業務でいきますと、やはりまず効率化を進めないといけないというふうに思いまして、先ほどRPAのお話が出ました。

それ以外にでも、例えば、県庁のパソコンがきちんとモバイル化してネットワークも無線化していくような流れだとか、あとは文書管理でいけば、電子決裁ですね。こういったところを取り入れて、きちんと効率化していったら、職員の皆さんの時間をもっと生み出すと。そういうふうな流れにしていきたいなというふうに考えております。

そういったところを各課、それぞれ所管するところがあつたりするんですけども、私たちだったり、CDO補佐官も入っていきながら、連携していきながら進めていきたいと考えております。

**○当山勝利委員** 分かりました。

昨年聞いたかと思うんですけど、他県の情報収集しますということもあったと思うんですが、他県の情報収集の中で沖縄県に取り入れた、何か事業というのはありますでしょうか。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** 他県事例の収集の話なんですけれども、昨年度はまず推進計画の策定に向けて動いておまして、例えば、愛媛県さんだとか、三重県さんなどの中で、DXの推進体制だとか、計画における取組内容、こういったところを参考にしたところがございます。

あと、先ほど申し上げた中の、外部デジタル人材のチームを使つての、各部局に対してサポートしていきける、そういう専門的な知識、経験に基づいてアドバイスしていく事業を行っているんですけども、そういった中で、例えば、サービスデザイン志向だとか、そういったところの勉強会とかもやっておまして、具体的に滋賀県さんで働いていた方を講師としてお招きして、勉強会をやつたり、あとは、県立学校のICT利活用推進だとか、そういったところに和歌山県さんの校務支援システムの共同調達し

た事例だとか、こういったところを紹介しながら進めているところでございます。

**○当山勝利委員** そういう先進事例を取り入れながら、沖縄県でもやっていくということなんですけれども、効率化ということで、いろいろ電子決裁という話もあったんですが、現状の法令上、電子化しにくいとか、そういう効率化しにくいとかという側面というのはありますでしょうか。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** 法令上も確かにあるんですけど、例えば、電子申請で言うと紙が多いもの、電子決裁もそうなんですけれども、こういったところはうまくデジタル化していくに当たっても、やっぱり障害になると思っていて、これを超えるものをどういうふうにやっていくかというのは、これから考えなければいけないなというふうに思っています。

多量にこの決裁が回っていくときに、画面だけで見ているところ、実際にはたくさん紙があるものというのは紙のほうが早いという、実際におっしゃる方も非常にいらっしゃるので、そういったところを、紙も併用しながら、でも決裁だけは電子化していけば何とかなるのかなとか、そういったところをハイブリッドで考えながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

**○当山勝利委員** 分かりました。

これからまた、いろいろこなれていってくると思っていますので、頑張りたいと思います。

最後になりますけれども、オンライン化を進める県内市町村自治体の助言という、そういう事業もあると思いますが、こちらのほうは実際に行われているのかどうなのかも含めてちょっと御答弁いただけますか。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** お答えいたします。

国が進めている自治体DX推進計画、市町村においては、オンライン化だとか、標準化、共通化というものが、対応が必要とされているところです。

令和3年度なんですけれども、これらについての動きとして、11月に県と市町村が連携を図っていくというDX推進連絡会を設置しております。

これで全体会議を開催したり、あとは圏域別にこのワーキンググループを開催したりして、情報共有等を図っているというところが、令和3年度までです。

令和4年度の事業として、市町村の職員に対する研修だとか、あとは人材不足等によってDX推進の取組を懸念されている市町村、特に小規模な市町村

がいらっしゃるかと思うんですけども、こういったところに外部の専門人材をサポートとして選任して、派遣するという伴走型の個別支援、これは今年度から実施しているところでございます。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

I T業界の人材不足というのは、沖縄県だけでなく、日本だけでなく、全世界的にも不足しているというような話も聞きます。

特に、高度になればなるほど、そういう人たちがいないということも伺っておりますので、そこら辺はまた、いろんなところと情報共有されながら、民間企業もあると思いますので、そこら辺のいろんな知恵と知識を使って進めていただけたらと思います。

離島テレワークも投げてありましたけれども、先ほど山里委員のほうでしっかり御答弁いただきましたので取り下げます。

以上で終わります。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです。

令和3年度、コロナ対策で本当に忙殺された年度で、最初に補正予算が22次と最多になって、臨時交付金の多くというのはコロナ対策に使われたと思いますが、どうだったのでしょうか。

○宮城直人企画調整課副参事 地方創生臨時交付金ですけど、コロナ対策の感染症対策、それから経済対策、この2つが中心で多くの費用を執行しております。

以上です。

○西銘純恵委員 補正額が3282億円余りですよ。

その中で、コロナ関連でどれだけ使われましたか。

○宮城直人企画調整課副参事 コロナの関係は、経済対策も全部コロナ関係です、これは。

○西銘純恵委員 額をお尋ねしている。

○宮城直人企画調整課副参事 ちょっと決算ベースではないんですけど、国の交付限度額ベースでは、令和3年度、1431億円余りですね、交付限度額が示されております。

その範囲で交付がされております。

○西銘純恵委員 臨時交付金の関係ですけども、沖縄県、特に感染がひどかったし、PCR検査とか県独自にやらざるを得なかったという部分もあるし、また米軍基地からオミクロンが県民に広がったという事情とかですね。

また、所得が低いので、雇用調整助成金が8割ぐらい出たにしても、沖縄県民のそもそもの所得が低いので、これに上乘せをするという、県が独自にまたやっという感じがしますよね。

そういう意味で私、コロナ関連の交付金、国から来る配分について、全国の、同じようにというわけにはいかないと思っているんですけども、配分どうだったのでしょうか。

○宮城直人企画調整課副参事 まず、交付金の性質を、5種類の中の性質を2つに大きく分けると、一つが医療機関などへの空床の補助とか、それから事業者への支援などに充当されるもの、これは国の配分基準に基づいて各自治体に交付限度額を示して、その範囲内で自治体が事業を執行するというものが、まず一つですね。

もう一つが、飲食店への営業時間短縮の協力金、これにも充当するというので、使途限定しているものについて国が措置するもの、この2つの枠になりますけれど、後者のほうは、営業時間短縮の件数とかそういった必要な額は、国のほうから必要な額は措置されておりますけれど、前者の空床補助とか事業支援とかそういったものについては国の配分基準がありまして、人口とか、それから県内の事業所数とか、それから、県内の感染の状況、沖縄県は昨年度、全国一の感染状況になったりしましたけれど、それからあと、自治体の財政力指数、そういったものを反映した数式で全国に配分したという配分基準になっております。

○西銘純恵委員 1400億円余り、コロナ対応で交付金が入ったということですけども、結局、県は足りなくて繰入れをやったということがあると思うんですが、基金どれだけ使われていますか、財政調整基金からの対応として。

○儀間秀樹企画部長 財政調整基金につきましては、総務部の所管でございます。

○西銘純恵委員 全国の配分基準で入ってきたということですけども、沖縄県はもっと要求すべき、国にコロナ関連は増やしてほしいということをやったのかどうか、やるべきだと思ったのですが、そういうことをやりましたか。

○宮城直人企画調整課副参事 県としてはそういった状況がありましたので、国に対して臨時交付金の追加交付とか、それから、それ以外の雇用調整助成金の特別措置の延長などについて、これまで20回、県単独で要請を実施してきています。

また、全国知事会で、知事が意見を出したりということで、全国知事会と連携して36回、国に知事会を通して要望もしております。

そのほか、鳥取県とか宮崎県など複数の自治体と連名で2回、国にも要請をしたところですよ。

○西銘純恵委員 感染症は、国の仕事だと思うんで

すよね。

それがちゃんと末端、都道府県、市町村に必要な分が来ていないということは、おっしゃるように、もっと国が予算を出すという立場でやってほしいと思います。

次、移ります。17ページ、自家用車から公共交通へということで、SDGsや高齢化の対策とも併せて、県民や県政の大きな課題だと思うんですけども、公共交通関連、3つお尋ねしたいと思います。

17ページの鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業、事業の目的とこれまでの取組と事業の効果を伺います。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 鉄軌道導入の目的、効果についてお答えします。

沖縄を除く他の都道府県においては、戦後間もなく、旧国鉄により鉄道が普及され、現在においても全国新幹線鉄道整備法に基づき、国主体で新幹線整備が進められているなど、移動、生活圏域の拡大、地域振興が図られているところでございます。

一方、米軍の統治下にありました沖縄では、壊滅しました県営鉄道の復旧は行われず、さらに、広大な米軍基地の存在、基地周辺での過密な市街地の形成、急激な自動車交通の増大など、歴史的社会的事情によりまして、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退など、様々な問題が発生しているところでございます。

そのため、県では21世紀ビジョンで示されました、沖縄の将来の姿でありますとか、陸上交通の課題解決の観点から、広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市であります名護を1時間で結ぶ鉄軌道導入に向けて取り組んでいるところでございます。

**○西銘純恵委員** 困難な事業を頑張っていると思うんですけども、中部圏域で、今成果のところ、実績のところでありますけれども、中部圏域での取組はどうでしょうか。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 中部圏域での取組でございますが、県では本島内の各圏域に議論の場を設けるなどして、市町村と共同で広域的な課題対応に向けて取り組んでいるところでございます。

中部圏域に関しましては、具体的には、路線バス、あと、コミュニティーバスの連携によりまして、沖縄市へのアクセスの利便性向上について議論を進めているところでございます。

**○西銘純恵委員** 自動運転とか、LRTなど、そこも含めて県の全県的な交通体系と言いますか、研究、調査・検討などはなされているんでしょうか。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 先ほどお答えしました各圏域における議論の場の中で、市町村と共同で広域的な課題対応に向けて取組を進めているところがございます。その中で地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方につきましても、LRT等の新たな交通システムも含めまして、幅広く検討しているところでございます。

**○西銘純恵委員** まだ固まったのがないという、検討中ということはそういうことですね。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** そのとおりです。

**○西銘純恵委員** 18ページ、同様なんですけれども、路線バスの定時運行への取組の成果について伺います。

**○山里武宏交通政策課長** よろしくお願いたします。

当該事業の成果ですけれども、令和3年度はノンステップバス1台の導入補助とキャンパスバス実証実験を含む3件の調査を実施したところでございます。なお、これまでの取組としてノンステップバスの導入補助は219台行っております。

あと、バスロケーションシステムの導入補助を行うなど、あとOKICAのシステムの導入、あるいは、バス停の上屋の整備補助等々の補助も行っております。

県民への公共交通に関するアンケート調査ですけれども、それで65%が以前に比べて公共交通が使いやすくなったというふうな答えを得られているところでございます。

県としてはその路線バスの利用環境改善がなされるとともに、利便性の向上がある程度図られているものという認識をしております。

以上です。

**○西銘純恵委員** キャンパスバスの実証について、成果どうなっていますか。

**○山里武宏交通政策課長** 令和3年1月から令和4年3月まで、新たな路線の検討として、小中学校、高校及び大学等が密集する地域とモノレールのでだこ浦西駅を結節するキャンパスバスの実証実験を実施しました。

令和4年の4月から沖縄琉大快速線として自主運行がなされております。

公共バスの利便性向上に引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 国道58号の伊佐までのバスレーン、これの成果についてお尋ねします。

**○山里武宏交通政策課長** この事業をスタートした平成24年から、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度まで、それまでの減少傾向に歯止めがかかって、利用者数はおおむね横ばいで推移しております。

国道58号のバスレーンを通過する路線についてなんですけれども、令和元年度、この新型コロナ感染症前の令和元年度の利用者数が平成23年度と比べて約7%増加している路線があります。

当該事業における基幹バスシステムの導入に向けた取組の成果によるものと推測しております。

以上です。

**○西銘純恵委員** バス利用者が7%増加しているということですね。

**○山里武宏交通政策課長** まだ限定的ではあるんですけれども、この基幹バスのルート——バスレーンを延長したこのルートにおいては、平成23年度から増加している路線もあると。

やはり定時性とか、速達性を目指した路線ですので、やはり定時性とか、速達性を、やっぱり一定程度改善していくことで、そういう利用者の増加につながったものであると考えております。

**○西銘純恵委員** 自家用自動車を廃止していくということが、両面あると私受け止めています。

伊佐から胡屋までのバスレーンは延伸になるんでしょうか。

取組の状況はどうか。

**○山里武宏交通政策課長** 今後の伊佐以北について、以下のステップでバスレーンを導入していく予定をしております。

以下というのは、まずステップ1で山里地区から普天間伊佐の上り、これが令和9年度を目標にしております。

ステップ2として、胡屋、山里間の上り、那覇方向ですね、これを令和13年度を目標、ステップ3として、伊佐、普天間、山里、胡屋の下り、胡屋方向、これも令和13年度を目標にしているというような目標を立てておりますけれども、導入に当たっては当然県民へのP Iなども実施して、合意形成を実施してやっていきたいと考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 気候温暖化を防止するという、車を置くということと、今の令和13年って、あと10年以内の計画を持っていらっしゃるけれども、やっぱりとても大事な取組じゃないかなと思ってはいます。

ただ、おっしゃったように、住民の意見を聞くというのが大事ですので、パブリックコメントをやら

れるということで、それも頑張ってもらいたいと思います。

それで次、33ページ、同じバス路線の関係ですけれども、地域住民の日常生活を支える乗り合いバスの減便や路線の廃止というのはあったんでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

やはり、まず、県内の路線バスなんですけれども、系統数として、平成30年度から175系統で、令和元年も同じく、令和2年度は183というふうに系統がちょっと増えていると。

これは、新たな新規路線なども、一応、東京バスなどの新規参入などもあるとか、そういう理由で系統数は伸びているところがあると。

一方で、令和元年度に減便というか、運転士不足等の理由で減便等があるという形がありました。

あと、今年度なんですけれども、令和4年度の減便もちょっとございまして、新聞等にもあったんですけれども、沖縄バスさんが運転手等のコロナの感染等が増加しているというようなこともあって、会社としてそのBCP、事業継続計画に基づく減便などが実施されたというふうなことは聞いております。

今は、それはまた戻ったりしているんですけれども、一部まだ減便が残っていたりしているという形にはなっております。

以上です。

**○西銘純恵委員** やっぱり日常生活を支えるバスの減便というのがやっぱり問題があると思うし、それをその自治体でも何か代わりになるような公共の乗り物やっていくというのをも併せて、県は支援をしていただきたいと思います。

元に戻ることが一番かと思うんですけれども。

補助事業の内容、どうなっているのか伺います。

**○山里武宏交通政策課長** このバス路線補助事業ですけれども、これは国、県、市町村及びバス事業者等で構成する沖縄県生活交通確保協議会の場で協議、了承された赤字バス路線に対して補助を行います。

スキームですけれども、補助額については、生じている赤字分である欠損額に対して補助をします。

費用の20分の9を上限として、国縣市町村で負担をしています。

この補助事業ですが、これは国と県が協調して事業者へ補助をする、いわゆる国協調補助と、県と市町村が協調して事業者へ補助をする、または、その県が市町村へ直接補助をする、いわゆる県単補助の2種類があります。

**○西銘純恵委員** 国が関与しているのは、単独市町村と県というのは、何か振り分けというのは、何で

されているの、国が入らないのは。

**○山里武宏交通政策課長** 基本的に国協調補助は複数の市町村をまたぐ広域的、幹線的な路線が対象になっております。

県単というのは、それ以外というか、市町村の中だけ、単独市町村の中だけを走るものとか、あるいは、それを超えるものもあるんですけども、今のような幹線的、国の対象路線ではない部分というのか、該当しない赤字路線等を対象に補助をしているという形になっております。

**○西銘純恵委員** 国が関わっている補助の割合というんですか、これは沖縄県、ほかの全国とどうなっていますか。

**○山里武宏交通政策課長** 国協調補助は国と県が1対1で負担しております。

補助割合として、国庫が2分の1、県が2分の1という形です。

**○西銘純恵委員** そうすると、乗る住民、市町村、事業者には負担はないということですか。

**○山里武宏交通政策課長** この補助については、費用の20分の9が上限になっていて、例えば、それを超える分というか、経常収益がその分を超えた分については、事業者等が負担するという形になっております。

**○西銘純恵委員** 事業者負担と言ったら、バス賃にも関わる問題じゃないかなと思っています。

この補助について、20分の9ですけども、私は沖縄戦で、やっぱり軽便鉄道、南部から嘉手納まであったのが壊されて、全国は戦後間もなく国鉄ができたという、こういう事情も言えば、少なくとも、鉄軌道が導入されるまではバス賃も鉄軌道並みに安くするとか、そういうことで、今言った全国と同じような補助ではなくて、もっと入れるべきだと思うのですが、この取組についていかがでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** 実は県は令和3年度の新たな沖縄振興——去年ですけども、その制度提言において、路線バスの欠損補助に係るこの国庫補助対象額の限度額の撤廃、あと、運賃を鉄道並みに低減するための財政支援、あとは、自治体が負担する運行維持費の8割を国庫補助金または交付金として支援することを、今回のこの制度を国に提言として求めてきたんですけども、実現には至らなかったという経緯があります。

**○西銘純恵委員** これ取組、実現するまで頑張ってくださいと思います。

最後に34ページ、離島住民の交通コスト負担軽減ですけども、これはとても離島苦に寄り添った事

業だと思っていますが、住民の感想といいますか、そういうのは県に届いているんでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

県で以前実施したアンケート調査で、やはり離島住民からの評価が高くて、かつ、今後の重点的に取り組むべき事項として、この交通運賃が、島外に出る交通運賃というのが上位に掲げられている状況がございますので、引き続き県としてはこの事業を安定的・継続的に実施することが重要であるというふうに考えております。

なので、今年度以降も一括交付金を活用して当該事業を引き続き実施しているところでございますので、今後とも離島住民の定住条件の整備を図るために、このコスト事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○西銘純恵委員** 利用者の延べ人数をお尋ねします。

**○山里武宏交通政策課長** 平成24年から令和3年度の航路、航空路の件数として、949万4574件になっております。

**○西銘純恵委員** 航空路って聞いたけれど、船。

**○山里武宏交通政策課長** すみません、今の数字は航路、航空路合わせての件数でした。

そのうちの航空路が393万6429件、航路が555万8145件になります。

先ほど言ったんですが、合計で949万4574件になります。

**○西銘純恵委員** 離島苦、本当に支援をするということでは、大事な事業で安定的・継続的にやっていきたいという答弁を受けましたので、頑張ってください。

以上で終わります。

**○又吉清義委員長** 渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 鉄軌道附帯決議というのがあるんだが、国会での。これはどうですか、これが力になって進むようになっていきますか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

鉄軌道につきましては、これまで全国新幹線鉄道整備法を参考にした特例制度について、これまでずっと国に対して要望してまいりました。

今回、沖振法の改正がございましたそのタイミングで国会において附帯決議がなされたということで、この鉄道整備の特例制度も踏まえた形で、今度国のほうで調査・検討を行うということでございますので、これは沖縄振興基本方針にも記載されているということで、国はその調査に向けて今準備を進めているところでございます。

これまで要望してきたことが今回、国においても取り組むということになっておりますので、一定程度の前進が図られたのかなというふうには思っております。

**○渡久地修委員** この鉄軌道、先ほどから答弁を聞いているけれど、ちょっと原点に立ち返って、戦後処理の問題としてしっかりやってもらうというところ、もっと立ち返ってやるべきじゃないかなと、最近思ってきているんだけど、その辺はいかがですか。

**○儀間秀樹企画部長** やはり戦後、本土のほうでは国鉄とか、あるいは新幹線の整備がなされている中で、沖縄はそういう軽便鉄道がなくなって、基地建設が進められたということで、その歴史的な背景もございます。

そういった背景と、それに加えて、今、国のほうではCO<sub>2</sub>の削減ということで、沖縄県ではSDGsについても積極的に取り組んでいこうという中で鉄軌道を導入することは、CO<sub>2</sub>の削減にも非常に効果があるということを思っておりますので、そういった両面も踏まえながら、国には求めていきたいというふうに思っております。

**○渡久地修委員** 答弁いいんだけど、やはり戦争で廃墟になって鉄道も全部なくなったという、僕はこの沖縄振興の原点にもう一度立ち返ってやるべきじゃないかなと。そうしないと、これは突破できないんじゃないかなと思っておりますので、これは今日は指摘しておきます。

次に、普天間の24ページと25ページ。普天間の先用地取得、その事業の目標、実績、面積と金額でお願いします。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** よろしくお願いたします。

土地取得事業の件ですけれども、県では平成24年度に特定駐留軍用地内土地取得事業基金への約69億1000万円を積立て、普天間飛行場の道路事業用地17.15ヘクタールの先行取得に取り組んでおります。

平成25年度から令和3年度までの土地取得面積の累計は、約12.8ヘクタールとなっており、達成率は約74%となっております。

これまでの取得費ですが、約61億円となっております。

**○渡久地修委員** これは順調ですか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 一応、達成率74%となっておりまして、引き続き地権者への事業周知等を行って目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**○渡久地修委員** 要するに74%なのは分かるけれど順調ですかということ聞いているので、遅れているのか、それとも目標どおり順調にいつているんですかということ。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** これはいつまでにとというのが特に決まっておられませんので、74%が順調かどうかというのがちょっと、すぐにお答えすることができません。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

普天間飛行場の跡地ということで17.15ヘクタール道路用地として取得ということで、25年度から取得をスタートしたところでございます。

目標が17.15ヘクタールを前年度、前回の基本計画の計画期間、令和3年度までに17.15ヘクタールを取得しようというのが目標でございました。

ただ、この跡地の先行取得については、土地の所有者からの申出がないと取得できないということもございまして、それで、まずはその制度の周知をということで、いろいろ周知を図ってまいったところですが、なかなかそれが進まないということで、前年度末までで74%程度ということで、目標にはちょっと達しなかったと。

引き続き17.15ヘクタールについて今後も取得を進めてまいりたいということでございます。

**○渡久地修委員** この土地の先行取得はとても大事な事業なので、申出がないとできないというものもあるんだけど、じゃあどうするかってやつをね、もっと全力を挙げてやってください。

あと、最後に35ページ、石油、離島の離島力向上の石油。

石油製品の、これ何度もこっちで取り上げてやってきたんだけど、今までのやり方を変えないと、根本的に変えないといけないよねという議論、いつもやっているんだけど、前回の委員会でも、ちょっともう仕組みを根本的に変えないといけないんじゃないかという話をしたんだけど、どんな方法があるか検討するという答弁だったんだけど、どういう検討になったかを教えてください。

**○山里永悟地域・離島課長** まず、石油製品というものは、各離島の活動の根幹を支えるエネルギーとして、現在も重要な位置を占めておりまして、その石油の販売事業者たちは、それを支える事業者であるわけです。

委員はよく御存じだと思いますが、この石油輸送補助ですが、財源となっているのは石油価格調整税というものでして、沖縄独自の税制を国に認めてもらって、石油の輸送補助に充てているという仕組み



がございます。

この内容を変えるに当たっては、総務大臣の同意が必要であったり、それなりの大きなハードルを越えていくという流れが必要になってまいります。

その前提で申しますが、今年度、石油製品輸送補助事業の効果等に関する調査を実施しておりまして、現在、この石油関係の調査に実績のある調査会社に委託をしまして、調査内容の精査を行い、また、石油販売事業者に協力依頼を行いまして調査を開始いたしました。

調査の内容ですが、石油販売事業者の経営実態調査、あとその石油を購入する離島事業者の石油利用実態調査、また補助対象経費に関する調査であったりとか、離島を有するほかの都道府県との比較も考えております。

その調査を今開始している動きと並行して、石垣市と竹富町、また市長、町長に直接お会いして協力をお願いしております。

内容としては、関心が高い内容であったんですが、市役所、町役場、また村役場ですけれど、この石油製品価格を担当する部署というのが今までなくて、県と連携してやりましょうということをお願いをしました。

その場で担当部署を指定していただきました。

また今回実施する実態調査への協力、あと、地域の方々の御協力というのが非常に重要だと考えておりますので、市町村と連携した地域住民への御協力というの呼びかけていただくことも確認をさせていただきます。

また同時に、離島のガソリンスタンド等々を回っているいろいろと話をさせていただいております。

特に各離島に回っているところなんですけど、八重山の離島の竹富町、島々ありますけれども、そちらの離島の販売業者さんとか、意見交換を重ねる中では、彼らとしても自分たちは本当に頑張っている努力している。それがなかなか離島の方々に伝わらないということで、たまに心が折れそうになるという、そういったお話も伺っていて、それならばこの実態調査にもっと積極的に協力をして、この調査をもって自分たちの経営努力というのと一緒に見えるようにしようという呼びかけも行っているところなんです。

こうした本調査によって離島特有の経費の把握だったりとか、最新のデータを用いた価格差の発生要因の分析を行いまして、効果的な支援であったりとか、あとは、先ほども申しましたけれど、県だけではなくて、離島の市町村、もしくは関係の団体、

離島の地域の皆さん、こういった体制づくりが非常に重要なというふうに考えておりまして、今こうした取組も進めているというところがございます。

**○渡久地修委員** とにかくこの問題は、僕は県議会に来てからずっと議論しているわけよ、なかなか解決……。

事業者がいるよね、住民がいる。

だから、民間事業者任せではこれ絶対解決しないと僕は思います。

だから、これは県も、さっき言った国も、県も、市町村も、住民も一体となったものでやらないとできないと。

その一つの参考になるのが、水道の広域化、あれは県と市町村、自治体同士だから、進みやすいところあると思うんだけど、これは、民間事業者、働く人のあれも守らんといけない、住民も守らないといけないという、いろんな難しいのがあるから、極端なことを言ったら、前は僕はみんな一緒になって、第三セクターみたいなものをつくったらどうかということも言ったことあるんだけど、これいろんなもの含めてやらないと、簡単には解決できないと思うので、県、市、事業者、住民一体となって解決するというものにしていったほうがいいと思いますので、それも含めて、ちょっとどういう検討ができるか検討してみたいんですが、部長どうですか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

先ほど課長からも話ありましたが、事業者からも話を聞く、そして、その住民、あるいは市町村からも御協力いただいて、今回調査を実施するというので、そういった住民とか事業者、市町村、話合いの中で、検討を進めていきたいというふうに考えております。

**○渡久地修委員** これも長年ずっと議論してきている問題だから、しっかりと国、県、市町村、住民、事業者含めて、しっかり話し合って方向を見いだせるようにやってください。

終わります。

**○又吉清義委員長** 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時21分再開

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

國仲昌二委員。

**○國仲昌二委員** 主要施策のほうの29ページですけども、これは小さな拠点づくり支援事業、先ほど質問があったもので、ビジネス支援事業だと。

宮古のほうで、狩俣地区がこの事業、食堂とかあるいは放課後の見守り事業とかという話があったんですけども、もう少し具体的に説明をお願いしますか。

**○山里永悟地域・離島課長** 宮古島市狩俣地区ですが、自治会が支援対象となりまして、委員からも今説明がありました地域食堂の展開や放課後見守り、保育拠点整備など、地域住民の生活向上を目指した小さな拠点づくりの実現に向けて支援をさせていただきました。

地域食堂ですが、集落センター、公民館のようなものですが、ちょっと大きめの公民館ありまして、その集落センターの調理室の改修、あと、狩俣小学校の校庭に名物の大きいガジュマルがあるんですけども、そのガジュマルを活用した放課後の見守り、保育拠点整備に係る支援をさせていただきました。

状況の御報告を受ける機会がございましたので、自治会長さんからちょっと状況報告いただきまして、この食堂ですが、幼稚園へのお弁当の提供であるとか、単身高齢者への配食サービス、地域行事等で活用されているということでございます。

校庭のガジュマルを活用した放課後見守り、保育拠点ですが、子供たちの放課後の遊び場として定着しておりまして、保護者からお年寄りを含めた世代間の交流が生まれていますという報告を受けております。

**○國仲昌二委員** この場合、県の支援というのは、改修の費用ですとか、あとそのガジュマルを活用した遊び場というんですか、そこに関しての県の支援というのはどういったのがありますか。

**○山里永悟地域・離島課長** その地域食堂ですが、設備の備品であったりとか、そういったものの購入の費用等も支援をさせていただいております。

校庭のガジュマルですけど、そこに、地域の方に大工さんとかもいらっしゃいまして、その方々がこのガジュマルにこう寄り添うような感じのツリーハウスというんですかね、そういった遊び場を地元で企画、立案をして、造って、それを地域の子供たちと一緒に、そういう、見守りの拠点として今活用しているという状況でございます。

**○國仲昌二委員** 今回こういうふうに、狩俣自治会がそういう事業をやったということですけども、これ事業名ですかね、コミュニティビジネス支援事業という話でしたけれども、この事業をどうやってビジネスにつなげていくかという、これからのそういった予測というか、そういったものは何かありま

すか。

**○山里永悟地域・離島課長** すみません、先ほどの山里委員からの御質問でちょっと、少し重複してしまったところがあるかもしれませんが、令和元年から令和3年に決算審査をいただいている事業というのは、小さな拠点づくり支援事業というものでございまして、そういった拠点づくりを、地域食堂であるとか、そういったものを、拠点づくりを行う支援事業をさせていただきました。

今、委員がおっしゃった、このビジネス化していくというところは、その後継事業で、今年度から始めている事業ということになります。

関連しますので、今年度から行っているその後継事業であります。例えば、その地域の拠点となっているのは、何も公民館や地域食堂だけではなくて、共同売店とか、もともとあるところもあって、それは運営継続性に課題があるということはよく聞いておりましたので、そういった声も拾って、コミュニティビジネスの支援事業というのを今年から開始しているところでありまして、具体的には、地域の区長会に参加させていただいたりとか、区長さんや地域住民との意見交換をさせていただく中で、共同売店の担い手、後任の人材育成が課題だとか、地域で取れた農産物の販路開拓をしていきたいんだけど、自分たちではどうやっていいか、ちょっとまだ、専門家の意見を聞きたいとか。あと、惣菜とか弁当販売とか、地域の食材を使ったものをやっていきたいんだけど、これをどうやって売っていいか、専門家の支援がほしいとか、そういった御要望等がありましたので、そういった御要望を踏まえた、このコミュニティビジネスの構築支援というのは今年からやっているということでございます。

**○國仲昌二委員** この今年度からやっている事業というのは、どこか地域指定でやっているのですか。

それとも全県的な取組なのですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 基本的には離島、過疎地域全般を対象地域にしております。

ちょうど今、応募とか企画とかをいただいて整理をしている段階でして、全県的な対象で行っている中で、ヤンバルの北部とかから応募が多かったりとか、そういった状況になっています。

**○國仲昌二委員** 分かりました。

次は31ページ、移住定住促進事業。

表の中のこの事業内容を見ますと、移住体験ツアー、あるいは中間支援組織養成講座、移住フェアとあるんですけども、ちょっと説明をお願いします。

**○山里永悟地域・離島課長** 本事業、移住受入れの取組を進めている県内の全市町村とも連携して行っていく事業でございまして、具体的に申しますと、一つ一つ申し上げますと、移住フェア、東京とかで行われるんですけど、これの出展費用とか申込みとか、場所の設定、場所を確保するとか、そういった経費を県のほうで負担させていただいて、市町村の負担を軽減した上で、積極的な参加を呼びかけて、市町村と一緒に移住フェアに参加して移住者を呼び込むという取組でございまして。

令和3年度で申し上げますと、多良間村を含む6自治体と一緒に取組をさせていただきました。

移住相談会は、これも県主催で、県外で行ったり、コロナ感染症が拡大したときにはオンラインで行ったりもしました。

これについては、県主体なので、場所の設定とか県のほうで当然行うんですけど、そちらについても7自治体さんと一緒にさせていただきました。

移住体験ツアーですが、文字どおり、移住前の体験をしてもらうということでツアーを組むんですが、昨年度、コロナ感染の拡大もあったので、オンライン開催が多かったんですが、感染が落ちついたとき、石垣だけは実地開催ができたという状況で、オンラインではありますが、多良間村を含む8自治体のほうで体験ツアーを開催することができました。

ふるさとワーキングホリデーというのは、少人数ですけど、例えば、沖縄の農業体験、農園であるとか、マンゴー農園であるとか、あと地域のヤンバルの食堂でとか、ホテルであるとか、そういったところの要は就労体験。それを、首都圏の学生さんとか、移住を念頭に置いた方々にその体験をしてもらって、1か月ぐらいやってもらいます。

そこからちょっと、移住につなげるという、そういう取組でございまして、このワーキングホリデーに関しては、宮古島市を含む10自治体の方々、多良間村でも行っております。

10自治体のほうで一緒に実施をさせていただきました。

あと移住、沖縄県の移住応援サイト、ホームページ、おきなわ島ぐらしというのがあるんですけど、そちらで情報提供いただいている自治体さんの情報も積極的に発信をしております、今、多良間村を含む15自治体から情報をいただいて、情報発信をしている状況でございまして。

**○國仲昌二委員** こういった活動というのかな、事業というのは、多分、小規模離島とか、あるいは小規模市町村のほうが多いと思うんですけども、こ

の効果といいますか、この事業を平成28年度からやってきて、その移住定住促進というのに関しては、効果としてはどういうふうに見ていますか。

**○山里永悟地域・離島課長** この移住定住促進事業ですけど、一緒にやっている市町村とかはよく分かると思うんですが、移住は結構、移住者の方にとっては大きな決断で、御家族であったりとか御親族であったりとか、いろんな方々と相談をしながら進めていくので、すぐにその移住しましたというところに結びつく場合と、なかなか時間がかかるといった場合もございまして。

そういったことを切れ目なくつないでいくということをちょっと重視してやっております、移住フェアの実績、昨年度だけで申し上げますと104人の方の移住相談を、移住フェアでフェース・ツー・フェースで行わせていただきました。

あとは、このおきなわ島ぐらしというホームページですけど、年を追うごとに閲覧する方がかなり増えてきていまして、令和3年度だけでは19万2000件のアクセスにまで、かなり増えてきています。

当初、平成28年は3万件ぐらいだったものですから、かなり増えてきているところでございまして。

移住相談会、県主催のものでありますが、こちらでは、沖縄県独自でやったということもありまして、253人の相談を受け付けさせていただきました。

あと、県庁の地域・離島課のほうに離島コーディネーターと専門相談員を置いているんですけど、そちらへの相談件数も増えてきておりまして、令和3年度だけでも189件の相談が来ているという状況でございまして、そういった継続した市町村と連携した取組もあって、令和3年、コロナもありまして、かなり活動が制限されたんですけど、結果から申し上げますと、この令和3年だけで、コロナ禍ではありましたが、このアンケート等で確認が取れた分だけか把握はできていないんですけど、11名の方から、沖縄に移住したという御回答をいただいている、2名の方からは、もう1年以内に移住しますという御予定をいただいていたります。

平成27年から、御協力いただける方に限られますが、また御報告をいただいているんですけど、それで申しまして、67名の方が移住しているということで御報告をいただいているところです。

**○國仲昌二委員** ぜひ市町村と連携して頑張りたいと思います。

次は、これも先ほど質問あったんですけども、離島住民交通コスト負担軽減事業ですね。

私も離島の住民でありまして、かなり助かってお

ります。

本当に、ぜひ継続してやってもらいたいという事業なんですけれども、ただ、81.2%という執行率なんですけれども、こんなものなのですか、執行率というものは。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

令和3年度は、令和2年度に引き続いて、新型コロナウイルスの影響で、結果としてその航空路とか航路の利用者数が想定よりも少なかったということに伴って、執行率の低下及び不用額が生じております。

令和3年度の予算の執行に当たっては、例えば令和3年10月以降、コロナによる緊急事態措置が解除されたことに伴って、利用者数は回復基調にあったため、予算を減額補正せずに確保していたのですが、今年、令和4年1月からコロナの再流行に伴って、まん延防止等重点措置を発出された結果、不用が生じたという形になっております。

**○國仲昌二委員** コロナ禍でちょっと利用は落ちたということで、多分そういう執行率になっているという、今のその説明で納得しました。

課題のほうで、この本事業の安定的かつ継続的な実施について検討する必要があるという指摘があるんですけれども、これについての説明をお願いします。

**○山里武宏交通政策課長** 県としましても、やはりこの事業、安定的かつ継続的に実施することが重要であるというふうに考えておりますので、令和4年度以降も一括交付金を活用して、当該事業を引き続き実施しております。

今後とも、この事業、定住条件の整備を図るためにコスト負担軽減に取り組んでいきたいと思っております。

**○國仲昌二委員** 本当に、離島住民にとっては非常に助かる制度ですので、しっかり、安定的かつ継続的な実施というのを心がけて続けていただけたらなと思っております。

よろしくをお願いします。

次は38ページ。八重山地区のラジオ中継局強靱化支援事業なんですけれども、事業の目的として、その情報遮断の回避といった防災上の観点で、情報格差是正を図るというのがあるんですけれども、世界的な半導体不足の影響で事業が遅れているということで繰越しになっていますけれども、現状について伺います。

**○與儀尚情報基盤整備課長** 八重山地区ラジオ中継局強靱化支援事業でございますが、八重山地区の難

聴解消及び保守性の向上のため、八重山地区市町村圏事務組合が事業主体となって、令和2年度より事業に着手してございまして、ラジオ放送中継局などの再構築及び強靱化を行うものとなっております。

今、委員が御指摘されているように、繰越しなどが起こっていますけれども、令和3年度に計画、予定をしておりました機器の製作が、必要な部品調達において、世界的な半導体不足の影響で納入までに不測の時間を要することから、令和3年の予算の大部分が繰り越されております。

そして、現時点でのその状況、繰越したものの状況なんですけど、部品調達はほぼ完了してございまして、メーカー側で今、機器の製作を進めているところでございます。

その結果、令和5年3月までにはこの繰越した分の機器の製作が全て完了する見込みとなっております。

**○國仲昌二委員** 事業の目的にもあるように、その情報遮断というのは、防災上の観点からも重要だと思っておりますので、ぜひ早めの完成をよろしくお願ひします。

41ページの離島体験交流促進事業というので、当初予算が2億2000万あるんですけれども、決算で1億も行かない、9990万。

この執行率が77%しかないというのを、ちょっと説明をお願いします。

**○山里永悟地域・離島課長** 令和3年度ですが、御承知のように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありまして、緊急事態措置などが取られまして、離島との往来というのは制限されました。

中でも、デルタ株とかオミクロン株とか、変異株というものがちょっと猛威を振るいだしたようなタイミングもありまして、当初予定よりも後ろにずらす方向、まずは派遣延期というものを繰り返したわけですが、そうしていく中で、派遣予定校、小学校ですけれども、学校のカリキュラムであったりとか、学校の行事とかとちょっと若干合わないということで、派遣ができなくなってくるという児童等も出てきたこともありまして、予定していた児童全体はもう送れないことが見込めたので、11月補正ではその分の減額補正というのも行っております。

随時、切れ目のない離島の体験をしてもらいたいということで、延期を繰り返しながらも準備を進めておりましたが、年明けからずっとオミクロン株の感染再拡大が進みまして、こういう中、対象が小学5年生の児童なんですけれども、ワクチン接種というの、大人と比べてちょっと十分ではないといっ

たこともございまして、派遣予定校に複数回、ちょっと意向確認を行ったんですが、やはりちょっと慎重な意見があったものですから、実際の派遣というものは断念をいたしまして、その中でも離島の体験ができるように、オンライン体験交流を変更実施いたしました。

結果として、11校619名がオンラインの体験交流に参加をしてくれましたが、現地への派遣が結果的に行えなかったということにより、2970万円の不用額が発生しております。

**○國仲昌二委員** 分かりました。

次は42ページ、これも執行率が55.3%とちょっと低く、その事業内容を見ても、1900人の予定が10人になったと。これもコロナのあれかなと思うんですけど、ちょっと説明をお願いします。

**○山里永悟地域・離島課長** 先ほどの体験交流与重複する部分もありますが、変異株なども伴いまして、コロナウイルスの感染拡大に伴う往来制限が繰り返される状況となりました。

ただ、この離島観光・交流に関しましては、コロナで経済的に疲弊して苦しむ離島事業者の経済復興にもつながることもありまして、我々としては、何度もプログラムツアーの再構築を繰り返しながら、延期しながらも、とにかく人を送って離島の観光事業者を元気にしたいということで、ずっと挑戦を続けている状態で延期を繰り返したということがあります。

そういった中、当初66本のツアーを造成して、事前のPCR検査を義務づけたり、体制を構築したんですが、やはりそれも全て中止せざるを得ないという延期の状況になりました。

こういう中、これまで取り組んできた旅行プログラムの自走化にも取り組みまして、前年比10倍近くになる133件のツアーというのが自走化をして、旅行者等の販売契約に至っております。

そういった中の、11月頃にちょっと一回、コロナ、こう波がありますので、一旦ちょっと落ち着きを見せ始めて、この文化観光スポーツ部の事業なんですけど、おきなわ彩発見といったものができるような状況になりましたので、離島の事業者等にも意向確認をして、じゃあこの離島の観光交流事業もやろうということで、プログラム造成を再度、やり直し等も含めて作業を進めて、11月26日から募集を開始しました。

開始したところ、647名の皆さんが応募してくれて、離島に派遣できる状況になったわけですが、年明けからオミクロン株の再拡大が、もうかなり急速に広

まりまして、往来が制限されて、1月7日出発のツアーをもって、全てのツアーが中止に追い込まれてしまいました。

よって、そのときに募集をした、93本のツアーを造成して募集はしたんですけど、そのうち90本を停止せざるを得ないという状況になりました。

そういった、実際に送れる方々はもうかなり制限されて、もう中止が重なったということで6000万円余の不用額の発生につながったものであります。

**○國仲昌二委員** 当初予算が1億3400万で、派遣人数が1900人とあるんですけど、結果的には派遣が、10人しか派遣できなかったというような内容ですね。決算額が7400万ということで、ちょっとこの派遣が10名で7400万というのが、ちょっと分かりにくいんですけども、説明をお願いします。

**○山里永悟地域・離島課長** 先ほども説明させていただいたんですが、派遣できたのは3本、10名ですけど、この費用に関しましては、離島の事業者一緒になってプログラムを——離島の事業者は、かなり小規模事業者なんですけど、その事業者たちの協力を得ながらプログラムを造成し、準備をし、派遣の応募をするということを繰り返し行いまして、要はプログラム造成に係る費用というものは、実は、総計で申しますと約160本ほどのツアー造成を行って、前半ではもう60本ぐらい、それを募集の前で中止をせざるを得ない状況になったりとか、年明けは93本の応募を行ったわけですが、3本の派遣を行った時点で、90本は中止になってしまうということで、このプログラム造成に係る費用であるとか、先ほど申し上げた、自走化……。

**○國仲昌二委員** 分かりました、オーケー。

あの、プログラムツアーの費用があったということね。

では、最後ですけども、市町村振興資金の貸付基金の運用状況というところで、金額のほうは、今年度中の増減額というのがマイナス1600万となっているんですけど、これを見ると、3番目の貸付状況を見ると、貸付額より償還額のほうが大きいんですけども、このマイナスというのがちょっとよく分からないので、説明をお願いします。

**○森田賢市町村課長** お答えいたします。

今御指摘ありました、市町村の振興資金貸付基金につきましては、市町村及び市町村が組織する一部事務組合の振興を推進するために、市町村等に貸し付ける資金として、自治法の規定に基づいて設置された基金でございまして、

当該基金につきましては、沖縄県市町村振興資金

貸付基金条例におきまして、市町村等が実施する公共施設の整備事業等の資金として貸し付けるほか、市町村等の振興及び活性化を図るため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部を処分することができることとされておりまして、基金から繰り出して、市町村の広域連携に係る事業等に活用しているところでございます。

貸付金の償還利子など、基金の運用から生ずる収益につきましては、当該基金に繰入れられるというところでございますけれども、令和3年度は、基金から繰り出した事業費が基金へ繰り入れる運用収益を上回ったため、増減額がマイナスとなっているというところでございます。

○**國仲昌二委員** 市町村振興のために、県が行う事業にも取崩して使うことができるということですか。

○**森田賢市町村課長** 当該基金は、県が一般財源で積み立てたものでございまして、県が考える市町村の振興等に資する事業について、取崩して活用しているというところでございます。

○**國仲昌二委員** それと、4番目の貸付内訳という表があるんですけれども、この右側の上から2番目に合併市町村振興というのが2件、貸付事業があるんですけれども、これはどういう事業なんですか。

○**森田賢市町村課長** 合併後の南城市等が行った、公共施設の整備についてということで承知しております。

○**國仲昌二委員** 宮古島市も合併して、もう何年ですかね、ある程度、この市町村振興の起債ですとかというのは、何というのかな、年度の制限があるんですけれども、これについては、特にそういった制限はないということなんですか。

○**森田賢市町村課長** 今、委員がおっしゃったのは、多分、合併特例債のことと思われるのですが、合併特例債は当然、上限額が決まっておりますので、それ以上のものは発行できないというのがありますけれども、この資金につきましては、基本的に、その公共施設の整備等に資するものについては貸付けができるということになっております。

○**國仲昌二委員** ありがとうございます。

以上で私は終わります。

○**又吉清義委員長** 平良昭一委員。

○**平良昭一委員** 鉄軌道の導入システムについてですけれど、名護从那覇までの鉄軌道の実現は、この20数年前に北部の市町村の総意として声を上げてきていることから始まってきているわけです。

その中で、一向に進まないこの鉄軌道事業に対して、北部の住民からは、やっぱり夢物語なのかとい

う、もうトーンダウンしてきているんです。

そういう観点からして、どのような取組を行ってきているのか、いま一度説明願いたい。

○**比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 鉄軌道導入の実現に向けた取組についてですが、平成30年5月の構想段階における計画書を策定以降、課題とされています費用便益比、あと採算性等について検証を行い、国に説明を行うとともに、全国新幹線鉄道整備法を参考としました特例制度の創設等、必要な支援を求めてきています。

また、鉄軌道導入に向けた取組の推進には、県民全体の、鉄軌道を望む声が大きくなることが重要と考えておりまして、令和2年度以降は県民向けの機運醸成に取り組んでいるところでございます。

県が求めてきました特例制度についてですが、令和4年度から、国においても調査・検討が進められることも踏まえて、引き続き鉄軌道の必要性を丁寧に説明しながら、早期導入に向け、国と協議を進めていきたいと考えております。

○**平良昭一委員** これはずっと同じような状況が何十年も続いている。

結局、今、車の道路の整備、いわゆる名護北道路、高規格道路、トンネル、それぞれ駆使して、伊差川まですごいスピードで完成してきたわけですね。

そして嵐山のテーマパーク、世界遺産の今帰仁城跡、海洋博記念公園まで。それももう既に計画の中に入ってきているわけですよ。

これぐらい道路の整備は進んでいくのに、鉄軌道は全然進んでいかないということに関して、北部の方々、やはりもう駄目なのかという、こういう形なんですよ。

これをどう、皆さんが一生懸命仕事しているか伝えていく。それが足りない。

どう思うか。

○**儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

まず、先ほど室長のほうから説明ありましたけれども、この鉄軌道に係るその事業につきましては、平成24年度から県のほうで着手をしております。

それで、平成24年度から25年度にかけて、鉄軌道を導入することがどのように可能となるのかということで、いろいろ調査をして、その中で全国新幹線鉄道整備法を参考とした上下分離方式の採用によって採算が取れることを、調査で確認できたこと。

2年かけて、その辺の調査をしたということでございます。

そして、26年から29年にかけて、県民の皆さんの意見も聞きながら、構想段階における計画案づくり

に取り組んで、平成30年5月に構想段階における計画書を策定したと。

そして、平成30年度から令和元年度にかけて、費用便益比について検討、加えてケースによっては1を超えるというようなものも出てきたということで、一応段階を踏んで作業してきたというところがございます。

この事業費が、うちの試算ですと6000億を超えるような事業費でございますので、やはり慎重にならざるを得ないというところが、国のほうにもあると思います。

先ほども申しましたけれども、特例制度について、今回、調査・検討をするというふうな国の方針も出ておりますので、何らかの形で前進するのではないかと期待しているところでございます。

**○平良昭一委員** 先般、長崎まで新幹線が通りましたよね。

あんなものも短期間でできるのに、なぜそういう沖縄はできないのかというのは、住民は単純にそう考えるわけですよ。

いろんな国の制度、この費用対効果だけが頭の中に入り込んでしまっているから、そういう形なるかもしれないけれど、特例制度、もうちょっと国と議論してやる必要はあると思います。

どうですか。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** この鉄軌道の導入の事業ですけれども、県は国に対して、早期の事業化について要望をさせていただいているところではありますが、他の大型事業を参考にしますと、やっぱり構想から着工までは20年、30年程度かかる、要するところもでございます。

国においては、先ほどありましたけれども、6000億を超える事業について、慎重な検討が継続され、次年度も調査事業として予算のほうを要求し、取り組むことと聞いております。

引き続き国のほうにも県のほうから丁寧に説明して、協議を進めたいと考えております。

**○平良昭一委員** これは、公共交通で、また特別委員会でもやりましょう。

次に、成長分野リーディングプロジェクト創出事業の概要をちょっと説明していただきたい。

**○高嶺力志科学技術振興課長** お答えいたします。

この事業では、沖縄21世紀ビジョン基本計画で、成長分野に位置づけた健康医療、環境エネルギー分野において、産学官の連携による先導的な共同研究を実施、発展させることで、新たなリーディング産業の創出を図ることを目指して実施をしております。

平成29年度から令和3年度の5年間で7件の産学共同研究を実施しております。

主な研究内容としましては、健康医療分野では、琉球大学とトロピカルテクノプラスの共同研究となりますが、再生医療の創薬原料として期待されるエクソソーム、これは生体内での細胞間の情報伝達を担っていると考えられている物質ですけれども、それを高純度で生産する技術の開発、それから、エクソソームを生成するデバイスの試作品を開発しました。

従来の方式と比較して、短時間に高い収率でエクソソームを回収することが可能となっております。

また、琉球大学と沖縄UKAMI養蚕の共同研究ですが、沖縄産の蚕のさなぎを用いたアフリカ豚熱経口ワクチン及び簡易診断キットの開発の共同研究を行っております。

これは、蚕のさなぎからワクチン開発に必要な抗原たんぱく質の生成を行って、さらに、簡易診断キットの試作品の作成をしております。

また、環境エネルギー分野では、これはOIST、沖縄県環境科学センターの共同研究になりますが、県産微生物群による窒素・リン除去機能を持つ、養豚排水処理技術の研究開発を行っており、畜産排水中に含まれる硝酸性窒素について独自開発した実証機を用いて、一般排水基準を満たす浄化レベルを達成しております。

研究の概要は以上です。

**○平良昭一委員** これは、継続していつ頃まで続く予定なのか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** それぞれの研究テーマですけれども、この3件につきましては、例えばこのエクソソームの研究開発につきましては、まだ研究は途中の段階にあります。

実用化までは至っておりません。

ただ、令和4年度以降も後継事業のほうで、支援をしていくというようなことになっていきます。

また、蚕のさなぎを用いたアフリカ豚熱のワクチンの開発につきましても、令和4年度以降も引き続き研究開発の支援を後継事業のほうで継続することとしております。

以上です。

**○平良昭一委員** 実用化するまでは、支援していくという形だと思います。

分かりました。

次に、水源地域環境保全事業ですけれども、これは水源地特有の行政需要に基づいて実施する事業に対して支援を行っていくということでしたけれども、ど

ういう事業を行ってきたのかな。

どういう支援を。

**○山里永悟地域・離島課長** 水源地域環境保全事業ですけれども、事業の助成の対象ですが、水源市町村の作成した事業計画に基づいて行っておりまして、水源涵養機能の維持等であれば、林道や河川周辺の清掃、除草等の森林環境整備、河川の土砂しゅんせつや赤土流出対策などによる水質保全、林道パトロールや外来種駆除によるヤンバルの環境保全、また、地域振興に関する取組として、地域の伝統行事や自然体験学習、エコツアーの実施に係る環境整備、ダム広場の設備の修繕など、地域のにぎわいや関係人口の創出につながる幅広い事業を支援の対象としてきております。

**○平良昭一委員** これは、この皆さんのところに出されている水源基金の創設の陳情、それと大きく関わるわけですね。

ダムに関わる事業であれば、何でもできるというようなことでは、皆さんのところでは、今、支援しているところないはずですから、地域の行政需要に対して基金を創設してほしいという趣旨と、この水源地域環境保全事業というのは、全く別物だと私は認識しているけれど、皆さんはどう考えるか。

**○山里永悟地域・離島課長** 新たな水源基金創設の陳情をいただいているところでございまして、水源市町村の皆さんとは今年度に入ってから意見交換を続けさせていただいております。

その中で、現在、水源市町村に交付されている国有資産等所在市町村交付金、これについての交付実績であるとか、この交付金の原資が受水市町村の負担で賄われている仕組みなど、これを理解していただくように説明を重ねておりまして、それと併せてこの意見交換の中で、水量の確保であるとか、河口しゅんせつ、河口閉塞の改善など、幅広い行政課題の対応についても御相談がありますので、こちらにつきましても、関係部局と情報共有しながら、連携の上、対応を重ねているところでございます。

**○平良昭一委員** この陳情が出てきてから、皆さんよく意見交換をしていることは評価します。ただ、それが結論を出すまで時間がかかり過ぎると、また大変困りますので、大事なことから、この辺は意見交換をやりながら、できるものはやっていただきたいと思っています。

次に、石油製品の輸送の補助事業ですけれど、午前中の説明で、これは15年も前ぐらいから、こういう話は出てきているわけですが、この時期に来て、石垣と竹富と意見交換して、担当を決めたなんてい

う話が、今、出てくること自体おかしくないか。皆さんのやる気がなかったということの証明じゃないか。これは、県議会で代表質問、一般質問の中で、かなりの回数が上げられてきているような状況でしょう。

その中で、本島を10とした場合、110となっている、一定の評価ができる、評価がされたというような、こんなものでは、離島の方々に対して大変失礼な話。

県は本当にやる気あるの。これまで何してきたのか。

どうですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今回、私のほうで石垣市、竹富町の市長、町長と面会をさせていただいたのは、特に、石垣市議会でこれに関する決議をされて、陳情もいただいたことであるとか、竹富町議会でも取上げられて、これに関する議論が行われたというそういう特殊な事情もあったので、時間をいただいてお話をさせていただく中で、部署の設置等もお願いしたといった経緯がありまして、これまでも市町村とは、話はさせていただいております。

これまで取組は、どのようなことを行ってきたのかということですが、格差縮小のために、随時、分析調査を行う中で、改善等は行っておりまして、例えば平成24年度の要因分析を踏まえまして、各離島の回遊を終わった後、島に着いた後の陸送の部分が、大規模離島と小規模離島は大分違うんですから、そういったところの輸送形態に合わせた補助の見直しを行うことで、平成24年度と令和3年を比較すると、格差が22円から16円に縮小をするなど、十分ではないかもしれませんが、一定の効果は出てきていると。そういった取組を続けているところでございます。

**○平良昭一委員** 皆さんは、本島と一部の離島をやっているわけですね。離島間でも違うわけよ。7月に行ったときに、石垣でガソリンも入れました。西表でも入れました。20円ぐらい違うんですよ。だから、同じ離島でも、同じ八重山圏域の中でも違うわけよね。

その辺も入れながら、運ぶものだけではなくて、同じ価格にするための努力をどうしていくかということを開きたい。

さらなる格差の縮小に向けての取組をしたいと言っていますので、その辺も視野に入れながら、やってほしいんですけれど、どうですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今、平良委員から御指摘あったように、離島間でもかなり差があるんじゃないかというのはおっしゃるとおりでして、令和4年



7月の各離島の状況を見ても、同じ離島でも、同じ小規模離島でも、南北大東と竹富町の小規模離島ではかなり、かなりというか、それなりの差が出ていたりとかします。

そういったこともありますので、各離島市町村に、要は担当課を配置してもらったりとか、あとは、そこを通じて、日常的に販売事業者と、あと地域の皆さんと一緒にこの問題を取り組んでいく、そういった体制づくりをしていきたいと今、考えておりました、その効果的な体制づくりと併せて、要因分析の中で効果的な補助の見直しというのを行っているというところでございます。

**○平良昭一委員** 石垣だけではなくて、竹富だけではなくて、いろんな離島もありますので、各町村の担当部署も決めて、取り組んでいただきたいと思っています。

次に、ちょっと戻りますけれども、那覇空港整備促進事業費です。

皆さんの考え方だけちょっとお聞きしたいのですが、国際空港として、いわゆる第2滑走路もできて、アジアの玄関としての世界最高水準を見据えた拠点空港の整備を促進していくというのが県の考え方ですから、その件に関して、当然、国際空港として備わっていないといけないというのは、空港のホテルなんですよ。

それは前に議論したんですけど、それに関しては、県の考え方はどう思っているか。

**○小浜守善交通政策課副参事** お答えいたします。

当該事業は、県経済の発展を見据えまして、那覇空港の機能拡張などについて、課題の把握や調査を行うことを目的にしております。

実際、今年度調査においては、那覇空港における航空機の地上走行状況の観測とか、あとは、航空会社、空港従事者を対象に、那覇空港に求められる機能とか、サービスに対するヒアリング調査などを行いまして、第2滑走路供用後の新たなニーズや課題等の把握と分析を行っているところでございます。

今、委員からお話のございましたホテル、あるいは、商業施設というところがございます。

県内の経済界のほうからも、いろいろな御提案があるところでございます。

我々は、この那覇空港の機能拡張の調査を今年度、また、来年度も含めて、いろいろ考えているところですが、こういう基礎資料をまとめまして、経済界とも意見交換、また、国とも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○平良昭一委員** もうれっきとした国際空港ですよ。

国内でも5番目、6番目に入るぐらいの離着陸があるわけですから、当然24時間体制の中で考えていけないといけなくなればホテルですよ。

それは、以前から言われているわけですから、その辺の構想は、企画の中で頭の中には入っているべきだと私は思いますけれど、どうでしょうか。

**○小浜守善交通政策課副参事** 先ほどと繰り返しのところもございませうけれども、今、この那覇空港に必要な機能が何であるかというようなところをいろいろ今、調査・分析をしているところでございます。

その中で、もちろん短期的に必要なもの、あと、中長期的に必要なものというところがいろいろあるかと思えます。

この辺に向けて、県の中でも考えをまとめまして、これから、コロナ後にまた非常に航空需要が増してくることも考えられますし、そういうものを踏まえまして、経済界、国との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○平良昭一委員** 分かりました。

次に、小さな拠点づくりの支援事業の中で、過去に、運営が厳しく閉鎖した共同売店への支援について、この事業で考えていきたいというようなことを議論したことがありましたけれども、その辺の状況はどうなっているか。

**○山里永悟地域・離島課長** 委員の御質問の趣旨は、この小さな拠点事業で共同売店に対して、どういう支援につなげていったかということだというふうに受け止めております。

午前の山里委員からの御質問のときに少し触れさせていただきましたが、小さな拠点事業の最終年度の成果報告を行うため、シンポジウムを行いまして、成果発表とともに、この後の後継事業につなげていく第2部のところで、共同売店の店主さんであるとか、国頭村の村役場の職員等にも出ていただいて、この共同売店の果たす役割であるとか、事業性だとか、課題といったことについて協議をさせていただいて、今般、令和4年度、今年度からの後継事業として、コミュニティビジネス構築支援事業といったものにつなげてきております。

その中で、また今年に入ってから地域で事業説明を行ったり、地域住民の方と意見交換を実施しまして、共同売店については、後任の人材育成に大きな課題があるとか、共同売店は販売店だけではなくて、地域の情報交換をする場であるとか、にぎわいの拠点にしたいとか、そういった御相談も受けておりますので、こういった御要望に沿うよう

な構築支援に今、取り組んでいるところでございます。

○平良昭一委員 この共同売店があるところというのは、ほとんど過疎地域で、お年寄りがたくさんいらっしゃる。交通の便が不便、住民の足がないという、共同売店は、もう本当に生活の重要な位置づけがされているわけですね。

そこが、後継者不足、あるいは人口の減で、お金が集まらないということで、経営ができないという事例は、もうかなりたくさんあります。

そういう面では、一つの例として国頭村との意見交換もやっているかもしれないけれども、それぞれの特にヤンバル、離島の地域にはそういう悩みはあると思いますので、その辺を十分、その制度を生かしながら、手助けをされるような状況をつくっていただきたいと思っております。

最後に、先ほど、國仲議員からもありましたとおり、この八重山地区のラジオ中継局ということに対してですけれど、老朽化もあります。電波が入りにくいというのが一番の原因だと思います。八重山以外もそういうところは当然ありますが、それは順次、そのような改善をしていくような予定ですか。

○與儀尚情報基盤整備課長 八重山地区のラジオ中継局強靱化支援事業については、現在、平成15年に更新されたものの機器が老朽化しているという状況も踏まえて、今、新たに再構築をしているところでございます。

今後の計画としては、宮古地区において、平成16年に更新した機器のさらに次の更新というタイミングが来ているかと思ひまして、今、宮古島市のほうで、次年度以降にこの事業化の計画を進めておりますので、そこに対して、どういった事業スキームで再構築を行っていくのかということで、今年度宮古島市は9月補正で調査をするということになっております。

それを受けて、事業スキームを我々も一緒に考えていながら、八重山と同じように、そこも協調補助という形で、可能であれば我々も支援していきたいと考えております。

さらに、その後ろには、大東地区についても、平成18年に更新したものが、さらに更新のタイミングが迫ってくるだろうということで、今、その両市町村とも聞き取り、意見交換をしておりますが、現状のところは、すぐに更新という計画はないということなので、引き続きこういった先島、宮古、八重山、大東地区においては、そういった支援が必要なことについては、意見交換をしながら、今後も検討して

いきたいと考えております。

○平良昭一委員 これは、要は、既存の施設の老朽化の対応ということだけなのか。

○與儀尚情報基盤整備課長 そういうことでございます。

○平良昭一委員 余計な話になるかもしれないけれども、テレビとかはどうなるの。

皆さんのところではないのか。ラジオだけですか。

○與儀尚情報基盤整備課長 テレビ放送についてという御質問ですけれど、放送法第92条によりますと、放送事業者が中継局を整備して、放送エリアの拡大に努めるものというのが原則ではあります。

しかしながら、地理的及び地形的な要因によって、テレビ放送電波が届きにくい地域、あるいは、事業採算上の問題がある地域において、難視聴が発生して、受信対策が必要な実態があるということは認識しております。

県内全体については、共聴施設というような形で、自治体であったり、地域の組合など、NHKと共同で造ったものとかもありますけれども、こういったものが99施設ありまして、そういったところで、それぞれ住民の負担を得ながら運営されている状況があるということは、認識しております。

県としては、国からの支援が受けられるメニューなどがあれば、市町村にもそういった情報を提供しているところですが、例えば令和3年から4年度にかけては、テレビ共同受信施設の災害性強化を図る同軸メタルのケーブルから光ケーブル化を図る場合に、その更新費用の一部を補助する共聴施設ネットワーク強靱化支援事業などもありますので、そういったものを案内しながら、どういったスキームで組み立てればいいのかというようなことを意見交換しながら協力をしているところであります。

また、この共聴施設の老朽化に伴う更新の問題というのは、沖縄県だけの話ではなくて、全国的に問題となってくるものでありまして、地デジに移行した平成23年から、今10年経過していますので、10年以上も経過するところなので、全国的にこういった問題があるというのは、これも九州ブロック会議であったりとかでも話題になることであります。

なので、我々も全国知事会などを通して、今年度も令和4年8月に、デジタル社会の実現に向けた提言という形で、全国知事会からデジタル大臣並びに総務大臣に対して、施設更新費用の低減など、難視聴地域の負担軽減を図ることを求める要請なども行っております。

引き続き地元住民の方々の声を拾いながら、国に

対して、しっかりそういった更新の支援メニューが創設されるように求めていきたいと考えております。  
**○平良昭一委員** この地デジ化して10年、その中で逆にテレビが見られなくなったという地域はあるのか。

確認はしているわけだからいいけれど、果たして、そういう方々をどう救っていくか、これ非常に問題ですよ。

全国のレベルだというんだけど、いわゆる共聴施設をもって、組合の中で自分たちで自腹切って運営してきている。

片やただで見れる、片や自腹を切らないと見れないなんて言っている、今はどこのうちでもテレビありますよね。

そういう状況の中で、平等性を確保するというのは、当然のことだと私は思いますけれどね。

その辺を国にいろんな状況の中で、調整をしてくださりたいというような話でありますけれど、頑張ってくださいたい。

以上。

**○又吉清義委員長** 當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** よろしくお願ひします。

すみません、質問聴取ではないんですが、不用額の件はやっぱり最初にさせていただいて、総務部のほうでもお話ししたんですが、令和2年に比べて令和3年の不用額は約80億ぐらい増えていると。

その中には、どうしてもその地方創生臨時交付金の部分でのものも数多くあったというようなお話もあるのですが、今回もこの企画のほうで19億の不用額があるんです。

この計画調査費でも繰越しでも6億2000万、不用額でも約8億、沖縄振興特別推進交付金でも48億の繰越しに、もう約8億の不用額ということは、部長、これは、皆さん国からも相当にこの不用額の件は、もう以前から指摘をされている事項だと思うんですが、この振興策を担っている企画部の部長として、このことはどうお考えになりますか。

**○儀間秀樹企画部長** ソフト交付金の不用額や繰越しにつきましては、平成20年度代の後半二十七、八年辺りに執行率が悪いと。繰越しが多い、不用が多いということで、それが予算にも影響したということが一度ございました。

それを受けて、企画で言うと市町村分のソフト交付金、これについて執行率を高める、繰越しを極力出さないようにする、不用額も出さないようにするというので取り組んでまいりました。

その結果、だんだんと繰越し率とか、不用率につい

ては、改善されていったものと思っております。

ただ、今回、令和3年度の数値を見ますと、若干の数値の悪化がございます。

これにつきましては、市町村の交付金事業について、できるだけ不用を出さないように、繰越しを出さないようにということで、新年度に入る前の早い段階、前年度の後半部分から結構期間を設けて、新年度の事業計画についてしっかりと検討できる期間を設ける。そして、当初の最初の交付決定にできるだけ交付決定いただくということで、当初の交付決定率を上げることが、まず重要であるということで、それにも取り組んだところでございます。

その結果、令和3年度は令和2年度に比べて、当初交付決定率も上がっております。

あとは、できるだけその不用を出さないようにということで、年に数回、執行状況調べであったり、不用額調べであったり、そして、その結果を基に、事業間の変更であったり、市町村間の流用、こういったものもしっかりやってきているところでございます。

今回は、やはり入札残とか、あと、事業の見直しによる事業期間の変更であるとか、そういった要因でもって、若干数字は悪くなっておりますけれども、不用率、繰越し率、これについては、傾向としては、改善傾向で進められているものというふうに認識しているところでございます。

**○當間盛夫委員** コロナ禍で、いろいろな形で、皆さん事業に追われていたと。協力金含めて、そういったことだと思うんですけど、しっかりと計画性を持って、不用額をできるだけ出さないというのは、皆さんの単年度主義の予算の在り方だというふうに思っていますし、国で今度また令和4年から新たに振興策というのは始まりましたので、そういったことも今回も3年見直しの3年で検証しながら、5年見直しというような形のこともあるわけですから、しっかりとその辺を踏まえて、やっていただければと思います。

次に、先ほど皆さんからもありますように、鉄軌道の状況なんですけれども、もうずっと調査、私が指摘する中で、県と国で平成24年から始まったこの調査は、もう15億以上になっていると、調査費だけでね。

いまだにそういった部分のまだまだ道筋も見えてないという状況があるんですが、まず、この調査の中で、県が調査した委託先というのをちょっと分かるだけでいいですので、近々のもので教えていただけますか。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道の調査についてですが、その受託先としまして、県のほうでは、交通分野のコンサル事業者、あと、内閣府のほうでは、同じく交通分野のコンサル事業者及び鉄道事業者となっております。

○當間盛夫委員 皆さんからいただいた資料を見ると、この交通を専門にするコンサルなのかもしれませんが、偏っているんです。

ほとんど同じこの調査会社が行っているということで、国からすると、この1社しかやってない。

基本的に、平成30年に民間の鉄道会社がちょっとだけ1000万ぐらいの予算で、民間の鉄道会社が、調査の部分でのものであるのですが、あとはもう全部同じ1社の会社しかやってないということと考えると、内閣府から出されたものは、もう相変わらず変わらない、ビー・バイ・シーだとか、いろんなことを含めて、そういう数値しか出てこないんじゃないかなと我々は思うんですが、どうですか、その辺は。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 内閣府の調査でございますが、課題となっておりますビー・バイ・シー、ちょっと1にまだ至ってない部分に関して、毎年、便益の向上の検討であるとか、経費の縮減についての調査を継続して行っております。

以上です。

○當間盛夫委員 俺の質問と何か答弁が全然かみ合っていない。

まあいいや。

国土交通省の将来の鉄道のと、今後の鉄道整備の方策のという部分の中に、今後の基本的な考えに、空港アクセス鉄道に関する政策目標ということで、主要空港のアクセス鉄道については、航空輸送の高速化を十分果たすようなことで、利便性の一層の向上を図るということ、国土交通省の部分でのものが鉄軌道のことでうたわれているんですけど、那覇空港は、この主要空港に当たるんでしょうか。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 鉄道の空港アクセスに関して、すみません、那覇空港が当たるかどうかというのは、承知しておりません。

○當間盛夫委員 午前中に渡久地委員がお話したように、戦後、この沖縄の鉄軌道はそういう形での歴史があるということがあったわけですから、国が主要空港のアクセス鉄道と言っているわけだから、皆さん、那覇空港は主要空港ですよということも、しっかりと国に訴えていきながらのことで、今、県はSDGsを全面的に出してきているわけですから、この中でも、地球環境に関する鉄軌道はこれからも

重要だということをやっているわけですので、そういったことも全面的にやって、もうさっきお話しした、皆さん、このコンサルばかりに調査を任せているんですけど、一度県が、有志が集まって、本気で沖縄に鉄軌道を引こうという県の職員だとか、いろんな県の民間団体も含めながらも、そういったことをつくっていく意気込みが、私は必要じゃないかなと思うんですけど、部長どうですか。

○儀間秀樹企画部長 お答えいたします。

今、委員がおっしゃった国交省の主要空港アクセス鉄道ですか、一層の利便性の向上ということで、主要空港に那覇空港もという話については、ちょっと制度とか、内容をちょっと調べて、そういうアプローチができるかどうか、その辺について、ちょっと整理してみたいと思っております。

それから、先ほど、SDGsの話もございましたけれども、やはり沖縄における二酸化炭素の排出量を見たときに、自動車が全国の2倍にあるということもあって、それで、また、1人当たりの1キロ輸送に係るCO<sub>2</sub>排出量が、鉄道は自動車の7分の1以下というデータも出ております。

県の試算によると、この鉄軌道導入によって、自動車の交通量が1日当たり5万8000台削減されるという試算も出ておりますので、そういったデータも示しながら、鉄軌道について、早期に取り組むように、国にも働きかけていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 頑張ってください。

次に、科学技術イノベーションシステム構築事業ですが、これは、令和3年で事業期間的には終了しているのですが、この中でベンチャーが何社できたんでしょうか。

ベンチャー企業というのか。

○高嶺力志科学技術振興課長 お答えいたします。

この事業に関わる、先ほど午前中ちょっと答弁させていただいたんですが、科学技術振興の施策の効果として、全体としては、大学発ベンチャーが令和2年度までに23社という統計は出ております。

以上です。

○當間盛夫委員 これは、平成27年から令和3年までに、幾ら予算総額をかけたんですか。

○高嶺力志科学技術振興課長 平成27年度から令和3年度までの予算額は約14億5900万円となっております。

○當間盛夫委員 僕は、もう少し、皆さん、この辺は精査したほうがいいと思うね。

もう14億5000万という予算をかけて、今、言われた22社だということが堂々と皆さん、胸を張って言

えるような数字になっているのかということ、もう一回、皆さん、精査されてください。

よろしくお願ひします。

次に、駐留軍の事業なんです、先ほどもあったんですけど、取得費、どれだけの面積があつて、今、どれだけ費用をかけているのか、もう一度ちょっと御答弁ください。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
お答えします。

県では、平成24年度に特定駐留軍用地等内土地取得事業基金に約69億1000万円を積立て、普天間飛行場の道路事業用地17.15ヘクタールの先行取得に取り組んでおります。

平成25年度から令和3年度までの累計は、取得面積12.8ヘクタールで、達成率は約74%となっております。

取得費としましては、約61億円となっております。

**○當間盛夫委員** この所得費のこの61億の内訳を教えてください。

割合でもいいよ、10分の8が云々だとかさ。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
内訳としましては、公有財産購入費となっております。

**○當間盛夫委員** 違う。

私が言う内訳は、この61億はどこからの原資かという話。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
特定駐留軍用地等内土地取得事業基金でございます。

**○當間盛夫委員** だから、これは国からの事業……。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
失礼しました。

沖縄振興特別推進交付金でございます。

**○當間盛夫委員** これは10分の10、10分の8どちらですか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
10分の8でございます。

**○當間盛夫委員** この部分で61億、12.8ヘクタール取得しているわけですので、普天間飛行場ということですから、まだ軍用地料も入っていると思うんですけど、年間の軍用地料はどれだけになっているんですか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
約2億です。

**○當間盛夫委員** 2億ということを見ると、これ平成24年からですよ。

積み重ねているんだったら、大体どれぐらい積み重ねているか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**

これは、平成25年度から始まっております、令和3年度までに約12億6000万ほどでございます。

**○當間盛夫委員** じゃあ、これから10年、普天間が返らないとしたら、約20億は、この軍用地料で入ってくるというような考え方でもいいんですか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
大体そのような額になるかと思ひます。

**○當間盛夫委員** 分かりました。

次に移らせていただきます。移住定住促進事業ですが、この事業で、どれだけの人口増の効果をもたらされたということがあるのか、ちょっと示していただけますか。

**○山里永悟地域・離島課長** お答えします。

この移住事業を取り組む中で、御報告に協力いただける方から確認できた数字のみとなっておりますが、平成27年から令和3年度まで御報告をいただいた方で確認したのは67名となっております。

**○當間盛夫委員** では、聞きますけれど、皆さん、この目的はバランスのとれた人口の維持・増加を目指すためということが、平成28年度からやっているんですけど、平成28年度から人口減少した町村はどれだけありますか。

皆さんからいただいた資料で、平成28年から人口が減少している町村が17町村あるわけですよ。11が離島町村になっているわけです。これは、最もその部分でのものは、久米島なんですよ。久米島は、平成28年で7640名の人口があつたと。ところが、令和3年になると7087名。この久米島を平成2年ですよ。平成2年には1万309名の人口があつた。ところが、令和3年見ると7000名。これは、この定住促進事業がどう効果を現しているのか、私は不思議なんですけれど、部長、これどう答えますか。

**○山里永悟地域・離島課長** 失礼しました。

委員に御提供差し上げた資料がまさにスタートが平成2年になっておりまして、令和2年までの30年間の人口増減が見られる状態となっております。

委員が御指摘されたように、沖縄全体では20%も人口増加している一方、離島過疎地域の市町村というのは、逆のトレンドを示しておりまして4.2%の減少ということになっております。

特に委員から御指摘のあつた久米島などは、3000人でするので30%の減少という状況となっております、深刻な状況はおっしゃるとおりです。

本県の離島過疎地域ですけれども、小規模な離島であつたりとか、本島北部の山間地域となっております、地理的に条件不利を抱えていたり、産業の

社会活動というのが不利な状況であったり、若年層の進学や就職に伴う地域外への流出、また、雇用の受皿となる産業振興の遅れなどが人口減少の要因となっております。

こうした人口減少を抑制するためには、移住の促進も含めて、住宅や保健医療の確保、教育の振興などによる定住条件の整備、農林水産業や観光業の産業の振興による雇用の場の創出など、包括的な取組を継続して実施する必要があると考えておまして、県としても県過疎方針等を定めて、引き続き取り組んでいるところでございます。

**○當間盛夫委員** 僕は、もっと前向きに考える必要があると思うんだよね。

この住環境の整備ももちろんあるんでしょうけれど、やはりこのコロナ禍で、東京一極集中というのが、だんだん地方に向いてきているということを考えると、この通信環境ということをしかりとこの離島の中でもやっていく、空き家対策の中で、市町村としかりと、この空き家の部分での住環境ということを県も一緒になって考えていくということも、改めていろんな形での方向性を持っていく必要があるんだと思うんですけど、前向きにね。

どうでしょうか、その辺は。

**○山里永悟地域・離島課長** 今、空き家対策という具体例が出ました。

まさにおっしゃるとおりで、移住事業に取り組む市町村からも空き家に関する相談であるとか、意見というのは多くあります。

そのため、市町村と連携した空き家発掘、改修、地域づくり等の研修を特化して行っているところがございます。講師による空き家の取組の事例であるとか、先進的に、この空き家活用を行っているところの現地視察であったりとか、ヒアリング、実際に現地で空き家改修を行うワークショップなども今、取組を進めているところでございます。

こちらについては、住宅不足の解消というものが根本的にありまして、土木建築部など関係部局と課題を共有して、市町村と連携して取り組んでいきたいと考えております。

**○當間盛夫委員** 頑張ってください。

次、もう最後になります。皆さんから出ている石油製品輸送事業なんですけれども、お持ちだと思っております。令和4年の今のレギュラーガソリン、離島と本島との格差はどうなっているんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島の平均で恐縮ですけど、令和4年7月時点で申し上げますと、本島が174.5円、離島の平均が194.8円ですので、価格差

は20円となっております。

**○當間盛夫委員** 各離島、こればらばらなんですよね。

皆さん、これからもまたいろんな形で調査をする。課長も先ほどもいろいろとお話がありました。

一度、やっぱりもう少し根本的な考え方を一回変えて、僕は、過激かもしれないけれど、やめてみて、やめたら効果がどうあるのかと、どういう結果になっているのかということも踏まえながらも、やる必要があるのかなと思うけれど、なかなかそれは難しいはずでしょうから。

でも、これだけ毎年、年間9億近くの予算をそういった部分での離島に関しての格差がないようにということを出す中で、全くそれが効果が出てこないということは、やっぱりどこかでちょっと根本的なものを変える必要があるんじゃないかなと思います。

よろしくをお願いします。

**○又吉清義委員長** 花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 今日は、皆さんも早く帰れそうな気がしてきましたね。

今日、5つ事業で通告していて、全部、どなたかがされてはいるんですけども、私もさせていただきたいと思います。

まず最初に、鉄軌道のほうなんですけれども、先ほどの質疑でも、8年かけて15億使ったという話もありましたが、私はこれ、完全にマンネリ化しているような気がしてならないんですが、部長どうですか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

先ほど平成24年以降の取組について御説明をさせていただきました。

それで、構想段階における計画書も取りまとめ、ビー・バイ・シーについても、さらに調査・検討をして、1を超えるケースも出てきたというところがございます。

それで、先ほども申しましたけれども特例制度、これについて、これまでずっと要請した中で、今回、国のほうでも沖縄振興基本方針に掲載していただき、具体的に全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度について調査・検討すると、今回初めて、こういうところが国のほうでも取り組むというふうを示されておりますので、何らかのその展開があるのではないかとこのように期待をしているところでございます。

**○花城大輔委員** ビー・バイ・シーが1を超えるというのは、沖縄県の主張であって、やっぱり内閣府の担当の職員に聞くと、ビー・バイ・シーが1を超

えないんですよと言っただけで話がそこで終わるんです。

なので、先ほどの答弁でも、慎重にならざるを得ないという国の立場も理解した中で、私はやはりここで、6000億を取りに行くんだという勝負をかけていただきたいなというふうに思っています。

これは、事業の中の成果の中にもワークショップをやったりとか、論文コンテストをやったりとか、皆様が苦勞していろいろと考えておられるのは理解をしますけれども、国は基本的に出したくないわけですよ。

こちらは取りに行くわけですから、これは勝負しないといけない。

この勝負を何でかけていくかというところが、大事だと思っています。

例えば、この前ある方が言っていたんですけど、今の国際情勢を見て、シェルターの機能を持ったもので提案をしてはどうかとか、その他いろいろな工夫の仕方があるのではないかなど。

例えば、仮にビー・バイ・シーが1を超えなくても、その中で、県民の利益を考えるような工夫をしたらどうかとか、そういったこともあるので、私はぜひこれは、せつかくこれだけ長い時間取り組んでいるのですから、何とか達成していただきたいなというふうに思います。

また、先ほど北部のほうではもう、少し機運が下がっている状態があるというような意見もありましたけれども、実際これだけ長い期間取り組んで、県はこの県民の期待というものは、今、現在どのよう感じていますか。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** お答えします。

鉄軌道の導入は、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、交通渋滞の解消による経済の活性化、基地返還跡地のまちづくりの推進などに資する重要な社会基盤であり、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。

構想段階では、県民等との情報共有を図りながら、計画書策定を行いまして、延べ6万2000件の意見が寄せられたほか、令和2年度以降に実施していますシンポジウムですとか、論文大会、ワークショップ等にも多くの応募があります。

関心や期待は高いものと考えております。

あと、市町村ですが、市町村に対しましても、会議で意見交換をした上で構想段階の計画づくりに取り組んでおり、現在では、同計画に基づきフィーダー交通の充実に向けて市町村との協議を進めているところでございます。

引き続き鉄軌道の導入効果を広く県民に周知し、県民一丸となった機運醸成に取り組んでまいります。  
**○花城大輔委員** 今回の答弁の中で、フィーダー交通のお話もありましたけれども、これも私は、非常に楽しみにしています。

1日の半分以上が車運転できないような状態に私いつもありますから、沖縄市でバスターミナル構想というものも着手しているんですよ。

沖縄市の胡屋という地域にさえ行けば、ライカムだろうが、アリーナだろうが、東部海浜のビーチだろうが、どこにでも行けるといような構想です。

車を持たなくても生活できるようになる。

そのようなものも併せて、県民がもっとわくわくするような提案の仕方にしていただきたいのと、これも皆様の苦勞を分からないわけではないですけれども、ぜひ、燃えて取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

要望して、次の質問に移ります。

続いて、バスです。これは今、バスなび沖縄の検索機能が使えなくなっていないですか。

どなたか、最近使ったことある人はいますか。

そのまま質問を続けるので、もし分かったら答弁してください。

これはバスの利便性を高めるためのソフトですよ。

非常に便利で使っていたんですけども、最近検索しても何て出ましたかね。検索結果はありませんというふうに出ます。

なので、今、使えなくなっているんだらうと思っただけなんですけれども、これ後で分かれば答えていただきたいと思います。

これ、私、この利便性に加えて、乗り心地という視点もいつも必要だらうなというふうに……。

使える。

じゃあ、私のスマホが壊れている。

じゃあ、さっきのは聞かなかったことにして、ちょっと進めますけれども、例えばコロナになってから、全部の窓が全開ではないですが、開いているんですよ。

とっても暑いし、湿気感じて、非常に不快である。

もうちょっとしたら寒さというのも出てくるのかもしれない。

そういった乗っているお客様の要望みたいな、意見みたいなものを直接バス会社に伝える機会というのは、何かあるんですか。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

バス会社とは、常日頃このバスの利便性向上のた

めの事業もしつつ、あと、協議会なども随時やっ  
て、勉強会などもやっていますので、そういう意  
見等々があった際には、意見交換等も随時やっ  
ている状況でございます。

○花城大輔委員 それと、コロナ禍になって乗客数  
の減少が問題になっていましたけれども、最近、か  
なり戻ってきているのではないかなと思うんです  
が、県ではどのように把握していますか。

○山里武宏交通政策課長 お答えします。

沖縄県バス協会によると令和4年4月から7月の  
乗合バス10社の減収額としては、大体2割程度は  
まだ減になって、令和元年度——コロナ前と比  
較しても、まだ2割減というような状況であり  
ます。

まだ以前に比べれば、1年前ぐらいだと3割ぐ  
らだったんですけれども、若干回復傾向にはあ  
るんですが、まだ依然として、その影響はある  
という状況でございます。

○花城大輔委員 バスナビ沖縄のソフトが使える  
んなら、この質問はもう終わります。

これは午前中の質疑の中で、2億7600万の  
売上げを1782名で割ると、そんな大した金  
額にはならないですよというような答弁があ  
りましたけれども、これは1782名全てが受  
注した金額が2760万なんですか。

○山里永悟地域・離島課長 ちょっと表現が紛  
らわしくて、大変申し訳ございません。

登録者数は600名余で、研修を終えて自走  
しているのが400名以上ということになって  
おりますので、こちらに参加人数というのは  
延べ人数でございます、その業務を要する  
人は1人で2回以上こなした方もございま  
すので、それは重複分も含まれております。

○花城大輔委員 一番稼いだ人が幾らとかとい  
うのは分かるんですか。

○山里永悟地域・離島課長 月当たり9万円を  
超えている方もいらっしゃいます。

ごく一部です。

○花城大輔委員 これは、後で構わないんです  
けれども、これは、今も継続している事業で  
すか。

○山里永悟地域・離島課長 今年度からは、そ  
の後継事業に移行しまして、この離島のテレ  
ワーカーの中から、さらに高スキルを目指す  
方に重点を置いた高度人材育成のほうに移  
行しております。

○花城大輔委員 高スキルの人材育成という  
ふうにありますけれども、これはあまりにも  
離島という限定された中で、ライバルが多  
過ぎる事業でもあるのかなというふうにも  
思っております。

これは、参加者からの評価というものは  
把握していますか。

○山里永悟地域・離島課長 アンケートを  
実施いたしまして、今後もこのテレワーク  
を続けたいという方が95%いらっしゃ  
いますので、おおむね高評価ではないかと  
考えております。

○花城大輔委員 今後のニーズとしても、  
強くあるというふうに理解してよろしい  
ですね。

○山里永悟地域・離島課長 具体的な声  
ですが、家事、育児の合間に少しづつ  
スキルアップができるのか、離島に  
そもそもこういう場が少なかった  
のでありがたいといった声もいただ  
いておりますので、有望かと考えて  
おります。

○花城大輔委員 終わります。

以上です。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 改めて、答弁者の皆  
さん、御苦労さまでございます。

通告してありますけれども、ほとん  
ど各委員の皆さんが質問して、ダ  
ブっているところがたくさんあ  
りますね。

その点、重複しないように、要  
点だけを質問させていただき  
たいと思います。

まずは、主要施策の17ページ、  
鉄軌道についてありますが、その  
件も各委員から質問がありまし  
たけれども、この事業は、平成  
27年度から実施された沖縄  
県にとって大変大事な事業だ  
というふうに理解をしております。

その新たな交通システムの導入  
促進事業ということでありま  
すけれども、この事業は、県知  
事も選挙公約の中でしっかり  
とうたっていることでありま  
すし、本県における交通渋滞  
とか、CO<sub>2</sub>削減に寄与する  
ということもしっかりと訴  
えております。

ただ、残念ながら、進捗状況  
があまりよくないという、こ  
れはもう各委員からもそうい  
うふうな質問がありましたけれ  
ども、令和3年度を含めて、  
進捗状況を聞きたかったん  
ですが、大体、その話につ  
いて理解ができたというふう  
に考えています。

その中で、これまでの答弁  
の中で、国といろいろと協  
議を行ってきたということ  
でありますけれども、その  
協議の内容を御説明願いま  
すでしょうか。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 国  
との協議内容でございます  
が、県では国の検討委員  
会にオブザーバー参加す  
るとともに、県の要望事  
項やそれぞれの調査内容  
について、これまで時期  
を捉えて意見交換を行  
っており、国とは情報共  
有を図りながら、検討  
を進めてきたところで  
ございます。

国においては、県が求  
めてきた特例制度の調  
査・検討を今年度から  
進めることとして  
おりますので、



引き続きこの沖縄の鉄軌道の必要性を丁寧に説明しながら、早期導入に向け、国と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○仲田弘毅委員** この協議の中で、従来から、特に内閣府が中心にお話ししておりますビー・バイ・シーの話がもうずっと出てきたような感じがいたしますけれども、そういうふうな費用対効果等について、国との調整はどういうふうになっているのでしょうか。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 国とは、常々意見交換をさせていただいているところでありますが、ビー・バイ・シーの検討等につきましては、県とは別に国のほうで慎重に調査・検討が進められているところでございます。

**○仲田弘毅委員** そのビー・バイ・シーを含めて、国との調整は前向きであるというふうに考えていますか。

それとも、やはり協議がじっくりいってないということでもよろしいのでしょうか。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 県では、これまで精緻化によりましてビー・バイ・シーが1を超えるケースを確認したところでございます。

そのことについても国のほうには説明してございますが、一方で、国のほうはやはり多額な事業費がかかるプロジェクトでございますので、しっかりとしたビー・バイ・シーの検証、分析ですとか、あと、実際の開業後の採算性が確保できるかどうかというところを慎重に調査・検討が進められているというふうに認識しております。

**○仲田弘毅委員** 国との調整とはまた別に、鉄軌道以外のLRTとか、あるいは、BRTなどの地域交通のビジョンについても議論はなされておりますでしょうか。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 県では構想段階における計画書、こちらは基幹軸の鉄軌道の計画書でございますが、その鉄軌道の非沿線地域を含めた多くの県民や観光客が鉄軌道の利便性を享受できるように公共交通の骨格軸となる鉄軌道の導入とともに、利便性の高いフィーダー交通ネットワークの構築に向けて取り組んでおります。

そのフィーダー交通の充実については、先ほども御説明しましたが、本島の各圏域に議論の場を設け、市町村と協働で議論を進めているところでございます。

**○仲田弘毅委員** 今のお話は事業計画の中で、県、市町村と協働で課題解決に向けてという、これは今までの答弁もありますけれども、具体的に各市町村

との協働で頑張るという協議内容は、どういうふうな協議がなされているかお聞かせください。

**○比嘉学交通政策課公共交通推進室長** 県では、本島内の各圏域に設けた議論の場の中で、令和2年度から議論を進めておりまして、先行する北部圏域では、名護を起点としました、今後テーマパークの開業を見据えた公共交通の再編、中部圏域のほうでは沖縄市のアクセス利便性向上に向けて、路線バスとコミュニティーバスの連携について協議を進めているところでございます。

**○仲田弘毅委員** 次に、主要施策の20ページ、沖縄科学イノベーションシステムについて伺います。

これは当山委員から多数の質疑がありましたけれども、その中で、ちょっと視点を変えて、OISTを含めて琉球大学、沖縄高専とかを中心に共同でいろいろ研究がなされておりますが、OIST10周年記念式典において、粒子バイオ分野での取組を強化することを期待するという岸田総理からのメッセージが寄せられております。

その中で県として、このような分野でどういうふうな連携を取っていくのか、見解が伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** お答えいたします。

この沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業、それからその後継事業になりますイノベーションエコシステム共同研究支援事業におきましてのOISTとの連携につきましては、例えば令和3年度まではOISTと企業との共同研究の支援というのは、契約数で言えば1件というような——その他OISTが関わっているのは数件あるんですけども、そのような結果だったんですが、今年度、令和4年度の事業からはこの事業において、OISTのほうの研究案件を支援するというような、公募のほうでの情報発信も強化しましたところ、3件のOISTの研究事案について採択し、共同研究の支援をすることとなっています。

以上です。

**○仲田弘毅委員** OIST、自然科学大学院大学、沖縄県が仲井眞県政で誘致した、本当に世界に先んずる大事な学業の分野だというふうに認識しておりますので、今後とも、県もバックアップして、世界の人材あるいは沖縄県からもその類いの人材が輩出できるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

通知いたしましたように、主要施策の25ページ、特定駐留軍用地についてであります。これは渡久地委員からも質問がありましたけれども、普天間飛

行場内の24筆、約1ヘクタールの取得というのがありますけれども、この取得に関しては令和3年度までの本県の第5次振興計画の取得予定の事業でしょうか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
お答えします。

委員おっしゃるとおり令和3年度までの時限立法でありました跡地利用推進法に基づく事業でございます。

**○仲田弘毅委員** 渡久地委員に答弁したときの、ちょっと数字聞き漏らしたかもしれませんが、その取得目標、これは七十何%でしたかね。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
お答えします。

普天間飛行場の道路用地17.15ヘクタールの先行取得に取り組んでおりまして、令和3年度までの累計が、取得面積約12.8ヘクタール、目標に対して達成率が約74%となっております。

取得費につきましては、約61億円となっております。

**○仲田弘毅委員** これ渡久地委員も再三質問していましたが、県としての目標に対して、この74%というのは、これは達成率から言うとどういうふうな理解をすればよろしいでしょうか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
跡地利用推進法に基づく先行取得の制度でございますけれども、通常の公共事業の用地取得と違い、こちらから用地交渉は行わず、地権者からの申出を受けることで土地取得を行うという制度になっておりまして、計画的な土地取得がちょっと難しいという側面があります。

ただ、今回、跡地利用推進法が令和14年3月31日まで延長されたことから、引き続き地権者への事業周知を行い、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○仲田弘毅委員** その取得の原資は、特定駐留軍用地等内土地取得事業基金ということになっておりますが、これ残高にしてどの程度になりますか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
令和3年度末で17億4900万余りとなっております。

**○仲田弘毅委員** 通告いたしました主要施策35ページ、この事業も先ほど質問がありましたけれども、石油製品輸送等補助事業。

まずお聞きしたいのは、この事業内容で本島並みの価格というふうにありますけれども、具体的にリッター当たり、どの程度の補助事業になりますでしょうか。

**○山里永悟地域・離島課長** こちらの補助事業、輸送の補助ですので、各離島の輸送の形態であるとか、輸送の距離によって大分変わってきます。

伊江島のように本島に近い離島になりますと、1リットル当たり3.5円になるわけですが、南北大東とかになりますと、1リッター当たり31円を超える補助額になっていきます。

**○仲田弘毅委員** 随分差がありますね。

その離島間の補助事業についてなんですが、これは宮古、八重山、それから小規模離島というふうに区別されると思うんですが、その補助事業者について教えていただけますか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今委員から若干説明もありましたとおりでございます。宮古島、石垣島、久米島、大規模、中規模の離島に関しては、特約店、いわゆるりゅうせきを代表とするような大きな特約店というところが、輸送も行っていますので補助の対象となります。

それ以外の各小規模離島となりますと、各離島の石油販売事業者が輸送まで担っている部分がありますので、その石油販売事業者であったり、海運業者というのが補助の対象となります。

**○仲田弘毅委員** ぜひ、やはり離島の振興なくして本県の発展はないということを随分言われてきましたので、離島のことをしっかりと守っていただきたいと思います。

次に主要施策、今通知いたしましたけれども、39ページ。

これは超高速のブロードバンド事業でありますけれども、それについてお伺いします。

最後になります。

市町村と連携を図りながら整備を促進するというようになっておりますけれども、県内離島の進捗状況をまず教えてください。

**○與儀尚情報基盤整備課長** お答えします。

超高速ブロードバンド環境整備促進事業は、離島や過疎地域において、都市部と同等の情報通信環境を確保するため、地元市町村などと連携して光ファイバー網を整備するものであります。

平成28年度の事業開始以降、15市町村において整備を完了しております。

**○仲田弘毅委員** 部長、この事業が成功すると、完成した暁にはどのようなことが期待できると思えますか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

この事業を実施することで光ファイバー網の基盤整備率をどんどん上げていこうということでございます。

ます。

それで、この事業を始めた平成28年度でございませうけれども、県全域でこの光ファイバー網の基盤整備率が95.8%、離島が80.5%でございまして、本土との格差がございましたが、令和3年度末時点で県全域で99.6%、離島で97.2%ということで、県全域で見ますと全国平均を上回っているような状況がございまして。

こういったことを期待して、DXなど、やはりその情報基盤の整備というのが非常に重要でございまして、そういった意味ではこの一括交付金を活用して基盤整備も随分進んだのではないかとこのように思っております。

**○仲田弘毅委員** 私たちうるま市では、もともとは5つの離島がありました。

遠いところから伊計島、宮城、平安座、お隣の浜比嘉島。

そして、この4島は僻地ではありますけれども、もう橋が架かって離島ではなくなりました。

これはやはり国の事業で、随分、生活の利便性が整ってきたというふうに考えています。

残念ながら、津堅島だけは、まだ橋が架かっておりません。

この津堅島以外は、光ファイバー含めて、国の事業でできましたけれども、今のところ多分、津堅島がその枠内には入っていないと思うんですが、その津堅島に関してはいかがでしょうか。

**○與儀尚情報基盤整備課長** 小規模離島の中では、津堅島であったり、久高島であったりということがまだ光ファイバー網が未整備の状況であるというふうに認識しております。

超高速ブロードバンドを整備するに当たっては、その基盤となる海底光ケーブルなどの整備費用が多額であることや、整備後の維持管理費の負担などが課題となります。

そのため、国や地元市町村、民間事業者などと連携して、整備主体、財源の確保、維持管理の在り方など意見交換を図りながら、条件が整った地域から順次整備に取り組んでおります。

引き続き津堅島や久高島においても、これらの課題を解消し、整備に着手できるように現在——先月も意見交換をしているところなので、そのように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

**○仲田弘毅委員** ありがとうございます。

関連してお聞きいたしますけれども、離島地域における5G対応の普及状況がどうなっているか、お聞きしたいと思います。

**○與儀尚情報基盤整備課長** 各通信事業者における最新の5Gの整備状況については、非公表となっている——公表はされていない状況ではありますが、国においては、5Gの基盤展開率を令和2年度末の16.5%から令和5年度末までに98%まで高める計画となっております。

事業者においては、それぞれ5Gの開設計画の申請時——令和元年度ですけれども、それぞれ計画というのを出されていまして、それは公開されているものになっておりますので、例えば沖縄県内であったりこの4つのキャリアがそれぞれ89%であったり50%であったり、56%みたいなことが、令和6年度末までにそういった整備をするということになっておりまして、各キャリアが現在そういったところに、鋭意取り組んでいる状況だと認識しております。

県においてもデジタル社会への推進により、離島における通信需要が今後増加することが想定されますので、久米島地区であったり先島地区において、通信事業者の5G基地局整備などによる、通信需要の増に対応するために、現在県が所有する通信設備の高度化事業などに取り組んでいるところであります。

引き続き通信事業者などと連携しながら5Gなど、次世代情報通信環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**○仲田弘毅委員** このような環境整備をしっかりとやるのが移住定住促進事業との兼ね合いも含めて、例えば、東京在の人間が、沖縄県の各離島に移住して、東京と全く同じ仕事をお互いの各離島で仕事ができるような体制づくりにつながっていくというふうに考えていますので、企画部の大きな仕事だということに考えていますから、ぜひ頑張ってください。

**○又吉清義委員長** 以上で企画部関係事項に対する質疑を終結いたします。

先ほど、國仲委員の質疑に対する答弁で、市町村課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

森田賢市町村課長。

**○森田賢市町村課長** すみません、先ほど國仲委員の質問の市町村振興資金の合併市町村の振興の中で、南城市の小学校支援と申し上げたのですが、八重瀬町の誤りでございました。

失礼いたしました。

**○又吉清義委員長** よろしいでしょうか。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。事務局から総括質疑の取扱いについて説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、各委員から提起のありました総括質疑について、各総括質疑ごとに、これを提起しようとする委員から、改めてその理由を説明した後、当該総括質疑を報告することに反対の意見がありましたら、各委員から御発言をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番をお願いいたします。

まず、第1項目、花城委員から説明になります。

○花城大輔委員 過去最高の財政調整基金が積み立てられたことについて、本来であればこれは県民の救済で使うべきだったのではないかということを知事に質問させていただきたいということで提起させていただきたいと思います。

○又吉清義委員長 ただいまの項目について、反対の御意見はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 反対の意見はありませんので、意見なしと認めます。

次に、項目2です。

仲田委員のほうからお願いいたします。

○仲田弘毅委員 同じく、例年にない財政調整基金の積立てについてであります。今現在、沖縄県が経済的にひっ迫しているような状況で、その財政基金が増額になった分を県民に予算化すべきだということで、その総括質疑事項ということで知事に質問をしていただきたい。

以上です。

○又吉清義委員長 ただいまの項目について、反対の御意見はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

引き続き當間委員からお願いいたします。

○當間盛夫委員 私立学校の補助事業に関して、令和3年で学校施設に関する分を終了しているんですが、これからICTの環境整備とか、私立には公立のような予算がないので、学校運営に関してはですね。これしっかりと充実させる必要があると思っていますので、その辺はやっぱりトップの知事の考え方をお聞きしたいなと思っておりましてよろしくお願ひします。

○又吉清義委員長 ただいまの項目について、反対の御意見はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

同じく、當間盛夫委員よりお願いいたします。

○當間盛夫委員 ワシントン駐在に関しては、約5億の予算を使う中で、委託費という部分で、向こうのロビイストなのかコンサルなのかちょっと私も明確ではないんですが、不透明というところもあります。

効果がどうあるのかということも疑問でありますので、これはまた知事に基地問題という中で在り方ということですよ。

予算の使い方を含めた部分をお聞きしたいなと思っております。

○又吉清義委員長 反対の御意見はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 私も質疑の中でワシントン駐在員活動事業の成果について伺わせていただきましたけれども、近年、徐々にというか、かなり成果を上げてきているというのもありまして、アメリカ国内の中でもいろいろな活動が活発な事業になっているということも認められるようなデータも出ておりました。

そういう中であって、成果も出ているわけですから、これは知事に聞く内容ではないのかなと思って反対意見とさせていただきたいと思ひます。

○又吉清義委員長 以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、総括質疑の必要性及び整理等について協議した結果、花城委員と仲田委員の財政調整基金についての項目を1つにまとめ、3項目について報告することで意見の一致を見た。）

○又吉清義委員長 再開いたします。

総括質疑につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり報告することといたします。

○又吉清義委員長 次に、特に皆さん申し出たい事項について御意見がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調整における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月25日火曜日正午までにタブレットに格納することにより決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月26日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

ありがとうございました。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義

# 経済労働委員会記録（第2号）

## 開会の日時、場所

年月日 令和4年10月21日（金曜日）  
開会 午前10時0分  
散会 午後2時52分  
場所 第1委員会室

## 本日の委員会に付した事件

- 1 令和4年第6回議会認定第1号 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び文化観光スポーツ部所管分）
- 2 令和4年第6回議会認定第2号 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 3 令和4年第6回議会認定第8号 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 4 令和4年第6回議会認定第9号 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 5 令和4年第6回議会認定第10号 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 6 決算調査報告書記載内容等について

## 出席委員

委員長 大浜 一郎君  
副委員長 大城 憲 幸君  
委員 西 銘 啓史郎君 島 袋 大君  
上 里 善 清君 玉 城 武 光君  
仲 村 未 央さん 次 呂 久 成 崇君  
赤 嶺 昇君

## 欠席委員

新 垣 新君 中 川 京 貴君  
山 内 末 子さん

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項4（6）に基づき、監査委員である山内末子さんは調査に加わらない。

## 説明のため出席した者の職、氏名

農 林 水 産 部 長 崎 原 盛 光君

農 林 水 産 総 務 課 長 新 城 和 久君  
農 林 水 産 総 務 課 研 究 企 画 監 安 田 宗 伸君  
流 通 ・ 加 工 推 進 課 長 久 保 田 圭君  
農 政 経 済 課 長 長 嶺 和 弥君  
営 農 支 援 課 長 能 登 拓君  
園 芸 振 興 課 長 久 保 田 一 史君  
糖 業 農 産 課 長 嘉 陽 稔君  
畜 産 課 班 長 長 利 真 幸君  
畜 産 課 班 長 照 屋 亮君  
森 林 管 理 課 長 近 藤 博 夫君  
漁 港 漁 場 課 長 仲 地 克 洋君  
商 工 労 働 部 マーケティング 官 国 順 英君  
戦 略 推 進 課 班 長  
文 化 観 光 スポーツ部長 官 城 嗣 吉君  
観 光 政 策 統 括 監 真 鳥 洋 企君  
観 光 政 策 課 長 金 城 康 司君  
観 光 振 興 課 長 大 城 清 剛君  
M I C E 推 進 課 長 白 井 勝 也君  
文 化 振 興 課 長 松 堂 徳 明君  
空 手 振 興 課 長 佐 和 田 勇 人君  
ス ポー ツ 振 興 課 長 嘉 数 晃君  
交 流 推 進 課 参 事 兼 課 長 上 地 聡君

○大浜一郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会認定第1号、同認定第2号、同認定第8号から同認定第10号の決算5件及び決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から農林水産部関係決算事項の概要の説明を求めます。

崎原盛光農林水産部長。

○崎原盛光農林水産部長 それでは、農林水産部関係の令和3年度歳入歳出決算について、その概要を説明させていただきます。

本日はタブレットに掲載されております令和3年度歳入歳出決算説明資料により御説明をさせていただきます。

それでは、農林水産部の令和3年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

1 ページです。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳入の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますけれども、予算現額615億3188万2181円に対し、調定額439億7847万2288円、収入済額435億6588万8557円、不納欠損額430万5000円、収入未済額4億827万8731円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.1%となっております。

2 ページをお願いいたします。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳出の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計につきましては、予算現額772億9440万5082円に対し、支出済額555億3914万9980円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は71.9%で、翌年度繰越額186億9867万5161円、不用額30億5657万9941円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

予算現額610億8284万4181円に対し、調定額426億7403万9319円、収入済額426億5995万5803円、不納欠損額0円、収入未済額1408万3516円で、収入比率は99.97%となっております。

歳出科目についてですが、(款)分担金及び負担金、(款)使用料及び手数料、(款)国庫支出金。4ページになります、(款)財産収入。5ページになります、(款)繰入金、(款)諸収入、(款)県債となっております。

収入未済額について御説明をいたします。

5 ページの表頭の右側のE欄になります。

(款)諸収入(目)違約金及び延納利息は1408万3516円でございます。

6 ページをお願いいたします。

次に、歳出について説明いたします。

予算現額768億4536万7082円に対し、支出済額551億3471万8161円、執行率71.7%、翌年度繰越額186億9867万5161円、不用額30億1197万3760円となっております。

予算科目の(項)別に申し上げますと、(項)農業費につきましては、表頭のA欄になります。

予算現額181億3710万6000円に対し、支出済額157億

7504万9840円、執行率87.0%、翌年度繰越額11億9657万500円、不用額11億6548万5660円となっております。

次に、下から4行目の(項)畜産業費につきましては、予算現額40億969万962円に対し、支出済額30億3943万1214円、執行率75.8%、翌年度繰越額7億7040万7810円、不用額1億9985万1938円となっております。

7 ページをお願いいたします。

(項)農地費につきましては、予算現額376億6025万3970円に対し、支出済額246億2354万1310円、執行率65.4%、翌年度繰越額127億3981万4850円、不用額2億9689万7810円となっております。

次に、表の中段の(項)林業費についてです。予算現額24億3453万3450円に対し、支出済額17億8624万3222円、執行率73.4%、翌年度繰越額5億6991万2200円、不用額7837万8028円となっております。

8 ページをお願いいたします。

(項)水産業費につきましては、予算現額130億4998万7200円に対し、支出済額97億2560万3355円、執行率74.5%、翌年度繰越額30億4456万6821円、不用額2億7981万7024円となっております。

次に、(款)災害復旧費の(項)農林水産施設災害復旧費につきましては、予算現額15億5379万5500円に対し、支出済額1億8484万9220円、執行率11.9%、翌年度繰越額3億7740万2980円、不用額9億9154万3300円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

9 ページをお願いいたします。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明をいたします。

まず、農業改良資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額5075万8000円に対し、調定額4億6488万5618円、収入済額1億3839万8446円、収入未済額3億2648万7172円、収入比率は29.8%となっております。

収入未済額の主なものにつきましては、(款)諸収入の(目)農林水産業費貸付金元利収入の2億4768万7258円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

10 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額5075万8000円に対し、支出済額4553万680円、執行率89.7%、不用額522万7320円となっております。不用額の主なものにつきましては、(目)管理指導事務費の401万1651円で、



委託料の執行残等によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について説明をいたします。

歳入につきましては、予算現額117万1000円に対し、調定額3億4358万5456円、収入済額3億1148万1037円、収入未済額3210万4419円で、収入比率は90.7%となっております。収入未済額の主なものにつきましては、(款)諸収入の(目)農林水産業費貸付金元利収入の3199万5969円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

12ページをお願いします。

歳出につきましては、予算現額117万1000円に対し、支出済額40万9648円、執行率35.0%、不用額76万1352円となっております。不用額につきましては、全額が(目)管理指導事務費であり、主に委託料の執行残等によるものであります。

13ページをお願いいたします。

次に、中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額3億8130万9000円に対し、調定額3億6505万8710円、収入済額3億5917万8283円、収入未済額588万427円で、収入比率は98.4%となっております。

収入未済額の主なものにつきましては、(目)市場使用料の296万8200円で、使用料の支払いが延滞となっていることによるものであります。

資料の14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額3億8130万9000円に対し、支出済額3億5819万2491円、執行率93.9%、不用額2311万6509円となっております。不用額の主なものにつきましては、(目)中央卸売市場管理費の2311万5559円で、職員手当の減等によるものであります。

15ページをお願いいたします。

次に、林業・木材産業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額1580万円に対し、調定額1億3090万3185円、収入済額9687万4988円、不納欠損額430万5000円、収入未済額2972万3197円で、収入比率は74.0%となっております。

収入未済額の主なものにつきましては、(目)違約金及び延滞延納利息の1594万8531円で、違約金が未納となっていることによるものであります。

16ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額1580万円に対し、支出済額29万9000円、執行率1.9%、不用額1550万

1000円となっております。不用額の主なものは、(目)貸付事業費の1500万円で、新規貸付がなかったことによるものであります。

以上、農林水産部関係の令和3年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

**○大浜一郎委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決議議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いをいたします。

また、質疑に関しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに農林水産部関係決算事項に対する質疑を行います。

上里善清委員。

**○上里善清委員** まず、決算の総括表からお聞きします。

翌年度繰越しが186億ということなんです、ちょっと額があまりにも大き過ぎるので、主なものでいいです。どういったものが繰越しになったのか御説明してください。

**○新城和久農林水産総務課長** 令和3年度の繰越額は約187億円ございますが、その主な内容といたしまして水利施設整備事業、補助金事業ですが、これが約33億円ほど。それから、農地整備事業が約25億4000万ほど、農業農村整備事業やあと漁港漁場整備事業の水産基盤整備事業等で合わせて約127億円を繰

り越しております。繰越額の約7割近くを占めております。

**○上里善清委員** これは翌年度、この事業というのは執行するという形になるんでしょうかね。

**○新城和久農林水産総務課長** そういうことでございます。

**○上里善清委員** あと、不用額が30億ぐらいありますね。これはどういうことが主なものですかね。

**○新城和久農林水産総務課長** 不用額の主なものにつきましては、漁港漁場災害復旧事業、補助金事業ですが、これは軽石対策で、県事業の県管理漁港27漁港ございますが、その被害を想定して予算計上したところでございますが、最終的には5漁港の被害にとどまったことから約8億円ほど不用になっております。

それからもう一つは病害虫特別防除事業ですが、これが昨年の5月以降、本島中南部や先島地方を中心にミカンコミバエの誘殺が続きましたが、そのために予算計上しておりましたが、年明け以降もこの誘殺を続ける必要がございましたので、結果的に不用となって2億7000万ほど不用が生じたところでございます。

**○上里善清委員** ちょっとお聞きしたいんですが、軽石の問題ですけどね、沿岸とかにちょっとまだ見受けられるんですよ、軽石。私、与那原海岸とか西原海岸をよく通るんですけど、まだちょくちょくあるもので、この処理というのはもう完全に今のところ終わりという形になるんですか。

**○仲地克洋漁港漁場課長** 県内には52の海岸保全区域、漁港海岸がございまして、漁港のほうの海岸でございすけれども、そのうち半分ほどは海岸への漂着状況は確認しております。海岸につきましては漁港海岸以外にも、農林海岸または土木の海岸等ございまして、その海岸については環境省の補助事業を活用しまして、今後も引き続き陸上部、砂浜等に漂着しているごみは——ボランティアまたは地域の活動等で採取された軽石については今後引き続き処分、撤去していく考えでございます。

**○上里善清委員** 次、主要施策からちょっと質問していきます。

185ページ、地産地消マルチブランド戦略事業というやつですけど、執行率がちょっと悪い感じするんですがね。学校やホテルに沖縄県産の商品を卸すという事業だと思うんですが、ホテルとか学校の利用率みたいなのは分かりますかね。

**○久保田圭流通・加工推進課長** 令和2年度の地産地消マルチブランド戦略事業における調査の結果で

すけれども、県内のホテルにおける野菜や果物等64品目の県産食材利用状況調査の結果では、県内の地区別、規模別に抽出した31施設からの回答では26.5%となっております。また、調査の結果では、県産食材の取扱いを増やしたいとの回答は9割と高いことから、今後ホテルの仕入れ担当やシェフに対し、県産食材の旬、その調理法などの情報を提供し、県産食材の理解を促進する取組が必要だと考えております。

また、同年度における学校給食における野菜や果物等38品目の県産食材利用状況調査の結果は27.3%となっており、令和元年度から0.3%増加したものの、平成24年度の34%をピークに減少傾向にあります。その主な理由としましては、限られた時間に大量調理が求められる学校給食におきまして、予算ですとか規格等の条件に合った県産食材を確保することが困難であること、また、仕入れや献立を決定する栄養教諭等の県産食材の理解を促進する必要があることなどが挙げられております。

以上になります。

**○上里善清委員** 使用率が非常に低いような感じするんですよ。

この農産物なんですけど、私もちょっと農業をした経験がありまして、ちょっとだけ曲がっていたら規格外という形でC商品になるんですよ。そういったものをこういったホテルとか学校給食にうまく活用できんもんかねと思うんですが、この辺の取組はどんなですかね。

**○久保田圭流通・加工推進課長** 昨年度の学校給食の中におきまして、県産食材を提供しましたモデル事業といいますか、マッチングを図っているところにはなっております。その中で昨年度はニンジンのC品を学校給食に使っていただくという形でやってはいるんですけども、どうしても傷とかがありまして加工に手間がかかるといったところがありまして、大量に調理しないといけないといったところでなかなか学校給食だと使いにくい。あらかじめカットしたものを提供するですとか、また学校給食ですら現場で調理するとなりましたら、廃棄率を見込んだある程度廃棄物を上乗せした量を提供しないといけないといった課題がありまして、その課題がまだ残っているといた状況になっております。

以上です。

**○上里善清委員** 分かりました。

次行きましようね。191ページ、新規就農者の育成確保対策というやつですけど、この事業でどれぐらい就農された方がいるのかですね。これは就農促進

ですよね、ある意味では、育成して確保するということですので、実績としてはどんなですか。平成24年度から始まっているので延べでもいいんですが、何名ぐらいの方が就農されたのか分かるのであればお願いします。

**○能登拓宮農支援課長** 新規就農者の実績ということですが、平成24年度以降、毎年おおむね300名以上の方が就農しております、令和3年度までの10年間で合計で3147名、新規で就農をしております。

**○上里善清委員** 就農するに当たっていつも課題になるのが、面積なんですよ。耕作放棄されている土地を有効活用させるということで、この事業、僕らのところでもやったことあるんですが、農地を集積するということはどういう取組がありますかね。

**○長嶺和弥農政経済課長** 農地を集積については、県では農地中間管理事業という事業を行っております。農地中間管理事業がどのような事業かということになりますが、沖縄県農業振興公社を県では農地中間管理機構として指定しています。農地中間管理機構が高齢の農家さんですとか規模を縮小していきたいという農家さんから農地を借り上げて、公募によって認定された認定農業者ですとか、認定新規就農者ですとか、農地を求めている方に対して農地の貸付けを行う事業を実施しています。

以上です。

**○上里善清委員** どうしても新規就農するに当たって、ある程度やっぱり収入が得られるというあれがないとなかなか続けられないと思うんですよ。ある意味では、まとまった土地があれば若い者も就農しやすいんですよ。その辺の取組をちょっとやっていただきたいんですけど、県としてそういう取組はありますか。

**○長嶺和弥農政経済課長** 先ほど御紹介しました農地中間管理事業の中で農家に対しての農地の貸付けを行います、その中では認定就農者のほかに、市町村が新規就農者にぜひ農地を貸し付けてほしいという推薦があれば、その新規就農者に対して優先的に貸し付けるような取組を行っております。

**○上里善清委員** 分かりました。

次行きましょうね。201ページです。県産農林水産物輸出体制構築事業というやつですが、私がちょっと今思うことは、円安が進んでいるということは輸出にはプラスなんですよ。輸入するにはちょっときついですかね。海外輸出ということを視野に置いて振興を図っていただきたいんですけど、その辺の考え方はどんなですかね、県の。

**○久保田圭流通・加工推進課長** 県の農林水産物輸

出における基本的な考え方といたしましては、輸出に当たっての主な課題であります安定供給の確保、輸送時の品質保持、流通体制の構築など、対応可能な国や地域を対象に海外市場のニーズや商品規制等に基づく品目やターゲット等の絞り込みによる効果的なプロモーションと、海外展開支援等により国際物流ハブ機能を活用した海外輸出の強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、委員がおっしゃっていたように現在の円安につきましては、価格競争力を高められることから、課題であります輸出先国での類似農産物との競合において、県産農林水産物の優れた品質の認知を高めるに当たって追い風たるものというふうに考えております。

以上になります。

**○上里善清委員** 今の円安はチャンスだと思いますので、ひとつ強力に取り組んでください。

あと207ページなんですが、これは赤土問題ですけど、今県が取り組んでいるものが有効になっているのか。よく海岸沿いを見たら真っ赤っかなものから、ぜひこの取組は強化せんとますます海が悲惨な状況になりそうな感じですね。この赤土問題、どのように考えていますか。

**○能登拓宮農支援課長** 県では赤土等の流出防止対策としまして、圃場の勾配修正、それから排水路の整備、沈砂池の設置などの土事的な対策を行うとともに、営農的な対策としまして赤土等流出防止営農対策促進事業によるグリーンベルトの設置ですとか、コーディネーターの配置、それから土壤保全の日などのイベントの開催による意識啓発などに取り組んでいるところでございます。

**○上里善清委員** アメリカの穀倉地帯といいますか、化学肥料を使ったおかげで土地が剥げてしまって、大雨が降るとみんな表土が流されてしまうという被害が最近続発しているんですよ。沖縄のこの赤土問題もちょっと似たようなところがあるので。

実を言うと、最近耕さない農業というのが注目されているんですよ。どうしても保水し切れないから表土が流れてしまうと。だから耕さなければ菌が発生して、この表土がなかなか剥げないという効果があるらしいんですよ。そういったことも推奨すべきじゃないかと私は思うんですが、どんなでしょうか。

**○能登拓宮農支援課長** 赤土等の流出防止対策としまして、先ほど申し上げましたとおり赤土等流出防止営農対策促進事業で緑肥作物の栽培ですとかグリーンベルトの設置などを行っているところですが、それ以外にも県の農業研究センターのほうではこれ

までにサトウキビにおいて、春植えですとか、夏植えの浸食時の減耕起栽培——耕す量を減らす減耕起栽培ですとか、それから株出し時における中耕・培土作業の省略といったことについても検討を行っているところでございまして、その中で赤土の流出防止に対して一定の効果があるというような成果も確認をしているところでございます。

ただ一方で、雑草対策ですとか、あとは収量の低下といった課題も指摘をされているところでございますので、引き続き様々な視点から効果的な対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員長 玉城武光委員。

○玉城武光委員 185ページ、先ほどこの利用の状況が少し減少しているという答弁がありましたけど、その課題は何ですか。

○久保田圭流通・加工推進課長 県内ホテルですとか学校給食における利用率の課題におきましては、まず、学校給食におきましては予算面ですとか、商品の規格といった条件に合った県産食材を確保することが困難であるといったことですとか、あとホテルや学校給食に共通することですけれども、ホテルの担当者ですとか栄養教諭等、その献立を考える方々に対して県産食材の理解促進が必要であるということが挙げられております。

以上です。

○玉城武光委員 県内の食材を使う上で、地産地消ですよ。これを高めるということが非常に大事になっていて、取り組んできて、皆さんが努力しているのに減ってきている。要するに減少している、利用率がね。これをもっと強化する必要があるんじゃないかなということを思っているんですが、今後の取組をちょっとお聞かせください。

○久保田圭流通・加工推進課長 まず今年度の取組ですけれども、ホテルはこれまで利用率の調査といったものが中心になっておりましたので、やはりマッチングを強化していきたいということになりまして、調査の際に県産食材を利用したいというホテルの意向を把握した上で、要望のあったホテルに対して県産食材の情報提供を強化しているといったところになっております。

また、今後の取組、方向性としましては、やはり学校給食といったところでなかなか食材費の制約とかもございまして、やはり学校教諭に対しましてもその情報提供が不十分であるといったところがありますので、県産食材の旬ですとか、そういったものをあらかじめ事前に提供していくといった取

組をしてまいりまして、その理解促進に努めているといったところになっております。

以上になります。

○玉城武光委員 学校給食における利用状況はどうなっていますか。

○久保田圭流通・加工推進課長 令和2年度におけます学校給食ですけれども、学校給食と言いましても全ての品目ではなくて、学校給食に使う野菜や果物など38品目の県産食材の利用状況を調査した結果になりますけれども、令和2年度では27.3%となっております。平成24年度の34%をピークに減少傾向が続いているといった状況になっております。

○玉城武光委員 利用の品目が減っている——増やせる可能性はありますか。

○久保田圭流通・加工推進課長 おおむね今現状把握しているものとしましては、野菜と果実、畜産物、水産物といったカテゴリーで捉えているんですけれども、その中で伸びているものとしましては、令和2年度では果実ですとか水産物が伸びてきているといった状況にございます。それ以外にもやはり学校給食で使えるもの、その供給といった課題もありますので、そういったものをどのような供給ができるかといったところは、栄養教諭の研修会等を通じて周知を図るとともに、ニーズの把握にも努めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○玉城武光委員 学校給食の場合、各市町村によってアンバランスがあるんですか。それとも均一で利用しているのか、そこら辺分かりますか。

○久保田圭流通・加工推進課長 すみません、手元にちょっと詳細な資料はございませんけれども、市町村によって大分ばらつきはあるといった状況になっております。

○玉城武光委員 では次ですね。187ページ、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業の翌年度繰越額が大きく増えた、増額になったその要因をお聞かせください。

○久保田一史園芸振興課長 翌年度に今回繰越しが多かった理由についてですけれども、事業のほうの説明からさせていただきますけれども、自然災害や気候変動に左右されず、定時、定量、定品質の出荷に対応できる原産地を形成するため、一括交付金を活用して平成24年度から強化型パイプハウスや平張り施設の整備を実施しております。

令和3年度では2年度の繰越分3地区に加えて、生産者等から要望がありました11地区、計8市町村14地区を計画しておりました。しかし、計画策定へ

の進捗を考慮いたしまして、取下げの地区であったり地区の入替え等がありまして、最終的には7市町村10地区での実施となっております。

その繰越しの要因についてなんですけれども、近年の資材価格高騰による自己負担への増加、それに対する懸念からの取下げであったり、計画の再調整等がありました。あと新型コロナ等の影響がありまして、なかなか集まって調整ができないということがあります。また、取下げということがあった場合に地区の入替え等もあります。入札残もありますので、その予算枠をしっかりとやり取りを出さないため使いたいということで、要望のある地区の前倒しでの調整、実施のほうがなかなか、やったんですけれども年度末までに間に合わなくて、繰越しという形になりまして、現年に関しては執行率が低い状況となっております。

ただ、不用額につきましては最終予算の約1.7%にとどまっておりますので、予算のほうは有効に活用して、施設設備の推進に寄与できたと考えております。

**○玉城武光委員** いろいろな要因で取り下げた方々もいらっしゃる。そういう方々がいて、翌年度の繰越しという形になったという説明なんです。計画段階からそういうことは予想されますから、そこに対する指導、周知徹底をお願いしたいと思います。

次に189ページ、気候変動対応型果樹農業技術開発事業の成果と効果について伺います。

**○安田宗伸農林水産総務課研究企画監** この事業につきましては、本県の亜熱帯性気候を生かしたマンゴーでありますとかパイナップルなど、本土と異なる熱帯果樹等々の品目を材料としまして研究開発をしているところですが、昨今、近年の夏秋季の高温、また冬春季の低温、また台風などの気象変動によって、着花、花のつき、実のつきの不良、また果実品質の低下、病害虫の多発などの問題が生じているものに対応するため研究開発を行っているところです。

この中で、1つはマンゴーにおける加温関連装置を活用した栽培技術、着花の安定化、また収穫時期の早期化、技術の開発、またパイナップルにおいては、自動開閉装置を活用したビニールハウスの温度管理による収穫の前進化、あとアテモヤなどの熱帯果実の仕立て方法や育苗方法の開発、貯蔵特性の解明などを行っております。また、新品種育成の基礎となりますパイナップルやマンゴーのゲノム解読などを実施しまして、DNAマーカーの選抜のための簡易DNAの抽出方法などの開発などを実施してき

たところでございます。

**○玉城武光委員** この開発、要するに技術開発は県の機関でやっているんですか。

**○安田宗伸農林水産総務課研究企画監** 県の農業研究センター、糸満にあります本所、それと名護にあります名護支所を中心に行っております。

**○玉城武光委員** 気候変動に対応しなければいけないという気候変動の危機がありますから、ぜひ頑張っていたきたい。

191ページ、新規就農者の育成確保対策の執行率、不用額、翌年度繰越額の要因は上里委員のところの説明していたんですが、私はこの中の沖縄県新規就農一貫支援事業の研修生の受入れ、農家の支援がゼロになっている、いないということになっているんですが、その要因は何ですか。

**○能登拓宮農支援助課長** 沖縄県新規就農一貫支援事業につきましては、市町村や出荷団体等の関係機関から要望調査を行ったり、ヒアリングに基づいて計画を定めているところですが、昨年度につきましては研修生を受け入れていただくこの農家に対する支援、これについては要望がございまして、結果としてゼロというような状況になってございます。

**○玉城武光委員** 何でゼロになったんですか。

**○能登拓宮農支援助課長** もともとはこの事業、数年前は10名程度の実績があるところなんです。昨今のコロナの関係で研修の受入れ自体が非常に難しくなっているというように、それから研修の受入れに当たって、受入れていただく農家の方にも少し詳細なカリキュラムを作成していかないといけないというようなこともあって、この2年ほどは利用状況が少なくなっているということでございます。

**○玉城武光委員** コロナとかいろいろなことがあってということなんです。この研修生を受け入れる農家をぜひ増やしてほしいということです。

次に、就農定着の強化・スタートアップ支援の推進の概要について教えてください。

**○能登拓宮農支援助課長** 沖縄県新規就農一貫支援事業の中のスタートアップ支援の推進につきましては、新規就農者の就農定着を目的としまして、経営安定に必要な農業機械や施設などの初期導入の費用に対して一部助成を行っております。

令和3年度につきましては、15市町村において27名の新規就農者を対象に支援を行ったところでございます。

**○玉城武光委員** 予算として4億3717万8000円ということなんです。準備型で農機具のトラクターと

か、そういう購入に対する補助ですよね。その補助できるメニューはどんなものですかね。

○能登拓営農支援課長 基本的には農業を開始するに当たって必要となる施設として、強化型のパイプハウスですとか平張りのハウス、それから機械の関係で言いますとトラクターなど広く対象にしております。基本的には補助率80%以内で、補助額の上限800万円というふうに定めて支援をさせていただいております。

○玉城武光委員 そういう就農者への支援、ぜひもっと強化してもらいたいということです。

次は、沖縄型レンタル農場設置事業というのがあるんですが、その概要をお伺いいたします。

○能登拓営農支援課長 沖縄型レンタル農場設置事業につきましては、新たに農業に参入しようとする意欲ある就農希望者に対して、実践的な農業経営を開始するための施設及び機械を市町村ですとか出荷団体が貸付けを行う場合に、その整備に係る費用を県のほうから補助をするという事業となっております。

これまで県内5か所に設置をしたところでありまして、令和3年度につきましてはうるま市において1か所設置を行っております。

○玉城武光委員 このレンタルという方式なんですが、農場を整備するのは県が整備して、レンタルで貸すということなんですか。

○能登拓営農支援課長 レンタル農場自体の整備につきましては、市町村ですとかJAなどの農業団体に行ってください。市町村、団体が行う整備に対して県が支援をするという仕組みになっております。

○玉城武光委員 どんな割合で支援するんですか、補助率とかそういうのは。

○能登拓営農支援課長 補助率につきましては基本的に定額ということになっておりますので、全額補助をさせていただいております。

○玉城武光委員 この定額というのは決められた年度の予算の定額ということで、ちなみに幾らですか。

○能登拓営農支援課長 令和3年度につきましては、うるま市におきまして野菜のハウスを858平米整備したところですが、これに係る事業費として1232万円補助を行ったところでございます。

○大浜一郎委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 皆さんお聞きですけど、学校給食の県産物の利用状況ということで皆さん調査をされて、その調査の結果報告書なども出されているので、それを少し見ているんですけどね。この利用率は重

量ベースで出されているんですけども、例えば重たい野菜、カボチャとかトウガンとか、そういうものの利用が多くなれば県産利用率が上がるということになっちゃうので、重量ベースで評価をするものなんですか、県産食材の利用率というのは。

○久保田圭流通・加工推進課長 現状の調査といたしましては重量ベースで取っているということになりますので、委員がおっしゃるように重量のあるもの、そういったものの使用率が高まれば県産食材の利用率といったものが高まるといったことになっております。

実際、その低い理由といたしましても、重量がありますタマネギとかジャガイモ、大根といったものとかの県産食材の供給率、利用率が低いといったところがこのような数字になって現れているのかなというふうに考えております。

○仲村未央委員 重量ベースじゃなくて品目ベースにしないのはなぜなのかですね。要は品目に対して県産食材がどれぐらい使用できているのかということにしない理由は何なんですか。重量ベースにするというこの理由。

○久保田圭流通・加工推進課長 すみません、なぜ金額ベースで取らないのかということところは、ちょっと特に答えというのは今のところは持ち合わせていませんけれども、ただ別途、国の調査があるんですけど、国の中では文科省がやっているところですけども、調査の手法は異なりまして、品目数ですとかあとは金額ベースといったものを、それぞれの都道府県別ですとか国産品といったところの統計を取っているものがございます。

○仲村未央委員 少しよく分からないので、要はその利用ということを見るときに、お野菜とかいろんな多岐にわたる食材がいかに地元産が使われているかということに皆さん興味があると思うので、1種類がたくさん使われていると利用率が上がるという調査の仕方だと、なかなか目指している理想の地産地消というところにたどり着くのかですね。そこはどのように誘導しようとしているんでしょうか。

○久保田圭流通・加工推進課長 この調査がそのまま38の品目にしているといった理由といたしましては、これは対象が野菜ですとか果実、畜産物、水産物といったところになっておりまして、こういったところを伸ばしていきたいといったところがあります。

例えば主食になります穀類、お米ですとかパンとか、そういったものはやはり県産で生産されているものは極端に少ないので、全体像でやってしまうと

伸ばしたい品目の数値が取れないといったところがありますので、そういったところを加味して、県が伸ばしたい38品目の状況を把握しているといったところになっております。

以上になります。

**○仲村未央委員** そうですね。品目別ではモズクとかパパイヤとかアーサになれば100%の調達があるということは、結局給食のメニューに非常に左右される。沖縄の料理だと当然に沖縄の食材の利用率が上がるということは、非常に有益だなというふうに、先ほどもメニュー開発のところでは誘導をしたら非常に有効になるのかなと思ったのと、あとやっぱり先々を見据えて、この調達がどの時期にどれくらいどこで仕入れられるのかという情報が、各市町村の実際には調達をする給食センターにないと、そういうところにまではなかなか、慣れたところの発注にとどまってしまうので、ここのマッチングが非常に肝なのかなという感じがするので、こういった調達予測みたいなものの情報とかというのは、ここまでを皆さんは今この事業を通じながら、あるいは地産地消の推進ということを掲げるときのコーディネートというのは誰がやるんですか。県が誘導しようとしているんですか。市町村任せですか。

**○久保田圭流通・加工推進課長** 委員がおっしゃっているところが県産食材をリードしていくかといったところになりますけれども、やはり県としてはその全体の状況把握をしていって、各市町村にもその調査結果というのは提供しております。先ほど武光委員の答弁にお答えしたように市町村別によって大分ばらつきがございますので、その意識を持っていただくという点でも各市町村に調査結果というのをお返ししているところでありますので、その市町村への取組を促していきたいというふうに考えてはおります。

また一方、その流通状況につきましては、やはり今私どものほうが把握しているのは先ほど申し上げた38品目、4つのカテゴリーだけですので、それ以外の例えば主食になるものですか、牛乳ですか、そういったところの流通状況までまだ十分把握できていませんので、そういった状況につきましては把握に努めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

**○仲村未央委員** 各市町村、ニーズが高い事業ではあると思うんですね。みんな選挙になると公約で地産地消を推進しますというのはよく掲げてはいるんですけど、実際にそれを実践しようとすればやっぱり今のような課題にすぐに行き当たりますし、誰

かが本当に熱意を持ってコーディネートをするということを中心になる構えがないと、各市町村でなかなかその取組というのは滞った感じで、停滞感があるのかなという感じがしますので、その全体の取組をどう促していくかというところをぜひまたさらに工夫をしていただきたいなど。これは教育委員会との調整が大きいと思いますけれども、その誰が音頭を取るのかというところをもう少し深掘りをしていただきたいというふうに要望します。

宮古製糖、7月の下旬に現場を見に行っただけですが、フィルターが故障したということで、隣の雑木林に不法投棄をして物すごい環境汚染を生んでいるという事案の状況について、どのように把握されているかお尋ねいたします。

**○嘉陽稔糖業農産課長** 委員おっしゃるとおり、製糖機のフィルターが詰まりまして運転できないというところで、そのときに近くの海岸のほう、雑木林のほうに不法投棄したということであります。

これにつきましては、基本的に保健所の指導でずっと動いていまして、その後工場の操業を止めましてフィルターの一部交換を行いまして、その後保健所の指導の下に操業を開始したと。そういうこともありまして、操業が遅れたというところがあります。その後操業が終わりまして、フィルターについては完全にもう交換してありまして、その後不法投棄した残渣については製糖工場の敷地内に一部回収しているということで、ただ、その不法投棄によりまして木が枯れたりとかそういうのがありまして、その辺につきましてはまた保健所の指導と、あとそこが防風林というところもありまして、そこをまた違う課のほうで今指導しているということでございます。

**○仲村未央委員** 物すごい悪臭と、それから海岸のすぐそばですので、海に垂れ流して海の周辺の生物がたくさん死んでいたとか、写真も見せていただいたんですけども。それから島民の皆さんの心配は、地下水にも影響が出ないかということを非常に懸念をされていたんですね。

これはやっぱり不法投棄でしたので、突然工場を止められないということで物すごい量をそのまま横に投棄をするということだったようですから、そこはやっぱり嚴重に現場の指導を確認をして、このような故障の背景も含めて、指定管理者さんですのでその体制の確認とか、やっぱり徹底してここは状況を把握する必要があるのかなと思いましたが、その辺りの指導等々はいかがでしょうか。

**○嘉陽稔糖業農産課長** 我々のほうも新聞とか状況を確認した後は、宮古製糖のほうに指導を行いました。

て、それとまた各製糖工場、全工場のほうにもこういことがないよとということて文書て通知してるところてす。

その後て保健所、あと多良間村とも協議しながら、我々も現地て行きまして確認しまして、次の操業て向けてそういことがないかしっかりとその辺て確認していきたいと思てています。

○仲村未央委員 以上てす。

○大浜一郎委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしくお願てします。

まず192ページ、成果の報告のところなんてすけれども、各委員のほうからもちょっとあるてすけれども、新規就農一貫支援事業なんてすけれども、3000人て上回る3154人といことなんてすて、例ええ圏域ごとの目標数とかといものもあるてすよるか。

○能登拓営農支援課長 新規就農者の目標てつきましては、県全体て年間300人といような形で目標自体て設定てしているところてすて、各地区ごてに実際の新規就農者数自体て調査ていたしておてりまして、例ええ令和3年度てつきましては北部て95名、中部て36名、南部て95名、宮古44名、八重山43名、合計313名といようなことてなててござています。

○次呂久成崇委員 その中て農地確保て課題となてているといことなんてすけれども、今圏域ごてにそれぞれ新規就農者数あつたてすけれども、特にこの地域、圏域て厳しい状況だとかといようなものはあるてすよるか。

○長嶺和弥農政経済課長 今農地のお話だつたかと思てんですが、耕作放棄地のデータて申し上げますと、令和2年の荒廃農地、耕作放棄地てすて、県全体て3592ヘクタールござていました。このうち圏域別の内訳て申し上げますと、北部地区て1452ヘクタール、中部地区て869ヘクタール、南部地区て520ヘクタール、宮古地区て274ヘクタール、八重山地区て478ヘクタールとい内訳てなててござています。

○次呂久成崇委員 ありがとうござています。

この農地確保て課題といことてはあるてすて、それぞれの各地域、圏域ごてで、その確保策ていつての取組といのはどのよてなてているてすよるか。

○長嶺和弥農政経済課長 先ほども申し上げますとおり、農地中間管理事業等て活用して高齢の農家さんてすとかこれから離農するといような形の農家さんから農地て借り受けて、新規て始めた方、規模て拡大したい方て貸し付ける事業てしています。

その中てちょっと一つの課題てなてているのが、

農地て貸してほしいんだけれども——出し手て言うんてすて、出し手てどう確保ていくかといところて一つの課題てなてていますが、中間管理機構の中ては現地駐在員てすとか農地調整員とい現場てのコーディネーターていいますか、情報収集して借りたいとい農家さんて速やかに貸付けてできるよてな体制て組んで、関係機関て連携しながらそのよてな対策て取てています。

○次呂久成崇委員 ちょっと要望なんてすけれども、やっぱり新規就農者て農地確保するといのはそうい情報がなかなかないんてすてから、ずっと農業てさてている方てどの土地て誰々の所有だといことて個人的て借りたりするといのがあるてすけれども、なかなか新規就農者て関してはそうい情報がないんてすてから、関係機関てぜひそこて連携して、情報の提供等も含めて農地確保て努めていたてきたいんて思ていますて、よろしくお願ていたてします。

208ページのほうなんてすけれども、自然環境て配慮した農業て、こちら1点だけてす。各地域のほうて農業環境コーディネーターて設置てしているといことなんてすて、このコーディネーター同士て交流ていのが課題て挙げられてるてすけれども、実際にこの情報の共有体制とかといのがどのよてなてているかといのをお聞きしたいんて思ています。

○能登拓営農支援課長 赤土等流出防止対策て推進するたてびに、県ては各市町村のほうて環境コーディネーターて配置しまして、それぞれの農家の皆さんへて指導、普及啓発などて取り組んでいただてておてります。そのよてな中て、それぞれのコーディネーターの皆さんてお持ちの知見てすとか様々な情報技術みたいなものて、それぞれの個人の情報てするのではなくて、県内全域て共有てしていくといつてことが非常に重要だといふうなことがコーディネーターの皆さんから指摘て今受てているところてござています。

そういつて状況を踏まえてまして、昨年度まではなかなかそういつてことができなかつたので、今年度以降てなりますてけれど、皆さんの交流の場て設定てたしまして、そうい情報交換、さらには人脈て広めていくといつて取組て進めていきたいといふうて考えておてります。

○次呂久成崇委員 こちらのほうちょっと要望なんてすけれども、実は東村のほうて私も視察て行ったときて、パイン畑の路地のほうて赤土流出防止としてサトウキビの葉、バガスてすね。それを敷き詰めてといことて、これは肥料てにもなりまた流出防止



にもなるというようなことがあったんですけど、私たち八重山のほうではそういう活用の仕方というのはあまり実は知らなかったんですよ。

ですので、コーディネーターをせっかく設置していて、その情報共有がなされていないというのであれば少しもったいないなというふうに思ったものですから、ぜひ今年度、情報共有、また体制も構築をしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。

次に210ページになります。サトウキビの生産支援なんですけれども、現在の機械収穫率というのは何%か分かりますか。

**○嘉陽稔糖業農産課長** ハーバスターの機械収穫率ですが、平成14年度の37.9%から令和4年期には84.6%と、46.7ポイント向上しております。

**○次呂久成崇委員** 地域によってばらつきがあるということなんですけれども、実はこの機械化なんですけど、ハーバスターのオペレーターの代金というのも各地域、圏域ごとによって大分差がありますよね。ですので、かなり機械化は進んではいるんですけども、機械化に伴って各地域でこのオペレーター代というのがかなり農家さんの負担になっているということで、そこはなかなか地域事情、特殊性もいろいろありますので、その代金等について統一するというのは難しいところがあるのかなというふうに私自身も思うんですけども、ただそれにしても、例えば久米島だと1日6000円とかオペレーター代が発生するらしいんですよ。1日じゃなくて、これはトンですかね。ところが実質久米島の土地というのはとても小さいので、移動とかというのも含めて実際にオペレーターが収穫をするのは3時間、4時間だと。だから、移動代で結局はオペレーター代を支払っているようなもんだというような、少し現地の農家さんからすれば、ほかのところと比べてなかなか機械化というのが進まない理由というのは、やっぱりオペレーターのほうに行くお金が農家さんからすると実際に働いている、収穫をする効率的なことを考えると、ちょっと機械化が進むのは自分たちとしてはいかがなものかなというような話もあったものですから、ただ、サトウキビ農家さんというのも今大分高齢化が進んでいますので、そこら辺の対策、機械化を進めるのは確かにいいんですけども、それ以外の地域の実情というの踏まえて、そこら辺の対策というのは県としてはどのようにお考えのかなというのだけお聞きしたいと思います。

**○嘉陽稔糖業農産課長** 委員おっしゃるとおり、農家の高齢化に伴って機械化が必要な部分は確かにあ

ります。ただ、今回の石垣のほうでも製糖が遅れたということで、晴れていても前日雨が降っていたら機械が入られないというところで、その翌日はまた雨が降って入れないということも続いて収穫ができないということもありましたので、この辺は地域によって大型を入れるのか、中型、小型を入れるのかとか、あるいは雨のときにどういった収穫体系を行うのかと。この辺につきましては地域といろいろ検討しながら、どういう体系がいいのかというのはちょっと検討していきたいなと思います。

それと、先ほどありましたオペレーターの料金については、なかなか県のほうから口を出すことが難しいものですから、ただ、機械の料金については国のほうではコストという形で見て、12月にあります交付金の中に算定はされているという考えは持っていますので、その辺はまたそういうのも上がってきているということで、国のほうには交付金を上げるようにこれから要請していきたいと思います。

**○次呂久成崇委員** ありがとうございます。

次で最後になるんですけども、213ページ、畜産の担い手育成のほうに行きたいと思いますが、事業の効果にある粗飼料基盤の整備なんですけれども、実際に今県内の飼料自給率というのはどれぐらいなのか教えていただけますか。

**○照屋亮畜産課班長** 粗飼料自給率でございますが、県内の粗飼料自給率についてはちょっと細かな数値は持ち合わせておりませんが、9割以上、粗飼料については自給しております。

**○次呂久成崇委員** ありがとうございます。

これは牧草が主ですかね。

**○照屋亮畜産課班長** 牧草が主になります。

**○次呂久成崇委員** ありがとうございます。

今、子牛の競りの価格というのが大分下落をしまして、この採算ラインというのが今55万と言われていたんですけど、近々の石垣のほうでの競り価格もその55万を下回るような状況であって、その価格は下がる、だけど飼料代は上がるというところで、やはり農家さんが母牛を手放すというような状況がちょっと発生をしているものですから、私そこでこの飼料の自給率というのが少し気になったものです。これから若手の育成も含めて考えたときにやはり自給率というのがとても大事ななというふうに思ったものですから、今9割ということではあるんですけども、今後は牧草だけじゃなくてやっぱり穀物等のものも含めて肥育等も含めて、やはりもう少し自給率というのをしっかりやっていかないといけないかなというふうに思ったんですけども、これに関

して今価格高騰が進んでいる。だけど牛の実際の価格は下落をしているという状況の中で、県の今後の対応策というのをどのようにお考えなのかというのだけお聞きして終わりたいというふうに思います。

**○崎原盛光農林水産部長** 本答弁の中でもお答えしたんですが、畜産業界というのは大変厳しい状況だと考えておまして、状況を見ますと、畜種ごとでも生産費の全体に占める飼料費の割合だとか、流通形態だとか、取引形態とか、それから経営の逼迫度合いとか、非常に厳しいと言いながら大分異なることも想定しております。

これまで畜種ごとに国にはいろんな制度がございまして、経営安定対策などが講じられておりますけれども、今般の急激な飼料価格高騰、これに対応するために県では緊急的に配合飼料、それから粗飼料の助成も前の補正対策で組んだところであります。しかしながら、畜産経営ではまだまだ厳しいというのを聞かされておりますので、先ほどありましたように畜種ごとに大分状況が異なるのではないかと聞かされているので、これは関係機関と一緒に細かく詳細に分析をしまして、これまで行ってきた対策にまだ何が必要なかをまたこれからたくさん勉強してまいりたいと。そういうふう考えているところでもあります。

**○大浜一郎委員長** 大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** お願いします。

まず185ページ、先ほど来からある地産地消の件ですけれども、少し通告していますから答弁の準備もあったと思いますので――執行率が悪いんですけども、簡単に概要を、これまでの議論はなしにしていますのでお願いします。

**○久保田圭流通・加工推進課長** 地産地消マルチブランド戦略事業につきましては、幾つかの細事業で構成しております、1つが学校給食の県産食材利用率ですとかホテルの食材利用率といったものがございまして、その中の一つとしまして、花と食のフェスティバルといいまして例年1月下旬に開催しておりますけれども、そのイベントの開催に充てる負担金をこの事業の中で手当てしているところになっております。それが去年は開催を準備しておりますけど、新型コロナウイルス感染症のために開催を見合わせたものですから、その負担金の執行残が主な理由というふうになっております。

以上になります。

**○大城憲幸委員** ここで言いたいのは2つで、1つは、今言う事情は分かるけれども、これも非常に大事な事業。みんな先ほど来興味を持っているとおり、

そのとおり。だから流用も含めてここはしっかり執行してほしいというのが1つと、もう一つは、この学校給食なんかについても、形が悪いからなかなか活用が難しくてみたいな議論をもう20年前からしているさね。こんなのはもうちょっと発想を変えて、今地産地消じゃなくて地消地産という言葉も出てきているぐらいで、やっぱり沖縄県民、子供たちにはしっかりと県産を供給するという仕組みに変えないといけないと思うんですけども、課長でも誰でもいいですけど、地産地消と地消地産の違い、ちょっと簡単に説明願います。

**○久保田圭流通・加工推進課長** すみません、しっかりした定義ではなくて私の解釈でということになるんですけども、私のほうの解釈としまして、地産地消、地域でできるものをその地域で消費をしていくといったところで、文字どおりそのような形になります。地消地産につきましては、その地域で求められるもの、ニーズがあるものを生産していこうというふうになっているのかなと認識しております。以上です。

**○大城憲幸委員** そう。例えば学校給食でも15万から20万ぐらいの小中学生がいるわけですよ。毎日15万食、20万食、出るわけですよ。ということは、この献立に基づいてこれがどれぐらい出るというのはすぐ計算できる。市場では、ビッグデータを取れば何がどれぐらい売れるというのでもできる。

だからやっぱり県民に対する食材、子供たちに対する食材、それを県産で補っていく。そのために農家がどういう準備を使用すればいいか、やっぱりもうそろそろそういう発想に変えていかないと、なかなかここで1000万、2000万の調査費ばかり何年もつけても、なかなか飛躍的に上がらない。ということは、やっぱり最終的には予算なんですよ。給食費が小学校で220円、中学校で250円、その単価ではなかなか安定的に県産のいいものを安定供給というのは難しいですよ。だからそこはやっぱり政策的に、県も域内経済循環と言っているわけですから。一番循環率が高いのは1次産業であることは間違いないわけですから、そういう意味で部長、もっと農林水産部からそこは発信していくべきだと思うんですけども、考え方をお願いします。

**○崎原盛光農林水産部長** 委員おっしゃるように学校給食の問題というのは非常に古い問題で、これまでもいろいろと議論してきた経緯がございまして。やはりこれを高めるためには、いろいろ考えてみたんですけども、基本的に生産者側からすると高いものを売りたい、学校給食からするとできるだけ安い

ものを買いたい、多分その違いがあるかと考えております。

そのことに着目しまして、これまで我がほうは高く売って一生懸命考えてきましたので、できるだけ作る工夫ですね。これは恐らく加工用とかにも通ずることかと考えているんですけども、加工用もできるような産地とはどういうものなのか、そういうところを少し議論を深めてまいりたいと思います。当然、加工用にできるということは学校給食にもそれだけの価格で出せるということになりますので、恐らく給食のこれも高まることだろうと。これが基本です。

それからもう少し細かいんですけども、学校給食において先ほど規格外のものもございましたけれども、そこで加工するといろいろと時間がかかったり不要なものが出ているという課題があるらしいので、これをカットすれば使いたいという意向もあるようなので、これは産地側というんでしょうかね、できればカットしたものを学校給食にできるみたいなことはどうなのかというのも今後ちょっと検討してまいりたいと。そういう考えでございます。

**○大城憲幸委員** 部長、具体的な細かい話まで入りましたけれども、私が言いたいのは、もう最終的には予算の問題だと思うんですよ。220円では無理ですよという話。だからそこは農林水産部から域内経済循環という県の方針に基づいて、しっかりともっと農林水産物、県のものを使う、そのための予算措置も含めて主張すべきだと思いますので、お願いします。

次に進みます。206ページの特裁の件、特別栽培も否定はしないんですけども、環境負荷という意味では私は取組が弱いなと思っているんですけども、直近の状況と考え方をお願いします。

**○能登拓営農支援課長** 特別栽培農産物認証向上・発展事業につきましては、環境保全型農業の推進を目的としまして、特別栽培農産物の認証を取得するための栽培マニュアルをゴーヤーなど5品目について作成をしたほか、認証制度の認知度向上を図るための説明会などを実施をしたところでございます。令和4年度からは新たに5品目を追加してマニュアルを作成をするほか、有機農業の実証試験にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、県内の有機JAS認証者の現況について調査を行いまして、課題や要望などについても把握をしていきたいというふうに考えております。

**○大城憲幸委員** ここで言いたいのは今触れた有機JASの部分なんです。今認証団体も1人、2人

で、何十年も細々とやっている1か所だけしかない。農家についても一時期増えましたけれども、なかなか増え切れない。やっぱり沖縄はほかの県と比べて有機無農薬という取組は難しいとずっと言われている。農家の中では沖縄では無理だよと言う。

だからこそ沖縄県が、国はもう25%まで持っていくと方針を出しているわけですから、沖縄県が具体的に実証実験をする。もっと積極的に実施すべきだと思っているんですけども、その辺について再度考え方を願います。

**○能登拓営農支援課長** 有機JASなども含めて、農薬や化学肥料の使用量削減などによる環境保全型農業推進ということは、環境負荷の軽減ですとか持続可能な農業生産の確立、食の安全・安心の確保といった観点だけでなく、最近の農業資材高騰といったことへの対応という点からも非常に重要な取組になってくるというふうに考えております。今般、農林水産省のほうからもみどりの食料システム戦略が公表されたところでございますので、県としましてもみどりの食料システム戦略の目標なども踏まえつつ、環境保全型農業を推進してまいりたいというふうに考えております。

**○大城憲幸委員** 前からそういう考えは言うんですけども、具体的に見えてこないわけさ。言っているように畜産試験場でこういう取組をします、農業試験場でこういう取組をします、農家の皆さんにも国の方向性はもう有機だよというようなものは、やっぱり農家単体では取り組めないからこそ県が発信すべきだと思いますので、取組の強化をお願いします。

211ページ、製糖工場の建て替えについて課題が多いんですけども、直近の取組状況をお願いします。

**○嘉陽稔糖業農産課長** 老朽化の著しい分蜜糖工場につきましては、地域のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。

一方、工場整備には多額の建設費用を要することから、既存事業の活用だけでは事業実施主体の費用負担が大きく実施困難であることから、県では農林水産省や内閣府等と高率補助による工場整備に係る具体的な方策について、現在検討しているところでございます。

**○大城憲幸委員** 前からあるように、特にゆがふ製糖については土地の確保も苦勞してやった。ただそれもずっとは待てないですよという中、そこで今10年以内に計画している3工場がどういう取組になっているのか、今後のスケジュールがどうなっているのか、もう少しお願いします。

**○嘉陽稔糖業農産課長** 現在、県内の分蜜糖工場で製糖工場の建設を希望しているところが、本島のゆがふ製糖、石垣の石垣島製糖、北大東の北大東製糖という形で、3つの工場が今工場建設を希望しております。

先ほど委員からありましたスケジュール感という形ですが、我々としてはやはり高率補助でないと整備は難しいと考えておりますので、この辺は県だけではなかなかすぐできないところがありますので、今農林水産省、内閣府とも協議をしながら、その中でこういった形で高率補助ができるのかというところを検討しているところです。そのため、スケジュール感的にはまだちょっと固まってないというところがございます。

**○大城憲幸委員** 部長、いろんな話が聞こえてきます。ちょっとやっぱり政治的な判断も含めて動かないと、なかなか事業費の拡大というのもあるし、地域のいろんな思いも複雑に絡まっているものですかね。やっぱり知事はじめ三役も含めてこれにどうにかしないといけないと思うんですけども、その辺について部長、どう考えていますか。

**○崎原盛光農林水産部長** 先ほど担当課からありましたように、工場建設には多額の経費がかかります。その収支をはじきますと、どうしても高率補助が必要ということで、基本は分蜜糖工場になりますので所管は農林水産省になります。そこの事業を活用しますと、こちらが考えている補助率には達しませんので、そこで沖縄を担当している内閣府のところも含めまして実際担当する課を交えての検討が始まっております。その中で我がほうが示す高率補助をいかにするかというのを検討しているところでございまして、今しばらくはちょっとまだ煮詰める必要があるかと思えます。

その後、一旦その辺の方向性が見えたところで、その中でもやはり多額の経費がかかりますので、いろいろなところでまた御支援いただくことになるのかなというふうに、そういう段取りをちょっと考えているところであります。

**○大城憲幸委員** とにかく私はもう政治的に動かないとこれは難しい。オールジャパンの仕組みでは私は難しいんじゃないかなと思っておりますので、お願いをします。

最後、215ページの豚肉の消費活性化事業。アグーの消費も止まって在庫を抱えて大変という皆さんも多いんですけども、この事業、直近の市況の状況も含めて状況をまずお願いします。

**○長利真幸畜産課班長** 本事業は、沖縄県の銘柄等

を県内消費者にPRすることで、県産豚肉の認知度向上及び販路拡大を図ることを目的としています。令和3年度の事業の実績としましては、県外高級飲食店、百貨店52店舗でのフェアやSNS等を活用した魅力発信等を行っております。

また、令和3年度事業の効果としましては、フェアに参加した生産者と高級飲食店との取引の開始や、百貨店で取扱量の増加などにつながっております。ただ、昨今の新型コロナウイルスの影響等で対面で打合せをしたりとか当初計画していたような取組ができない中で、ネットとかそういったものを活用した事業という形で取り組んでいます。

**○大城憲幸委員** 特にアグーなんか高級な肉については、観光客の激減で相当在庫を抱えて大変という話なんですけれども、直近の観光客の動きというのは皆さんのところには情報として、目に見えてものの動きが始まっているという情報もありますか。まだないですか。

**○長利真幸畜産課班長** 流通の細かい動きということまではちょっと細かい数字は持ち合わせてはいないんですけども、ただ、昨年度までのアグーの在庫がすごく積み上がった状況、そういうのがあったこともあって、県では学校給食にアグーを提供する事業というのをやったり対策をしてきたんですけども、最近生産者のほうから聞いた話では、アグーの肉もどんどん出てきてはいるんですけども、ただ、どうしてもコロナの影響のときにアグーの頭数を少し減らして、それに合わせてまた需要について生産がちょっと追いつけていないところもあるという話も聞いています。また、今はちょっと飼料高騰等の影響もありますので、そちらの影響も生産者のほうにはあるかと思えます。

**○大城憲幸委員** もう時間ですから要望で終わりますけれども、部長、ずっと本会議でも議論していますから、畜産を支えてくれというのが言いたいところです。ただここに来て、これも話したのかな、商工とも話したんだけど、もう食肉加工場では去年1億2000万の電気料が今年1億8000万になって、来年4月からプラスの1億2000万、3億になるというんですよ。こういう冷蔵、冷凍庫を持っているような加工処理場なんかは、もうもたないんですね。そしてこれは市況が戻ったとしても、さっと価格に転嫁できるものでもないし、もたない。それをどう支えていくか。

今までは生産現場が厳しいというのはずっと議論してきたけれども、それを取り巻く食品加工場、屠畜場、そういうところもさらに厳しい状況に入って

いきますので、取組の強化、皆さんのほうからそういう関係団体も含めて支えないと畜産業がもちませんよというのは、常に発信していただきたいというふうに要望して終わります。

以上です。

○大浜一郎委員長 西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくお願ひします。

まずは決算の総括表2ページに基づいて質問したいと思います。一般会計の支出済額の令和2年度、億単位で結構ですので支出額、執行率、繰越額、繰越率、不用額を教えてください。

○新城和久農林水産総務課長 令和2年度の支出済額が575億円、翌年度繰越額が173億円、不用額が21億円でございます。

○西銘啓史郎委員 それと執行率、繰越率も出してください。

○新城和久農林水産総務課長 令和2年度の執行率は74.7%、不用率が2.7%でございます。繰越率は22.6%です。

○西銘啓史郎委員 部長、これは他部局にも話しているんですけど、執行率が2年度は74.7、今年度は一般会計で71.9、繰越しが2年度は22.6、今年度は24.2で、不用額が2.7で、今年度は4.0と。これは監査でもいろいろ指摘されていると思うんですけど、部長自身は、もちろんいろんな外的要因はあると思うんですけど、今年度の執行率の低さ、それから繰越しの多さ、不用額の多さについては、細かい事業は別として全体的にどのような取組をしてこのような数字になっているんでしょうか。

○崎原盛光農林水産部長 近年の執行率、もしくは繰越し等の多さにつきましては非常に懸念しております。要因としてはやはり当初予算に対して補正予算が非常に増えているという傾向があります。補正予算というのは通常は年を越えてから大体決まるんですけども、当初予算に比べて非常に期間が短い。そのためにいろんな事業を検討するのに時間を要しまして、これがすごい繰り越しされておまして時間がちょっとかかっていることが課題かなと思います。

それとあとはコロナ禍によりまして、他の公共事業に比較しまして我がほうは地権者の方に事業参加者の方々がいらっしゃいます。この方々の調整に、通常は集団で要はそろえましていろんな調整をするんですけども、なかなか集めることが難しくなっている。これが現場からの声でございます。ですので、今すぐにコロナ禍が収まるとは考えてないんですけども、できるだけ事業参加者の方々との調整

をできるように工夫すること。

それから、補正予算が来る前からいろいろと事業はできるだけ進めて、円滑にできるようにする工夫が必要なかなというふうに、そういうふうに考えている次第です。

以上です。

○西銘啓史郎委員 今、お手元に会計監査の令和3年度の意見書を提示しました。私も何回か決算委員をやっていますけれども、大体指摘されているのが同じような文章だと思うんですね。この不用額、一般会計では過去最高の384億が出てしまったと、これは県全体です。県は、この真ん中のほうですけど、速やかに対策を立案し、十分な予算を確保し迅速に事業を執行することが求められたと。この中で右側の下、工事等の早期発注、執行管理の徹底、十分な調整、繰越し、不用の圧縮に努めていただきたいというふうに、これは多分過去ずっと同じ文言だと私は思っています。

それで先ほど部長がおっしゃったように、いろんな理由はあるにせよ、やはりこれだけのものをしっかり予算の計画であったり外的要因が変化した場合に、その対応を早め早めにしないと、この数字はほとんど変わらないんじゃないかなという気がします。農水部はどちらかという土木も含めて繰越しが多いというふうに私は認識しているんですけど、それは他の部署と違っていろんな理由があるとは思いますが、ぜひこの辺の監査の指摘を含めて、部内でしっかりこれはお願いしたいと思います。執行率を高めて、不用、繰越しも多く出さないようなことをぜひ検討をお願いしたいと思います。

主要施策の資料に基づいて行きたいと思いますが、目次を見ると主要施策は39事業ありますけれども、農水部として令和3年度の事業数、もし分かれば教えてください。

○新城和久農林水産総務課長 令和3年度分の農林水産部一般会計の事業数は348事業数でございます。

○西銘啓史郎委員 そのうち新規事業というのは幾つあったか教えてください。

○新城和久農林水産総務課長 15件でございます。

○西銘啓史郎委員 この主要施策の中の39のうちには新規が1しかありませんので、まずこれから質問したいと思います。

230ページお願いします。県民の森施設リニューアル事業ですけれども、当初予算約1億3000万に対して決算額約436万ということで、この理由と計画自体がもともとどういう計画だったのか教えてください。

○近藤博夫森林管理課長 この県民の森の施設リ

ニューアル事業ですけれども、こちらのほうは2つの施設、森林学習展示館と森林科学館の展示品のリニューアルを行うというものでございます。こちらにつきましては、昨年6月に委託業務の契約を締結しまして、令和4年度に1億2903万3000円を繰り越しているということで、3.2%の執行率になっております。

この繰り越した理由ですけれども、こちらのほうは新型コロナウイルス感染症対策の影響で展示品の製作に必要な現地調査、撮影、それから半導体不足といったことで、映像機器等の納入が遅延したということが主な要因となっております。なお、委託業務につきましては今年9月に完了しているところであります。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** この施設の年間の利用者とか、あと収支というんですか、収入と費用、分かれば教えてください。

**○近藤博夫森林管理課長** 県民の森の令和3年度の利用者数は、令和3年度ですけれども、9万人となっております。施設の指定管理者においては利用料金の収入362万6000円、指定管理料2754万3000円、それで収入額の合計としましては3116万9000円となっております。支出につきましては、人件費が1896万1000円、委託業務費が479万2000円、その他644万6000円ということで、支出の合計は3019万9000円となっております。

**○西銘啓史郎委員** この施設の概要を説明してもらっていいですか。私、ホームページで拾ったんですけど、どういった施設があって幾らぐらいで利用できるのかも含めて、簡単に説明をお願いします。

**○近藤博夫森林管理課長** 当公園につきましては恩納村の安富祖のほうにございまして、森林に触れ合えるということで森林・林業を県民の方々に理解していただくということも含めて、先ほど申しあげました森林学習展示館、森林科学館を設置しまして、また、遊具施設やキャンプ場等を併設しております。こちらのほうは30年ほど前に開業をしたというところでございます。

**○西銘啓史郎委員** 私もホームページから見ましたけれども、キャンプだと1泊で宿泊1区画1000円とか、割引で800円とか、パークゴルフが1時間410円とか、いろいろ楽しめる施設なんですよ。先ほど年間利用、令和3年で9万人と言いましたけど、この中身は例えば小学生、修学旅行みたいなものとか、どういった方々が利用されているか分かれば教えてください。

**○近藤博夫森林管理課長** 今委員がおっしゃったと

おり、小学生の遠足であるとか老人会の方々、地域会の方々、それからもちろん個人でいらっしゃる方が構成となっております。

**○西銘啓史郎委員** 私も一度だけ足を運んだことあるんですけど、宿泊はしてないんですが、ぜひもっとPRすべきじゃないかなと。9万人というのは目標的にどのぐらいの目標に対して、達成率は分かりませんが、この間聞き取りのときに申し上げましたけど、こういう施設があることを県の広報番組というんですか、部長、そういった番組でPRするとか、または小学生、県外というか、いろんな形で利用する——もちろん我々県民、議員も利用を積極的にするような仕組みをつくって、この自然環境の良さをどんどんPRすべきだと僕は思います。

正直言って年間で9万人、県民、県民以外も含めて累計で何万人か知りませんが、もうちょっと利用できるような方法、PR方法を考えてもらいたいと思うんですが、部長にお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

**○崎原盛光農林水産部長** 先ほど担当課からありましたように、県民の森につきましては、遊歩道それから林業が分かるようないろんな施設等もございまして、先ほどありましたように子供たちもしくは高齢者の方々から非常に好評を得ております。委員が御指摘のとおり、やはりPRは少し不足しているのを感じておりますので、比較的安い価格で入れるし非常に良い施設なので、PRは強化してまいりたいと考えております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** その中で、最後に1点だけちょっと確認させてください。191ページ、新規就農ですけれども、先ほどこの事業は平成24年からの10年間で累計3147人という答弁があったと思うんですが、数字は間違えていませんか。

**○能登拓宮農支援課長** 先ほどお答えいたしました数字につきましては、事業の支援を行った方だけではなくて、県内で新たに新規で就農された方の累計としましてお答えをさせていただきました。

**○西銘啓史郎委員** 192ページでは3154となっているんですね。だから数字が違ってないかなと思って確認したのはそこですけど、確認してください。

**○能登拓宮農支援課長** 大変申し訳ございません。先ほど3147人とお答えした、この数字が正しい数字になってございます。

**○西銘啓史郎委員** 資料の訂正をお願いしたいと思います。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、資料の訂正について確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

○西銘啓史郎委員 この10年間の事業の総事業費、それから決算額を教えてください。

○能登拓営農支援課長 まず沖縄県新規就農一貫支援事業につきましては、10年間で予算額が30億8136万円、決算額が27億2085万円となっております。農業次世代人材投資事業につきましては、予算額が57億2112万円、決算額が49億8955万円となっております。

○西銘啓史郎委員 私はこの新規就農事業は大事だとは思いますが。それで予算は新規のほうが30億、2番目の農業次世代が57億。実績が27億、49億。70億ぐらいかけて事業していることは非常に悪いことじゃないんですが、3147人が新規就農して継続的に事業をしている方の人数、農業をやめた方の人数も分かれば教えてください。

○能登拓営農支援課長 この沖縄県新規就農一貫支援事業で支援を行った新規就農者につきまして、追跡調査を行っているところですが、直近10年間で支援を行った方が407名、このうち現在も営農を継続されている方が392名ということで、この辺の継続率といった数字になるかと思いますが、96.3%というふうに捉えております。

○西銘啓史郎委員 やはり新規就農者を育成、確保と書いているので、ぜひ確保できる体制、それで確保できなかった場合、やめた場合は何が原因なのか、それに対する対策をしっかりと取っていただきたいと思えます。

以上です。

○大浜一郎委員長 以上で、農林水産部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時23分再開

○大浜一郎委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係決算事項の概要説明を求めます。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部所管の令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

まず初めに、令和3年度の文化観光スポーツ部の取組について御説明いたします。

本県のリーディング産業である沖縄観光は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置や、まん延防

止等重点措置の長期間にわたる適用により、令和2年度に引き続き令和3年度においても厳しい状況が続きました。文化観光スポーツ部では、観光関連事業者等応援プロジェクトや宿泊事業者感染症対策支援事業などの実施による観光関連事業者への支援のほか、那覇空港や宮古、下地島、新石垣、久米島の離島空港におけるPCR検査や抗原検査の実施による水際対策、おきなわ彩発見キャンペーン(第4弾)などによる旅行需要喚起に取り組んでまいりました。

また、沖縄の歴史と文化への理解を深めるとともに、新たな歴史と文化を創造していく機運醸成を図ることを目的に、11月1日を琉球歴史文化の日と定め県民への認知度向上を図ったほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた県内聖火リレーの実施や、復帰50周年記念事業である第2回沖縄空手世界大会、第1回沖縄空手少年少女世界大会の開催に向け準備を進め、今年8月の大会では世界23か国、総勢2369名の方に参加していただいたところです。

また、美ら島おきなわ文化祭2022、第7回世界のウチナーンチュ大会について、コロナ禍においても国内外から多くの方に参加していただけるよう、安全・安心な大会実施に向け準備を進めてきたところです。

令和4年度は、沖縄観光の早期回復・復興に向け、観光業界と県が一体となり、実効性のある取組を展開していく必要があるという観点から、観光業界と意見交換を行い、沖縄観光の早期回復・復興に向けた考え方を取りまとめ、おきなわ事業者復活支援金や、観光事業者事業継続・経営改善サポート事業などの観光事業者への経営支援の取組のほか、おきなわ彩発見キャンペーン(第4弾)に引き続きおきなわ彩発見キャンペーンNEXTなどの旅行需要喚起に取り組んでおります。

今後は、国の水際対策の緩和に伴い、インバウンドの回復も見込まれ、本格的な旅行需要の回復が期待されます。

県では、今年7月に策定した第6次沖縄県観光振興基本計画により、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向け、県民、観光客、観光事業者が自然、歴史、文化を尊重しそれぞれの満足度を高められるよう、沖縄観光の質の向上を図り、観光産業の成長と維持を目指してまいります。

今月以降、美ら島おきなわ大きな文化祭2022や、第7回世界のウチナーンチュ大会、沖縄福建友好県省締結25周年記念事業などの開催を迎えます。伝統文化の保存・継承や、スポーツの振興、国際交流等

について、さらなる発展と次世代への継承を図るため、各種施策を展開してまいります。

それでは、令和3年度一般会計の歳入歳出決算額について、お手元にお配りしております令和3年度歳入歳出決算説明資料により御説明申し上げます。

ただいま通知いたしました1ページを御覧ください。

1ページは、(款)ごとの歳入決算状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和3年度歳入決算として、予算現額の合計(A欄)198億8846万7000円に対し、調定額(B欄)103億5507万6288円、収入済額(C欄)103億5456万4288円で、調定額(B欄)に対する収入済額(C欄)の割合は99.9%となっております。なお、不納欠損額(D欄)はございません。収入未済額(E欄)は51万2000円となっております。

次に、(款)ごとに御説明いたします。

(款)使用料及び手数料の収入済額(C欄)を御覧ください。使用料及び手数料の収入済額は1265万580円で、その主な内容は芸術大学入学料などです。なお、収入未済額(E欄)は51万2000円で、その内容は、芸術大学入学料の未収分となっております。

次に、(款)国庫支出金の収入済額(C欄)を御覧ください。国庫支出金は97億8196万2003円で、その主な内容は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光需要の回復を図るため、都道府県が実施する需要喚起策等への補助金となっております。

それでは、右から左にスクロールしていただき、2ページをお開きください。

(款)財産収入、収入済額(C欄)は6081万7477円で、その主な内容は、JICA沖縄国際センター用地貸付料などです。

次に、(款)繰入金の収入済額(C欄)は2億7190万2000円で、その内容はホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金からの繰入金となっております。

次に、(款)諸収入の収入済額(C欄)は2003万2228円で、その主な内容は博物館・美術館の展示会等助成金などとなっております。

次に、(款)県債の収入済額(C欄)は2億720万円で、その主な内容は沖縄コンベンションセンター改修工事によるもの等です。

以上が、一般会計歳入決算の概要となります。

続きまして3ページをお開きください。

一般会計歳出決算の状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和3年度歳出決算は、予算現額の合計(A欄)257億2615万9000円に対し、支出済額(B欄)154億7748万1186円、執行率60.2%、翌年度繰越額(C欄)84億5620万2000円、不用額(D欄)17億9247万5814円となっております。

翌年度繰越額(C欄)の主な理由は、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大により、需要喚起策の実施が中断したことなどを踏まえ、国の予算手続において、地域観光事業支援の翌年度への繰越しが認められたことから、同予算を活用して実施するおきなわ彩発見キャンペーン(第4弾)を翌年度も継続して実施するためです。

次に、不用額(D欄)の主な内容について、(款)ごとに御説明いたします。

不用額(D欄)を御覧ください。

(款)総務費の不用額は1981万204円で、その主な内容は、国際交流・国際協力推進計画策定事業について業務内容の見直しによる委託料の執行残等によるものです。

次に、(款)商工費の不用額(D欄)は15億4815万1736円で、その主な内容は、宿泊事業者感染症対策支援事業について宿泊事業者からの申請数が当初見込みより下回ったことによる補助金の執行残等によるものです。

次に、4ページをお開きください。

(款)教育費の不用額(D欄)は2億2451万3874円で、その主な内容は、芸術大学への施設整備補助金について、一部改修工事に設計が必要であることが年度途中に判明したことに伴う、工事計画の見直しによる補助金の執行残等によるものです。

以上で、文化観光スポーツ部所管の一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○大浜一郎委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あら



かじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに文化観光スポーツ部関係決算事項に対する質疑を行います。

玉城武光委員。

**○玉城武光委員** 293ページの重点施策事業の中の万国津梁会議の事業効果と課題について伺います。

1つは、稼ぐ力に関することについて、沖縄県民の給与所得を全体として底上げするということがなっていて、いろいろな課題を解決するということが述べられているんですが、その結果、3年以内に1人当たりの月額給与を平均で1万円アップするという数値目標が設定されておりますが、平均で1万円アップの見通しは今のところどうですか。

**○上地聡交流推進課参事兼課長** 令和3年度の稼ぐ力に関する万国津梁会議での議論を踏まえまして、令和4年1月に知事に、3年以内に1人当たりの月額給与を平均で1万円アップするという数値目標とすることなどが提言されております。

この提言等に基づきまして、商工労働部において今年度4月に沖縄県所得向上応援企業認証制度を創設し、16社を認証しているほか、同制度に関するセミナー等を開催し、県民への周知等の取組により県民所得の向上に取り組んでいるところであります。

達成状況については今後検証してまいりたいと考えております。

**○玉城武光委員** 私は、見通しはどんなですかと聞いているんです。要するに1万円アップすると言っているんですけど、この数値目標は見通しとしてはできそうなのか、ちょっと困難なのかということ。

**○宮国順英マーケティング戦略推進課班長** 今年度からの取組になりますので、達成状況については今後検証ということにはなるんですけれども、この目標設定に当たっては現実的にクリアできるレベル、少し頑張ればクリアできるようなレベルとして設定しておりまして、考え方としては、現状の実績としては大体約22万円ぐらいのところを子供の相対的貧困のラインの23万円のレベルを超えるようなレベルに持っていきたいという考え方で設定しております。

以上でございます。

**○玉城武光委員** 今のお話では、その設定がクリアできる見通しだということと理解していいですね。

**○宮国順英マーケティング戦略推進課班長** その目標達成に向けて、今後しっかり取り組んでいきたいと考えております。

**○玉城武光委員** では次、この沖縄の産業、地域、教育等において必要とされる能力、人間力を備えた人材をとということがうたわれているんですが、それ

は具体的にはどんな人間力ですか。

**○上地聡交流推進課参事兼課長** 多様な人材育成に関する万国津梁会議におきましては、解決策を自ら思考しまして、諦めずに取り組み仲間と協働するための能力、いわゆる非認知能力の育成であるとか、あと産官学の産官学プラットフォームの構築というものを21世紀ビジョン基本計画に盛り込んだところとございまして、あと人間力に含まれる要素としましては、人材に望ましい能力と企業組織内で望ましい能力に大別されております。

**○玉城武光委員** この提言は、県の施策にどのように取組をされるんですか。

**○上地聡交流推進課参事兼課長** 先ほど申し上げました非認知能力の育成や産官学プラットフォームの構築について提言されまして、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に盛り込まれたところとございます。

沖縄21世紀ビジョンで目指す人間力に含まれる要素としましては、先ほど申し上げた能力に大別して、能力向上に向けて家庭や地域、学校教育、企業内組織における必要な取組について提言されております。これらは新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、今後10年関係部局において取り組まれることとなっております。

文化観光スポーツ部におきましては、おきなわ国際協力人材育成事業やウチナージュニアスタディー事業、海邦養秀ネットワーク事業などの人材育成事業において実施している研修プログラムにおきまして、参加する生徒や学生が海外とのコミュニケーションやネットワーク形成を通して、情報収集力やコミュニケーション力、好奇心を持って目標に挑戦し、やり抜く力などの非認知能力、人間力の向上を図るための内容を充実させてまいりたいと思っております。

**○玉城武光委員** 分かりました。

次、296ページのBe. Okinawa Free Wi-Fi活用キャッシュレス整備実証事業についてですが、執行率が47.1%、不用額が3704万3000円。その執行率の低い要因と、不用額が出た主な内容と理由について伺います。

**○大城清剛観光振興課長** 不用の主な要因は、コンタクトレス決済端末機の設置支援のための補助金の執行残によるものであります。この理由としては、端末機の価格が当初見込んでいた金額よりも安価となったことが挙げられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、各事業者の営業活動が思うようにいかなかったことが挙げられます。

**○玉城武光委員** どの課でもどの部でも新型コロナウイルスの影響がいろいろ出ているので、そこにも

出たということですが、単価が低かった、少なかったということは予測できなかったんですか。

○大城清剛観光振興課長 端末機の種類が様々ありまして、当初私たちは9万円程度になるんじゃないかと予想しておりましたが、実際には5万円程度だったということで、ちょっとその辺、予測のほう为难しかったという面があります。実際に事業が走って、事業者の皆さんがその端末のほうを選んだということが挙げられます。

○玉城武光委員 分かりました。

次、305ページの沖縄観光国際化ビッグバン事業の委託事業内容、事業内における人件費、一般管理及び消費税及び本庁の事務について伺います。

○大城清剛観光振興課長 ビッグバンの人件費や一般管理費等の質問でありますけれども、1億800万余りの予算額に対して8400万余りの決算となっておりますけれども、この内容は委託先であるコンベンションビューローに対しての一般管理費や、また様々事務経費がかかりますので、その内容を分けて記載しているということでもあります。

○玉城武光委員 観光ビューローに委託したということですね。

○大城清剛観光振興課長 そうであります。

○玉城武光委員 次、318ページのスポーツツーリズム戦略推進事業について、誘客促進事業のプロモーションの実施件数が53件となっている。その中身をちょっと教えていただけませんか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 同事業においては、県外、海外からのスポーツに関しての観光誘客を行う事業で取り組んでいるところなんですけど、主な取組として、まず県外でのスポーツイベント等において出展いたしまして、沖縄のスポーツ環境のPRをしております。また、県内にプロスポーツチーム、キングスさん、FC琉球さん、アスティードさん、コラソンさん、4つのプロチームがありますので、彼らが県外で試合をする際に、アウエーのところで沖縄のプロモーションを行っています。

また、沖縄観光コンベンションビューローのほうにスポーツアイランド沖縄というホームページを持っていますので、そこでインスタグラム、ツイッター等で沖縄のスポーツのいろいろな情報を提供したり、また、公共交通機関、例えばゆいレールの中で広告を行って、県内スポーツの周知を行ったりというところに取り組んでおります。

以上です。

○玉城武光委員 次、326ページ、マリンタウンMICEエリア形成事業についてですが、官民連携によ

る新しい生活様式等の視点を踏まえたという、この形成の取組の進捗状況をちょっと教えてください。

○真鳥洋企観光政策統括監 県では、県土の均衡ある発展と産業振興を図るために、大型MICE施設を核として沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画を、パブリックコメントなどを踏まえて今年8月に策定し、公表したところであります。

進捗状況ですけれども、現在整備財源の検討を進めるとともに、運営収支等の精査やPFI法に基づく実施方針等の作成に向けた検討を進めております。また、魅力あるマリンタウンMICEエリアの形成に向けまして、地元の東海岸地域サンライズ推進協議会などで構成する大型MICE施設エリア振興に関する協議会を設置してありまして、情報共有や連携を図りながら、魅力あるマリンタウンMICEエリア形成に向けて取り組んでいるところであります。

今年8月に開催した協議会では、基本計画案に対するパブリックコメントの情報提供や基本計画に対する意見交換を行うとともに、エリアのにぎわい創出やMICE受入れのための公有地の活用について、地元の東海岸地域サンライズ推進協議会と連携して取り組むことを確認しているところです。

今後も引き続き地元町村との連携を図りながら、取組を進めていくこととしております。

○玉城武光委員 最後、345ページの沖縄空手振興事業について、古武術に関する解説書が作成されたところなんですけど、この解説の概要とその公開状況について伺います。

○佐和田勇人空手振興課長 沖縄の空手には多くの流派がございます。各流派、それぞれの歴史を持ちまして、独自の型や鍛錬法を編み出してきました。これら各流派の特徴を調査研究することによって、沖縄空手を体系的に記録・保存し、人材育成及び歴史研究に資するとともに、調査報告書を多言語化することによって世界に沖縄空手を発信する目的で行っている事業でございます。

令和3年度は、古武術を対象として学識経験者で構成され研究対象流派や事業の方針を決める監修委員会と、古武術の有識者で構成される古武術の調査や研究内容を深める検討委員会、部会を設置し、古武術のこれまでの歩み、そして原理、身体操作、型や分解などを内容とする解説書を作成しております。作成した解説書は県内、県外、海外の道場へ配付いたしました。また、県内各市町村立図書館等や東京の中央図書館などへも配付しまして、一般貸出しも可能となっております。ちなみに日本語版が560部、英語版が340部、フランス語版が50部、スペイン語版

が50部ということで、トータル1000部印刷しております。

○玉城武光委員 これは購入もできるんですか。販売もしていますか。

○佐和田勇人空手振興課長 販売はいたしております。一括交付金ということで、販売ができないと。

○玉城武光委員 以上です。

○大浜一郎委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 お願いします。

313ページ、人材育成のところなんですけれども、ここにも人材不足がずっと言われているということで、皆さん今年は振興計画、第6次で観光事業者の年収の目標、ターゲットを定めていこうということで掲げていますが、目標はこの計画にある280万、この見方は合っていますか。

○金城康司観光政策課長 今、委員おっしゃった観光事業者正社員20代の平均年収280万円というのは第6次沖縄県観光振興基本計画で定められておまして、計画年度が10年間となっております、10年後の目標値でございます。

○仲村未央委員 10年後で280万、今は幾らですか。

○金城康司観光政策課長 直近の数字ということで平成31年になるんですけれども、31年の20代の正規職員の平均年収が253万となっております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から観光事業者の現在の年収について質疑があり、観光政策課長から観光事業者全体として目標値は定めていないとの説明があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 観光業界の人手がいつも少ない、増えないというのは、やはり賃金の問題が非常に大きいのではないかと思います。そこをどう克服していくかというのが、まさに皆さんがおっしゃる観光の質の向上。質の向上というのはもちろんサービスの質の向上だけれども、サービスを提供する人が幸せにならないと質の向上はできないと思うんですよね。

そういう意味では質の向上の県民的な目標の中で、観光事業者がどれぐらい収入を得ていくことが——本来、沖縄の持続可能な観光を支えていくという視点に立てば、当然それは現状の収入が幾らであるのか。それから、将来にわたってどれほどの所得環境にしていくのか。そしてひいては、そこに非常に大きな人が働いている、人口ウエート。県民の多くの人たちがサービス業に従事しているので、そこが大

きく向上していくことで県民所得をどう上げていくかという意味では、非常に大事な目標になると思うんですけれども、それがなくなると何を求めて皆さん、全体の底上げというか、ターゲットを取り組もうとするのかという根本が問われていると思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○金城康司観光政策課長 まず、観光事業者の平均年収を目標値に掲げられましたのが2つありまして、まず20代の平均年収が将来的に280万円。それから、役職者ということで部長級、課長級、係長の平均年収については448万円と定めております。

あえて若者の平均年収の目標値を掲げましたのは、やはり若年者で離職者も多いというふうなことがございますので、やはり観光事業者の永続的な雇用の観点から言えば、若年者の平均年収を上げることも重要ではないかということで、そういうふうな目標値を設定しております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から観光事業者の年収について目標値を設定してはどうかとの補足説明があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 今、委員の質問の意図は、持続可能な観光地という部分については、観光に従事する方もしっかり持続可能でないところとところで一定程度の処遇が必要じゃないかと。その点に関しては、今従事者の収入ということで目標設定していますが、観光事業者に対する収入という部分については観光収入という全体の額を捉えておまして、観光収入が10年後は1.2兆円、人泊数4200万人ということで、観光客に来ていただいて、こちらでサービスを提供いただいた部分の見返りとして落としていただくお金というところが観光事業者のほうに行って、ひいては従事者の処遇改善にもつながって、そこで質の高い人材が確保されることによってサービスの向上であるとかということにつながって、そこがまた旅行者の満足度の向上にもつながると。そういったいい循環が起きるようなところでもって、観光収入ということで目標値を設定したところなんです。

○仲村未央委員 それは相対の考え方として理解をしています。観光収入全体が上がらないと、収益として客単価も上がらないと、それから還元される従事者の所得には反映されないわけだから、もちろんそれはそのとおりなんですけど、やっぱりもう少しそれをターゲット、県民の働きに寄り添ってそれを

上げていくという視点もないと、何か非常に大ざっぱな目標だなど。

このたび皆さんに資料をお届けして、この間アメリカでポール・キャンドランドさんに会ったもんだから、部長、その方は知っていますか。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、文化観光スポーツ部長から説明があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 ディズニーの経営者で、沖縄のペプシにいたということもあるものですから、やっぱり非常に沖縄の観光の質に対しての提言がありまして、それでとても憂えていて。というのはやっぱり沖縄のブランドということに対してのインパクトが非常にターゲットが弱いと。端的にハワイと比較して、ハワイのアロハというアロハスピリッツに対比しての沖縄のブランドイメージというのが、非常にキーワードとストーリーという両面からの構築がないと、観光の質を上げていくというのはなかなかです。今4200万泊ですか、皆さんが掲げているのは。それだとやっぱり今のまま行くと、この低賃金の構造を底上げしていくということについては非常にこのブランディングということを強調してアドバイスをしていましたけどね。

沖縄観光というものをキーワードで表すとしたら、ぱっと一言で表せる言葉がありますか。今考えてという意味じゃなくて、要はそういうハワイのアロハスピリッツに対応するような沖縄の観光を表すキーワードというのは、何か議論したことがありますか。

○大城清剛観光振興課長 沖縄ではBe. Okinawaというブランドを発信しておりまして、美しい自然、温かい人々の中で本来の自分を取り戻すというようなテーマで、国外また国内、そのようなメッセージを発して誘客のほうをしております。

○仲村未央委員 時間も限られていますので、また世界のウチナーンチュ大会が明けてからこのポールさんも沖縄にいらっしゃるようですので、沖縄に対してわざわざディズニーでスティッチの沖縄版もつくって放映したぐらいの愛情を持っていますので、そういうブランディングのプロフェッショナルもぜひ活用しながら質の向上全体に取り組んでほしいなと思って資料をお渡ししていますので、ぜひ共有、議論に資するように活用をお願いしたいと思えます。

以上です。

○大浜一郎委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 304ページのインバウンド医療受入体制整備事業についてなんですけれども、こちらはコールセンターだけの対応というふうになっているのでしょうか。ちょっと確認です。

○大城清剛観光振興課長 インバウンド医療受入体制整備事業は、県内全域において外国人観光客が急な病気、けがに見舞われた場合でも安心して医療サービスを受けられるよう、外国人観光客向け、急な病気やけがの電話相談窓口を設置しておりまして、こちらは24時間対応しているというような状況であります。

○次呂久成崇委員 ちなみに対応の言語数というのは何か国語対応なんですか。

○大城清剛観光振興課長 英語、中国語、韓国語をはじめ、全18言語対応となっております。

○次呂久成崇委員 これはコールセンターだけということなんですけれども、例えば県立病院のほうにもそういうスタッフを置くというような考えは将来的にあるのでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 今、委員がおっしゃった病院のほうでの対応ということですけど、こちらのほうは離島地域を含む沖縄県内の医療機関に対して、電話や映像による医療通訳サービスを提供できるように、既に県内の34の病院にタブレットを合計62台設置しておりまして、こちらは24時間対応可能ということで、外国人の方が医療機関を訪れた場合も受付でこのタブレットで通訳ができて、さらに先生のところまで持って行って診療もそこでできるというような体制を整えております。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

次に313ページのほうなんですけれども、観光関連事業者への研修ということなんですけど、この研修内容というのは誰が決めているのでしょうか。どういったやり方をしているのでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 こちらは委託先のほうで観光事業者の方ともいろいろ話を伺いまして、必要な研修内容を組んでおります。例えば階層別の観光人材の育成ということで、階層別と申しますと採用から3年以内の方のエントリー層のものとか、あとは現場リーダー層、3年以上8年以内のこのような方々、あとは経営者層とかそのような区分けをして、研修のほうを提供したり、そのほかに集合型研修とか様々な研修のほうを用意しております。

○次呂久成崇委員 アンケートのほうでこの満足度というのはかなり高いようなんですけれども、実際にこの研修後、受講者のほうから現場でこのような効果があったよとかという声はどんなでしょうか。

**○大城清剛観光振興課長** この受講者へのアンケートでは、以前より仕事のやりがいを感じるようになったとか視野を広げることができた等の声がありました。また、受講者の上司の方にアンケートを取ったものでも、提案力が身につくよとかそういう声もあります。この研修のほうが終わった後も、自発的に受講者が集まってお互いにディスカッション、あと講習会等を継続して自発的に行っているというようなこともあると聞きまして、私たちとしても非常にうれしい、研修の効果があつたんだなというふうに感じております。

**○次呂久成崇委員** ありがとうございます。

最後なんですけど、329ページの世界のウチナンチュネットワーク強化推進事業のほうで、6番目の沖縄文化芸能指導者派遣事業なんですけれども、昨年はコロナで海外派遣できなかったということなんですけど、これは指導者だけじゃなくて、私は将来的にというか、実際にこの生徒さん、芸能を習っている皆さん同士の交流とかというのにも必要じゃないかなと。

実際にハワイとかでしたら沖縄フェスティバルが毎年行われているようなんですけれども、そこにもぜひ沖縄のほうからも来て、実際に生の芸能を見たいというような交流を望む声もあるものですから、ぜひ今後このような事業の展開というのにも要望したいなということをお願いして、私は終わりたいと思います。

**○大浜一郎委員長** 大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** よろしくお願ひします。

まず、305ページの沖縄観光国際化ビッグバン事業からなんですけれども、先ほども少しありましたけれども、観光基本計画も少し見せてもらいました。量から質へという大きな転換をしますといういうことです。この事業の中でも様々取り組んできて、コロナの影響でリセットされてしまいましたけれどもね。最後のほうに課題の中で、欧米等の長期滞在云々というのがありますけれども、今後この質を求めていく中で、このいらしてくれる外国人客についてもやはりそういう欧米の皆さんを中心に誘致していくとか、そういうような部分も方針として持っているんですか。お願ひします。

**○大城清剛観光振興課長** 質の高い観光地を目指すということをしておりますので、本質を求めて費用のほうも高く設定できるほう、例えば欧米の富裕層というか、そういうところも私たちは狙っていかなきゃいけないかなと思っております。

ただ、日本全体で今現在そのようなことを成功し

ているところはなかなかないということも聞いてますし、沖縄が先進的な場所として、そのようなターゲットも求めていきたいと考えております。

**○大城憲幸委員** 質を求めていくというところで、この基本振興計画の中でも3点挙げていました。1つは世界から選ばれる持続可能な観光地を目指す。そして先ほどもありましたけれども、人材の育成を進める。そしてソフトパワーを利用したツーリズム内容をやるというのがありましたけれども、ちょっと具体的に考えると、持続可能な観光地といっても今沖縄の再生可能エネルギーの割合というのは伸び切れない。相変わらず10年後、20年後の計画を見ても、7割、8割、化石燃料の発電が残るんじゃないかと言われる。そして、人材育成についてもなかなか少し時間がかかるかもしれない。やっぱり質を高めようといっても今具体策がなかなか、観光計画をばつと読んでみても、これをやれば客単価が上がるなどか、お客さんもたくさんお金を使ってくれるなどというのが見えてこないんですけれども、その辺についてどう考えていますか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 沖縄観光の質の向上というところで、観光客数の増加と並行して、まず1人当たり消費額の向上とか平均滞在日数の延伸という切り口で、そこを向上させていこうというふうに考えておまして、そのためにはどういう切り口で施策を打っていくかというお話だと思っておりますけれども、これ一つ、ソフトパワーを生かした沖縄らしさ、本物の沖縄らしさというところを生かした沖縄コンテンツの造成。それから、新たな観光スタイルというところの中でのワーケーションの推進。それから、滞在日数を増やすという意味合いで離島周遊型のツアー。ターゲットを明確にしたプロモーションというところでは、長期滞在とかあるいは1人当たりの消費単価が高いと言われている欧米豪路などの外国人観光客の誘客と。そういった形で、それぞれの切り口から消費額の向上や平均滞在日数の延伸、そういったものを図っていききたいと考えています。

**○大城憲幸委員** 私もこれといった答えを持ち合わせているわけではありません。ただ、やはり我々がモデルにしてきた、目指してきたハワイが今コロナ禍から回復していく中で、数は戻ってきたけれどもやっぱり地元住民とのあつれきがある。一気に戻り過ぎて、住民生活あるいはサービスに支障を来しているという話がある。そこはやっぱり十二分に勉強して参考にすべきだと思いますので、取組のほうをよろしくお願ひいたします。

324ページの戦略的MICE誘致促進事業と、326ページのマリントウンMICEエリアの形成事業、併せてですけれども、我々はこの大型MICEを前提にMICE戦略というのを積み上げてきました。ただ、今現在なかなかPFIでやりますという方向性は出しているけれども、いつできるのか、その辺が見えてこない中で、県のMICE誘致あるいは戦略という部分もなかなか今立てづらい、見えづらいのかなという状況になっていますけれども、その辺の現状と考え方をまずお願いします。

**○真鳥洋企観光政策統括監** 県では、令和4年度から始まる新・沖縄21世紀ビジョン基本計画や第6次沖縄県観光振興計画において、ビジネスツーリズムを沖縄観光の基軸の一つに位置づけ、国際的なMICE開催地としてのブランドの構築及び関連産業の成長・発展に向けた施策の展開と、マリントウンMICEエリアを核とした全県的なMICE受入体制の整備を掲げ取り組むこととしております。

県内におきましては、これまでの主なMICE会場であった沖縄コンベンションセンターや万国津梁館、OISTなどに加えまして、令和3年に沖縄アリーナ、令和4年には糸満市観光文化交流拠点施設くくる糸満や、那覇市文化芸術劇場なは一と、琉球ホテル&リゾート名城ビーチなど、新たなMICE施設が開業しております。

県としては、ポストコロナに向けて回復の道に見えるMICE事業を県内へ取り込むため、これらの施設などと連携強化に取り組み、大型MICE案件の受入れを推進、促進するとともに、沖縄の地域特性や魅力ある観光資源を活用したリゾートMICEの開催へとつなげたいと考えております。大型MICE施設につきましては、今年8月に沖縄県マリントウンMICEエリア形成事業基本計画を策定しまして、現在、整備財源の検討を進めるとともに、運営収支等の精査やPFI法に基づく実施方針等の作成に向けて検討を進めておまして、既存施設が実現できなかったMICEの県内開催が可能となるよう、取り組んでいくこととしております。

以上です。

**○大城憲幸委員** 前段の話と後段の話、ちょっと相反するのかなと思っています。前段の話、民間がどんどんホテルなんか充実させていって、大型MICE施設がなくても誘致はできるんだよと。充実させていくよというようなものは、そのとおりだと思います。ただ、それを頑張れば頑張るほど、もう大型MICEはいいんじゃないかという話にもなりかねないんですよね。

そういう部分と、現実的にマリントウンのMICEについて民間との話合いというのは、具体的にあの基本計画を見てもなかなか見えてこないんですけども、実現性あるいは応募件数とかというのはどういう状況になっているんですか。

**○白井勝也MICE推進課長** 基本計画を策定するに当たっては、サウンディング調査を実施しております。その中では、複数の事業者から参入意向はいただいておりますので、実現可能性はあるというふうに考えております。

確かになは一とさんとか名城ビーチさんとかはできておりますけど、例えば名城ビーチであれば、バンケットで1000平米ぐらいになりますので、やっぱりキャパの問題で受入れができないMICE案件も出てきますので、そこで受け入れることができない大規模な案件については大型MICE施設で受け入れていきたいというふうに考えております。

**○大城憲幸委員** ただ、やっぱり県民から見て、MICEもずっと調査費をどんどんつけて造ります、造りますと言う。J1サッカースタジアムも調査費をつけて頑張りますと言う。国立博物館も調査費をつけて国に要望します。鉄軌道もやる。モノレールの延伸もやる。そういうようなイメージになってしまっているものですから、その辺のめり張り、やっぱり担当部局として部署として、しっかりこの総合計画もMICE誘致も関連づけて、やっぱり県民に対してどうしても必要な施設なんだという部分をやらないと、どうも規模も縮小した、なかなか予算もつかないというようなイメージになってしまっているのが、地域も含めてちょっと前が見えないような状況になっているというのを危惧しますので、取組の強化をお願いします。

以上です。

**○大浜一郎委員長** 西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** 300ページ、離島観光活性化促進事業のところ、1、2、3、項目ごとの予算と決算額を教えてください。

**○大城清剛観光振興課長** 離島航路開設・チャーター便支援については、480万円の予算に対し124万6000円の決算。離島観光プロモーションについては、5827万円の予算に対し5887万4000円の決算。離島観光基盤強化については、7500万円の予算に対し7269万3000円の決算となっております。

**○西銘啓史郎委員** ありがとうございます。

この事業はもう10年間の事業だと思いますが、この総額の予算額と決算額を教えてください。

**○大城清剛観光振興課長** 平成24年度から令和3年

度までの項目ごとの予算、決算については、離島航路開設・チャーター便支援は、予算額が2億3348万9000円に対し決算額が1億4567万3000円。離島観光プロモーションは、予算額が16億718万1000円に対し決算額が16億1494万円。離島観光基盤強化については、予算額が8億2748万7000円に対し決算額が7億9352万2000円となっています。

**○西銘啓史郎委員** この10年間、相当の額を費やして離島のいろんな観光基盤も強化したと思いますが、ちょっと確認ですけど、何度も言いますが、石垣一宮古と、久米島とほかの南部離島は違うと思っていて、石垣一宮古は直行便がどんどん飛んできていく時代ですし、前も言いましたけど、久米島は修学旅行の大型機がなくて大変だという中で、あともう一つは、チャーターも離島に限らずオフラインのチャーターありますよね。例えば11月6日から長野一那覇が飛んできたりとかね。その辺に対する支援は今どうなっていますか。

離島活性化じゃないんだったら別かもしれませんが、そういったオフラインのチャーターについて、部としての見解を教えてください。

**○大城清剛観光振興課長** チャーター便支援に関しては、離島に関してはチャーター便支援のほうを行っております。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員からオフラインのチャーター便支援について聞きたいとの補足説明があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

大城清剛観光振興課長。

**○大城清剛観光振興課長** チャーター便支援に関しては、以前はかなり幅広くやっておりましたけれども、やはり状況に応じて支援をする必要がありまして、現在は離島便の支援だけになっておりまして、先ほどの長野便とか、これは那覇と長野ですけれども、そういうことに関しては支援のほうは現在行っていないという状況であります。

**○西銘啓史郎委員** 今後、支援する考えはあるかないか教えてください。

**○大城清剛観光振興課長** 状況のほうを確認しながら判断していきたいと思っております。

**○西銘啓史郎委員** 全然今の答えで納得できないんですけれども、要は申し上げたいことは、長野県はチャーター便を飛ばして知事自らも何度も来ています。この間もちょっと話しました。沖縄に対する思いが強くて、姉妹都市の提携も求めています。この間、宮城部長、知事に同席されたと思っておりますけど。

申し上げたいことは、オフラインを定期化するにはやっぱりチャーターで実績を積んでいって、どの航空会社が飛ぶかどうかは別としても、出入り運航じゃないにしても、そういったことをやっていかないと需要と供給がマッチしないと駄目だと僕は思っているんですね。これに対して県が何らかの支援をする、我々議員団も交流をする、子供たちのスポーツも交流をすることでいろんな動きが出てくるので、そこら辺はぜひ全く考えないではなくて、何らかのアイデアを予算化することも含めて考えてほしいと思います。部長、何かコメントがあればお願いします。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 地域同士の多面的な交流という部分は必要だと思っておりますし、一定程度の交流の実績というのもありますので、先ほどのチャーター便の部分については、本土から離島に直接行くような便については支援しているという部分もありますし、また、エアラインとの連携の部分でのプロモーションであったりとか、あるいは修学旅行に対する支援というような部分もありますので、そういった多面的な交流の部分でどういった支援ができるのかという部分は引き続き検討していきたいと思っておりますし、またさらにこういう積極的にアプローチしていただいている団体については、積極的にこちらも対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** よろしく申し上げます。

続いて、307ページの(9)海外富裕層向けプロモーション事業に関連してですけれども、プライベートジェットの離島を含めて、那覇を含めて、来沖といいますか、件数は部として把握されていますか。

**○大城清剛観光振興課長** プライベートジェットが那覇空港等に実際来ているということは聞いておりますけれども、そのような統計は取っていないということで、機種別の統計とかは取っているんですけれども、プライベートジェットかどうかということはないということで、現在のところは把握できていないと。

しかし、下地島空港のほうはSAMCO——下地島空港のエアポートの会社のほうに確認しまして、あちらで扱っているものは、昨年2021年であれば12件ほどあったということを確認しております。

**○西銘啓史郎委員** その中身とか、どういった宿泊をしているとかは把握されていますか。

**○大城清剛観光振興課長** そのような中身まではまだ確認できておりません。

**○西銘啓史郎委員** 今のプライベートジェットにつ

いては、ぜひ私は力を入れていくべきだと思います。アジアから来る富裕層の方々には別に定期便で来るだけではなくて、そういう方々も大事に、それ以外の方も大事ですけど、そういう方々の声もしっかり聞いてほしいと思います。

続いて312ページ、管理体制の件ですけれども、計画策定済みの市町村と、計画中、その他の市町村に対してどのような取組でいくか教えてください。

**○大城清剛観光振興課長** 令和4年6月7日時点で観光危機管理計画を策定済みの市町村は16市町村となっております。策定していない市町村に対しては、令和3年度は県内全ての市町村を対象とした勉強会をオンラインにより3回実施しております。各市町村の観光危機管理計画の策定や見直しに向け、第1回は観光危機管理に関する理解促進を図る講義、第2回は参加者地域の観光実態や発生する危機の想定、役割検討などのワークショップ、第3回は地震発生後を想定したワークショップや意見交換を実施しております。

このことによりまして、令和3年度、新たに石垣市、うるま市、沖縄市、糸満市が観光危機管理計画を策定しているという状況であります。令和4年度においても、同事業において勉強会の実施を予定しており、引き続き各市町村の計画策定の支援に取り組んでまいります。

**○西銘啓史郎委員** 非常に大事なことだと思うので、41市町村がしっかりできて、何か有事のときにはしっかり体制が取れるようお願いしたいと思います。

336ページのしまくとぅば普及継承事業ですけれども、これも8年間になるんですが、累計の予算と決算額を教えてください。

**○松堂徳明文化振興課長** しまくとぅば普及継承事業の平成26年度から令和3年度までの事業予算ですが、累計額が予算額6億7180万6000円、決算額が累計額として6億1058万1000円となっております。

**○西銘啓史郎委員** その中で、しまくとぅば普及センターの人員体制というか、ちょっと詳細を教えてください。

**○松堂徳明文化振興課長** 県のほうでは平成29年度にしまくとぅば普及センターを文化振興課の中に設置しております。同センターの体制でございますが、しまくとぅば普及センター長1名、コーディネーター6名の計7名体制で、現在総合窓口の案内とか人材バンク、あるいは検定等の取組を行っているところでございます。

**○西銘啓史郎委員** たしか県民の8割がどうのこうのという目標だったと思うんですが、数値目標、今

現在どういう状況でしょうか。教えてください。

**○松堂徳明文化振興課長** しまくとぅばの普及を進めていく中で、その目標値として、しまくとぅばの使用頻度ということで、しまくとぅばを主に使う人、しまくとぅばを共通語と同じぐらい使う人、挨拶程度に使う人を含めた挨拶程度に使う県民を、平成25年度の基準値58%に対して、令和3年度は88%まで上げていくという目標を持っていますが、現在、令和3年度で28.6%となっております。

**○西銘啓史郎委員** その理由は何だと思いますか。

**○松堂徳明文化振興課長** やはり主にしまくとぅばを使う世代のほうで70歳以上という部分が多くて、その方々の現状として子供たちに伝える機会がなかなか減っているというのが一つございまして、今回この令和3年度の県民調査を実施する中で、調査項目として新型コロナウイルス感染症の流行による生活の変化という項目を少し調査いたしました。その中でやはり一番しまくとぅばを使う割合が多い友人と会う機会が減ったというのが全体で74.5%となっております。こういったしゃべる機会がやはり減ったというのが、今回かなり下がってきた原因の一つであると検討しております。

**○西銘啓史郎委員** 僕は決してそうじゃないと思いますよ。コロナの影響で88の目標が28までしか達していないとは思えないんですが、ちょっと後で触れます。

341ページの文化芸術関係ですけれども、この事業内容、決算額、当初より増額になっていますが、増額になった理由と概要を教えてください。

**○松堂徳明文化振興課長** 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業でございますが、当初予算から補正を行いまして、実際コロナ禍でなかなかイベント開催ができない中で、イベント中止等が相次いでいる中で、伝統芸能、音楽、美術、芸術、アート分野とかそういった携わるアーティストなどの活動の場も、これまで以上に厳しい状況に置かれておりました。

このため令和3年9月補正において、このアーティストを活用して情報を発信するような取組を行っております。件数といたしましては、全体で30件の目標としていましたが、36件の情報発信を行ったところでございます。

**○西銘啓史郎委員** この事業、同じように5年間累計の予算と決算額を教えてください。

**○松堂徳明文化振興課長** 本事業の平成29年度から令和3年度までの5年間の累計でございますが、予算額が6億1346万円に対して決算額が5億7300万1000円となっております。



○西銘啓史郎委員 額的には先ほど336ページのしまくとうばのあれと同じような予算になっていると思います。決算額もほぼ一緒なんですけど、申し上げたいことは、もちろんしまくとうば事業、議員提案の条例ができたことも理解しています。もちろんそれを残す努力も必要かもしれませんが、私はもっと力を入れるべきはこういった文化事業に対する支援、芸能の方々、琉舞の方々、その方々がしゃべる方言だったり、そういった方々をしっかりと育成、継承することで、言葉も同時に僕は継承されていくと思うんです。ですから、子供たちも含めてしまくとうばがしゃべれるようにしようという、学校の先生もなかなか教えられない環境の中で、そこに6億を積むことが本当に僕は適正なのかどうか疑問があります。

ですからお願いしたいことは、この事業に限らず本来何が目的なのか。その手段として何を選ぶのか。そこをしっかりとかなないと、全ての事業ですけど、やって効果があったものとならないものは冷静に分析をして、次年度の事業に充てていくというふうにしなないと、決してこの生きたお金をしっかりと使うように文化観光スポーツ部の皆さんにもお願いしたいと思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 以上で、文化観光スポーツ部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、各委員から提起のありました総括質疑について、各総括質疑ごとに、これを提起しようとする委員から、改めてその理由を説明した後、当該総括質疑を報告することに反対の意見がありましたら、各委員から御発言をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑の順番でお願いいたします。

まず、総括質疑1番、西銘啓史郎委員、御説明をお願いいたします。

○西銘啓史郎委員 議運の中で総括質疑を今回も行うことが決定されて、やはり部長では答えられないこととか、そういったものに対して知事の出席を求めて総括質疑を行うという決定がなされたことに関して、特にうちなーんちゅ応援プロジェクト、コロナで疲弊したいろんな企業に対する商工労働部の主管の事業ですけれども、この間聞いたようになぜ主

要施策に入っていないんですかと言ったら、企画部がどうのこうのとかあまり訳の分からない説明があったし、やはりこの辺はもともと知事としても、国の補助が大半でしたけれども、その辺の考え方も部長ではなくて知事として自ら今後どのようにしていくんだと。予算がなくなればやらないのか、何かを切り崩してでもやるのかも含めて、知事のことをしっかりと確認すべきだと思います。これは決算なので、決算に対する考え方をきっちり知事には総括質疑として取り上げて質問したいということで上げました。

以上です。

○大浜一郎委員長 ただいまの項目について、反対の御意見はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 部長、課長から一応は答弁はされていて、総括質疑は決算特別委員会で知事も参加すると。出席されるということになっているんですが、西銘委員も決算委員会の委員でしょう。

○西銘啓史郎委員 違う違う、西銘純恵さんです。

○玉城武光委員 要するに西銘委員がやるということなの、決算特別委員会で。

○西銘啓史郎委員 私じゃないですよ。

○玉城武光委員 いろいろやりたいということはあると思うんですが、一応部課長も答弁はされていますので、私はこれは総括質疑でやる必要性はないと思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 ほかの反対の御意見はありますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 意見なしと認めます。

次の項目、2番の提起理由について、大城委員のほうからお願いいたします。

○大城憲幸委員 もう書いているとおりになんですけれども、あったように、いわゆる国際物流ハブ事業関連だけでこの10年間で80億から90億ぐらい。ただ、私の認識では、全日空の建屋、あるいは滑走路の舗装工事、あるいはロジスティクスセンター、そういうような部分は国がやったもの、県が一括交付金でやったものを含めて数百億ぐらいあるわけですよ。

これまではやっぱり沖縄のものを外に出していくことによって沖縄の製造業等、沖縄の企業を育てようということで、この物流拠点事業というのは莫大な予算をかけてきたわけですけれども、肝腎の足元の地元企業、製造業が今非常にどんどん厳しくなっている。そして地元企業の意見を聞くと、さらに製

造業に対して県外企業の進出が最近多くなっているというような話もありますので、申し上げたようにやっぱり地域経済循環というのをこの振興策でも目玉にしていますので、県は。そういう意味では予算のシフトも含めて、この物流拠点事業の総括と、そして今後地元企業をどう育てていくのかという方向性は知事のリーダーシップが必要じゃないかというのが言いたいところですので、総括質疑に上げて決算委員会で議論すべきだというふうに考えております。

○大浜一郎委員長 説明は終わりました。

ただいまの項目について反対の御意見はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 先ほども言いましたけど、この委員会でも答弁は部課長がされておりますから、それは知事にやると言うんだったら私はそこまでやる必要はないと思う。次のものも。

○大浜一郎委員長 ほかに御意見はありますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 意見なしと認めます。

あと1件ですね。3番の件に関しましても、大城委員、御説明願います。

○大城憲幸委員 お願いします。

今中小、あるいは地域の企業を一生懸命電力さんが回って値上げをお願いして歩いているそうです。その資料によると、今年度の赤字はもう400億の赤字を見込んでいます。とにかく来年度以降は大幅に上げないと会社がもちませんということで、この1年ちょっとの間で2倍以上、3倍近くの電力の料金の値上げをお願いして歩いているということです。

そういう中で、やはり今さっきの部分とも関連しますけれども、県内の製造業、中小企業が先行きの経営が見えない。不安だというような声がありますので、当然国の力も借りないといけませんけれども、やっぱりそこに沖縄県としてどう対応するのかというところと、ほかの県に比べて沖縄の電力事情というのは現在もやはり石炭あるいは化石燃料に頼るところが大きい。そして今後の見通しを考えても、原子力がない、あるいは地熱発電がないという沖縄の特殊事情も含めて、化石燃料に頼るところは今後も沖縄の特殊事情として残るわけですから、そういう中でこの沖縄の電力をどうするのか。再生可能エネルギー、脱炭素をどう進めていくのか。そこはやはりこれまでの取組とは一歩違った強化が必要だと思いますので、知事の見解あるいは決意を聞かないといけないなというのが今回の理由です。

○大浜一郎委員長 説明は終わりました。

ただいまの項目についても反対意見はありますか。  
玉城武光委員。

○玉城武光委員 電力会社の経営、料金の高騰というのは、決算とはちょっと離れていますよね。それもあるし、いろいろ答弁はされておりましたから、そういう面では総括質疑をやる必要は私はないと思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 ほかに御意見はありますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換及び当該事項の整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑の必要性及び整理等について協議した結果、3項目について提起することで意見の一致を見た。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

総括質疑につきましては、休憩中に御協議をしたとおり、報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し入れたい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月25日火曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することとなっております。

また、決算特別委員の皆様は、10月26日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 大 浜 一 郎

令和4年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月21日（金曜日）  
開会 午前10時6分  
散会 午後5時53分  
場所 第4委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和4年第6回議会議決第1号 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について（保健医療部所管分）
- 令和4年第6回議会議決第20号 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 令和4年第6回議会議決第21号 令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 末松文信君  
副委員長 石原朝子さん  
委員 小渡良太郎君 新垣淑豊君  
照屋大河君 比嘉京子さん  
瀬長美佐雄君 玉城ノブ子さん  
喜友名智子さん 仲宗根悟君

欠席委員

上原章君  
※決算議案の審査等に関する基本的事項4（6）に基づき、監査委員である上原章君は調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

保健医療部長 糸数公君  
医療企画統括監 諸見里真君  
保健衛生統括監 新城光雄君  
保健医療総務課長 古市実哉君  
医療政策課長 井上満男君  
健康長寿課長 崎原美奈子さん  
地域保健課長 新里逸子さん  
衛生薬務課長 田端亜樹君

衛生薬務課薬務専門監 池間博則君  
感染症総務課長 城間敦君  
ワクチン・検査推進課長 平良勝也君  
感染症医療確保課長 國吉聡君  
病院事業局長 我那覇仁君  
病院事業総務課長 上原宏明君  
病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 當銘哲也君  
病院事業経営課長 與儀秀行君  
病院事業経営課班長 山里修一君  
病院事業企画課長 照屋陽一君  
病院事業企画課看護企画監 津波幸代さん  
北部病院長 久貝忠男君  
中部病院長 玉城和光君  
南部医療センター・こども医療センター院長 和氣亨君  
精和病院長 屋良一夫君  
宮古病院長 岸本信三君  
八重山病院長 篠崎裕子さん

○末松文信委員長 ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会議決第1号、同認定第20号及び同認定第21号の決算3件の調査並びに決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、保健医療部長、病院事業局長及び各県立病院長の出席を求めています。

まず初めに、病院事業局長から病院事業局関係決算事項の概要説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 委員の皆様、おはようございます。

それでは、病院事業局長の令和3年度決算の概要について、令和3年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

事業報告書の1概況の（1）総括事項について、

沖縄県病院事業は、県立北部病院をはじめ6つの県立病院と、16か所の附属診療所を運営し、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。

業務状況については、入院患者延数が53万1457人、外来患者延数が70万1650人で、総利用患者延数は123万3107人となり、前年度と比べて3万548人の増加となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。

恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計656億5634万3000円に対して、決算額は707億6741万6820円で、予算額に比べて51億1107万3820円の増となっております。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連の収益受入に伴う増のため、第2項の医業外収益において102億2634万8219円増加したことによるものです。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計679億6604万7000円に対して、決算額は631億7509万5978円で、不用額は47億9095万1022円となっております。

その主な要因は、医師等の人員確保が困難となり、給料及び手当などが当初の見込みを下回ったことにより、第1項の医業費用において46億1032万1333円の不用が生じたことによるものです。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、予算額合計72億8568万6000円に対して、決算額は53億6471万6830円で、予算額に比べて19億2096万9170円の減となっております。

その主な要因は、建設改良費の執行減及び繰越に伴い企業債借入が減少したため、第1項の企業債において、14億1740万円の減収が生じたことによるものです。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計90億8410万5554円に対して、決算額は70億8366万5238円で、翌年度への繰越額が6億8684万1097円で、不用額が13億1359万9219円となっております。

その主な要因は、施設整備費における入札執行残のほか、整備内容の見直しによるもの、資産購入費においてはコロナに起因する製造・流通網の混乱等により納期が見通せず、年度内執行が困難となった

こと等によるものであり、第1項の建設改良費において、12億2167万9836円の不用が生じたことによるものです。

3ページを御覧ください。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した480億2753万3552円で、2の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した597億4670万8020円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は117億1917万4468円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、219億6826万3507円となっております。

4ページを御覧ください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した27億6168万1929円で、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引きますと、192億5658万1578円の利益が生じております。

これに医業損失を加えた経常利益は、74億8740万7110円となっております。

5の特別利益は6億5216万9659円で、6の特別損失は16億4949万6026円であり、差引き9億9732万6367円の損失を計上しており、当年度純利益は64億9008万743円で、前年度繰越欠損金67億2209万8390円を合計した当年度未処理欠損金は2億3201万7566円となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明申し上げます。

表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高15億2640万8242円に対し、前年度処分額が0円、当年度変動額は64億9008万743円で、当年度末残高は80億1648万8985円となっております。

下の欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

1行目、当年度末残高の未処理欠損金は、2億3201万7566円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページを御覧ください。

令和4年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で458億9443万4484円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収

金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で304億4269万1982円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は763億3712万6466円となっております。

8ページを御覧ください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で、404億2702万5076円となっております。

4の流動負債は、(2)の企業債、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた合計で、113億404万9166円となっております。

5の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は165億8956万3239円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は683億2063万7481円となっております。

9ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円となっております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計で61億3790万4253円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は80億1648万8985円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は763億3712万6466円となっております。

以上で、認定第21号令和3年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○末松文信委員長** 病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに病院事業局関係決算事項に関する質疑を行います。

比嘉京子委員。

**○比嘉京子委員** おはようございます。

決算と予算のときには、各病院長も御出席のことゆえ、この機会にということを含めて質疑をさせていただきます。

まず、1番目にこの2年余りにわたってコロナとの闘い、そして本当に多くの県民の命、それから離島におきましては、本当に重症化する患者との闘い、観光客との、また、住民との問題もあって本当に大変な状況を危機一髪のところで、今に至ってるのかなというふうな、せんだっての7波のときに、非常に危機感を感じましたけれども、今日に大きなことにならずにといいましょうか、来てるのではないかと思います。

そこで、私たちはこの教訓をやっぱり、感染症の専門家の話をお聞きしますと、10年に一遍ぐらいはこういう新たな問題が起こるのではないかとという予測さえも出されているところもありますので、先生方に、この機会に、これまでに体験なされた中で、県立病院としてはもう県民の命の最後のとりでになっていますので、どのような体制づくりを今後、この教訓を生かしながらつくっていくのかということが非常に我々が知りたいところです。

そのために各病院長から、コロナを体験して、これからの県立病院の在り方をハードやソフトの面からどのようにお考えなのか、示唆に富んだ提言がいただければありがたいと思います。

できるだけ簡潔によろしくお願いいたします。

**○末松文信委員長** それでは、ただいまの件についての答弁についてですけれども、まず、順番を先に申し上げておきます。

北部病院長、それから中部病院長、南部医療センター・こども医療センター院長、宮古病院長、八重山病院長、精和病院長の順で御発言をお願いしたいと思います。

**○久貝忠男北部病院長** 委員が今御指摘したとおり、この2年半のコロナ禍でいろんな課題が浮き上がってきましたが、北部病院では、ハード面としてはコ

ロナの関連する各補助金で、CTとか、人工呼吸器とか、陰圧室とか、ECMO等を整備させていただきました。実際それを使用しております。

これらの経験を基に新しい感染症——新興感染症、再興感染症に対しても柔軟に行えるように、治療に専念できる環境ができつつあるんじゃないかと考えています。

ただし、北部医療圏というのは、やっぱり医療資源が非常に乏しい地域でありますので、今回、それに対して、保健所と医師会、あとは病院——北部病院と医師会病院ですが、その3者が非常に連携が強化できたということで、これも今後につながる連携体制ができたと思っています。

今後はその通常診療を制限せずに、どうやってやっていこうかということを考えているところです。

このように平時から非常時、非常時から平時という切替えが今後は重要になってくるんですが、やっぱり平時から人材の確保というのはとても重要で、今回はハード面に関しては先ほど申しましたように、コロナ関連補助金で異次元的な整備ができたんですが、人材確保がやっぱり今後も重要になってくるかと思えます。当然、コロナ対応だけではなくて非コロナに対応する職員も含めて、余剰とならないような体制を構築していく必要があるかと思っています。

以上です。

**○玉城和光中部病院長** ハード面では、当院はもう老朽化や狭隘化についてこれまで何度も訴えてきておりますけれども、中部病院が担うべき役割の維持がやっぱりこのハードでは難しい状況であり、いよいよもう待たなしの状況に来ているのかなというのが正直な印象です。

今まさに、もう建て替えの具体的な期日は私にも示す時期が来ると思っております、これ以上先延ばしにできない逼迫した状況がもう来ると思っております。

琉大病院の移転、あるいは公立北部医療センターなどの計画も進められておりますけれども、医学生教育や医師派遣などでそれを支援することになるであろう当院の整備計画についても足並みをそろえて進めるべきだと思っております。

医学教育の質の担保、あと、職員の離職や研修医の確保についても、ハード面の設備が重要で経営にもやはり大きく影響しております。具体的に言いますと救急でももう4人がやっぱり抜けたりとか、あと研修医もせっかく離島に派遣している人たちが中部病院に戻ることなく沖縄を去っているという状況の中では、中部のハード面のことをやっぱり原因と

して本土の充実したところに行くという方々が少なからずいると思っております。やっぱり中部病院に残って沖縄に残りたいと思われる中部病院になることは人材確保の意味でもとても大事なことはないかなと私は感じております。

この問題については、地域市町村からの不安な心配の声も上がっております。

なお、南棟の耐震問題についても今出ておりますけれども、今、工事計画等について再検討しているところで、ちょっと苦慮しているところがございます。

以上のことから、遅くとも年内にはもう建て替えに関する具体的な期日を広く県民のほうにも示すべきだと自分は考えております。

以上です。

**○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院長** コロナとの直接的な関係ではありませんが、ただいま中部病院の玉城院長からもお話があったように、施設の老朽化、あるいは狭隘化ということがハード面での大きな課題と考えてます。

当院も開設からもう16年目となりましたので、一部の設備では老朽化がもう始まっていて早急に更新が必要になっていきます。

あと、開院の当初にはなかった新たな医療ニーズへの対応、それから、職員が16年の間に随分増えましたので、この増加した職員や、あるいは利用者への対応が現在の課題となっています。

具体的には、クーラーで言えば室外機に当たりますけど、建物を冷やす大型の冷凍機の更新が喫緊の課題でありますし、職員の休憩室の確保、外来化学療法室の拡大、ハイブリッド手術室の設置、駐車場の拡大、あと、敷地内へのヘリポートの設置などが課題となっています。職員数についてはもう1400人になりましたので、休憩室が随所で手狭になり、ミスを避けた休憩場所の確保は、コロナ対策のみでなく、労働衛生環境整備の観点からも求められています。また、外来化学療法室の拡大やハイブリッド手術室については、病院の開設当時にはなかったより高度な医療を提供する場として、設備整備が求められており、さらに、中期的には不足がちな駐車場の立体化を含めた拡大、それから、災害拠点病院でありながらヘリポートは敷地外にあるということが実際の災害の場面には迅速な対応にそぐわないと考えています。

それから、ソフト面での課題は、当然、県立病院の責務としての不採算医療や政策医療を適正に行うための補助金や繰入金の安定的な確保に加えて、特に今、問題になっているのは、令和6年度から始ま

る医師の働き方改革への対応を見据えて、医師の業務をタスクシフト、あるいはタスクシェアを行う特定行為実践看護師の養成が喫緊の課題となっており、そのための研修施設の施設整備が求められています。

以上です。

**○岸本信三宮古病院長** 御存じのように宮古島は離島で、沖縄本島からも300キロ離れておりまして、ここの最後のとりでとして当院の職員一同頑張っておりますし、また、観光客の対応についても我々の責任が大きいというふうに感じておりまして、日々の診療について、特にこのコロナに関しては一言申し上げたいと思います。

まず、ハード面についてですけれども、令和3年度までには新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業などの補助金を利用して人工呼吸器3台、ベッドサイドモニター22台、簡易陰圧2台などを設置することができました。

ありがとうございます。

また、市、あるいは医師会が協力して購入してくれたPCR機器をレンタルしていただきましたり、また、非常に篤志家というか、補助で呼吸器も3台でしたかね、贈与していただきました。

その他、ハード面の現状の課題として非常に大きいのは、当院は、御存じかもしれませんが、院内に当院の救急室と市の夜間救急休日診療所というのが併設されている形になっております。院内にあるわけですね。

このコロナの間においては、この夜間救急診療所は借用させていただいて、感染者、あるいはその疑い、発熱の方を診るというような部屋にしておりました。いずれにしても院内で非常に狭いという状況でしたので、4月に宮古島市からこの夜間救急診療所を譲り受けまして、現在、当院の救急と夜間救急診療所を合わせた改築工事のための設計に取り組んでいるところで、大至急やりたいというふう考えております。

ソフト面に関しては、先ほど先生方がおっしゃったとおりでありまして、人材の確保、育成が非常に課題であり、また急務でもあると思っています。

まずは、今回も非常に感染が蔓延した中においては、職員の感染による病棟の閉鎖というのは非常に大きな問題になりまして、それに対する看護師の確保はやはり離島は特に——看護師に限らず、事務もそうなんですけれども、余裕を持った対応ができる、こういうようなことに対応ができる人員確保をお願いしたく考えております。

また、特に感染症の対応に当たっては、ICT

——インфекションコントロールチームで、主要な責務を担っている感染管理認定看護師が今1人おって、また1名育成中ではありますが、このような状況においてはこの看護師の役割というのは非常に重要でありまして、この配備をぜひ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○篠崎裕子八重山病院長** 今回、2年余りコロナの対応に当たりまして、かなり八重山地区としてもいろいろなことが起こったということをちょっとお知らせしたいと思います。

また、コロナ補助金でECMOとか、あと、人工呼吸器、モニター等を整備できたことはとてもありがたかったと思っています。

当院は離島にありますので、石垣島以外の竹富、与那国、多良間からのコロナに関しても受入れを行ってまいりました。

離島からコロナ感染患者を搬送するという経験が何度かありまして、そのためにヘリの中の養生とか、あと、搬送する方々のPPEという防護服を着ての対応という形で重々しい形での搬送になったんですけれども、実際、与那国から重症患者の搬送が数名あったときに、海上保安庁では1機1名ということがありまして、それだと3往復での搬送になるということで、与那国からの搬送に初めて自衛隊さんをお願いして、複数名の搬送ということができることになりました。

大型ヘリであると石垣空港に降りないといけませんので、そこからのまた重症患者の搬送でかなり四苦八苦して、時間をかけて病院に収容したというようなことが今回ありましたので、ぜひとも病院の近隣に大型ヘリも離発着できるようなヘリポートの設置が必要ではないかということの結論に達しました。今後そういうふうな新興感染症が発生したときの離島からの対応というのは、今後も継続して考えていくべきじゃないかということがあります。

ソフト面に関しては、新型コロナウイルス感染症の第7波は、八重山においてはほかの地域とは比較にならないぐらい急激に発生しました。その増大した中で、病院職員の罹患や体調不良、濃厚接触者に該当する等で休職者が急増したことで、医療体制の確保や継続的な医療提供に甚大な影響を及ぼしました。

このことを踏まえて、やはり離島の病院においては今後、平時から余裕のある病院職員数の配置が必要と強く感じております。ちなみに、第7波によって病院職員の病休者が1日70名を超したことがあり



ます。その中で、病院職員をやりくりしながら、診療を制限しながらどうにか対応してきたということがありますので、ぜひとも平時から余裕のある病院職員数の配置を強く希望したいと思います。

以上です。

**○屋良一夫精和病院長** よろしく申し上げます。

精和病院は県立唯一の精神科病院として精神保健福祉法に基づいて政策医療を行っていますが、今回、新型コロナウイルス感染症に対応するために既存の病棟1つを休床しまして、コロナ病棟を開設し受入れを行ってきました。

その経験を基に、ハード面の課題については、当院は築36年が経過しておりまして、施設、機械整備の老朽化が著しく、現在、多様化した精神医療のニーズに十分応えられない状況になっております。

例としては、新型コロナの病棟を立ち上げたんですけども、うちの受入れは無症状、軽症という扱いだったんですけど、ピーク時には、中等症まで受け入れなきゃならない状況になって、その際、酸素の中央配管がなく、大型のポンペを運んで部屋まで持って行って変えて、そういうような作業が必要で、看護師の疲弊につながるようなことがありました。

しかし、今年の6月にやっと配管工事を終えて、現在は酸素をスムーズに使うことができるんですが、総合病院にあるような正式な形での中央配管ということではありません。いろいろ修繕費とか、設備費に対応してるんですけども、予算の都合もありなかなか十分にはいかないところがあります。

あと、ソフト面では、現在、当院は医師の欠員があって、9名のうち1人不足しているんですけども、コロナの受入れに関して結構、やっぱり時間外が増えたりということで、長時間労働縮減に向けた勤務体制の確立のためにも、医師の安定的な確保が大事であって、コロナの受入れに関しては感染症法だけでなく、精神保健福祉法も並列した入院なので、やっぱりその中でも、精神保健指定医の確保が大事だと思います。

それ以外で、精神科医療として障害者の地域移行、地域定着を推進するためにコメディカルの安定的な確保も大切かと思っております。

あと、精神科医は感染症を扱う意識が初めはなかったのだから戸惑いがあるって、この辺、医師のほうも、今後は感染症も自院で、精神科で扱えるような知識と技能を身につけていくことが大切かと思いません。

以上です。

**○比嘉京子委員** 本当にたくさんおありだろうけれ

ども、その範囲の中でこれだけおっしゃったのかなというふうにもうかがえますが、どちらの病院にもやっぱりハードとソフトに近々の課題があるなということは、今日、明らかになったのではないかなと思います。

それで、まず、スタッフの問題を2番目にお聞きするんですけども、病院事業会計審査意見書の5ページから6ページにかけてですけども、毎年同じような文言で、やっぱり人員について医師等、医療スタッフの確保についてということが今、皆さんのタブレットにお送りしてると思うんですけども、そこが去年のものを見てみましたら、同じように去年も人数を増やしました、何名になりましたというふうに書いてございまして、今年も58人増加して3056人になっているというふうに書いております。

そこでお聞きしたいんですけど、毎年のようにこのようなレベルで増やしているにもかかわらず、今、現場からはかなりの人材が平時から十分じゃないというお話があるわけなんですけれども、今現在、局長にお伺いしたいのは、何名採用をしていて何名退職者数が出るかという基本的なことからお聞きしたいと思います。

**○上原宏明病院事業総務課長** 令和3年度で申し上げますと、採用者につきましては、医師が52名、看護師が138名、コメディカルが42名、合わせて232名となっております。また、退職者につきましては、医師が52名、看護師が105名、コメディカルが17名の合計174名となっております。

以上でございます。

**○比嘉京子委員** 今お伺いしたのは採用人数と退職者数ですけども、年間ある程度の人数が途中で退職をするという、これは産休・育休も含めてですけども、そういう数字というのは推移としてあると思うんですけど、大体この人数からして、賄えるだけの退職者が出るのかどうかお聞きしたいと思います。

**○上原宏明病院事業総務課長** 基本的な考え方として、退職者とかが年度途中で出たら、基本的には臨時的任用職員——正職員じゃなくて、臨任とかで充てるのが基本となっております。ただ、看護師については数が多いのと、あと、確保が困難ということ、そこら辺を見越して、一定程度、多めに採用しているところでございます。

以上です。

**○比嘉京子委員** 今、138名の看護師を採用するんですけども、年間で105名退職をするということでは、これで充足してるんだというお考えなんですか。

○津波幸代病院事業企画課看護企画監 看護師に関する9月の欠員状況をお伝えいたします。

9月1日現在で休職者は137名おまして、臨任職員とか補充を補って、9月1日現在、看護師の欠員は県立病院全体で10名となっております。

充足率に関しては99.5%というふうになっております。数的には充足率が99.5%なのですが、実際に今回コロナの休業者が大変多くて、最大、多い日が206名の看護職のお休みの日もありまして、実際、やっぱり育休者、あるいは退職者も途中でございましたので、現場のほうはすごく大変な状況でありました。それに対して、令和3年度と同じように厚労省等からの応援看護師を調整して、93名の応援看護師を配置したところです。

今後は、欠員状況も見ながら前倒し採用とか、あと、病院の状況も聞きながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○比嘉京子委員 今回、退職者というのが、例えば例年、3年前にはなかったほどの退職者が出たということがあったのでしょうか。

○津波幸代病院事業企画課看護企画監 退職者に関しましては、令和2年度、令和3年度は同じ数の退職者数で、特にコロナに関連した退職というのはありませんでした。

以上です。

○比嘉京子委員 もう少し実態が見えないんですけど、例えばドクター、医者を52名採用したけど、52名退職したというようなことが今、お話があったんですけども、それによって例年よく指摘されているところの、この6ページの上のほうにあるんですが、医師の欠員等によって休診やまたは診療の制限等が起こっている箇所もあるのでしょうか、現在。

○照屋陽一病院事業企画課長 医師不足によって現在の診療を休止してるのが、病院ごと、診療科ごとに申し上げますけれども、北部病院の泌尿器科、中部病院の眼科、八重山病院の眼科です。

医師不足によって一部診療制限をしてるところが2診療科ありまして、北部病院の脳神経外科、中部病院の泌尿器科ということになってございます。

以上でございます。

○比嘉京子委員 毎度、毎年この審査意見書を読んでも必ずこの文言が判で押したように出てくるわけなんですけれども。

ちょっと病院長にお聞きしたいんですけども、今、局が答えていただいた人数があるんですけども、ぜひうちの病院はこういう不足が起こってるん

だ、こういう状況があるんだということをおっしゃりたい院長は手を挙げて、現状をもっと、全体で言う見えにくいので、その実態をちょっと報告があればありがたいかなと思います。

○末松文信委員長 どうぞ、挙手してください。

比嘉委員は、御指名はないですか。

○比嘉京子委員 今、北部病院が泌尿器と脳神経という2か所、問題が起こっているというのがあるので、非常に救急の患者さんが、脳血管的なことになったときには中部病院に運ぶという現状なんですか。

○久貝忠男北部病院長 実情を申し上げますと、脳神経外科、週1回、医療センターが外来を午前中やっておりますけど、極めて足りないという、医療機能がかなり落ちてます。

実際、北部病院と医師会病院を合わせて、これ統計を取りましたけど、大体60人ぐらいが年間流出しています。くも膜下出血とか手術を要する患者。

手術をしない患者さんはどうなってるかといったら、医師会病院も北部病院もそうですけど、外科が診たり内科が診たり——つまり、脳外科の目を通ってない。実際は、iPadで画像を見てるんですけど、患者は診てないという状況で、医療機能が落ちてるといことです。

泌尿器科に関しては、もともと当院にいた職員が、自分の患者さんを、これは前立腺がんとかそういう患者ですけど、それだけを診てて、尿管カテーテルと交代してるだけで、一般の患者さんは診てません。泌尿器科は、北部には開業医が2つあるんですが、一番困るのが、いわゆる英語でUro sepsisと言うんですけど、これ結構命に関わるんですね。こういう患者さんも以前は中部に運んでいたんですけど、中部も泌尿器科がちょっと少なくなってしまうと、この辺もよっぽどのがない限りは運んでいないという状況で、大変、医療機能としては落ちてると。

精神科が移動しまして、もともと外来はしてなかったんですけど、これによって、結構、痴呆とか自殺企図とか来るんですね、そういう精神科救急に関しては、当院でまたそれもiPadをしながらあとはやっておりますけど、あとは脳波の読影ができないので、これもセンターにお願いしてると、そういうふうな、迅速性にはかなり欠けてるという状況が生じています。

以上です。

○比嘉京子委員 やっぱりくも膜下をはじめ、そういう緊急時というのは一刻を争うというところで、

助かることが助からない等のことも十分懸念されるわけなので、非常に緊急性を要するかと思うんですが、事業局長に、今の現状をいつどのように打開をされようとお話をされているのか伺いたいと思います。

**○我那覇仁病院事業局長** まず、脳外科医に関しては沖縄県全体で、特に県立病院で人が少ないというのは、これは以前から申し上げています。

北部地域に関しては、北部病院、それから北部地区医師会病院2つで専属の脳外科医はゼロということでもあります。

それから、中部でも、これまで1人、2人ということでしたけど、現在、今、那覇市立病院から応援してもらっていると。

南部医療センターが割と、SCUといますか、中心的な脳外科の治療を行っていますけど、そこは六、七名ですか、そういった人が集まると。

それから、宮古病院は2人、それから、八重山が1人というふうな状況でございます。

これに関して、全病院に非常に多くの脳外科医を配置することはやっぱり極めて難しいような状況で、我々は何度も琉大病院のほうにも医師派遣等についてお願いしているところですが、琉球大学もかなり医師が少なくて派遣することが難しいということなんです。

最近、本土の九州大学の脳外科の医局に、北部病院やあるいは局の担当を通じて、派遣等のお願いをしているところがございます。

それから、今、南部医療センター・こども医療センターが、脳外科医が割とそろっているということでもございまして、この北部の画像診断、あるいは急ぎ手術をするようなそういった症例等に関しては、やっぱり脳卒中センターというところに送っていたらいいと。

そういうふうな状況で、かなり医師確保は厳しいんですが、今後とも、県内外に協力、あるいは派遣について求めていくというふうな状況でございます。

それから、泌尿器科に関しても同様の傾向がありまして、北部が泌尿器科常勤がゼロ、中部が1人、南部医療センターは、小児専門の泌尿器科ですが、これ1人と、成人はいないわけですね。宮古に2人、八重山に1人と、そういうふうな状況でございます。

対策としては、先ほど話しましたように、県内外の大学病院等に医師の派遣をお願いするということは、これまでどおり継続するということが、それから、先日の議会でもお話ししましたが、やはり医療機器が十分でないために医師が来ないと。

例えばそれは、泌尿器科においては手術支援ロボットですね、そういったことの指摘もありまして、現在、その整備に向けて検討をしている、そこは導入させるというふうなことを考えております。

**○比嘉京子委員** 今、緊急の事態に対して打つ手がないと、今すぐに充足できる見通しがないというようなお話に聞こえたんですけども、南部がそろってる、どこがそろってるではなくて、北部病院にそれを充足するめどがあるんでしょうかとお聞きをしたところですが、いかがでしょうか。

**○我那覇仁病院事業局長** 基本的には、緊急事態に関しては、県立病院が協力しながら行うことは可能だと思います。

いつ医師確保ができるかどうかについては、今、その期日をはっきり申し上げることはできませんが、大学病院等と何度もこういうふうな現状を説明しながら、それから先日は、北部基幹病院が将来できますが、そういったところにもやっぱり脳外科というのはぜひ必要ですので、そういった将来的な構想も含めて、例えば九州大学にそういったお話をさせてもらって、協力をお願いするというふうなことを考えています。

**○比嘉京子委員** 基幹病院の話をする結構ずれてしまうんですけど、基幹病院に、我々が説明を受けたのが十分に医師が充足できる見通しがあるんだと、だから病床率90%以上でも大丈夫なんだという説明を受けて、採算性が出てきてるわけです。

今の状況ですと、県立北部病院に至って今、欠があり緊急時の対応ができない。

これは名護のみならず、名護より以北のところから患者が運ばれてくることを考えると、県立病院でシェアをするという考えには、私は至らないのではないかと思うのですね。

北部は北部なりに、北部の圏域がしっかり守られていく体制をどうつくるかということをお急ぎに考えないといけないはずなのに、南部でどうなのがあって、中部でどうなのがあってはなくて、北部でどうするかということをお考えいただかないと、やはり私は命の格差が生まれるのではないかと、非常に危惧する今の答弁なんですけれども、基幹病院を造ったら人が来るということは設備がいいから来るんでしょうか。今、琉大からたくさん医師が来ることになってるはずですよ。今の現状で来ないということは、望めるんでしょうか。

**○我那覇仁病院事業局長** 琉大に関しては、私はどういった職員の構成がどうかについては詳しいことは存じ上げておりません。

ただし、現在琉大に行っても、要するに、県立病院に派遣する余裕はないと、そういうふうなことでございます。

それから、今、いろんな地域でそれ全てのことができればそれは理想的なんですけど、今はこういった医師の偏在とかありまして、全ての場所に総合的に多くの人をやるというのはかなり困難な状況がございます。

やはり集約化といいますか、ある程度、大きな人数をそろえて、そこに人を集めて難しい症例をやる、そういうのはやっぱり基本的には必要なことでございます。

そういう意味で、これは脳外科に限らず、やっぱり循環器科とか、泌尿器科も含めてそういったこともやっぱり考えていかななくちゃいけないと。

ただし、緊急を要することに関してはきちっと対応するということは必要だと思います。

以上です。

**○比嘉京子委員** きちっと対応ができない状況が今あるということを我々は突きつけられているわけなんです。

それで、私たち、基幹病院に関しては琉大から卒業生も出てくるので、全く問題はないという説明を受けた上で今日に至り、規模が決定しているわけなんです。このことに話をずれるわけにはいかないんですけれど。

それで、いわゆる安定的な確保と定着を図るといって、そういうことが指摘をされてるわけですが、局ではなく、例えば中部病院、南部医療センター、それから、宮古、八重山も含めて、どのようにしたら安定的に定着を図ることができるかという御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

**○久貝忠男北部病院長** 医師の確保ということでもよろしいでしょうか。

まだ走っているわけではありませんが、公立病院経営強化プランというのが今度できました。以前は改革プランということで、今回から強化プランという、名前が変わって、経営のほうからどちらかというと医療の分化と連携を中心に据えなさいと。それは何が起きているか——医師の偏在が起きているということで、何とか医師の偏在を、経営は度外視とは言いませんけど、取りあえず医療機能を持つために、医師の偏在を防ぐ方法は何かあるかということでできたプランです。先ほど局長も述べましたけど、基幹病院に人を集めてそこから医師を派遣しなさい、看護師を派遣しなさいというプランだと思います。

これは私の持論ですけど、医療は保険料と税金から賄われていますので、居住地にかかわらず極力公平であるべきだと思います。

これがなぜ起きているかと言ったら、やっぱり医療偏在。沖縄県は医師多数県です、明らかに。全国でも4番目に、東京、福岡とかそういう、名立たる県の上位にいますけど、そういう医師の偏在が起こって、北部には今まで人が来てない。

定員が約47から50あるんですけど、今まで充足したことはありません。充足してないのは何か、どうしているかって言ったら、派遣とか委託に頼っているわけです。そういう先生方は6か月ないし1年ではいなくなります。

そういうことで、それを持続的に恒久的に何ができるかといった場合は、県立病院の中では、そういうふうな人材の循環をしていただけないかなと、そのプランが、今回、令和5年から——以前からこれは言われてるんですけど、やっていただきたいなと思います。

以上です。

**○玉城和光中部病院長** 久貝先生の言うこともごもっともで、今はやっぱり沖縄県で中心となっているのは、確かに那覇市立病院と、南部医療センターが脳外科の中心をやっておりますので、今、当院も研修医の中には脳外科希望というのはいるわけですよ。ここで初期研修を終わって、やっぱりここを去って行っちゃうという方がどこに行くかっていったら、やっぱり規模と設備の整った、人と設備の整ったいわゆるハイボリュームセンターって、東京とか都会のほうにみんな抜けていくということが多いですけれども、沖縄県でもやっぱり那覇市立とか南部医療センターのほうに残って、この中で育てていくという形のあれで、今、那覇市立のほうから、今、脳外科の先生を一応派遣してもらって、当院の脳外科の希望とかの教育を今もう始めていて、彼らが沖縄県に残って、いずれ脳外科のこの医療を担うようにしていくという形を取ろうということで、今、計画して進めております。

そういうことができるということをやったりやっけていかないと、久貝先生の言っているとおり派遣とかもできなくなるのかなというふうに思っております。

今それをちょうど始めたところでございます。

**○和氣亨南部医療センター・子ども医療センター院長** 今の脳卒中のお話に関しましては、県に8つの脳卒中ケアユニットという脳卒中の急性期を中心に治療ができる施設がありますけれども、そのうちの

2つは宮古と八重山にありまして、残る6つは南部にあります。

やはり中部、北部の急性期脳卒中を治療する施設というのが、今、不足している状況で、中部病院、北部病院、大変お困りだと思います。

私たちの南部医療センターは、この脳卒中のケアユニットの中の、今、コア施設といって、その中心的な役割を担わせていただいている、今後は国が指定する包括的脳卒中センター——これは各県に1つだけ置くことが決まっているのですが、その取得を目指して今、人をどんどん集めて高度医療を提供できるように準備をしているところです。

そういうことができるメリット、そのためには魅力ある職場、高度な医療ができる職場である必要があって、それが先ほどのハード面で不足についても触れましたけれども、ハイブリッド手術室として、手術室の中で血管造影もできるというような高度な医療施設があることで、まず医師が集まってくるし、定着をする。ある程度の人数をまず確保することで、今度は南部医療センターの脳外科を核として、周辺の施設への派遣ができると、ずっと送り続けるということはもしかしたら難しいかもしれないけれども、中部や北部に対してセンターの脳外科職員を定期的にローテーションで派遣するというような形で県全体をカバーできるような仕組みづくりをしたと考えています。

**○岸本信三宮古病院長** この医療スタッフの安定的な確保と定着という御質問だったと思いますけれども、まず医師については、例えば宮古病院では60名ほどの医師の枠の中で大体20名ぐらい毎年入れ替わっています。

若い先生が4年、5年、6年生ぐらいの先生方ですね、卒後に来ていただいて、1年、長くいると2年という形でローテーションしていますが、そこで、宮古地区はやはり宮古病院に患者さんが集中するので、診療の経験として非常に意義のあるものだというふうに自負しておりますし、実際に出て行かれる先生方も勉強になったということなんです、しかしながら、そうはいつでも定着するわけではないので、常に毎年そういう形で3割ぐらいはもう医師確保という形になっております。

また毎月30名ほどは専門医を病院に来ていただいて診療していただくというような取組をしておりますけれども、やはり医師の場合は、自分のキャリア形成をいかに、例えば宮古、あるいは、八重山のような離島に行ったときにできるかということが重要になりますので、例えばそれについては、宮古ある

いは八重山に勤務されたら、例えば留学していけるとか、あるいは旅費とかの、あるいは研修の参加費用、あるいは学会の専門医の費用を負担するとか、そういうようなことが必要かというふうに考えていますし、常日頃から我々はホームページ等あるいは、事業局と一緒に本島の大学等々に足を運んで専門医等の派遣をお願いしているところであります。

ちなみに、福岡大学が脳外科の先生を送っていたので、今、宮古は現地にいる先生と合わせて2名の体制であります、幸いですが、もう一人、来年度から脳外の先生が来たいというような要望もありますので、これ、ぜひ積極的に進めていくというような方向になっております。

もう一つは医師確保はこのような形ですが、看護師確保、これが非常に重要だと思っています。特に今回の第7波ですね。コロナで非常にたくさんの看護師が休職状況になりました。もちろん、産休、育休で常時10名ぐらい、そして、長期療養を合わせると15名ぐらい休んでいますから、病休あるいは感染あるいは濃厚接触と、あるいは子供が感染したということで、20名から多いときは40名ぐらい休んでたんじゃないかと思えます。つまり、200人の看護師のうちの常時1割、ひどいときは2割というふうな形で休職している。こういう人たちを、ぜひバックアップするような体制、途中採用とかそういう話ありましたが、バックアップする体制をちゃんとつくっておかないと、いる人がもう疲弊して大変だと、毎日聞かされています。病棟も縮小しながら今少しづつ感染が落ち着きましたので広がっていきますけど、やっぱりそんなに、フルにはもう、277床の病床を開けられないというようなことは看護部から毎日聞かされていることなので、ぜひこの辺、先ほど99%の充足率という話もありましたが、現状は全然違うと。

特に離島は、例えば会計年度ですと、離島手当みたいなものつかないんですね。ですから、これ非常に不利なんですね。沖縄本島での採用はオーケーかもしれませんが、離島はそれが難しいんです。だからそういうことも踏まえて離島の対応をぜひお願いしたく、それが一つの安定的な確保、定着につながると思いますので、よろしくお祈りします。

以上です。

**○篠崎裕子八重山病院長** 今、宮古病院の岸本先生が言ったのとほぼ同じような内容です。

特に医師確保に関しては4月の段階でどうにかそろえたかと思っても、今度、また、徐々に徐々に医師が退職したりして、3月などには本当に3分の1の

先生たちが入れ替わるという状況にあります。

医師に関しては、やはり本人のキャリアアップとかを含めまして、安定的な確保というのには至っていないのが現状です。ほかの職種と違って、医者は嫌だと思えばすぐ辞めるし、やはり自分の見つけた目標に向かって進むとなると、じゃあ1年で終わりたいみたいな形を取られるので、毎年毎年その空いた穴を埋めるだけで今精いっぱい、今後医師確保に関しても、この医師の働き方を見据えた形での増員というわけにはなかなかいかないのかなと思っております。

当院は脳外科医が今1人東京のほうから来ていただいておりますけれども、その先生も単身赴任で来ていて、ほぼ24時間365日何か救急があった場合には全て対応していただいています。かなり拘束されている状況がきついために、できれば、もう1人の医師を確保したいんですけど、なかなか来ていただけない状況にあるために、今、現状としては、この先生を月に2、3回、週末、家族の元に帰すことで、拘束からしばらく解いてあげるといった形をどうにかつながらやっております。そのときに医師が不在になる場合は、今、南部医療センターとか、本土のほうから脳外科医を代診という形で石垣島の中に医師を配置した形で急患に対しては対応しているような形です。

泌尿器に関しては、現在、産業医大のほうからこの何年か派遣していただいて、1人の医師がどうか頑張っているんですけども、その採用するときに、その先生たちが使う医療機器とかというものもかなり負担をかけてそろえたりとかしながらも、必要なものはちゃんとそろえてあげるといったのがやはり今後の医師確保にもつながるので、そういうふうな機器整備に関しても必要性というのは忘れてはいけないものではないかなと思っております。

以上です。

**○屋良一夫精和病院長** 医師の安定的確保ということですけども、一般科の病院とちょっと精神科の病院は違うところがあるというのはあるんですけども、当院の場合というか、これまでは精神科の場合、病院それぞれでやっぱり医師を確保しているという色彩が強かったのですけれども、やはり県全体として精神科医を確保して回していくということが、今もやっているんですけども、今後、大切かなと思ってます。

ただうちの病院も精神科の病院としては、先ほど申し上げましたように36年がたって、なかなかこう、若い先生とか、あるいはその専攻医、あるいは初期

研修医が来たときに、魅力のある病院、ハード面の充実というところで、少しその辺が懸念されるところで、この辺の充実をした上で常に毎月のように若い先生は回ってくるので、精神科の魅力を私たち所属する精神科医が伝えていって、回ってくるだけではなく定着してもらって、この精神保健指定医というのを極力、全て育てていくような努力が必要だなと思っていて、またそれにプラスその大学との連携も今、うちの病院としてはあまりできてないところがあるので、そこをこれからというか、現在も行い始めているんですけども、やっていきたいと思っております。

以上です。

**○比嘉京子委員** ソフトの面とハードの面が非常に密接な関わりがあるということがよく分かります。

やっぱり魅力的な医療現場であったり、ハイブリッドの導入であったり、機器の導入であったりということがないと、先生方はやっぱりそこで腕を磨こうというようなところにつながらないということが、リンクしてるんだなということがよく伝わってまいりましたので、そこは局も含めて、県議会も含めて、今後どのようにバックアップをするべきかというのが、今日、改めて確認ができたのではないかなというふうに思います。

あと、働き方というものも質問に入れてありましたけれども、それは令和6年から、2024年、2年後。先ほど先生方から、令和6年からというようなお話がありましたけれども、そこもリンクしていかないと、やっぱり設備の問題、働き方の問題、アメニティーの問題、八重山病院の宿舎の問題等も伺っておりますので、やっぱり魅力ある、引きつけられるような、病院ということが今後非常に求められているのかなというふうに思います。

中でもやっぱり、設備の問題と機器の問題というのは、ぜひとも我々も理解をしていきたいと思っております。

以上です。

**○末松文信委員長** 玉城ノブ子委員。

**○玉城ノブ子委員** 医療現場の状況を聞かせていただきました。

これまでコロナ感染の中でね、本当に医療現場の皆さん方は大変逼迫した状況の中で頑張ってくれたということに、心からの敬意と感謝を申し上げます。

さらに、今、比嘉京子委員の質疑の中で、医療現場がまだかなり厳しい現状にあるということを知らせていただきました。ぜひそういう状況の中で医療

現場で頑張っている皆さん方が本当に安心して——これも県民の命とやっぱり向き合って毎日頑張っているわけですので、そこに対してしっかりと現場で医者や看護師やスタッフの皆さん方が本当に安心して働き続けることのできるこの環境をどう確保していくかということは大変大事な課題になっております。そういう点で、私は医療現場で働く医師や看護師、やっぱり医療スタッフの安定的な確保が重要になってくるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、今、各病院長の皆さん方からお話がありました。

この皆さん方が安心して働き続けられる、この現場をどう確保していくかということについて、やっぱり病院事業局長としてしっかりと前向きに対応していくということが非常に大事だと思いますので、今後の具体的な計画、そして決意についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○我那覇仁病院事業局長** 先ほどから申し上げていますが、やはり医師の確保というのは大変重要で、また難しいものであるということは御理解いただけたと思います。

地域偏在、それから科の偏在がございまして、本当に幾つかの科というのは、なかなかボリュームが少ないんですね。その中で、何とか沖縄県の医療を維持するためには人材が必要だと。事業局のほうでは、人材確保班という、数名の方がおりまして、絶えず各県立病院の状況、どこが足りないとか、そういう話をしております。

それから、いろいろな人材を通じて、大学、本土の大学、大きな病院と、何度も現場に行って、沖縄県の状況を説明し、医師派遣等について協力をお願いして、その結果、そういう活動で人が来ると。それから、沖縄県は、保健医療部のバックアップもありますが、人材確保や研修等、約10億のいろんな補助とか基金がございまして。

本土から来た場合には、そこに研究医師として協力するとか、それから沖縄に来て、離島に行った場合に国内外への留学に行き、スキルを上げて帰ってきたら、また地域に貢献してもらおうと。

それから、沖縄県から今現在、毎年17名の地域枠の方がおられます。その中で、その4年間は、離島僻地に勤務するということがありますので、ここは琉大と話をしながら、うちの保健医療部もそうですが、どの場所に、どういった人材を送るかということも含めて、いろいろ相談してまいりたいと思います。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** よろしくお願いたします。

あと1点だけです。

さっき比嘉京子委員の質問の中でも出ました。ハードの面で老朽化して、なかなか中部病院も今、大変厳しいというふうな状況もありましたし、ほかの病院からも、医療機器の問題の要求もございました。これについては、もちろん医療スタッフの確保と同時に、ぜひ積極的に進めていくということが大事だろうというふうに思います。これについても、病院事業局長、きちんとやっぱりその現状については掌握なさっているんじゃないでしょうか。

それに対する対応をしっかりとやっていくということが必要じゃないかと思いますが。

**○我那覇仁病院事業局長** 今回のコロナの補助金があつて、例年になく、各県立病院は、人工呼吸器とか、ECMOとか、あるいはその他の医療機器、かなり充実したような点ではありますが、まだ足りないところももちろんございます。

そういうことに関しては、毎年、医療機器の予算というのを、可能な限り準備して整備していきたいと考えています。

それから、先ほど申しましたように、人材の確保に関しては、やっぱり高度機器がないと集まってこないというふうな現状も鑑みまして、先ほどから話しているように、手術支援ロボット、それからハイブリッド手術、これも局としても想定して、今準備してますので、ここもやっぱり現場と、なるべくそういった機器をそろえたら、それだけの資格のある人が必要ですので、そういったことも含めて、これも相互に連携しますが、整備していくというふうな考えでございまして。

**○玉城ノブ子委員** ありがとうございます。

**○末松文信委員長** 瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** 何点か伺いたいと思います。

まず、コロナ感染に対する医療機関の中核的役割を担う県立病院に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

監査の意見書の視点ですが、病院事業本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されたのか、まず、自己評価として、事業運営の決算に関する総括を伺いたいと思います。

**○我那覇仁病院事業局長** 総括ということでございますので、少し時間をいただいて御説明したいと思いますので、御了承ください。

令和2年2月に、県内で初めて新型コロナウイルス感染症の症例が確認されてから、2年半余りが経過しています。

昨年は、病原性の強いデルタ株、それから今年は感染力が非常に強いオミクロン株の爆発的な流行により、医療崩壊が現実的なものとなり、県立病院経営も多大な影響を受けました。

現在は第7波が収まりつつありますが、感染の収束は見通せない中、新たな変異株の出現や、第8波の到来も危惧されており、今後の感染状況は予断を許さないと思います。このような状況の中で、令和2年度、3年度と、病院事業会計決算は、経常利益及び純利益を計上しました。

令和3年度決算においては、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業補助金や、医療機関協力金などの医療外収益が増加したため、経常利益は約74億9000万円、純利益は64億9000万円となり、累積欠損金は令和元年度の約89億5000万円から、令和3年度には約2億3000万円に縮減しています。しかしながら一方では、医業収支については、入院や外来患者の単価の増により、医業収益は前年度より増加しましたが、材料費や経費などの増により、医業費用も前年度より増加したため、マイナス117億2000万円と、前年度より約1億6000万円損失が拡大しており、コロナ前の令和元年度がマイナス58億9000万円であるのと比べて、約2倍、大きな開きがあります。

県立病院は、離島を含め、最前線でコロナ病床や非コロナ病床を可能な限り確保し、日夜、中等症から重症な患者を受入れ、県民の医療を守ってきました。

それぞれ環境の異なる県立病院が工夫をしながら経営努力を行い、新たな施設基準の取得や診療方針見直しへの対応など、経営改善を進めてまいりました。

しかしながら、感染力の強いオミクロン株の出現により、医療従事者においては、コロナ感染や濃厚接触者などが増え、県立病院では最大376人の休職者が発生しました。

これにより、病棟閉鎖や救急医療の一部制限など、医療提供体制の縮小を余儀なくされ、一般患者の入院、手術、検査の延期など、多大な影響を受けました。

今後の医療機関への国からの支援については見直しも想定されておりますが、病院事業局としては、ウィズコロナの下で、政策医療を担う県立病院としての役割を果たすとともに、より一層の経営改善に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 中核的なコロナ感染の対応とい

う意味では、文字どおり県立が果たした役割は大きかったと思います。

そういう意味では、コロナ感染者の入院治療に関する県立病院の果たした役割、比重とか、伺いたいと思います。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 お答えします。

県立病院では、医療フェーズに応じて、県全体の確保病床の約3割を占めるコロナ病床を確保し、コロナとコロナ以外の両方の患者を受入れております。

コロナ患者の受入れについては、主に人工呼吸、ECMOなどの重症、中等症患者の受入れや、離島におけるコロナ患者の対応、妊婦や新生児、透析患者、精神疾患を有する患者の受入れなど、県立病院以外の医療機関では対応が困難なコロナ患者を受入れており、令和2年度から令和4年度9月末までに6685人のコロナ患者を受入れました。また、高齢者介護施設等へ感染症専門医や、感染管理認定看護師、DMATの職員等を派遣し、施設内の感染防止の指導を行うとともに、クラスター発生時には、現地にて、感染者の治療や感染拡大防止の対策等を行っております。そのほか、軽症者用の宿泊療養施設や入院待機ステーション、ワクチン集団接種への職員派遣など、県コロナ対策本部からの要請に対応しております。

県立病院は、今後もコロナとコロナ以外の医療の両立を図り、県立病院としての役割を果たしてまいります。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 先ほども報告、実態的にはDMATや施設への派遣等々でも頑張ったということで、そこで医療と保健福祉の連携の実践状況で、連携する上での課題とか対応でどういのが見られたのか、そういった面で伺いたいと思います。

○岸本信三宮古病院長 よろしくお願ひします。

宮古地区におけるコロナ感染症の流れについて少しお話ししたいと思っておりますが、コロナの流行が始まった当初は感染症指定医療機関として宮古病院が中心に、主に宮古病院だけでというような形の対応に当たっております。

幸い、市が疑似症についてキャンピングカーを病院の近くのカママ嶺公園に4台設置していただいて、疑似症はそこに、感染者は全員宮古病院で診るといような形になってスタートしたのですが、複数回にわたる感染症数の爆発的な増加に伴い、我々のキャパシティを大きく超える事態が発生し、令和3年1月には、各県立病院、琉球大学、民間病院、さら



に多数の医療機関から医師、看護師を派遣していただきましたけれども、ちょっと立ち行かなくなりまして、災害派遣として自衛隊の医療専門官の派遣、あるいは厚労省からの医師、看護師の派遣等を受けて何とか乗り切ったという経緯が令和3年の1月でありました。

こうした経験を通じて、平時より地域全体、あるいは外部も含めた協力連携体制を講じておくというのが非常に重要だという課題が浮き彫りになりました。現在では、宮古圏域の中では、当院とほかの病院、あるいは医師会、保健所との連携をつないでおりますし、また、縦のほうでは県のコロナ対策本部、あるいは医師会も県の医師会と宮古地区医師会との縦の関係もつなぎながら、縦横の関係で連携をしてコロナの患者の入院等を扱っているわけなんですね。

当院及び民間病院的なコロナ患者の入院患者数や受入れベッド数、それから、保健所が行う宿泊療養施設の受入れ状況、高齢者施設等の感染状況等の共有を図っております。これにより、宮古圏域での感染状況及び医療機関の対応余力等の把握が容易となり、以前と比較してスムーズな対応につながっているというふうに考えております。また、高齢者施設、あるいは介護福祉施設で患者発生がある場合は、保健所職員とともに当院の感染症認定看護師が速やかに現地に赴き、感染状況の把握、感染対策の指導、コロナ検体採取、PCR検査などを実施して、クラスターの発生防止に努めており、医療資源が限られている宮古地区で重症者が限りなく少なくなるように対策を講じてきましたということでもあります。

以上です。

**○屋良一夫精和病院長** 精神科病院における精和病院についてなんですけれども、先ほど事業局のほうからDMA Tという言葉が出てたんですけれども、当院には災害派遣精神科医療チームDPAT先遣隊チームというのがあります。コロナの発生時には精神保健センターや他の精神科病院のDPATのチームと多職種と連携し、クラスター発生病院や施設への応援派遣を行ってまいりました。

令和2年8月よりクラスターが発生した6つの精神科病院なんですけれども、結構大きなクラスターが発生するので、そちらへ医師、看護師、精神保健福祉士の職員を応援派遣いたしました。また、DPATとは別に、感染症認定看護師として、クラスターの起こった病院へ感染対策の指導なども認定ナースが出向いて行っているという状況がありました。また、県のコロナ本部にもDPAT調整本部とか、そちらのほうにも職員を派遣してまいりまして、精神科

のコロナ入院患者の調整を行う精神科リエゾン業務というのがあるんですけれども、こちらにも当院の医師3人がその役を担ったという経緯がありました。

あと、ちょっと別のことなんですけれども、当院のコロナの入院患者のことなんですけれども、クラスターを起こした病院から、あるいは施設からの入院に関しては、元の病院とか施設に戻すことが速やかにできないことが多いんですね。というところでは、民間の精神科の病院が後方支援病院というところを名乗りを上げてくれて、その辺で民間同士の協力もあるんですけれども、うちのコロナの療養が終わったら別の病院が一旦引き取ってくれるということがありまして、この辺のところの連携は非常にうまくいって、割とスムーズにうちの病院にコロナ患者がたまたまずにとりつか、そういう連携ができていたという経緯があります。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** どうもありがとうございます。

医療と保健福祉の連携はもう常時、課題だとは思っています。

最後になりますが、現在、収束の方向で落ちついている今こそやっぱり対応する、備えると、8波もあるでしょうと言われている中で、前年度の取組が今年度にしっかりと生かされているという状況なのかどうか。

あと、8波にどう備えるべきかという問題意識について伺いたいと思います。

**○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長** お答えします。

病院事業局では、令和3年8月に新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、各県立病院及び県保健医療部等関係機関と情報共有を密に行い、連携の強化を図りました。

県立病院におけるコロナ患者受入れの人員体制については、特に課題となっている看護師不足に対応するため、令和4年度採用予定者の前倒し採用や広告媒体等を活用した臨時的任用職員等の募集などを行い、計画的な人材確保に努めてまいりました。また、県立病院においては、コロナ対応の初期の頃は医療機器や個人防護具などの医療資機材が不足していましたが、国や県保健医療部の各種補助金等を活用し、医療機器の整備や個人防護具等の安定確保を進めてまいりました。

令和4年1月からは、感染力の強いオミクロン株が主流となり、新規感染者の拡大に伴って県立病院職員が多数休業したため、救急や一般診療の制限により、人員体制をコロナ対応に見直すとともに、県

外医療機関への看護師の応援派遣要請などを行い医療提供体制の維持に努めてまいりました。

病院事業局としては、各県立病院が前年度までのコロナ対応の教訓を生かし、第7波に対応してきたと考えております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** もう県立病院が果たしてきた役割、今後も担うべき重要な整備という点では、各委員から出された老朽施設の早期の建て替え等々、あるいはドクター、看護師、あるいは医療機関に従事する人、それぞれの専門医やスタッフの確保という点では、コロナ対応以外にも重要な役割を担っているであろう機関ですので、ぜひそこへの対応を強化していただくということを要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○末松文信委員長** 喜友名智子委員。

**○喜友名智子委員** お疲れさまです。よろしくお願ひします。

まず最初に、令和3年度の病院事業局での新型コロナウイルスの関連予算と実績についてお伺ひします。

予算の金額、執行金額、主な事業と成果、特に令和2年度とどのように予算の使い方が変わってきたのかという点、お聞かせください。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 私のほうからは、コロナ関係予算の実績と局全体に関する割合のほう、御説明をさせていただきます。

令和3年度の病院事業会計におけるコロナ関連の予算ですけれども、病院事業会計というのは2本立てになっておりまして、通常よく言う3条予算というものと4条予算ですね。

この3条予算というのが収益的収入と言われているものですが、こちらの予算につきましては、コロナ関係約19億円。それから、資本的収入、4条予算ですけれども、予算につきましては17億円となっており、それぞれ収益的収入及び資本的収入に占める割合は、3%と23%というふうになっております。

一方で、こちらに対する実績額ですけれども、コロナ関連の収益的収入の実績額は約133億円、それから、資本的収入の実績額は約14億円となっております。それぞれ収益的収入及び資本的収入に占める割合は19%と26%というふうになっております。

以上です。

**○喜友名智子委員** その中での主な事業は、どのようなものがありましたか。

**○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長** お答えします。

各県立病院においては、国や県保健医療部に補助金の申請を行い、受入れた補助金を活用して、コロナ患者の受入れを行っております。

主な補助金としては、コロナ病床を確保した医療機関に対して支給がなされます新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業補助金がまずあります。

次に、コロナ入院患者を受け入れた医療機関に対して支給されます新型コロナウイルス感染症医療機関協力金補助金がございます。

3つ目に、都道府県からコロナ受入れ病床を割当てられた医療機関に対して支給されます新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金があります。

主な補助金としては以上です。

**○喜友名智子委員** 令和2年度と、前年度と比較してコロナ関連の予算、使途について何か変化があった点があればお聞かせください。

**○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長** お答えします。

県立病院では令和2年2月以降、主に中等症以上のコロナ患者や他の医療機関で対応が困難なコロナ患者を受け入れております。

令和2年度から、国や県保健医療部の各種補助金を活用してコロナ患者の受入れ体制を整備しております。

各県立病院では、前回の感染拡大の波におけるコロナ対策の検証を行い、次の波に備え、特に人工呼吸器などの医療機器やマスクやガウンなどの个人防护具が不足しないよう、各種補助金を活用して対応しております。

コロナ患者の受入れ対応については基本的に、年度による違いはございませんので、令和2年度から引き続き受入れ体制の整備に必要な補助金の受入れと予算執行に努めているところでございます。

以上です。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

先ほど来、コロナ禍での病院の先生方、それから、看護師さん、職員の皆さんが、心身を削りながら頑張ってくられたということは、ほかの委員からも指摘がありました。

令和3年度で、職員の皆さんに対するこのコロナ関連の手当というのはどのようなものがありましたか。

**○上原宏明病院事業総務課長** 局のコロナ関連の手当といたしましては、特殊勤務手当ですね。伝染病防疫手当の特例、感染拡大時業務対応特別手当、感染拡大時派遣対応特別手当を支給しております。

○喜友名智子委員 分かりました。

まだまだコロナが収束してなくて、もう当たり前のように第8波というものを予想していることが、本当にもどかしいというか、なかなか新規感染者が抑え切れないという県の取組はやはりまだ私は課題があると思っています。

世間はもうウィズコロナ、あるいはもうコロナは収まったんだと、日常に戻っているような雰囲気になってますよね。それでもやっぱり、病院の皆さんはそうではないという状況にまだあるのではないかと推察をいたします。とはいえ、1日の新規感染者数はもう500名以下を切るのも当たり前の数字になってきました。比較的落ちついていると思われる今の時期に、これまでの第7波まで非常に御苦労されてきた各病院のほうをぜひ、私は知事に視察に行ってくださいたいんです。なかなか感染治療に当たっている中で訪問の受入れというのは難しかった面があるかと思いますが、今だったら県立病院を回って、この2年以上の間、現場の皆さんの声を直接知事に聞いていただくということが非常に重要ではないかと思いますが、局長いかがでしょう。

局長に答弁していただきたいです。

○我那覇仁病院事業局長 令和3年度において玉城知事の各県立病院の訪問は行われておりませんが、県立病院に関する重要事項については随時、局長から知事に報告を行っております。

令和4年度について、知事訪問は現時点では予定されておりませんが、病院事業局としては玉城知事に県立病院の現状を確認していただきたいと考えておりますので、今後のコロナの状況を踏まえて対応を検討したいと考えております。

○喜友名智子委員 ぜひお願いいたします。

全国では、沖縄の入院調整は県が一元化して行っているという部分が評価をされている部分もあるんですが、それはやはり中南部中心のことだと思うんですね。北部であったり、離島であったり、そこはやはり病院単体で御苦労されて入院調整や治療に当たっている現状を、ぜひ知事には御覧いただきたい。

年内にも、もう第8波が来たらまたばたばたして、視察どころではなくなってしまうかもしれません。ぜひ現場に行って、ゆっくり聞いていただいて、職員の顔も、働き方もぜひ見ていただきたいと要望いたします。

次が沖縄県病院事業関係の決算審査意見書より、何点かお尋ねをいたします。

今、表示をさせていただいた意見書の6ページ、事務的手続についてお尋ねいたします。

この6ページの中に、定期監査において手当や契約事務で基本的な財務事務の不適正な処理が確認される、また、依然として指摘件数が多いとあります。これ昨年も似たような指摘があったかと思いますが、令和3年度に関してはどのような事例があったのでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えいたします。

令和4年度の定期監査における事務手続等の不適正処理については、給与、手当等の過不足払いや契約保証金の免除に係る手続等が挙げられております。

このような不適正な処理の多くは初歩的な事案であって、担当者において、関係規定などの基礎的な知識の理解不足であったり、病院現場における管理監督者の審査が不十分であったことが主な要因として挙げられております。そのために、病院事業局では、本庁職員が各病院のほうに出向き、毎年、事務点検、それから、事務指導を行っているところです。

令和3年9月からは、それだけではなくて月に2回、財務事務に係る事務担当者勉強会というのを開催しております。

さらに、令和4年度、今年度からですけれども、本庁職員及び各病院の担当者が一緒になって各病院を回って、会計事務の審査も巡回指導を行ったりということで審査機能の強化に努めているということです。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

すみません、今、県からの指導や巡回とあったんですけれども、病院の事務は医療事務ということで、事務の中でも特殊な事務かなと理解しています。

病院単独で育成するのは難しい面があるんですか。

○與儀秀行病院事業経営課長 今回のこの監査のほうで指摘に当たったものについては、病院の医療事務のところではなくて、どちらかという、給与の支払い事務であったりとか、一般的な事務の関わるところのものです。

それから、病院事業職員については今、生え抜きの病院事務職員というのを採用してますけれども、若手の職員だったりとか、ちょっと知事部と違って財務的なところの知識がまだ十分でないというところがありますので、そういったところを本庁から職員が現場に行って、去年までは本庁職員が現場に行って、あるいはマン・ツー・マンという形でやってたんですけれども、そうではなくて、今年度からは同じような課題とか、抱えている病院が幾つかありますので、それならば病院の職員も、例えば中部とか北部の職員がセンターに行って書類を見たりという

形で、一緒になってそういった書類の点検をしていて、事務処理能力の向上を図っていこうというような取組を行っているところです。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

報告書の中に、令和4年4月から本庁組織の再編、県立病院の事務部各課に係を設置するとあります。

この詳細が、今、御説明いただいたものという理解でいいですか。

ほかにありましたらお聞かせください。

○與儀秀行病院事業経営課長 私のほうで先ほど回答させていただいたものにつきましては、どちらかという実務面のものです。

こちらの決算書のほうにあります係というものについては、組織体制上の整備ということで行ったものです。これまで、病院現場においても審査というのを実際やってるんですけども、そこを係として設けてなかったの、ある意味、責任が曖昧だったりとか、そういうところもありましたので、そこをはっきり持たせるということで今回、組織改編の中で審査係というのを設けて、病院の事務についても適正執行を進めていこうという、形的なものをつくったということです。

○喜友名智子委員 新しい係ができてプロセスが変わったと。

そうすると、令和3年度と令和4年度で事務のミスというか、不適正な処理の事項というのは何件減ったという比較が恐らくできるのではないかと考えています。

こういったことは令和4年度が終わったら、比較可能な状態には今なってますか。

○與儀秀行病院事業経営課長 その辺のところについては、比較できるようにやっていきたいと思っています。

ただ、事務につきましては、一朝一夕にできるものではないというところのものと、人事異動がありますので、必ずしも今年育てた人材が来年もやるというところもありますので、人の入替え等もありますので、ここは引き続き地道に、そういった担当職員の能力向上に努めていくということです。

ちなみにですが、病院事業局におきましては、3年前は件数が30件超えてました。

去年、おととしと、17件という形ですが、今年はちょっと20件というふうが増えてますが、それ以前の30件には戻らないように、今後も、事務処理能力の向上に努めていきたいというふうに思っております。

○喜友名智子委員 事務というのはある程度、汎用

化というか、マニュアル化して、あまり人に仕事がついていかないようにしないと、結局、誰かがいなくなったら、また理解できる人がいなくてミスが増えるということにつながりますので、ぜひバランスを取った運営を要望いたします。

今映している資料9ページ目ですね。

表6の病院別当初予定量と実績の比較を見ています。この表を見て、この業務予定量が患者数を基につくっているということは説明書きで理解いたしました。この中で、外来の北部病院だけが予定量よりも実績を上回っていると。ほかの病院は違う数字が出ているんですが、この北部病院だけ実績が上回った、何か地域的な要素、要因があったんでしょうか、気になっているので状況だけ教えてください。

○久貝忠男北部病院長 実績ですけど、予定量が4000人ほど上回っています。9割は新型コロナウイルス感染症の患者で、内科と小児科です。

当初から、沖縄県コロナ本部というのが一応あったんですが、どっちかという、中南部中心という認識で、北部病院では医療資源が乏しいので、何とか組織をつくれないうことで、保健所、病院——これは北部病院と医師病院ですけど、あとは医師会、それぞれで役割分担をすれば、医療資源が乏しくても何とか対応できるんじゃないかと。

感染症はいきなり爆発しますので、それを、人が増えても、労働損失が起こっても、システムだけは壊さないようにしようということで、まず、保健所の役割を介護施設や高齢者施設にクラスター、あるいは感染を発見した場合は、そこへ出向いていって感染の指導をやって、患者さんが検査が必要かどうか、検査が必要であれば北部病院に誘導すると。そして、医師会はワクチン接種とかホテル療養のほうをやる。そしてそこで健康観察をして、おかしかったらすぐ病院にやると。つまり早い段階で重症化を見つければ医療は逼迫しないんだというコンセンサスで、それで外来が増えてもよしとしました、たくさん取ろうということで。そして、そういう状況で外来患者が増えたんだと思います。

これが医業収益にも現れてまして、令和2年から3年度、別に医業収益を増やすためにやってるわけじゃないんですけど、大体11.6%増えています。これ他の5病院の県立病院はないんですけど、当院は2桁の伸びが示されています。こういうことで、積極的にコロナ患者を病院で受けていたということが要因かと思えます。

3者の連携の強化と、もう一点は令和3年8月、去年のちょうど8月頃にインフルエンザの流行がど

うこうって言われたときに、発熱外来を、これは国の補助ができたんですが、それをいち早く取り込みまして、そして、病院で自宅療養者の電話診療を——これは本来は保健所の役目なんですけど、保健所はできませんから、病院が担ってました。それでこれも同じことで、早く電話でつなぐことによって医療者が聞き取りをすると重症化が防げるんですよ。それも同じようなことで、これも外来診療に入ってますから増えたと。

そういうこの2つの要因で、北部は4000人ぐらい増えたんじゃないかと思います。そのときに対応したのは、内科の先生だけじゃなくて、整形、小児科、それこそ病理医も、みんな総動員して、電話はできますので、そういうふうにしてやったことが外来の予定量が上回ったと考えています。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

質問は以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時24分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

午前引き続き、質疑を行います。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしく申し上げます。

文厚は、初めて来たもんですから、病院なのか保健医療部なのかがよく分からなくて、その辺のところは御勘弁ください。

午前中から、コロナ関連ですとか、いろいろ政策医療を担う県立病院は大変な御苦労があたりだということを実感に持ちました。それで、いろんな課題が午前中あったんですけども、これは的外れかなと僕の質疑そのものがちょっとそうかなと思いはしましたけれども、元気よく頑張って質問したいと思いますので、よろしく申し上げます。

今日は1点だけ、中部病院ですかね、研修制度——卒業医学臨床研修事業ということがネットを調べたら出てきて、括弧書きでハワイ大学というようなものが出てきたものですから、研修制度はどこの病院にもおありであるんだろうなと思っておりましたが、この研修制度についてまずは内容についてお聞かせいただけますか。

○玉城和光中部病院長 私のほうから、簡単にやりましょう。

ちょうど復帰の5年前の1967年に、当時、ハワイ大学のほうから講師をいわゆる指導専門医という指導専任の方々を15人招いて始めたのが当院の研修で

ございます。

これはアメリカのちょうど実践的な研修ということで、非常にユニークで、当時、復帰前の5年前のことですので、もう実際アメリカの人たちが直接、優秀な指導医が直接指導するという形でこれが始まっています。これはまた復帰後もこれがずっと継続されて、もう56年の歴史を積み重ねて今、56期生で、もう57年目に入っているところです。卒業生もこの中では、1200人を超えております。

今、そのうち、私もそうですけど、一旦終わって、離島へ行って、また県外、あるいは国外、自分は米国で研修して戻って、今、中部病院でやっていますけれども、こちらの病院事業局長の我那覇先生も同様ですけれども、大体1200人余りのうちの大体7割に当たる人が今、県内のどこかで、大体780、今、数字は具体的に忘れましたが、約7割近い人たちが今、ここで働いてるということで、かなり沖縄県の医療に貢献してるということでございます。

琉球大学にも、当院出身者は多くおりますし、民間のほうにも那覇市立、あと、浦添総合、そのほかにも、もうあらゆるところと言ってもいいでしょう、開業の先生のところもそうでしょう。かなりの、中部病院の研修修了者が今いて、沖縄県の医療に貢献してるということでございます。だから、修了者のうちの7割は県内で働いているという、こういう実績を残しているのがこの臨床研修事業の一番の特徴ではないかなと思います。

以上簡単ですけど、これでよろしいでしょうか。

○仲宗根悟委員 詳しく御説明いただきました。

歴史そのものというのは、米軍統治下の頃から始まっていて、56年、57年の実績というんでしょうか、歴史があるというような内容のようですけども。

もちろん、医学生からしますと、タイトルにもあるとおり、卒業医学臨床研修事業というようなお話ですから、卒業認定に必要な単位取得のための研修でもあるというようなことでの理解でよろしいでしょうか。

○玉城和光中部病院長 まさしく、プログラムということでカリキュラムがしっかり組まれていて、今は新臨床研修がもう全国義務づけられましたので、実際、今やられてるこの新臨床研修は中部をモデルとしてつくられているので、初期研修の2年間のこれはもうちゃんと決められたものを修めて、それ終わった後で初めて正式な医師の免許が下りるという形に今なっていると思います。

○仲宗根悟委員 非常に私自身、恥ずかしい思いを

してるんですけども、県内の県立病院で受けられる研修というのは、琉球大学医学部が本県にある。

琉大の医学部生に限っての研修科目かなとそう思っていましたら、ネットを調べてみますと、募集要項があって、来年度ですか、もう既に研修制度に対する公募中だとかいうことで、これは県内に限ってではなくて、全国至るところから研修、定員はおありでしょうけれども、受け入れるというような内容で理解してよろしいでしょうか。

○玉城和光中部病院長 そのとおりでございます。

全国から今、来ております。もちろん琉球大学も、地元も来ておりますので。

○仲宗根悟委員 実は今年の7月に出た朝日新聞を見て、私のほうもびっくりいたしました。

この記事の内容が、32歳で東京で開業をされてる方の記事なんですけれども、どんな患者も絶対に断らないと、こういうポリシーで開業をされた。その在宅診療クリニックを東京でなさったという方の記事の内容だったんですけれども。

読んでいるうちに非常に興味深いといいたまうか、目からうろこといいたまうか、非常に驚いたことに、この方は鹿児島島の出身のようで、宮崎の医学を受けられて、そして、最初は在沖米軍海軍病院で研修を行った。その翌年に、県立中部病院で初期研修を受けて、前期、後期があるようですね。それで後期は、伊平屋、波照間、石垣などの離島で研修をされたというような内容のようです。

そして、この方の、東京で開業をしたいというような、どうしてかなというようなことだったんですけれども、コロナで保健所から、在宅で苦しんでいる方がいらっしゃるが診てくれますかというような内容で連絡があったそうです。そしたら、はい行きますということで行ったら、同年代といえますから、30代の方々がコロナで苦しんで、その寝床で排便をするぐらい人間の尊厳を失っている状況でこういるんだと。それを見かねて、シーツの片づけしてから、後に治療を施すというような内容だったようなんですけれども。

この方が初日が5名、次の日に20名を受け入れたというようなことで、非常に今、大都市東京の中でこういうことが起こっていると。隣近所には、しっかりした医療施設もあるんだけど、診てもらえないという状況だったようです。東京の状況がこうですと。

確かにプロフェッショナルはいるけれども、それは専門しか診れないということで断られたと。自分は絶対断らないということであったようなんですけ

れども。その中で、研修を受けた県立中部病院では、ゼネラリストであることをたたき込まれたという内容なんですね。そして、東京で、この沖縄の医療が通用するのか試したかったというような内容が載ってるんです。

それだけ、物すごいことがこの沖縄の県立病院の研修制度で行われているんだなというのが、まず私の印象でした。

今、先生がおっしゃるように、いろんな方々が研修を通して、県内でも活躍をされてるということをお聞きしましたときに、非常に私たちは誇りにも感じますし、そして今、いろんな課題が多い中で、こういった方々の研修もしっかりとなさっているという意味では、一つ一つ、本当に課題が多い中を病院経営、あるいは医療従事に関わっているんだなということを思いました。

午前中もいろいろな課題がありましたけれども、課題克服のために皆さん頑張っていたかと思っております。

県内もそうでしたけれども、全国にこうして、沖縄で培ったスキルを積み重ねていって、いろんな形で活躍をされているという内容を見ましたときに、非常に心強く感じますし、そして、誇りさえ感じられるという意味では、今日は本当に課題も多いんですけれども、私自身はもうエールを送りたいなど、頑張っていられっしやる皆さんにエールを送りたいなというふうに思いました。

以上ですが、感想を聞きましょうか、局長。

○我那覇仁病院事業局長 今、委員から、研修医にエールを送りたいということをお聞きしまして、大変うれしく思います。

先ほど、中部病院長から歴史について説明がありましたが、今57期ですかね、私も10期生であります。

このアメリカの教育システムというのが、その当時の日本になかったわけですね。

要するに、みんな医局とか専門のほうからやって、実際は救急室とか、目の前にきた患者さんは診ることはトレーニングされてないと、これが非常に大きな問題になっていたと思います。

その当時の日本医師会の武見会長が中部病院の救急を中心にした、この目の前の患者さんを診るというのを非常に感激受けて、これから本土にも、そういったものを広げると。

実際にそれが全国の卒業して必ず一、二年ほどは、専門科に限らず、どんな病気でもファーストタッチといえますか、基本的なことはトレーニングをやらなくちゃいけないというふうなことで、これは結局、

全国に広がってロールモデルになって、日本が変わっていったという歴史があります。

今、お話にありましたゼネラリスト、いろんな科には、今若い人は、この専門だけ突出しているという方がやはり多いんですよ。

しかし、これはしょうがないと思いますけど、一つ欠けてるのは、それだけの科を見るだけで、一般的なことに対して対応できることが十分ではないと。

沖縄県はやっぱりこれだけの離島・僻地がありますから、そういったところにやって、まず全体の、外科も小児科も内科も対応できるような医師を育成すると。

この期間で初期研修、それから今、専門研修に行ってますけど、それで十分なトレーニングを受けて、基本的には卒後5年目ですが、そういった方々を離島・僻地に派遣して、沖縄県の医療を維持すると。とっても重要な役割を持っていると思います。

現在、中部から始まって北部、南部医療センター、宮古、八重山と、それから、今精和も専攻医も育てているし、県立全体でそういった医師を育てていくということに関しては、とても重要な役割をしてるんじゃないかと。そういうふうに考えて、これからもそういった医師が多く集まるような、やっぱり病院ですね、我々もいろいろ努力していきたいと思いますが、そういったふうにしていきたいと思いません。

以上です。

**○仲宗根悟委員** ありがとうございます。

もう一つ印象的に残ったのがですね、東京で診てもらえないというような内容は、東京の医師そのものの実力不足なんだとこの方は言ってるんですね。確かに、専門科目、スペシャリストではあるんだけど、沖縄でたたき込まれたゼネラリストではないんだというようなことで言っているものですから、ゼネラリストを育てるこの沖縄の中部、非常にこう、先ほどから誇り高いなというような印象を持ちましたので、ぜひ皆さん頑張ってくださいなというふうに思います。

以上です。終わります。

**○末松文信委員長** 小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員** ありがとうございます。

今の中部病院の研修制度を私の友人も、中高の同級生も何名もいますし、また、目の前の方々を大事にするということで政治に転身をして、今、宮崎市長をやっているという人間もおります。このマインドしっかり受け継がれていると思いますので、引き続きこのいい医者を育てていくために努力していただ

きたいとお願いを申し上げます。

この医療体制の状況に関しては午前中の質疑の中でいろいろと分かってきました。限られたリソースの中で最大の効果を上げていくためにどうすればいいかということで、特に令和3年度、コロナの中でしたから、厳しい中で皆さん御努力させていただいたところに改めて敬意も表します。体制の部分については、患者と直接向き合わないといけない部分と、向き合わなくても何とかなる部分というところをしっかりと分けをして、最近、DXという言葉も出てきてますけれども、うまく活用しながら、これは直接、病院事業局が取りに行く予算かなと思う部分は多少あるんですが、全てに国の予算は使えるという話も聞いておりますので、ぜひDXを進めていただいて、患者さんにより適切な医療を現場で提供できるという体制を築いていただきたいなど、これは要望いたします。

私のほうは、この運営の状況に関して幾つか質疑をさせていただきたいと思うんですが、まず、令和3年度の運営状況について、総括的な部分で事業局長に見解をいただきたいなと思います。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 令和3年度の沖縄県病院事業会計における経常損益ですけれども、こちらのほうは前年度比で、約46億9200万円の増加がありまして、トータルで174億8700万円の黒字というふうになっております。

また、純損益のほうにつきましても、前年度比で約42億6000万円増加で、トータルで64億9000万円の黒字となっております。

この黒字の要因ですけれども、収益面では入院外来患者の単価がアップしたということで、医業収益が約19億4700万円の増となっております。

もう一方で一番大きいんですけども、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業、いわゆる空床確保料と言われているのですけれども、それらの補助事業に係る医業外収益が対前年度に比べて49億7200万円の増加となったことが収益面の増加に挙げられると。

それから一方で、費用のほうですけれども、こちら固定資産の維持、修繕経費が約8500万円の減となったことや、旧八重山病院の建物の解体撤去とありますけれども、そちらの費用が約1億8000万円減となったことで、費用も圧縮されて、トータルとして決算的には非常にいい数字になったというところであります。

**○小渡良太郎委員** 総括を今いただいたんですが、この審査意見書の中から幾つか確認するんですけれ

ども、2ページの真ん中ら辺に、この本来業務に係る医療損失が117億1917万余と、前年度に比較して1.3%増加しているというところもあるんですが、この理由と、あと、令和3年度行った対策について教えていただきたいと思います。

**○與儀秀行病院事業経営課長** お答えします。

令和3年度の医業収益ですけれども、こちらのほうが約480億2800万円で、その主な内訳として、入院収益が約343億1300万円、それから、外来収益が約116億1700万円というふうになっております。

医業収益については入院外来患者の単価増、先ほど申し上げましたけれども、それによって前年度比で19億4700万円の増加となっております。

それから一方で、医業費用のほうが597億4700万円で、主に診療活動の回復による医薬品等の増に伴う材料費の増加や、委託において新型コロナウイルス感染症対策に伴う労務単価の上昇、それから、委託業務の増加というので、経費の増加があったために、前年度比で約21億300万円の増となっております。

その結果、医業収益から医業費用を差し引いた令和3年度の医業損失が前年度比で1億5600万円増加して、約117億2000万円というふうになっているところです。

**○小渡良太郎委員** 次の5ページのところで医業収支の改善という部分の、またこれも中段以降なんですけど、医業収益に係る職員給与費の割合が高いという水準になってるってことなんですけれども、これについての見解を教えてください。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 医業収支のほうにおきまして、人件費が高くなっているということなんですけれども、こちらのほうについては入院収益、外来収益ですね。医業の収益のほうやはり落ち込んでくると、相対的に人件費が高くなっていくということで、コロナの中で、コロナ以前に比べて、コロナ後の率が上がってきているというふうになっております。

**○小渡良太郎委員** その下、未収金なんですけれども、これも去年も、毎年聞いてると思うんですが、未収金の状況と、あとこれも事業局としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○與儀秀行病院事業経営課長** この未収金の状況ですけれども、貸借対照表の流動資産に計上されている約143億円の未収金ですが、このうち、健康保険組合等の保険者への請求に関わるものが約96億円というふうになっております。

これ何かというと、病院に行ってお店で3割負担で払うんですけど、保険の分というのは2か月遅れ

で病院に入ってくるもんですから、その分はどうしても未収計上という形で計上せざるを得ないので、その分が約96億円あると。

それから、患者個人負担に係るものの未収金として約16億——実際この部分が本来の実質的な未収金というところになります。

その他、コロナ関連の補助金等の医業外未収金が約31億円。補助金についてもちょっと遅れて入ってくるのがありますので、そういったものが31億円となっています。

保険者への請求やコロナ関連補助金については、先ほど説明しましたけれども、数か月を要することから未収計上してまますということですね。

令和3年度における病院事業局における個人未収金分の総額については、先ほど申し上げたとおり、約16億円ですけれども、これが令和2年度と比較しまして1855万円ほど増加しております。

その主な増加要因としては外来患者数の増加ですね。あと、公費申請に係る増加件数の増、それとあと、PCR検査に伴う納付書の後払いの件数が増加したことが対前年度比で未収金が増加したと。特にPCR検査につきましては、その場で納めていただくというわけではなくて、やっぱりちょっと感染のおそれがありますので、その検査費用については、納付書を送って後日納めていただくという形にしています。

この未収金につきましては、やっぱり未収金というのは発生防止というのが非常に重要ですので、病院のほうでは防止対策として、クレジット収納やコンビニ収納サービスの利用等をしていると。これまで病院の中では、現金を持って行って払うという形をしてたんですけど、現金が足りないと、じゃあ残りは未収になるかというのがありましたけれども、そういったものを防ぐために、カードでも払えるような形の取組をして、できるだけその場で払っていただくというような形の取組をしています。

それから、支払いが難しい方々については、ソーシャルワーカーとの連携によって社会保障制度の活用をやったりとか、退院日及び診療費の事前通知などを、前もって費用のほうを準備していただくというような取組をしています。そういった取組をした中でもやはり未収金が発生したという場合がございますので、そういった場合には速やかに納入通知書のほうを送付させていただくと。

さらには、それでも納めていただけない場合については督促であったりとか、再度、納付指導を行うという形でやっています。



ただ、それをもってもまだ納めてくれないという方がいらっしゃるのです、そういった回収困難というんですけど、難しい債権につきましては、弁護士へ回収債権を委託するなどして、取組を強化してきます。

病院事業局のほうでは、本庁とそれから各病院のほうで連携して、毎年11月に徴収強化月間というのを設けてます。

そういったところで、未収金対策委員会を開催するなどして取組の強化を図っていると。

それから、さらにはこれまでのそういった強化を図っている取組というのを標準化して、適切な債権管理を進めるために、令和4年3月に債権管理マニュアルというのを作成して今、そのマニュアルに基づいて、引き続き未収金の対策に取り組んでいるというところです。

**○小渡良太郎委員** この未収金対策の業務というのは、それぞれの病院でやられてるという形ですか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 各病院に未収金担当の職員がおりまして、そちらのほうでやっております。

ただ、担当職員1人だけではなくて、院内で、先ほど申しましたけど、ソーシャルワーカーですとか、そういったところの部署と連携しながらやっていくと。

それから、本庁におきましても、業務支援班の中に未収金担当がおりますので、そういった本庁と各病院とも連携しながら、未収金対策を行っているというところです。

**○小渡良太郎委員** ありがとうございます。

この未収金対策は以前からずっと私も聞いているし、前の文厚でもいろいろ議論されてるというのを確認をしているんですが、これを長引けば長引くほど、やっぱり払わなくなるんですよ。喉元過ぎればということわざもあるとおり、せっぱ詰まって病院に行った、治って半年、1年たったというふうになると、もうかかったことも忘れるというわけじゃないんですが、やっぱり長引けば長引くほど回収が困難になっていくと。

これは、この病院事業局の未収金だけではなくて、全てのお金でそういうものになっていますので、迅速な対応というのが一つ大事なかなと思いますし、また、この現場で対応できる部分というのなかなか限界があるというところもありますから、この事業局本体でもやられてると思うんですけども、しっかり、管理監督だけじゃなくて、ここの部分をしっかりサポートしていくというところも併せてやった

ほうがいいのかなどというふうに感じております。

あと、次のページ、財務に関する事務については是正・改善を要するという事項の中で、この基本的な財務に関する業務の不適正な処理が幾つか確認されるという、指摘件数が多いというところもあるんですが、まず説明をお願いします。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 令和4年度の定期監査における指摘事項ですけれども、こちらのほうは給与、手当等の過不足払いや契約保証金の免除に係る手続等が挙げられております。

これらの事案については、例えば先ほどの給与、手当等の過不足払いですけれども、勤勉手当の期間率の算定に誤りがある、不足払いを行ったりとか、あるいは契約保証金の免除については、適用する条項を誤っていたりというところで、担当のある意味、基礎的な知識の理解不足であったり、それをチェックする管理監督のところの審査が不十分だったということが挙げられます。

病院事業局としても午前中申し上げましたけれども、本庁職員が各病院に出向いて行って事務点検や事務指導というのをやっております。

令和3年度6月から毎月、勉強会というのを開催させていただいております。

さらに、今年度、令和4年度に入りましてからは、本庁職員と、各病院現場の職員が一緒になって会計事務の巡回指導をしたりというのをやって、審査機能の強化に努めているというところと、あと、体制の強化というところで審査係というのを各病院に設置しまして、責任と権限を持たせた形でチェック体制の強化を図っているというところです。

それから、今年度の定期監査で受けました事案の部分につきましては、既に改善策を講じて再発防止に努めているところであります。

病院事業局としても、今後とも職員の資質能力向上を図るために勉強会を強化していったり、あと、事務の改善というところで、例えばチェックリストであったりとか、マニュアルのさらなる細かい整備と、そういったものを今現在、行っているところであります。

以上です。

**○小渡良太郎委員** コロナでいろいろと人が休んだりすることも多いという状況でもあったと思うんですが、やはりこの3行目以降に書かれてるように、この担当者が関係規定とかの基礎知識をちゃんと理解してるかというところが一番重要になってくると思います。

ルールとマニュアルを正しく理解をしておけば、

あとはちょっと計算間違いするとかということはあるとしても、大きなミスとか、あと、財務上の不適正な処理という形にまでつながることは考えにくい部分もあると思いますので、ぜひしっかりと、担当者をそんなに頻繁に変えるということはないはずですから、いま一度、マニュアルを作りました、読んでくださいだけじゃなくて、ちゃんと定期的に勉強会をするとかということも含めて、こういった指摘が少なくなっていくように、令和4年度以降、引き続き努力をしていただきたいなど、これは要望いたします。

もう一点、先ほど黒字が出たと、これ新聞報道等でもありました。決算剰余金が非常に多くなっているのを別表で、ちょっと今、時間ないので出さないんですけども、確認はしてるんですけども、この決算剰余金の生じた要因は何があるのかということについてお聞かせください。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

令和3年度の病院事業収益が、繰り返しになりますけれども、706億4797万円ありまして、それに対して一方、費用のほうは641億5789万円となっております。

これに対する純利益として、差引きすると、64億9008万円が純利益として上がってきたというところではあります。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小渡委員から決算審査意見書の3ページの表2の剰余金の約61億3790万円ではないのかとの確認に対し、執行部から表1の当年度純損益の約64億9008万円のほうであるとの説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

では、この剰余金の取扱いってどのようになってますか。

○與儀秀行病院事業経営課長 剰余金の取扱いにつきましては、基本的に累積欠損金がある場合、まずそこに充てていくという形になりますので、病院事業局につきましては、六十何億ですか、ありましたので、それに充てて、残り2億が繰越欠損金として残っているという状況です。

○小渡良太郎委員 これだけの剰余金が発生した理由というのはどのようなことが考えられるのか、教えてください。

○與儀秀行病院事業経営課長 簡単に言いますと、病院事業収益が大きくて、それに係る費用のほうは

少なかったもので、その分の利益が発生して剰余金がこれだけ生み出されたという形になります。

○小渡良太郎委員 これは国からの、今回、コロナ関係の予算ということでいろいろ入ってきてると思うんですけども、それもこの剰余金の中に含まれていますか。

○與儀秀行病院事業経営課長 コロナの補助金も含めて収益という形になっておりますので、コロナ補助金、例えば今回、3条予算ですと130億円余りコロナ補助金が入ってきてますけれども、そのうちのどこが剰余金で幾らというところじゃなくて、もう単純にその130億も含めて病院事業収益というふうなところに計上されて、そこから費用を引いた残りの64億が純利益という形になっております。

○小渡良太郎委員 今、決算書9ページの資本の部のところで、他会計補助金51億4251万余というところあるんですけども、これ多分、国からの補助も含まれているのかなと思うんですが、この剰余金の一部ですね、コロナ対応のための国からの予算が入ってきた、従事した医療スタッフへ一時金とか、設備費の購入とか、経費への充当とかというのがちゃんとなされたかというふうな意見もあって、それについて、この病院事業局としてどう考えているのか教えてください。

○與儀秀行病院事業経営課長 コロナ関連の令和3年度の医療機器に関わる予算ですけれども、コロナ関連については医療機器で補助金等をいただきまして13億7000万円があります。それに対する医療機器としては552の医療機器のほうの整備を行っております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小渡委員から国からの予算が剰余金に入ってしまったくないか、予算が正しく使われているのかとの確認があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

與儀秀行病院事業経営課長。

○與儀秀行病院事業経営課長 今お伝えした医療機器に係る13億7000万円につきましては、病院事業局の各病院からこういった医療機器を整備したい——CTであったりとかを整備したいという要望を上げて、交付申請というんですが、それを上げてそれに対して実際入ってきたお金というものですので、これが剰余金に回るというのはありません。

全部、医療機器に使っております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

報道でもあって、黒字という形になったというのもあったんですが、何かちょっと変な書き方ではな

いんですけれども、今回、コロナがあったから黒字になったんだみたいな書き方のような雰囲気もあって、もちろん、コロナでいろいろな対応をしたというのは事実だと思うんですけれども、コロナでもうかったみたいな言われ方を、書き方をされていることについては、私もちょっとどうなのかなと思うところはやっぱりあります。

そこについて、局長から見解をお示しいただければと思います。

**○我那覇仁病院事業局長** やはり新聞報道で非常に多額の補助金、協力金があって黒字になったということもありますが、しかしながら、沖縄県はこれだけのコロナの大流行で各県立病院がきちっと病床も確保し、中等症以上の患者さんもきちっと受入れ、それをやっぱり離島、僻地を含め、しっかりと医療を提供したと、そういうことでこういった補助があったのではないかと、我々、職員としてはそう思っています。

やっぱり看護師さんをはじめ、医師、コメディカル、非常に一生懸命やったたまものだと考えております。

したがって、これはずっと続くものではありませんので、経営努力をしないといけないんですが、その医業収支が、コロナの前が大体、マイナスの五十七、八億円、今回は117億ということなんですけど、同じ土俵じゃないわけですよ。今回の場合には病棟も閉鎖しなくちゃいけないし、診療提供も縮小しなくちゃいけないし、手術や検査もやっぱり縮小する、それだけ収益がないわけですから、当然、医業収支としては減るってことは予想できるんじゃないかなと思います。

私としては、令和元年ですね、そのときが、これまでのマイナスの経常収支、29年度マイナス27億、それからマイナス4.6億でしたかね、令和元年にはプラス4.3というふうな経常収支、このときにはコロナがない状況です。

だから、今後はなるべくそこに近づけるように、戻るように経営努力も引き続きやって、この大幅な補助に頼らなくても経営が——次年度、その後、すぐ急に戻るというふうにはちょっと難しいかもしれませんが、そういうふうな体制に持っていきたいと考えております。

以上です。

**○小渡良太郎委員** ありがとうございます。

コロナがあったことで、医療機器の更新が、一部ですけれども、進んだという事実もあります。

また、今、事業局長おっしゃったように、この決

算の部分では収益が上がったというところもあるんですけれども、それはやっぱりひとえに、先ほど午前中もいろいろとお話いただきましたが、病院の現場で頑張っていたいただいた方々がいて、コロナ対応をやっていただいて、その結果がこれという形になっていますので、そういうのを私もちらほら聞こえるんですけれども、やっぱりはねのけて、真っ当なことをしっかりやってこういう形になってるんだというところをぜひ自信を持って言っていただきたいというところもあって、ちょっといろんなところを触れながら質疑をさせていただきました。

令和4年度、今年度は少しコロナが落ちついてきてるんですけれども、一般県民の意識も下がってきています。

なので、また次の波が来たときにどういう状況になるかというのは分からないんですが、やはりこの県民の安心・安全を守るのが県立病院の役目ですから、引き続き頑張っていたきたいというエールも送って、私の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

**○末松文信委員長** 石原朝子委員。

**○石原朝子委員** よろしくお願ひします。

若干提出した質疑内容より少しちょっと変わりますけれども、意見書の15ページのほうになりますけれども、先ほど来、小渡委員からもありました、一般会計からの繰入金についての新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業について、繰入金の額が112億8971万3201円となっておりますけれども、これの内容と用途を再度伺います。

**○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長** お答えします。

15ページのこの表の、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関整備事業等の主な事業として3つございまして、1つ目がコロナの入院患者を受け入れるために入院病床を確保した医療機関に対して支給される新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業、こちらのほうが3年度決算額でいうと、約105億1900万円になります。

2つ目に、コロナ入院患者を受入れた医療機関に対して、医療従事者の処遇改善等に活用できます新型コロナウイルス感染症医療機関協力金、こちらのほうが、3年度の決算額約13億2200万円。

3つ目に、コロナ患者を受け入れるための医療機器等の整備にかかる費用を補助する新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金、こちらのほうが約10億7900万円という形で、主な事業としてこういう補助金がございます。

○石原朝子委員 分かりました。

それぞれの事業の中身の内容を後で資料として、項目ごとに実績の金額を提出していただけますか。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 後ほど資料を提出したいと思います。

○石原朝子委員 私もこの病院事業局のこの会計があまり熟知はしておりませんのでちょっと教えていただきたいんですけども、この公営企業繰出基準に基づく繰入金については、どのような算定方法になっているのか教えていただけますか。

○與儀秀行病院事業経営課長 政策医療の不採算部分を補填するために地方公営企業法というのがありまして、それが第17条の2第1項のほうにおいて、一般会計において負担すべき経費の原則というのを定めているんですけども、これが、細かいものをいいますと、じゃ、どういったものを負担するかというところですけども、県立病院を含む自治体病院が一般診療に加えて高度、特殊医療、先進的医療、離島医療、それから、救急医療と言われる政策医療を担っているところについてやっていくんですけども、地方公営企業法第17条の2の部分では、さっき言った不採算医療のところですけどもやって…

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から石原委員に後ほど資料請求をしてはどうかという提案があり、石原委員も了承した。)

○末松文信委員長 再開いたします。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 では、この件につきましては、後ほど資料として頂けますか。

○與儀秀行病院事業経営課長 後ほど資料のほうを提出させていただきたいと思います。

基本的に不採算医療と言われているものを、総務省の繰出基準に基づいて積算していくというところで、離島医療だったり、高度救急医療であったり、そういったものです。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

次に、意見書の23ページになりますけれども、経営指標の中で、職員1人1日当たりの収入が全国平均と比べて低いんですけども、その要因はどのように分析しておりますか。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

今、質問がありましたものですけども、表17の経営指標の中で、下から3つ目ですけども、100床当たりの職員数というのがございます。

こちらのほうですと、沖縄県が200.3人に対して全

国が164.4人というふうになっております。

なので、沖縄県は大分、全国に比べて人数が多いところ、このほうにつきましては、本県は離島県というところ、ほかのところよりも人が多く必要であったりとか、各地域ごとに中核病院を構えてますので、そういった、例えば他県であれば中央病院とか、専門的な機能を持ったものを一つどんと置いてたりとかするんですけども、沖縄県はそういった形で各2次医療圏ごとに置いてますので、そういった意味でも、職員が他県に比べて多く必要だと。

それから、不採算医療を行っておりますので、そういった意味で、収益のほうが他県に比べて少し落ちるという形になっております。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

では、最後になりますけれども、意見書の20ページになりますけれども、これの過年度損益修正益——令和3年度が6億4700万、そしてまた、修正損という項目がありますけれども、これはどういった勘定項目になりますか、教えていただけますか。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

まずは過年度損益修正益のほう、6億4750万円になってますが、内訳としまして主なものとして、中部病院のほうで1億700万円あるんですけども、これは退職給付引当金の修正というものが上がっています。

同じく、宮古病院についても退職給付引当金の修正ということで2億1000万円とかというのが上がっております。

それから、もう一つの過年度損益修正損のほうは、北部病院のほうで、令和3年2月、3月の診療報酬の算定額の増というところのものが上げられております。

ほか、こちらのほうでも退職給付引当金の不足による修正とかというのが上げられております。

○石原朝子委員 これは毎年こういった形で修正が発生するのでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 毎年、何らかの形で過年度に係るものの修正益とか修正損というものが発生した場合にはこういった形で上がってくるという形になっております。

これについては、令和3年度決算では上がってまんですけども、令和2年度においても、例えば修正益のところであれば2億1900万円余りの修正益が計上されておりますし、修正損のほうについても令和2年は5億1500万円余りの金額が計上という形になってます。

大体、毎年あるようなものです。金額の大小ありますけれども。

○石原朝子委員 できれば、多額なこういった修正が出ないように、やっぱり取り組んでいただきたいなと思ってますけれども、その点、どのような対応をされてますでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 先ほど申し上げましたけれども、退職給付引当金とか、そういったところでちょっと会計処理のミスとかもあって、そういう形で金額が上がってますので、その辺は会計処理の仕方であったりとか、中身の知識だったり、そういったものを病院事業局全体として、本庁を含めて、情報共有してそういったミスが起こらない形で今後も取り組んでいきたいなと思ってます。

○石原朝子委員 分かりました。

どうもありがとうございました。

以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から石原委員への提供資料についての訂正があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

山里修一病院事業経営課班長。

○山里修一病院事業経営課班長 石原朝子委員の御質問の中で、決算審査意見書15ページについて、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業等についての決算額113億円の内訳、資料について提供することとなっております。

この中で、先ほど、當銘室長からの発言の中には、コロナ患者の医療機関協力金も含めて説明しましたが、これは含まれておりませんので、これを除いた資料を後ほど提供いたします。

以上です。

○石原朝子委員 よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○末松文信委員長 では、以上で病院事業局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入替え)

○末松文信委員長 再開いたします。

次に、保健医療部長から保健医療部関係決算事項の概要説明を求めます。

系数公保健医療部長。

○系数公保健医療部長 では、保健医療部所管の令和3年度の決算概要について御説明を申し上げます。

ただいま通知しております歳入歳出決算説明資料をタップし資料を御覧ください。

まず、資料の1ページを御覧ください。

表の右端の欄には令和3年度度沖縄県歳入歳出決算書のページを記載していますので御参照ください。

それでは、一般会計歳入決算の状況について説明をいたします。

表の一番上、保健医療部計の欄ですが、予算現額の計(A欄)781億1046万3000円に対して、調定額(B欄)は628億6056万8519円、そのうち、収入済額(C欄)が628億5253万4319円、不納欠損額(D欄)は0円、収入未済額(E欄)は803万4200円、収入比率は99.99%となっております。

次に、歳入予算について、款ごとに主な内容を御説明いたします。

欄外に通し番号を振っていますので、こちらを用いて御説明をさせていただきます。

まず、通し番号1、(款)分担金及び負担金の収入済額(C欄)10万3225円は、精神障害者措置入院費負担金となっております。

続いて、通し番号4、(款)使用料及び手数料の収入済額(C欄)2億464万1443円は、県立看護大学の授業料及び入学料などとなっております。

続いて、2ページをお願いします。

通し番号13、(款)国庫支出金の収入済額600億3390万7874円は、新型コロナウイルス感染症対策のための新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などとなっております。

それから、通し番号21、(款)財産収入の収入済額737万2439円は、健康づくり財団等への土地貸付料などとなっております。

続いて、その下27、(款)寄附金の収入済額5788万3708円は、新型コロナウイルス感染症対策のための、県民等からの県への寄附金となっております。

続いて、3ページのほうをお願いします。

通し番号30、(款)繰入金の収入済額12億2637万2195円は、離島や北部地域の医師確保、医療体制整備等に要する経費に充当するため、保健医療部で設置した各基金からの繰入れなどとなっています。

次に、通し番号35、(款)諸収入の収入済額13億2225万3435円は、PCR検査事業のうち、検査の費用負担について検査事業を円滑に実施するために、那覇市と協定を締結し、那覇市内実施分について県で一時負担し、実績分を那覇市から委託金として納入したものなどとなっております。

次に、収入済額について御説明いたします。

また1ページのほうに戻させていただきます。

1ページ表の一番上、保健医療部計の右から3列目に、収入未済額(E欄)803万4200円でございます。

それについて主なものを説明いたします。

通し番号10、教育手数料のE欄収入未済額507万6000円は、県立看護大学入学料に係る収入未済額となっております。

入学料については、令和3年度末に令和4年度の入学料の減免申請がなされたことから、令和4年度に減免の決定が行われるまでの間、交付を保留していたことにより生じたものとなっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

通し番号39、衛生貸付金元利収入のE欄収入未済額289万8200円は、看護師等修学資金返還金に係る収入未済額となっております。

同資金は、看護師免許取得後、県内の指定施設に一定期間勤務した場合には返還を免除しておりますが、県外への就職、あるいは看護師を離職した場合などには返還しなければならないところ、この返還が滞り収入未済となっているものであります。

続いて、通し番号43、弁償金のE欄収入未済額6万円は、元職員への損害賠償請求金に係る収入未済額となっております。

毎月債務支払計画に基づき返済額の調定を行っておりますが、この返済が滞り収入未済となっております。

次に、一般会計歳出決算の状況について御説明いたします。

4ページのほうを御覧ください。

4ページ表の一番上、保健医療部計の欄ですが、予算現額の計（A欄）1400億1585万2000円に対し、支出済額（B欄）は1222億159万4515円、翌年度繰越額（C欄）は80億135万2146円、不用額の（D欄）は98億1290万5339円、執行率は87.3%となっております。

次に、歳出決算の主な内容について御説明をいたします。

まず、通し番号1、(款)民生費の支出済額317億7421万4200円は、主に後期高齢者医療広域連合に対する負担金などに要した経費となっております。

次に、通し番号6、(款)衛生費の支出済額895億4698万5995円については、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策、ハンセン病や結核対策、精神保健、母子保健、健康増進の推進、難病対策、衛生環境研究所及び保健所の運営、食品衛生、医務・業務及び病院事業会計への繰出金に要した経費となります。

5ページのほうをお願いします。

通し番号34、(款)教育費の支出済額8億8039万4320円は、看護大学の管理運営等に要した経費となっ

ております。

次に、翌年度繰越額について御説明をいたします。

恐れ入りますが、4ページのほうをまたお願いいたします。

4ページ、表の一番上、保健医療部計の右から4列目に翌年度繰越額（C欄）80億135万2146円があります。

それについて御説明をいたします。

通し番号9、予防費については、その中のワクチン・検査パッケージ等活用促進事業というものにおきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金検査促進枠については、令和3年度補正予算で組まれておりまして、国の交付金執行手続が、令和4年4月以降に行う予定となっていることによる繰越しとなります。

5ページのほうをお願いいたします。

5ページ、通し番号21、食品衛生指導費については、その中の食品衛生監視指導事業において、食品衛生等業務システムのサーバー機器の更新に係るデータ移設作業が、世界的なサーバー関連部品の供給不足による納品遅れにより、年度内の完了が困難となったこと、それから、通し番号22、(目)環境衛生指導費については、その中の水道広域化推進事業において、関連工事において、海水取水施設整備における想定以上の土質条件の発生等により工事に遅れが生じ、年度内の完了が困難になったこと、及び通し番号28、医務費について、この中の新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業におきまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により、医療機関がその対応に追われ、病床確保交付申請を3月中に提出することが困難となったことにより、年度内の事業完了が困難となったことなどにより繰り越したものでございます。

次に、不用額についての御説明となります。

恐れ入りますが、また4ページのほうを御覧ください。

4ページ、表の一番上、保健医療部計の右から2列目の不用額（D欄）98億1290万5339円について、その主なものを御説明いたします。

まず、通し番号1、(款)民生費の不用額1億8934万8800円ではありますが、主なものを申し上げますと、通し番号5、(目)国民健康保険指導費においては、保険給付費の実績が見込みを下回ったことにより不用が生じたものであります。

次に、通し番号6、(款)衛生費の不用額95億755万2859円ではありますが、その主なものは、通し番号9、(目)予防費については、その中の新型コロナウイ

ルス感染症検査体制確保事業において、オミクロン株の拡大が年末から年度末に続くと想定し検査件数を積算しましたが、実施件数が想定数を下回ったこと、それから、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業において、エッセンシャルワーカー定期PCR検査対象施設の検査実施件数が検査申請件数を下回ったこと、そして、通し番号12、(目)精神衛生費については、その中の精神障害者自立支援医療費において、医療費の助成実績が見込みを下回ったこと、及び通し番号13、(目)母子保健衛生費については、その中のこども医療費助成事業において、市町村への補助実績が見込みを下回ったことにより不用が生じたものであります。

5 ページを御覧ください。

5 ページの通し番号28は医務費になります。

医務費の中の新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設運営事業において、新型コロナウイルス感染症の感染状況や看護師確保等の理由により新規開設が予定よりも遅れたことや、宿泊療養施設の運営委託・生活支援業務委託の実績額が見込みを下回ったこと、また、新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業において、上半期の実績やピーク時の入院患者数などを勘案し、年度末までの入院患者を見込みましたが、特に第6波では、就業制限により休業する医療スタッフが増加したことや、一般救急に関する医療提供体制の逼迫等により入院調整が困難となったことから、重点医療機関における入院患者数が見込みを下回ったことなどにより不用が生じたものであります。

続いて、通し番号34、(款)教育費の不用額1億1600万3680円については、県立看護大学の教員等の欠員による人件費及び新型コロナウイルス感染症の影響による旅費等について不用が生じたものでございます。

6 ページのほうをお願いします。

6 ページは、沖縄県国民健康保険事業特別会計の決算についての御説明となります。

まず、歳入ですが、予算現額の計(A欄)は1666億3546万5000円に対し、調定額(B欄)は1673億9639万5765円、そのうち収入済額(C欄)が1673億9639万5765円、収入率100%となっております。

6 ページ及び7 ページは特別会計の歳入決算状況を示している資料ですが、不納欠損額(D欄)及び収入未済額(E欄)ともに0円、収入比率100%となっておりますので、目別の説明は割愛させていただきます。

次に、8 ページのほうを御覧ください。

沖縄県国民健康保険事業特別会計の歳出となります。

予算現額の計(A欄)は1666億3546万5000円に対し、支出済額(B欄)は1659億390万6822円、不用額(D欄)は7億3155万8178円、執行率は99.6%となっております。

D欄の不用額7億3155万8178円については、主に通し番号4、(目)保険給付費等交付金の中の普通交付金において、保険給付費の実績が見込みを下回ったため不用が生じたものであります。

なお、特別会計においては、収入済額と支出済み額に差額が生じた場合は、決算剰余金として翌年度に繰越しをすることとなります。

以上で保健医療部所管の令和3年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

それでは、保健医療部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに保健医療部関係決算事項に対する質疑を行います。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 お疲れさまです。

では、主要施策の保健医療部のほうから。通告しましたように、178ページの毎度聞いているところですが、妊娠期からのつながる仕組みというところでお聞きしたいと思います。

ここは母子健康包括支援センターを41市町村にまず設置をしていくということから充実をさせていくと、そういうふうな展開になっているかと思えますけれども、ここに書かれてるように、今年の4月時点では30市町村に設置ができたということでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

令和4年4月時点は30市町村でしたけれども、今、10月現在で32市町村に増えております。

○比嘉京子委員 これだけ一生懸命努力をして、今41の中の32が設置をしているという状況は理解でき

ましたけど、あとの9か所でしょうか、なかなか進みにくい感じがしておりますけれども、その課題は何でしょうか。

○新里逸子地域保健課長 まだ未設置のところは9市町村ございますが、離島など小さな市町村が多くなっております。

人材確保などが問題ということで、令和4年度からは、それを県のほうで支援する意味で、モデル事業などを始めているところです。

○比嘉京子委員 ネットはやっぱり人材がないとか、人材が確保できないということがあるようですけれども、今モデル事業はどちらでやっているのでしょうか。

それから、見通しについてお聞きします。

○新里逸子地域保健課長 令和4年度のモデル事業としては、3か所を予定しております。

粟国村と渡嘉敷村と北大東村になっております。

粟国村と渡嘉敷村につきましては、糸数部長をはじめ課長、班長、担当そろって、村のほうに出向いてモデル事業についての説明を行いました。それで今年度、モデル事業として参加していただくことになっております。

○比嘉京子委員 たしか、那覇市のら・ら・らステーションができたのが一番最初だったと思うんですけど、先にできたところで内容等とか、様々な充実を図るところがここにも書いてあるんですけども、さらなる充実のために支援をしていくというふうになってるんですが、どのようなニーズがあって、それをどのようにセンターのほうに機能を充実させていくかという内容についてお聞きしたいと思います。

○新里逸子地域保健課長 センター設置をしている市町村でも、やはり関係性を築いて連続して支援を続けていくということが大切なので、センターの職員のスキルの向上ということで、毎年度、研修会などを実施して、県外講師等から情報をもらって、向上に努めているところです。

○比嘉京子委員 機能的にはどんな充実があるのでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 センター機能の充実ということで、国のほうが、令和3年度から、困難事例への対応ということで、社会福祉士、精神保健福祉士などを配置するということに対して、また予算の補助なども行っておりますが、県内ではまだそこまで進んでいる市町村がありませんので、県としましては、そういった方向性も示しながら支援をしていくつもりでございます。

○比嘉京子委員 内容について少しお聞きしたいと思いますが、こちらにまず妊娠をしてるというふうな妊婦さんが届出に行ったところから何ができていくのかというのを教えてください。

そこから何が分かるのかということをお聞かせください。

○新里逸子地域保健課長 妊娠届を受け付ける際に、全数問診を行っております。

その中で、その方の経済状況だとか、家庭での支援の状況とかそういった部分も聞き取りをしておりますので、保健に関わる部分以外の、生活面に关わる部分も聞き取りをして、必要な方に対しては、福祉的なサービスということで、市町村の福祉の所管課等につなぐなど、適切に支援しているところでございます。

○比嘉京子委員 例えば産前産後の給付金などの説明はなされているのでしょうか。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から、妊婦がはじめて訪ねるセンターで包括支援をするためには給付金メニューなどの様々な情報をまとめて発信する必要があると思うし、市町村は出産後に家庭訪問をしているのではないかと補足説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

新里逸子地域保健課長。

○新里逸子地域保健課長 出産後は新生児の家庭訪問などを行っております。

各市町村では、市町村が持っているメニューの紹介だとか、健診事業の案内等をしているところです。

○比嘉京子委員 この包括支援センターに充実をさせていくというのは非常に大事なことで、産前産後のケアの在り方がどういうところにやってくれる場所があるのかとか、それから、どういう相談はどこに行けばいいのかとか、それから、保育園の一番近場の子育て支援センターがどこにあるのかとか、孤立させないように、相談ができる体制をここから様々な事業につなげていかなきゃいけないと思うんですが、ここで一括して、届出にきたときに、ありとあらゆる地域の情報を与えていくということが、その意味を持ってるんだと思うんですけども、そこら辺の充実が虐待防止になったり、それから、産後鬱病を防止したりとか、いろんなところにつながるんだと思ってるんですよ。

ですから、皆さんがほかの事業をやっているわけですよ、それが子ども生活福祉部と保健医療部にまたがって妊産婦の支援があるんですね、事業も。管



轄が。

ですから、こういうのを一元化していくということも含めて、私は必要ではないかなと思ってるんですが、部長どうでしょうか。

**○系数公保健医療部長** 先ほどありましたように、私も渡嘉敷村と粟国村で、村長を含めて、離島での子育てについての状況も確認しながら、この制度の説明などをさせていただきました。離島だから、みんなの目が届いて大丈夫かというふうな、認識が僕もちょっとあったんですけれども、離島の中でも全然アクセスできない人もいるよというふうなお話も聞けたりして、今の子育ての現状についても共有することができました。

これまでもずっと行ってきたように、妊娠届出から妊婦健診という保健の流れというのはもちろん、お産に関する情報もしっかりと伝えます。あるいはその情報がどこにあるかということ伝えて、本人ができるのであれば多分、あまりフォローする必要はないんですけれども、やはり社会経済的に少し関わりが必要な場合は、もちろんこちら保健側でも関わりますし、社会的、福祉的な支援が必要であれば福祉のところからアプローチするというふうな形で、この方に関する情報を共有してみんなでフォローして行って、出産・子育てを迎えるというふうな仕組みだと理解していて、一元的には市町村においてそういう仕組みが構築されていくことが大事とは思っております。もちろんそれを支援する県の側でも連携をしながら、お互いが使えるメニュー等を示して、お母さんと子供に合ったようなサービスができるようにと。それを調整するのが支援センターだと思いますので、先に行った自治体の例なども説明しながら、これまでもやってきたことを看板を立ててしっかりと行っていくことをアピールするということも含めて説明をしてきたところです。

主にその内容については理解をいただいたものというふうに考えていますので、引き続き支援していきたいと思っています。

**○比嘉京子委員** これは各地域においてもニーズが違うと思うんですね。久米島は久米島独特のケアの仕方をしてるでしょうし、地域によって、その地域コミュニティーの在り方も含めて違うんだと思うんですが、基本的には、妊産婦が困ったときに、どこにどう駆け込むことができるのかということの情報を提供しておくことと、どういう給付金等があるよということであったり、保健は健診であるとか予防接種というのは以前から定着してるわけですよ。それについてではなくて、今起こってることは、

出産後の、非常に困難であったり——夜泣きがひどくてとか、寝つきをどうするかとか、1時間でも預かってくれればとか、もういろんなニーズがありながら、そこに行き届けなくて、児相に駆け込む人まで出てしまってるんですよ。そうすると子供が取り返せなくなったと言って訴えがあります。

このように少しのヘルプが必要だったはずなのに、これが大々的に、何か月も連れて行かれたというような状況を生んでいるんですよ。

ですから、私はここをきちんとやっていくことと、ニーズに合って、ここまでやるかというぐらいのメニューを示していく、これはお金を出すのではなくても、示していくことが大事ではないかと思うんですね。

今、例えば宜野湾市等では、助産師たちがいろんなことをやって、那覇市でもやってるんですが、何時間でも預かりましょうとか、1泊赤ちゃんを預かりましょう、リフレッシュしてくださいとかいって、本人のすごい精神的なダメージをケアするようなどころもあるし、本土でいうと、産後間もない、ホテルもあつたり、それから宅配のお弁当を出しましょうというところがあつたり、もう様々なメニューがある中で、沖縄らしいことは、どういうケアが必要なのかということ——今みんな悲鳴を上げてるので、そこをどういうふうに結びつけていくのかということ、ここを拠点にやるということで、4年前の知事選のときに、沖縄版ネウボラという名前をつけたはずなんですよ。

だから、それぐらい、フィンランドのネウボラを皆さんが理解を示して、どう近づいていくのかということとをぜひともお願いしたいと思うんですが、担当者の方、いかがでしょうか。

**○新里逸子地域保健課長** 委員のおっしゃるようにフィンランドのネウボラについては、全ての妊産婦について、担当の保健師が継続して寄り添って、妊娠期から子育て期にわたりワンストップで支援するというふうに聞いております。

母子健康包括支援センターもワンストップの窓口として、ネウボラのエッセンスを取り入れながら、沖縄らしい地域のつながりを大事に、支援がつながっていくようなことを私たちも市町村の支援について、これからも引き続き検討しながら進めてまいりたいと考えております。

**○比嘉京子委員** ぜひお願いしたいと思います。

特に第1子にケアをする非常に——第2子からはキャリアができてきて親も自信が持てるんですけど、初めての妊娠の人をいかに手厚くするかということ

は、ここでつまづかないといえますか、子供がよく育つのはやっぱり大人の環境だということになるわけですから、環境である大人たちが幸せでないといけない、安定してないといけないということも含めて、不要な心配をかけないというところに力を注いでいただければと思います。

ではもう一つ。183ページ。

私、このタイトルを見て、ちょっと初めて見たので非常に分からないことだらけだなと思ったんですけど。質問ですけど、ここでいう僻地の診療所への整備であるとか運営費の支援というのと、県立病院等が抱えている支援との違いについてお願いします。

○井上満男医療政策課長 お答えします。

この183ページにあるへき地診療所施設整備等補助事業費に関しましては、保健医療部のほうから、僻地診療所を運営する市町村を対象にしまして、運営費、設備整備費に要する費用を補助するという事業になっております。

○比嘉京子委員 例えば北部病院が持っている伊是名村の診療所等との違いはどんな違いですか。

保健医療部が管轄してるところと、県立病院が管轄している僻地診療所はどういう分類になってるんですか。

○井上満男医療政策課長 伊是名診療所に関しましては、県立の附属診療所になりますので、もともとの財源は国庫が4分の3ほど補助をしていただいておりますので、そちらの申請を病院事業局が直接行うような形になります。

市町村立の診療所に関しましては、我が保健医療部医療政策課のほうで取りまとめまして国に対して申請をし、補助金の交付を受けて市町村に交付するという、そういう流れになっています。

○比嘉京子委員 おっしゃることは分かったんですけども、運営費は全額保障される、いわゆる4分の3が国で4分の1が県で、市町村はないんだと。

それと同じように、県立病院が管轄してるところも、出方は同じだという理解でよろしいんでしょうか。

○井上満男医療政策課長 その理解で間違いございません。

大本の補助金は僻地診療所に対する設備だったり運営費の補助になりますので、その僻地診療所を市町村が運営しているのか、県が運営しているのかで、保健医療部は市町村のほう、病院事業局は県立のほうを補助していると、そういう役割分担というか、そういうふうになっております。

○比嘉京子委員 ちょっと最後に部長にお聞きしたいんですが、県立病院、先ほどありましたけど、僻地であるとか、救急であるとかというところに交付税が入ってると思うんですけども、考え方はどうなんですか。

これと同じなんですか。

不採算医療に対する。

○諸見里真医療企画統括監 お答えいたします。

交付税のお話があったんですけども、診療所に限ってお話しさせていただきますと、市町村立は当然交付税があります、700万ぐらいでしたかね、県立は実はございません。

これは、基本的に1次医療、2次医療、3次医療でございます。

これは特異なケースなんですけど、通常、医療政策上、1次医療は市町村が基本、2次医療以降が県という形になっていて、ですから、県立で持っている診療所16ありますが、全国的にも数はほとんどないです。

ですから、そういうちょっと沖縄の特異な、いろいろ歴史的な経緯もございまして、戦争という部分というのがあって、交付税的には実は県立は直接来ません。

市町村立の診療所はさっき言った700万ぐらいが、交付税はつくという形になっています、制度上です。

補助金は、先ほど申したように、基本的には同じような補助金が出ますけど、交付先が違うという形で、市町村は県保健医療部を介して、病院事業局は直接行くという形でございます。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 じゃあ保健医療部の主要施策の149ページよろしくお願ひいたします。

149ページのエッセンシャルワーカー等への定期PCR検査の実施状況と、その成果と課題についてちょっとお伺ひいたします。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えいたします。

令和3年度のエッセンシャルワーカー定期PCR検査事業においては、54万7600件分の検査を実施し、900名の陽性者を確認しております。

実施施設においてもクラスターの発生は確認されておりますが、本検査における陽性率は1%未満と低い割合で推移しており、感染拡大防止に対し一定の抑止力になっていると考えております。

課題といたしましては、参加している対象施設からの申込みが今、約5割にとどまっているところで、関係各課と連携した通知文の発出や、県ホームページ

ジでの周知に加えて、令和4年8月には、参加していない施設に対して電話で参加の呼びかけ等を行い、結果、高齢者施設、障害者施設、300施設以上から新規の申込みがございました。

それから、検査が2週間に1回ということで、その間検査をしない時期がありますので、そこでどうするかというのが課題になりますけれども、そこでは抗原検査キットを活用するなどして、そういった課題を解決していこうというふうに考えております。

**○玉城ノブ子委員** このエッセンシャルワーカーというのは、定期PCR検査は非常に大事な取組だというふうに思います。

それが、先ほど少し説明があったんですけども、5割程度の申込みしかなかったということがあります。周知を図っていくために、具体的に、その対象となっているところが全部検査をやっぱり受けることができるような仕組みを、連携体制もそうなんですけれども、仕組みをつくっていくということは非常に大事な取組になっていくと思うんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えします。

我々もこの定期PCR検査は非常に重要な検査というふうに考えております。しかしながら、強制ではなく、任意で受けていただいているところです。参加していない施設に対して、検査に参加していない理由を伺ったところ、陽性が出た場合の対応への懸念だとか、それから、検体採取を2週間に一遍やるのも結構負担があるとか、施設の規模に応じてはやっぱり負担があるとか、なかなか手間がかかるということもおっしゃってました。

それから、PCR検査は検体を採取して翌日以降の検査結果になりますので、やっぱりすぐに結果が分かる検査が現場としては必要だというふうな声も上がっておりまして、参加しない施設については抗原検査キットを有効に使っていくということも、今後は検討していきたいなというふうに考えております。

**○玉城ノブ子委員** 具体的にちょっと出ておりました抗原キットを配付するというのも、それも一つの対策としては必要だろうというふうに思うんですね。

ですから、強制するというだけではもちろんなくて、もし、コロナの蔓延が出てきたときにどうするかということで、大変不安に思っている施設も多分あるというふうに思うんですね。ですから、その後の支援というんですかね、それも必要だろうというふうに思うんですよ。

これからまたコロナが感染拡大したときに、やっぱりそういう皆さん方も含めてね、コロナが発生した後の支援をどうするかということも含めて考えていくことが必要だろうというふうに思うんですね。

そのことも含めて、これからどうするかということについて検討していくことが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** 委員御指摘のとおり、陽性が出た場合の対策というのは非常に重要ですので、周知する際はそういったことも含めて周知をしながら、また年末年始の感染拡大もやっぱり想定しておかないといけませんので、早め早めに周知をしながら、この事業を進めていきたいというふうに考えております。

**○玉城ノブ子委員** 無症状の方だとか、不安を持っていらっしゃる方まで、いつでも安い費用でやっぱりPCR検査を受けることができる体制を構築していくということは、今後とも大事になっていくというふうに思いますので、ぜひこういう皆さん方が安心して感染予防対策を実施することができるように、今後の対策に備えて支援を拡充していただきたいというふうに思います。

以上です。

あと、152ページですね。PCR検査検体採取センターの設置と、実施状況と効果と課題についてもお聞かせください。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えします。

接触者PCR検査センターは、常設しております中部・南部会場と患者の発生状況を踏まえて設置する臨時会場、この2つがございます。

これらの会場において、令和3年度には7万6336件の検査を実施し、8386人、約11%の陽性者を確認しております。

検査数等の内訳としましては、常設している中部・南部会場では6万7451件の検査を実施し、7795人、11.6%の陽性者を確認しております。

それから臨時会場としては、金武町、本部町、名護市及び宮古島市に設置し、金武町では297件、本部町では114件の検査を実施し、陽性者は確認されませんでした。名護市では4528件の検査を実施し、308人、6.8%の陽性者を、宮古島市では3946人の検査を実施し、283人、7.2%の陽性者を確認しております。

その効果といたしましては、接触者が検査を受けやすい環境を整え、陽性者の早期発見につなげたことによる感染拡大防止や無症状接触者が医療機関に殺到することを抑制したことによる、医療現場の負

担軽減が挙げられます。

また、高齢者枠というのも設置しておりまして、受検者が増加した場合でも、高齢者が安心して予約できて、確実に受検することで早期に健康観察につながる環境を整えております。

課題といたしましては、中部・南部の会場はドライブスルー形式でありますので、車を持っていない方が来場できないということへの対応もありますけれども、こういった方々については、症状が軽い場合には抗原検査キットなどで自己検査をしていただいて、陽性者登録センターへの登録を案内しているところでございます。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** これも非常に重要な課題ですので、先ほどもちょっとお話ございましたけれども、また、年末にかけてコロナ感染拡大の心配もあるということがございますので、ぜひこれについては、感染拡大を未然に防止をしていくということの上でも、しっかりとした防止対策ができるような体制を、今から想定して考えていくということが必要じゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えします。

今、ちょうど感染状況が大分落ちついてきていて、利用者も大分減ってきています。

一つの課題としては、今、大型の設備でドライブスルーという形式で会場を運営していますので、その患者が少ない中で運営していくというのかなり厳しい状況です。あと、イベントもかなり行われる場所でもありますので、そういったこととの兼ね合いもあって、今後は、場所の移転とか規模についても、その感染状況に応じて変化、対応できるような形で考えていきたいと考えています。

**○玉城ノブ子委員** これについても感染が拡大する前に防止していくということが一つありますので、これからも状況を見ながら、素早くそこに対応することができるように、ぜひ進めていただきたいというふうに考えます。

あと、行政検査委託事業の実施状況と、効果と課題についてお聞かせください。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** 行政検査委託事業、先ほどの接触者PCR検査もそれに含まれますけど、それに加えて、学校PCR検査というのがあります。

校内で陽性者が発生した場合に、クラス単位等の接触者を対象としたPCR検査を迅速に行うものですが、令和3年度には6万3708件の検査を実

施して、1106名、1.74%の陽性者を確認することで、学校現場の感染拡大を抑制し、早期の教育活動再開に貢献したと考えております。

課題といたしましては、学校現場の負担が大きいということから、令和3年8月30日より支援業務を外部委託するなどして、学校の負担も軽減してまいりましたけれども、しかしながら、患者急増時には検査の遅延が生じるということもありましたので、現在学校のほうでは検査対応の迅速化を図るべく、令和4年度より症状のある小・中・高生のいる世帯については、症状のある方が申込みしていただいて抗原定性検査キット——R A D E C Oと呼んでいますが、それに移行して、現在は保育施設のみPCR検査を実施継続しているところです。

**○玉城ノブ子委員** 10代、20代の若い人や子供たちの感染が拡大したということで、一時期学校現場での対応が非常に重要になっていたというふうに思うんです。それとの関係で学校現場の先生方に負担があるということで、体制として学校現場で先生方の負担にならないように、それと同時に、感染を学校現場でも防止していくということは、これからも非常に大事になっていくというふうに思いますので、今後の取組についても、いち早くそういう学校現場の負担にならないように拡大防止のための取組を、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** 学校現場のほうでPCR検査をこれまで実施してきたんですけれども、やはり患者急増時には、なかなかそれも対応し切れない部分もありましたので、今身近で抗原キットも購入できますし、小・中・高生には直接配付することも行っております。

感染状況に応じて、それが速やかに対応できて——結果的には医療逼迫にもつながりますので、この事業は継続しながら、感染状況を見ながら、適切に対応していきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** よろしく願いいたします。

あと154ページのこども医療費助成事業ですけれども、子供の医療費の助成事業が、今年度から始まっています。その効果と課題についてお伺いいたします。

**○古市実哉保健医療総務課長** まず、効果につきましてですけれども、この事業は子供の疾病の早期発見、早期治療を促進することを目的に実施しております。それによって、子供の健全な育成が図られるとともに、経済的理由で受診を控えることがあった世帯においても、必要な医療を受けることができる

ようになり、ひいては、子供の貧困対策にも寄与するものと考えております。

そして課題としましては、いわゆる現物給付化をしておりますけれども、その実施に伴って、市町村国保事業におけます国庫負担金の減額調整措置、いわゆるペナルティーの措置があるということですか、あと、実際に市町村のほうにおいても、こども医療費の助成額が増加していますので、こういったことによって市町村の財政が非常に厳しくなっているということであろうというふうに考えております。

**○玉城ノブ子委員** こども医療費助成事業は、私もいろいろ相談を受けるんですけども、やっぱり子供が病気になったときに、すぐお金の準備ができなくて、それで病院に連れて行くのが遅くなったということもありますので、これについては非常に大事——そういう意味では、いろんな県民の皆さん方からよかったという声が上がっておりますので、多くの人たちがやっぱりそれを受けることができるようにしてほしいということと、さらに無料化を高校卒業まで拡充できるように、ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、どうでしょうか、部長。

**○系数公保健医療部長** 今年の4月から、中学校までの拡大というふうな拡充をしましたので、まずはそれが円滑に進むようにというのを今行っている、医療費のこの増減具合なども確認しながら見ているところでございます。

やはりそれが安定した制度運営ができるかどうかというところで、市町村と連携をし、その中でそういう御要望があるかどうかというところは確認したいと思います。

やはり財政負担というのはどうしても出てきたりとかするということもありますので、そこはよく連携をして、もちろん、今回この制度を拡充するに当たっても、かなり市町村の意見を聞きましたので、同じような姿勢で市町村と連携をしながら、今後の状況を注視したいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひ前向きに、実施できるようよろしくお願いいたします。

**○末松文信委員長** 瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** お願いします。

まず初めに、コロナ感染症PCR検査強化事業。

先ほど、エッセンシャルワーカーについてはお答えがありましたので、150ページ(2)。要するに、飲食店等々に絞った検査もされたと。あれ自体は、やった実績、あるいは効果をどう評価されているのか、伺います。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えいたし

ます。

飲食店従業員向けの無料PCR検査は、令和3年度は8433件分の検査を実施し、280名の陽性を確認しております。

同検査は、飲食関係での感染拡大を防止するため、飲食関係者を対象に無料でPCR検査を実施したもので、午前中に受検した方は夜までに検査結果を出せたため、歓楽街の従業員などは出勤前に検査結果を知ることができて、感染拡大防止を図れたというふうに考えております。

**○瀬長美佐雄委員** 次に移ります。

次もPCR検査体制確保という点で、先ほども若干議論あったと思いますが、要するに、当初、検査能力、あるいは結果を調べるのに遅れる等々ありましたけれども、全体を通してのPCR検査の実績で、検査数、これ自身が全国比でどういうふうな到達になっているのかという、大きな概枠でお願いします。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** 全ての検査事業の合計ということではないんですけども、この事業での接触者センターでの検査の合計は、令和4年3月31日までの合計で、6万7450件の検査を実施しております。

それから、他県との比較なんですけれども、ほかの県ではなかなか数字を公表していないので、単純に比較することはできないんですけども、27都道府県がこの定期PCR等には参加しているというふうに聞いていますので、それぞれの数字はちょっと、今比較を持っておりません。

それから、1日当たりの検査の最大能力は、現時点では約2万7800件まで拡充させて、各種検査事業の実施を可能としているところです。

**○瀬長美佐雄委員** 次は保健所体制強化事業について。これについては実績で、効果、評価について伺います。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

新型コロナウイルス感染症保健所体制強化事業により、相談業務等に従事する指定感染症等対応支援員の増員、それから、看護協会及び人材派遣会社を通じた看護職、事務職の派遣委託を行い、職員の負担軽減を図るとともに、保健所の体制を強化してきたところです。

支援員の増員は13名、それから看護職は23名、事務職は54名を増員したところでございます。

そういったことで保健所職員の負担軽減を図り、体制を強化したというところでございます。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員** 第5波、第6波、7波と続く中

で、保健所が本来担うべき業務がしっかりされたのかどうかという点で、どうなんだろうかと。

今年度はどんな対応状況になっているのか、伺います。

**○古市実哉保健医療総務課長** 保健所におきましては、コロナ対応以外の様々な業務も当然やっているとありますが、ただ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、令和2年3月頃から感染状況に応じまして、いろいろ業務の継続計画をしながら、取組を進めてきました。

その中で、影響としましては、HIVをはじめとします性感染症検査を一部休止しておりました。

保健所、HIV検査数につきましては、那覇市の保健所を含めると、例年約2200件前後ということで、令和3年度は大半の期間を休止したことから、例年の約2.7%、60件となっておりますので、この間は県内の医療機関でも検査が可能ですので、受検機会の確保につなげてきたところです。

ただ、医療機関での検査、匿名ではなく有料となりますので、やはり保健所での検査が重要であります。

現在、新型コロナウイルス感染症の患者は減少してきておりますので、令和4年10月時点におきましては、中部保健所、それから南部保健所のほうで検査を再開してございます。

そのほかの保健所につきましても、感染症の流行状況を注視しながら、早期の再開に向けて準備を進めているところでございます。

**○瀬長美佐雄委員** じゃ、次は質問を変えます。

168ページの薬学部設置可能性等調査事業。

今年度——2年、3年で取り組まれたという、結論的にはどういうふうな結果になったのかを伺います。

**○池間博則衛生薬務課薬務専門監** お答えします。

本事業は県内国公立大学への薬学部設置の必要性、可能性などについて調査することを目的として、令和2年度から令和3年度にかけて実施したところであります。

調査の結果、県内では薬剤師の需要量が供給量を上回る状況が続き、需給の差は年々拡大していくことが見込まれました。

また、アンケート調査及びヒアリング等の結果から県内国公立大学への薬学部設置の必要性が確認されましたが、課題として学生定員、教員定員の調整、用地確保、初期費用などの財源確保、実習先の確保などが確認されました。

今年度から新たに、県内薬学部設置推進事業を実

施しており、県内国公立大学への薬学部設置に向けて基本方針を作成することとしております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 独自につくるというよりも、そういった今ある既存の大学との連携で進めるという点ではもう決まって、その方向で進めるということでしょうか。

**○池間博則衛生薬務課薬務専門監** 今はそれも含めて全てのものも考えて、いろんな状況も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

**○瀬長美佐雄委員** ぜひ、促進方お願いします。

次は、みんなのヘルスアクション創出事業。

これについての事業内容、あと、効果について伺います。

**○崎原美奈子健康長寿課長** お答えします。

みんなのヘルスアクション創出事業につきましては、健康長寿おきなわの復活に向けて、県民の生活習慣病の予防や感染症等による重症化リスクの低減を図るため、健康的な生活習慣を身につける知識や実践の普及啓発として、健康動画コンテンツの制作発信や、健康啓発イベントを開催しました。

また、働き盛り世代の健康状況の改善を図るため、職場における健康経営の普及促進を支援するほか、食生活改善を促すため、体験型栄養教育システムを活用した出前健康教育を行いました。

あと、県民が健康に関する情報を容易に入手し、実践しやすい環境を整えることにより、健康習慣を取り入れる契機とし、また、職場での健康経営等の推進、実践に向けた支援につながったと考えております。

課題としましては、健康に関心の低い層に対するより効果的な啓発方法を検討する必要があり、そのためには、地域や食育など社会環境や組織的な健康づくりが重要だと考えています。

特に、働き盛り世代の対策として、企業等が従業員の健康づくりに取り組む健康経営を推進し、引き続き健康長寿おきなわの復活に向けて、官民一体となって取り組んでいきたいと考えております。

**○瀬長美佐雄委員** 平均寿命というか、男性も女性も1位だった時代からどんどん後退していると。

ちなみに、この事業、本気になって順位を上げるというか、目標を持った取組になっているのか、それとも、今言う事業の継続で、健康的に長寿になればいいということなのか、総体としてはそういう取組を通して上位に引き上げていくと、そういった目標性を持った位置づけなのか。

それ確認ですので、よろしく申し上げます。

○**崎原美奈子健康長寿課長** おきなわ健康21という計画のほうを持ちまして、2040年までに長寿復活、日本一を目指してというところの最終的な目標を掲げておりますので、基本的にはそちらに向かっての事業を推進していきたいというふうに思っております。

○**瀬長美佐雄委員** あと、ちょっと事業との関わりというよりも、何点か伺います。

新型コロナウイルス感染症に関して、国からの支援と、県立のみならず民間も含めたECMOとか、様々な対応をする機器の購入がされたと思います。

これは、どれぐらいの規模で購入——実績について伺います。

○**國吉聡感染症医療確保課長** 令和3年度に完了した人工呼吸器や個人防護具などを含む設備整備事業に対する補助としては、4事業ございます。

入院医療機関等設備整備事業、帰国者・接触者外来等設備整備事業、重点医療機関設備整備事業、救急・周産期・小児医療体制確保事業——この4事業で、合計32億4127万円となっております。

委員御指摘のありました人工呼吸器につきましては、リースを含めまして、延べ270台、それから体外式膜型人工肺、いわゆるECMOですね。これに及び附帯する設備として8台というのが、令和3年度において整備した機器となっております。

このような支援によって、患者の治療等に必要な機器等が整備され、重症者などへの対応ができる体制が整えられたものと認識しております。

○**瀬長美佐雄委員** 次に、入院待機ステーションと伺いますか、その施設を本当に設けていてよかったなと思うような状況だったかと思えます。

その果たした役割、全国的にどんな設置状況なんだろうかという点で、その評価についても伺います。

○**國吉聡感染症医療確保課長** お答えします。

入院待機ステーションにつきましては、令和3年度、昨年度は6月に南部地区に設置した後、中部地区のほうでも一月程度稼働させております。その後、令和4年2月には、施設の借用ではなくて、県の施設として那覇市内に確保したところでございます。

この入院待機ステーションのほうでは、入院治療が必要なコロナ患者について、入院調整が整うまでの間、一時的に受け入れて酸素を投与するなど、必要な医療を提供することができ、今年の令和4年10月18日までに1717人受け入れております。これによりまして、病床が逼迫し入院調整が厳しい状況下においても、自宅療養者等の急変時の対応ですとか、コ

ロナ受入機関の負担軽減、それから救急隊の現場待機時間の短縮に寄与し、医療提供体制の確保が図られたものと考えております。

全国の設置状況につきましては、臨時の医療施設や酸素ステーションなども含まれますが、国が実施した令和4年3月15日時点の調査によりますと、31都道府県で92施設が稼働していると承知しております。

以上です。

○**瀬長美佐雄委員** コロナ感染第7波がようやくという状況ですが、この対応は前年度の取組の教訓が生かされたというふうなことになっているのか。

今後、8波もあり得るという点では、今後の対策、準備などの課題について伺います。

○**城間敦感染症総務課長** お答えします。

県は、医療を守るために、今年7月21日に沖縄県医療非常事態宣言を発出し、県民、事業者に対して、症状を認める場合の外出自粛や、救急病院の適正利用などの協力を呼びかけるとともに、ワクチン接種の推進、高齢者施設職員への検査拡充などに取り組みました。

また、医療機関と調整し、コロナ患者のための病床を確保するとともに、入院待機ステーションを拡充するなど、必要に応じた措置を適宜講じてきたものと認識しております。

ただ、感染拡大時におきましては、病床使用率が悪化し、8月中旬のピーク時には90%を超えるなど、入院調整が困難な状況が続きました。

このような第7波の経験を踏まえまして、県としましては、平時からの医療機関との連携体制、あるいは宿泊療養施設、あるいは入院待機ステーションの確保が重要と考えておまして、引き続き関係機関と連携を図りながら、医療提供体制の維持、強化に努めてまいります。

また、子供の感染を守る取組としましては、抗原定性検査キットの無料配付——RADECOといったものを引き続き実施しながら、学校や家庭での基本的な感染対策の呼びかけを続けてまいります。

また、高齢者を守る取組としましては、高齢者施設における定期検査や入居者へのワクチン接種を推進するとともに、感染者が発生した場合には、感染対策指導あるいは医療提供の支援を引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○**瀬長美佐雄委員** あと、医師、看護師の確保が本当に全県的にも課題だろうと思われま。

これについては、前年度の取組、様々な事業があるだろうと思いますが、その取組と成果について伺い

ます。

**○井上満男医療政策課長** お答えします。

私のほうから、医師の確保の取組と効果というところをお答えしたいと思います。

まず、本県ですね、課題として医師の地域偏在だったり、診療科の偏在というものがございまして。そういったものを解消するために、取組としましては、医師の修学資金貸与——琉球大学医学部の地域枠学生に修学資金を貸与して、4年間離島、北部に勤務をしていただくというような取組だったり、病院事業局に委託しまして、県立病院において専攻医を養成していただく事業、それから県外医療機関からの医師派遣、そういったものを総合的、複合的に取り組んでいるところでございます。

こういった取組によりまして、令和3年度におきましては、延べ147人の医師を確保しておりまして、離島僻地への医療機関への派遣というものは、延べ135人行っているというところでございます。

以上です。

**○古市実哉保健医療総務課長** 私のほうから、看護師の確保の取組等について御説明させていただきます。

県におきましては、看護師確保の取組をいろいろやっておりますけれども、主な取組につきまして御説明したいと思います。

まず、民間の看護師養成校5校ございますけれども、そこに運営費、それから教育環境の整備に必要な備品——例えば実習用モデル人形とか、視聴覚教材などを購入する費用、そういったものを補助して看護師の養成力強化を図っているところでございます。

その結果、看護師養成校5校におきまして、令和3年度は481人の卒業生を輩出しました。そのうち県内就業は389人で、県内就業率は80.9%となっており、県内の看護師の確保につながっているところでございます。

そして、今般の新型コロナウイルス感染症対応にも多くの潜在看護師が当たるなど、本県の感染症対策にも貢献いただいているところでございますけれども、県ではこれまでも復職を希望している潜在看護師に対して、復職に向けた看護技術のトレーニング等の研修を行って、無料職業紹介や相談員によるアドバイスを行って、医療機関等への就業につなげて潜在看護師の活用促進を図っているところでございます。

令和3年度におきましては、こうした研修等を受けた36人のうち33人が就業しております。就業率でございますと92.0%となっております。

また、復職に際しましては、求職側と求人側とのミスマッチというのが課題であると考えております。

そうしたことから、沖縄県ナースセンターと連携をしまして、復職を希望している潜在看護師が望む勤務形態そういったものを踏まえまして、求人側に様々な勤務形態の雇用について意識改革を図ってもらうなど、今後も丁寧なマッチングに努めて、潜在看護師の再就職の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○瀬長美佐雄委員** ありがとうございます。

最後になりますが、このコロナ発生施設、クラスター等々に対する対応として、医療、保健、福祉の連携がもう日常的にも求められるし、実際、現場対応としてはそういうふうな医師派遣、看護師派遣、施設への派遣と連携されたと思います。県立病院はそういう核を担って頑張ってくれたというふうに審査をしました。

全県的にというところでやっぱり協力病院との関わりも重要で、そういった民間病院と施設——福祉、介護もそうですし、連携はどのようにされていたのかと。スムーズに対応できたんだろうかと。そういった面も含めて、今後の感染症対策で考えている課題、強化方向等々について伺いたいと思います。

**○國吉聡感染症医療確保課長** お答えします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、急速に感染者が増加することから、ハイリスク者が多く入所する高齢者施設等において、迅速に対応していくことが課題でございます。

施設においては、平時からの施設内感染の予防であるとか、それから委員おっしゃるように、協力医療機関、かかりつけ医との連携を図るとともに、保健所や県の福祉担当部署、それからコロナ本部の施設支援グループと相談ができる体制としておくことが重要と考えております。

具体的に、県のほうでは高齢者施設等で感染者が発生した際には、必要に応じ、まず1つ目として、この重点医療機関に所属する感染管理認定看護師などの感染症対策の専門家を派遣して感染対策指導を行うほか、施設の職員が多数陽性となり職員不足が生じた施設に対しては、県内の医療機関、それから関係団体等から看護師や介護士を派遣して、施設内療養、それから施設の運営を支援しております。こうした取組によって、施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるものと考えております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** どうもありがとうございました。コロナで対応、本当に激務の中、県民の命を守る



ために頑張られた皆さんに敬意を表します。

今後にも来るに当たって課題となっている点を、しっかり対応させていただきたいという要望をして終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時28分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

引き続き質疑を行います。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 よろしくお祈いします。

私のほうからは、まずコロナ対策の部分で保健医療部の組織体制——コロナ対策で令和3年度がどう令和2年度と変更したか、体制の部分からお聞かせいただきたいと思います。

○城間敦感染症総務課長 お答えします。

令和2年度におきましては、まだ地域保健課というところがございますが、もともと感染症を担当している課がございますが、その中にこの感染症の班を中心に本部機能みたいなものをつくりまして、そこで対応してきたところでございます。

令和3年度からは、また感染症対策課ということで課の体制をしきまして、そういった中でコロナ対策本部等々の運営を実施してきたところでございます。

それから、令和3年度の途中からはワクチン接種等戦略課ということで、またワクチンと検査を主に担当する課を設置しまして、コロナ対策に取り組んできたところでございます。

○喜友名智子委員 感染症対策課とワクチン接種等戦略課は、それぞれ何名体制でしたか。

○城間敦感染症総務課長 お答えします。

感染症対策課は、令和3年度17名でございます。

それから、ワクチン接種等戦略課は21名でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

この体制が令和4年度4月1日現在からは3つの課にまた分かれています。

この組織体制の令和4年度からの変更についても教えてください。

○城間敦感染症総務課長 お答えします。

令和3年度は、感染症対策課、ワクチン接種等戦略課2課だったものが、令和4年度からは、今、委員御指摘のとおり、感染症総務課、感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課ということで3つの課に分かれています。

それぞれ人数としては、総務課が21名、医療確保課が21名、ワクチン・検査推進課が19名というふうになっております。

もう一つ、すみません。

それから新たに感染症対策統括監ということで、組織に統括監1名を増員しまして、コロナ対策に取り組んでいるところでございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

やはりコロナの新規感染者が増えてくるに連れ、組織体制を強化してきたことが分かります。

あとは、ずっと県のほうで疫学統計解析委員会という組織で、コロナの状況を把握してきたかと思えます。

ホームページを見ると、9月27日の更新をもってこの委員会の報告を終えています、この理由について教えてください。

これまでの活動の振り返りについても、何かコメントありましたらお願いします。

○城間敦感染症総務課長 お答えします。

疫学統計解析委員会は、疫学統計解析に係る知見を得ることを目的として設置されてございます。

これまで週報を作成してきておりまして、令和3年度におきましては39回、令和4年度については26回ということで週報をいただいております。

週報を終了したことにつきましては、ホームページでもお知らせをしていますが、まず、9月26日に、国が全数届出を見直すということで、発生届の対象者が、高齢者などの4類型に限定されたというところがございます。

そのために、これまでと同様に、対象者の詳細な情報を得ることがなかなか難しくなっております、これまでと同様の統計解析は困難であるのではないかとということで、委員と調整をしまして、週報を終了することになりました。

以上でございます。

○喜友名智子委員 この週報を基に、県のほうでは毎週、データ把握して、予測を立てて、コロナの感染症対策を立てていたものと理解しています。

この週報が終わって、今後どういうふうに保健医療部のほうでは新規コロナの感染者の分析だったり、県全体での感染状況を把握して対策を立てようとしているんでしょうか。

○城間敦感染症総務課長 沖縄県の対処方針につきましては、コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県民や事業者への要請内容を取りまとめたものでございます。

その取りまとめに当たりましては、県において、

日々作成しています判断指標等により、県内の感染状況を確認するとともに、国の基本的対処方針の内容を踏まえつつ、疫学統計解析委員会からの報告や、また、専門家会議からの意見を参考に、要請内容を整理し、コロナ対策本部において決定しているところでございます。

現在、疫学統計解析委員会からの週報、毎週の報告は行われてはいないんですけども、感染急拡大や詳細の分析を必要とする場合に、要所においては御報告いただくことも可能となっておりますので、沖縄県対処方針を整理する際のまた参考にしていきたいと考えております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

今は3つに分かれているコロナ関連の課なんですけれども、次年度以降はどういう体制にしていこうという見込み等々は今ありますか。

特に疫学統計解析委員会というこの調査分析機能が今なくなった状態で、どういうふうに動こうとしているのかなというところが気になっています。

○諸見里真医療企画統括監 実は、一番難しいところです。

先ほども話があったように、令和2年度、3年度、4年度という形で、感染状況を見て、強化をしてきたところです。

ただ、今コロナの状況が少し落ちついています。

ただ、変異株も当然想定されますので、今現時点では、現行体制を維持しつつ、いこうかというふうには考えていますが、ただ、今まさしく県のほうで組織定数の議論をしているところですので、この感染状況を見ながら、少しその辺の若干の見直しは出てくるかもしれません。

あと、疫学統計とか専門家会議、衛研、それについて引き続き連携体制を取っていく形を考えてるところです。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

質問は以上です。

○末松文信委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 お願いします。

大変すみません。

今回、病院事業局がですか、質問取りに来たときに、保健医療部を抜かしてしまいまして、エントリーしてないんですけども、事業の説明だけですので、1点だけお聞かせください。お許しいただきたいと思いますが、決算説明資料の5ページ、支出のほうの項目31番、目のハブ対策費なんですけれども、このハブ対策費についての説明をお願いできますか。

○新城光雄保健衛生統括監 ハブ対策事業につきま

しては、2つの事業がありまして、まず1点目が、抗ハブ毒ヒト抗毒素実用化事業。

この事業概要は、ハブ咬症に対する安全な治療体制を確保するため、副作用の起きにくい治療薬の開発研究を行うと。具体的には、遺伝子組替え技術により、ヒト抗体を活用した抗ハブ毒ヒト抗毒素の開発研究を行うと。また、効果的なハブ咬症治療のため、簡易、迅速にハブ毒の有無と種別を判別する方法の開発研究を行うということ。

もう1点が、危険外来種咬症根絶モデル事業となっております。

事業概要としましては、沖縄本島内に定着し、急速に高密度化し、分布域を拡大しているタイワンハブの駆除モデルの実証区を、名護市の喜瀬から恩納村名嘉真地区に限定しまして、トラップによる駆除の効果を検証しております。

複数の防除手法を併用した複合的な防除システムの構築のための新たな防除手法の実証化実験を行うという形になっております。

以上でございます。

○仲宗根悟委員 タイワンスジオかな、外来種対策で買上げ事業というのがあったと思うんですが、これには含まれないと。

外来種は環境か。

○新城光雄保健衛生統括監 タイワンスジオにつきましては、環境部の自然保護課のほうでやってる事業となっております。

○仲宗根悟委員 分かりました。

以上です。終わります。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 よろしく申し上げます。

151ページ、PCR検査検体採取センターの今後について、どういうふう考えてるのか教えていただきたいと思えます。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 答えいたします。

今後の計画につきましては、経済活動の活性化や、イベント開催に伴って、今、中部、それから南部会場を設置している大型の駐車場等の利用が困難になってくるのかなというふうに想定はしております。

感染状況を踏まえながら、場所の移転とか、それから規模についても検討していく必要があるというふうに考えているところです。

○新垣淑豊委員 それ以外に、民間にも委託をしている部分があるかと思うんですけども、そこも今後どういうふうになるのかというのを教えていただきたいです。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 今、接触者のPCR検査センターは中部と南部の2か所で、運営については1社に委託をしています。

検査については2社にお願いしているところで、これに関しては1日当たりの検査ができる能力がかなり大きいところということで選別していますので、それで2か所を選択しています。

今後は、規模を縮小すれば、ある程度少ないキャパの検査機関にも依頼は可能だと思うんですけども、患者が増えたときの対応ができるかどうかも見極めて選択していくことになるのかなと思います。

○新垣淑豊委員 それでは、少し前の大流行期みたいなときには、新たに構築していくというよりも、継続して置いておくという感じになるのでしょうか。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 昨年度は抗原検査キットの活用とかもなかなかできなかったですし、やっぱりそういった安定して検査を進めていくためには、去年は12月、11月はちょっと落ちついた状況ではあったんですけども、そこは停止せずずっと継続して、1月、2月も乗り越えてきたというのがあります。

今年に関して、去年とちょっと状況が変わってきていまして、個人で検査をしての陽性者登録センターなどもありますので、そういったことも活用しながら、規模については検討していく必要があるというふうに考えています。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

次は153ページです。

保健所の体制強化というところですけども、たしか、それぞれの保健所の職員の方々もかなり頑張っていたと思うんですけども、今回、これを見ると、執行率が72.6%なんですよね。

これってどういうことになってるのか、理由を教えてください。

○城間敦感染症総務課長 保健所体制強化事業で不用が出ている理由ということですけども、委員御指摘のとおり、保健所においては新規陽性者の急増に伴い、逼迫していた業務というのがございまして、それを改善するために、この事業で看護職及び事務職の派遣委託に関する費用を、令和3年11月に補正予算として確保したところでございます。

当初、感染拡大時に、1日当たり、看護職は23名、事務職94名、合計117名を雇用するというところで計画しておりましたが、11月の補正以降でしたので、雇用期間が約4か月というところで、短いなどの理由で、所要の人数を確保することができず、1日当たり平均77名、看護職は23名確保できたんですが、事

務職が54名にとどまったということで、委託料に不用が生じたものでございます。

○新垣淑豊委員 なるほど。分かりました。

看護職は何とかそろえていただいたというのは、とても現場としてありがたいと思うんですけど、あとはやっぱり入力作業とか、ああいうのがちょっと難儀したのかなというふうに思いました。

今回、事務職員がそろわなかったということで、先ほどのPCRセンターの件もそうなんですけど、今後また再流行する可能性もなきにしもあらずというふうに思っておりますので、その対応というのはどういうふうに考えてるのでしょうか、今後の人材採用の対応について。

○城間敦感染症総務課長 お答えします。

令和4年度につきましても、当該事業を実施しておりまして、可能確保な人数は1日当たり看護師は23名、事務職は80名ということで、合計103名ということで今やっております。

実績としましては、9月末現在で、1日当たり95名、看護師は23名採用できていますが、事務職72名ということで、まだ若干足りていないところがございます。ただ、これにつきましても、派遣会社と、雇用されてる方の勤務の意向を確認したり、あるいはこちらから予算について情報提供したりしながら、安定的に雇用契約ができるように取り組んでいるところでございます。

それと、保健所におきましては、やはり業務効率化を図るという観点から、SMSの活用であったり、あるいは事務作業のために、RPAといって、自動化ソフトウェアなども導入しながら、業務の効率化を図り、保健所の業務負担軽減を図っているところでございます。

○新垣淑豊委員 保健所も含めてなんですけれども、先ほど部局内の管理体制を強化したという話もありましたが、一時期、残業が非常に取り沙汰されていたかと思うんですね。

この令和3年度なんですけれども、どれぐらい職員の残業というのがあったのかというのは分かりますか。例えば、1人当たり平均なのか、極端な話、1人めちゃくちゃ多い人がいるのかとかですね。

この辺の数字をお持ちですか。

○城間敦感染症総務課長 御指摘のとおり、感染急拡大に伴い、やはり業務が本部内でも逼迫したというような状況ございますが、今手元にどのぐらいの残業があったかというような資料は、すみません、持ち合わせてございません。

○新垣淑豊委員 分かりました。

それは後日、本当に、とても御苦労されたと思うので、それがどういう状況だったのかというのを一度見せていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

続きまして154ページですけれども、こども医療費助成ですね。

こちら、中学校卒業までに拡大されて、どういふ変化があったのか、そのことについて教えてください。

**○古市実哉保健医療総務課長** 今回、中学校卒業まで拡充したんですけれども、まず、この制度は子供の疾病の早期発見、早期治療を促進することを目的として実施してきたところでございます。

現在、制度の利用に際しましては、所得制限、自己制限もなく、窓口無料化となっていて、子供の健全な育成につながっていると考えております。

今年度4月に導入したばかりなので、具体的なデータは今お示しはできないんですけれども、未就学児につきましては、平成30年10月から、入院、通院ともに現物給付としたところでございます。

これにつきましては、令和4年3月の沖繩子ども調査におきまして、経済的な理由で医療機関の受診を控えた経験につきまして、ほかの年齢と比べて、未就学児の割合が低くなっているという結果がございました。

こうしたことから、今般の制度拡大、拡充につきまして、小中学生の児童生徒を持つ世帯におきましても、やはり経済的理由で受診を控えることなく医療を受けることができるものと考えております。

**○新垣淑豊委員** 今年は非常に選挙が多くて、今もやっていますけれども、それぞれの選挙の際に、医療費の無料化ということについて、非常に取り沙汰されてるんですけれども、本当に各候補者が無料化、無料化ということ言ってるんですけれども、実際に、例えば高等学校卒業までの無料化をした場合に、県にとってはどれぐらいの負担が来るという予測ってされてるんでしょうか。

**○古市実哉保健医療総務課長** 実は、なかなかこちら辺、シミュレーションというのは非常に難しくございます。

特にここ数年、結局、新型コロナの影響で、いわゆる受診控えがされている状況は、令和2年度、それから令和3年度の、この事業の実績報告の延べ件数で見てとれるところでございます。

ただ、事業費という形で見ますと、実は、受診控えは、令和2年、3年で大分控えが進んでいるところが見てとれるんですが、こども医療費助成の全体

の額で見ますと、実は令和2年度よりも若干、令和3年度は増額傾向が見られたので、ちょっとそのものがなかなか分析できておりません。

といいますのは、この事業は結局、市町村の窓口で受診証をいただいて、窓口で提示してそのまま受診できるので、子ども調査みたいな——お父様、お母様にどういふ状況かって聞き取りするような素地がないものですから、そこら辺の状況がなかなか僕らとしても把握しづらいもので、どういふふうにシミュレーションするかというのは、ちょっと今年1年かけて研究しないといけないかなと思ってるんですけれども、ちょっと今のところ、どういふふうにシミュレーションできるかというのは難しいものかなと考えております。

**○新垣淑豊委員** 多分、そういう主張をしている方が当選をすると、県に対してもアプローチがかわってくると思うんですね。

なので、ぜひ、そこはお早めにお願ひしたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

続いて、156ページです。県立病院の専攻医ですね。

これもちょっと執行率が低いなというふうに感じているんですけれども、この確保が難しくなりつつあるところなんですけど、この理由というのを少し教えていただけませんか。

**○井上満男医療政策課長** お答えします。

県立病院専攻医養成事業ですが、病院事業局に委託をしまして、病院事業局のほうで採用していただくための経費を委託でお支払いしているところでございます。

3年目に研修の一環として離島、北部、そういった病院あるいは診療所に派遣していただくということで、北部、離島の地域医療の確保を図っているところなんですけれども、当初予定した50名を計画として採用しようとしたんですけれども、実際は採用数が予定より下回ったとか、途中退職者が出たとか、そういったことで実績としては36名にとどまったということで、執行率が低くなっております。

いろいろ理由等があるかと思うんですけれども、一つの理由としましては、平成30年度から新専門医制度というものが始まりまして、研修プログラムというものが厳格化されたということで、大都市に流れる傾向がより強くなったというようなこともございます。そのようなことも一因かなと思っておりますけれども、とにかく地域医療を支えるための事業でありますので、この辺りはしっかりと病院事業

局と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○新垣淑豊委員** すみません、この事業で受ける医師の方に対しては、どういったメリットがあるんですか。

金銭的なメリットですか。

**○井上満男医療政策課長** 医師の方のメリットといいますか、先ほど申し上げた新専門医制度によりまして、医師になる方は、専門研修をしっかりとプログラムにのっかって受けていただき、最終的には専門医になるための試験を受けていただいて、認定された方が医師になりますので、その意味では必ず何らかのプログラムを受けないといけないということになっております。

そのため、ちょっと医師の方のメリットということとはなかなか申し上げるのは難しいんですけども、そこを我々のほうから病院事業局のほうに、県立病院でのプログラムで採用された方の人件費を補助しているという形になりますので、病院事業局のほうとしては、県立病院でしっかりと養成いただくというようなことが後押しできてるんじゃないかというふうに考えております。

**○新垣淑豊委員** それも分かるんですけども、例えば僻地医療、離島とか北部のほうに行って勤務していただくということは、以前もここでのやり取りをさせていただいたこともあると思うんですけど、なかなかそこに関わるという気分的なものですね、モチベーションがないと行かないですよというお話があったかと思えます。

なので、今、お話の中では、県立病院にとってはここから人件費を出してますよねってことなんですけど、その先のドクターがどういうメリットがあるのかどうかというまで考えたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、この辺りってどうですか。

**○井上満男医療政策課長** 確かに、ドクターにとってのメリットという部分では、この養成事業に関しては、そういったメリットをつくり出せてはいるのかなというふうに思います。

ただ、病院事業局のほうで、離島だったり、僻地の診療所に派遣いただく方の勤務手当というのはしっかりと措置していただいておりまして、例えば、すみません、名前があれなんですけれども、一番、僻地の診療所でいくと、月20万ぐらいの手当があったかと記憶しておりますので、金銭面というところでは、そういうメリットがあるかなというふうに思います。

あと、この事業ではないんですけども、地域枠とかの事業では、離島僻地に勤務する場合は、今の1年間勤務を、義務年限を軽減するとか、そういったメリットをもってやっていますので、勤務いただく方のそういったメリットといいますか、そういったインセンティブを与えるような感じの取組も、今少しずつやっているところでございます。

**○諸見里真医療企画統括監** 少し補足させていただきます。

恐らく、そこで研修を受ける医師のメリットということだと思います。

これについては午前中、病院事業局のほうで多分お話があった——中部の院長がお話しして、過去の歴史をやって、沖縄独特の制度をつかって、国がそれをある程度採用してきたというお話がありました。

ですから、総合診療医として、この中部病院、今、北部、南部に広げてますけど、そこで学ぶ、そこでスキルアップしていく、そこが大きなメリットです。それが、非常に求心力があった。

ただ、それを全国的にもそれをだんだん平準化、特に都市部はやってきていますので、そこで競争が少し出てきて、だんだんネームバリューという部分が少しずつ薄れてきている。

ただ、そこはしっかり保健医療部も一緒になって支えて、それを維持して、引き続き県内外から総合診療医をしっかり学ぶ部分を強化していきたいというふうに考えています。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

よく分かりました。

今後ぜひよろしくお願ひします。さらに強化もお願ひします。

続きまして、166ページです。

救急医療ですけれども、コロナ禍における課題とか、あとはどういった変化があったのかというのを教えていただければ。

**○井上満男医療政策課長** お答えします。

コロナ禍における救急医療につきましては、コロナ感染症患者の感染拡大、あるいは比較的軽症の患者が救急病院を時間外に受診する、そういったことがありまして、本来、救急病院が担うべき重症患者の受入れに支障を来したというような課題が生じました。

特に、直近の第7波におきましては、医療スタッフにおきましても陽性者が出たこと、あるいは濃厚接触者となり、勤務できずに人員が不足したと。

そういったことに加えて、こういった救急患者が増加したということもありまして、20余りの救急の

コロナ患者受入れ医療機関というのがございますが、最大で12の医療機関が診療制限を行うといったような事態になり、救急医療体制が逼迫したと、そういった状況がございました。

**○新垣淑豊委員** 何かのときにちょっと聞いたのが、中北部からわざわざ那覇まで救急で輸送されたよということを聞いたことがあるんですけども、北部といったらあれかな、中部地方ぐらいからですね。

今回のコロナにおいて、なかなか重症患者が受入れられなかったという部分もあったという話だったんですけども、具体的に、例えば患者の方の命に関わるとか、そういった事案というのは結構あったんでしょうか。

**○糸数公保健医療部長** いわゆる搬送困難事例ということで、その病院が決まるまでに30分以上かかるとか、4か所以上の医療機関にアタックして決まらないとかというふうなことで、これまで沖縄県の救急システムはそういうのがほとんどないというところを非常に特徴にしていたんですけども、この第7波の夏の流行では、コロナの患者と、それからコロナ以外の救急患者もやはり、この社会活動が活発になるにつれて増えてきたということがありましたので、直接命に関わる例は存じ上げませんが、医師会のほうも救急医療の非常事態宣言のようなことを発出したときに、そういう事例が、脳出血の事例が少し病院到着が遅れたというふうなことをおっしゃっておいりましたので、そういうふうな事例はやはり今回の大流行の中にはあった可能性はあるものと考えています。

**○新垣淑豊委員** もちろん、非常にこの新型コロナウイルスの流行というのは、これまでの流れでいくとイレギュラーな話だと思うんですけど、先ほどもお話あったように、ひょっとしたらこの感染というのは、今後何かしらのときに爆発する可能性もあるということなんですけど、そういった緊急の救急体制の強化というのは、今後どのようになさっていく予定でしょうか。

**○糸数公保健医療部長** 救急医療全般については、県の医療計画という中でその項目もしっかりありますので、5年度に策定をする第8次沖縄県医療計画の中に、救急の部会というのがありますので、現場の先生方等も含めてどういう方向性が必要なのかというふうなことをしっかりと議論をして、計画としてつくり上げていくということになるかと思えます。

コロナに関しては非常にイレギュラーという御指摘ですけども、県のほうとしては受診をしなくても登録できるように、オンラインで登録センターと

いうこともかなり陽性者が出ましたし、それから地区医師会、医師会の動きとして、例えば南部医療センターの救急で待っているコロナ患者を別のところに御案内をして、検査だけやるということで、その逼迫を解消するのにかなり役立ったというふうな取組もありましたので、こういうふうな取組を含めた議論になるかと思っています。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

今回の件を積み重ねて、またそういった体制づくりというのをぜひお願いします。

続きまして、168ページです。

168ページの薬学部なんですけれども、ここ数年、いろいろな調査をされてきたと思うんですけども、この薬学部の県内設置に向けての進捗について教えてください。

**○池間博則衛生薬務課薬務専門監** お答えします。

本事業は県内国公立大学への薬学部設置の必要性、可能性について調査することを目的として、令和2年度から令和3年度にかけて実施したところであります。

調査の結果、県内では、薬剤師の需要量が供給量を上回る状況が続き、需給の差は年々拡大していることが見込まれました。

また、アンケート調査及びヒアリングなどの結果から、県内国公立大学への薬学部設置の必要性が確認されましたが、課題として、学生定員、教員の定数の調整、用地確保、初期費用等の財源確保、実習先の確保などが確認されました。

今年度から、新たに県内国公立大学への薬学部設置推進事業を実施しており、県内国公立大学への薬学部設置に向けた基本方針を策定することとしております。

以上です。

**○新垣淑豊委員** 今、需給のバランスが非常に需要に振れてるということであったんですけども、ちなみに、以前も大分、沖縄県は人口当たりの薬剤師の数がたしか全国で一番少なかったと思うんですけど、今の状況というのはどういう状況なんでしょうか。

**○新城光雄保健衛生統括監** 2020年、令和2年12月31日時点の調査ですけども、そのときは人口10万人当たりの薬局とか医療施設に従事する薬剤師の数が148.3人ということで、全国で一番低くなっております。

**○新垣淑豊委員** それがまた拡大してきているのかというのは調査されてるんでしょうか。

**○新城光雄保健衛生統括監** この調査は2年に一度

の調査でして、一番新しいのが2020年という形になっております。

その前の2018年の調査ではさらに低かったので、年々、拡大してきているというような状況がございます。

**○新垣淑豊委員** まず、この新型コロナの中で調剤薬局が閉店してしまったという事例が幾つか聞いたことがあるんですけども、そういうものに関してはどのように捉えているのか。

**○新城光雄保健衛生統括監** 何て言いますか、近くにある個人経営の薬局においては、やはり後継者がいないということで閉店しているということは聞いたことがございます。

**○新垣淑豊委員** 分かりました。

もう時間もありませんね、すみません。

ちなみに、これ薬学部の設置に向けて、県としていつ頃までにできたらいいなという目標ってお持ちですか。

**○新城光雄保健衛生統括監** 薬学部の設置につきましては早いほうがよろしいんですけども、一応この辺にいては今、検討会を立ち上げてますので、その中でいろいろ話をして、その中で県内の国公立大学で薬学部が設置できる可能性があれば、一日でも早く設置に向けてやっていきたいというふうに考えております。

**○新垣淑豊委員** 分かりました、ありがとうございます。

じゃあ次、177ページですね。

ひきこもりの件ですけども、この課題の中にひきこもり担当部署が決まっていない市町村があるというふうにあるんですけど、どれぐらいの市町村がこれ決まっていないのかというのを教えてください。

**○新里逸子地域保健課長** お答えします。

厚生労働省の調査によりますと、令和3年度末時点で、県内41市町村のうち18市町村がひきこもりの担当部署が決まっていない状況となっております。

**○新垣淑豊委員** これ理由って、それぞれ違うと思うんですけども、主にどういうことが挙げられているのでしょうか。

**○新里逸子地域保健課長** 主な要因としましては、人員不足や知識、ノウハウの不足、財政的な問題などが指摘されておりますが、また団体の中での担当部署の調整や、小規模自治体などで設置の必要性を感じないといった声もあります。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

じゃあ、ちなみに離島とかはね、そういうのが、なかなか人的なもの、財政的なものは厳しいと思う

んですけど、都市部で設置されていないところってありますか。

**○新里逸子地域保健課長** 担当部署が設定されていないということで、18市町村のうち沖縄市、宮古島市、南城市といったところがございますが、そういったところは暫定の担当ということで置いておまして、県から、国からの通知だとか、そういった周知を受ける窓口は置いております。

内部、組織の中でまだ明確に担当部署として設定ができていないという状況です。

**○新垣淑豊委員** 分かりました、ありがとうございます。

ごめんなさい、もう時間ないので。

178ページの、母子健康包括支援センターなんですけど、これって、包括支援センターは、利用というのはそれぞれの市町村単位なのか、もしくはその広域で利用することができるのかというのを教えてください。

**○新里逸子地域保健課長** お答えします。

各市町村で設置しております母子健康包括支援センターは、基本的にはその市町村の住民を対象にしておまして、切れ目のない支援を行うということになっております。

妊娠届出時に把握された方を長期にわたって支援しておりますが、里帰り出産とか、そういったことで他の市町村に移動する際に、必要な支援を受けることが対象になります妊産婦につきましては、その里帰り先の包括支援センターと情報共有をして対応しているところでございます。

**○新垣淑豊委員** ぜひ、今おっしゃっているように、里帰りで出産される方もいると思いますので、その情報の共有とか仕組み、ちゃんとおつくりいただけたらありがたいなと思います。

あと最後、184ページの水道広域化ですけども、すみません、座間味の進捗状況を教えてください。

**○田端亜樹衛生薬務課長** お答えします。

県は、水道広域化のステップ1として、本島周辺離島8村において水道広域化に取り組んでおり、栗国村は平成30年3月、北大東村は令和2年3月、座間味村阿嘉・慶留間地区は令和3年3月、伊是名村は令和4年8月から県企業局による水道用水の供給を開始しております。

今後も南大東村は令和4年度、伊平屋、渡嘉敷村は令和5年度、渡名喜村は令和6年度に県企業局による水道用水の供給が拡大される予定となっております。

座間味村座間味地区におきましては、県企業局が

令和4年9月に設計業務の委託契約を行っておりまして、令和5年度から工事に着手し、令和7年度に県企業局による水道用水の供給が開始される予定となっております。

**○新垣淑豊委員** 少しでも早い完成をしていただけたらなということを要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○末松文信委員長** 小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員** まず、今出している沖縄県内部統制評価報告書の公文書の紛失の件、概要は一応書かれているのですが、詳しく説明をお願いします。

**○末松文信委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、小渡委員から、報告書6ページのこととの補足説明があった。)

**○末松文信委員長** 再開いたします。

古市実哉保健医療総務課長。

**○古市実哉保健医療総務課長** 個人情報紛失ということでございますけれども、実は、個人情報が含まれた資料を用いて、執務室とは別の相談室のほうで文書資料の入力システムのほうへの入力作業を行っていて、その後当該文書を所定の保管場所に戻さずそのまま置いたままで部屋を出たということであります。

また、この執務室とは別の相談室で作業をしていたときに、文書の廃棄作業が別に行われておりまして、その文書の廃棄に乗じて、この置いたままにしておいた個人情報が含まれた文書が、恐らく廃棄されたであろうということで、後日、その当該文書が所定の位置にないということを確認をして、所属内をいろいろ探したんですけれども、見つからなかったということで、先ほど話したように、同じ部屋で作業をしていた文書の廃棄に紛れて紛失したということで、事案が発覚したというものでございます。

**○小渡良太郎委員** これについて対応はどのようにされましたか。

**○古市実哉保健医療総務課長** 再発防止の対策としましては、当該その個人情報が含まれた文書をつづるファイルの背表紙に保管場所を明記して、使用後は保管場所に戻すということ。

それから、別の作業で文書の廃棄をしておりまして、その廃棄時には、きちんと廃棄リストと十分照合しながら、文書の管理、廃棄の方法を見直すということで、所属のほうにおいては、所内全職員に文書の在り方の内部研修を行っております。

また、部内については、こういった事案があるということで、情報共有を図り、部としても、こういっ

た事案が再発しないように取り組んでいるところでございます。

**○小渡良太郎委員** 内部統制評価報告書の中で、こうやって記載があって、今の答弁ももちろんあったとおり、個人情報の流出にはなるんですけれども、再発防止に努めているのは、もちろん重々承知はしているんですが、この紛失した情報の210名の個人情報ということだったと思うんですけれども、対象者に対してどんな形で説明をしたとか、あと、経緯について、どういう形で外に向けてやったとかということまで教えてください。

**○糸数公保健医療部長** 紛失したと思われる情報の対象者については、謝罪文というものを送付して、外部に出た形跡はなかったもので、紛失しましたということで謝罪を文書で行ったということです。

それから、公表につきましては、保健医療部長が、通常ブリーフィングということで毎日記者会見をやっていますので、その中で、この事案についても説明をして、謝罪をしたというふうな経緯となりました。

**○小渡良太郎委員** 紛失なので流出をした可能性というのは、今説明を聞いて著しく低いところだと思っておりますけれども、文書の取扱い、公文書ですから、しっかりとやっていただきたいと思っております。

次のページのウのところでも、これは報道でもあったのかな、自宅療養期間中の外出というところでもやっぱり指摘をされていますから、もちろん私が一言言わなくてもしっかりとやっていると思うんですが、改めて、今後こういうことがないようにしっかりやっていただきたいとお願いをいたします。

次に、審査意見書の30ページ、衛生費のところ、この不用額が96億9410万8986円という形で、前年比較してもかなり不用額が出てるんですけれども、この理由——7割医務費というところで下のほうに書かれてはいるんですが、説明をお願いします。

**○糸数公保健医療部長** 令和3年度決算において約98億円の不用が出ているというのは先ほど冒頭で御報告をさせていただきました。

内容についても、先ほどございましたように、コロナに関する協力金事業、それから医療機器の購入等、ほとんどがコロナ関係の予算というふうになっているところでございます。

保健医療部にとっても、かなり多額の、急に予算が増えたというふうなところがありまして、適正な執行に努めていたところですが、どうしても予算が足りなくなると事業執行が滞ってしまうというふうなところが対策上ないということ、



多めにといますか、そういう積算をして対応したと、十分な予算を確保した結果というところも少し要因としてあるのではないかと考えております。

**○小渡良太郎委員** でも、この不用額が100億近く出るというところについては、全体の予算額からしたら1割ちょっとだとは思いますが、やはりちょっと多いのかなという気がします。

万全の対策を取るために、しっかりとお金を準備をしてたというところでも理解はできるんですけども、やはりこの多過ぎることにならないように、令和3年度はコロナ2年目——1年目のいろいろ経験が蓄積された状況でもあったと思いますので、急拡大でPCRやるとか、ワクチンも接種が始まったとか、いろいろ動きが出てる中ではあると思うんですけども、やはり執行率の部分も含めて、次年度以降しっかりやっていただきたいとお願いいたします。

そのまま、コロナに関して、いろいろと聞き取りはされているので、ワクチンのことをちょっとお聞かせいただきたいんですが、ワクチンの接種回数と、あと調達量に関して少しデータがあれば教えていただきたいなど。

ワクチンのロス結構心配する声、税金でワクチンを打っていますから、どれぐらいロスが出ているのかということもいろいろと気になるので、少し教えてください。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えします。

沖縄県には、これまで約387万回分のワクチンが配送されており、令和4年5月末までに県全体で約9万4000回分のモデルナワクチンを廃棄しております。

これは公表もしておりますが、国のほうからは接種現場や自治体の負担等により廃棄となったワクチン数の実態調査を行わないという方針も示されたことから、公表した以降は、それ以降の各市町村の廃棄状況については今のところ把握はしていません。

今後も貴重なワクチンの廃棄を少しでも減らすように、市町村と連携して接種の促進に努めていきたいと考えております。

**○小渡良太郎委員** このコロナワクチンについては、賞味期限が、賞味期限で言っているのか分からないんですけど、味じゃないので。短いという特徴もあったと思います。

例えば、ワクチン接種率も今、沖縄県は低いという中で準備しているのにロスが出てしまうということになってしまうと、令和3年度はスタート時期ですからしょうがないにしても、令和4年度以降は、

やっぱりそういうのも厳しく見られてくるのかなというところも、正直感じておりますので、ぜひ、これについても令和3年の状況をしっかりと分析をした上で、このロスができるだけ少なくなるようなワクチンの接種、率も低いですから啓発も含めて、努力していただきたいとお願いをして終わります。

**○末松文信委員長** 石原朝子委員。

**○石原朝子委員** よろしくお願ひします。

審査意見書の79ページ、一般会計収入未済額前年度比較表なんですけれども、その中にあります県立看護大学入学料が前年度比較して20%増の収入未済額になっておりますけれども、その理由を教えてくださいませんか。

**○古市実哉保健医療総務課長** 理由の話の前に、ちょっとこの収入未済、どのような形で出るかというのを、ちょっと説明させてください。

この県立看護大学の入学料の収入未済につきましては、まず令和3年度については、令和4年度入学者の入学料の収入未済でございます。

これは令和4年度の入学生は、令和4年3月、つまり令和3年度の間に入学期を納めるということになっておりますので、調定を令和3年度に行っております。

また、一方、入学料の免除、あるいは減額の申請をした者につきましては、減免の可否の決定、これは令和4年7月になりますけれども、その決定があるまでは、入学料の徴収を猶予するという事になっていることから、年度をまたいで収入未済となっているものでございます。

そうしたことから、令和3年度の収入未済なんですけれども、令和3年度入学者の入学料の収入未済はないという形になっています。

**○石原朝子委員** 確認しますと、令和3年度の収入未済額はゼロということなんですね。

令和4年度に入学された方の分の収入未済額というのはないということですね。

**○古市実哉保健医療総務課長** 当然、入学料をお支払いいただければ入学できませんので、減免申請していない人は期限内に入学期を納付しています。また、減免を受けられている方は、そのままいいんですけど、減免を受けられなかった方については、速やかに入学料を納付するように通知をして、速やかに納付してもらっているので、結果としては、収入未済はもう解消されるというような状況です。

**○石原朝子委員** ではこの減免申請された、対象になった人数を教えてくださいませんか。

**○古市実哉保健医療総務課長** 令和3年度、つまり、

令和4年度の入学者の方で減免申請した方は24人いらっしゃいます。

**○石原朝子委員** この24人全てが該当されたわけですね。

申請はされて減免されたわけですね。

**○古市実哉保健医療総務課長** 減免に該当するかどうかは一応審査をしないといけませんので、この24名の申請された方のうち、残念ながら2人の方は対象外ということで、減免あるいは免除は受けられておりません。

**○石原朝子委員** じゃあ、そうしますと、22名が減免されたということになるわけですね。

分かりました。

では、続きまして、この同じ79ページのほうに、今回皆増となっております弁償金、額は6万円なんですけれども、この弁償金というのがどうしてこう発生されたのか、理由をお聞かせ願います。

**○井上満男医療政策課長** この弁償金ですが、元職員が行った不正発注に基づき、物品を納入した業者が未払い金の支払いを求めた民事訴訟があったんですけれども、そこで県が未払い金として支払った和解金、こちらが248万円ぐらいあって、それ以外にも遅延損害金、これが約67万円ございました。

そちらについては和解が成立したんですけれども、その和解金を当該元職員に求償するための金額、これが約315万ほどあるんですけれども、当初は一括でという話で進めていたんですけれども、いろいろ、支払い能力だったりとか、資産の調査とか、そういったものを長年やったところ、ちょっと一括で支払うということが難しいということで、令和4年3月に、令和6年2月までの3年間、月額2万円、最終また245万ということになっているんですけれども、そういった債務支払計画を承認しまして、毎月2万円ずつ支払っていただいているところなんですけれども、このうち令和3年度に調定をしていた額から実際に収納した額を差し引いた6万円が収入未済として今残っているというものとなっております。

**○石原朝子委員** この6万円は3年度は未納でしたけれども、この4年度、現年度では収納されていますでしょうか。

**○井上満男医療政策課長** 令和4年度に入りましてから、令和4年6月に令和4年1月分の納付があったところなんですけれども、そこからちょっとまた支払いが滞っている状態でございますので、そのため、本人にも担当職員から連絡をしまして、支払いの意志だったりとか、今現在仕事をやっているのかどうかといったところを確認いたしまして、本人から

は、仕事は継続しているものの生活が厳しく、今のところ、支払いに回す余裕がないというような回答をいただいておりますが、納入する意思は持っているということなので、その意思が途絶えないように、しっかりとフォローをしながら、電話等でフォローしながら、回収に努めていきたいと考えております。

**○石原朝子委員** 改めて、ちょっと分かりにくかったので聞きますけれども、この職員から、本来、納めてもらうべき額が幾らで、そして、今現在滞っている額を教えてくださいたいと思います。

**○井上満男医療政策課長** 全体の、支払っていただく額としましては315万円余りになります。

そのうち、この支払いが始まったのが令和3年度からになりますので、3年度に24万円納入するところを、6万円が未済となっておりますので、今のところ、その納入できた額としては18万円となっております。

プラス、すみません、本年の6月に1か月分納入していますので、20万円が納入されたということになっております。

**○石原朝子委員** ですから、315万、この職員から取らないといけないんですけれども、まだ納められていない金額は幾らですかと。

ちょっと教えてくださいませんか、現時点で。

**○井上満男医療政策課長** すみませんでした。

315万7413円納めていただかないといけないんですけれども、20万円を納入いただいていますので、現在残っている額としましては295万7413円になります。

**○石原朝子委員** じゃあ、担当課としてはしっかりとそれを納付させるように促していらっしゃるということですね。

**○井上満男医療政策課長** 先ほど申し上げましたとおり、本人にまず連絡を取って、しっかりとそこに居住しているという確認と、あとは支払い能力があるかどうかということで、経済的な状況ということで、仕事をしている、勤務しているという状況も確認しています。

本人も支払う意思は示していただいておりますので、まずはちょっと様子を見ながら、定期的に支払いがあるかどうかですね。

それがまだ滞るようなことが続けば、また面談に行くとか、次の手だてを考えていきたいというふうに考えています。

**○石原朝子委員** ぜひ、そういった弁償金については、やはりその本人ももちろん、様子を見ながら、気を配りながらと考えますけれども、そういった、

本来納めるべきはしっかりとまた徴収していただきたいと思います。

これで私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

**○末松文信委員長** 以上で、保健医療部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**○末松文信委員長** 再開いたします。

次に、決算調査報告記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、各委員から提起のありました総括質疑について、これを提起しようとする委員から、改めてその理由を説明した後、当該総括質疑を報告することに反対の意見がありましたら、各委員から御発言をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑の順番をお願いいたします。

小渡委員お願いします。

**○小渡良太郎委員** 昨日の教育委員会の決算審査冒頭で、この件を改めて確認の意味で聞いたんですけども、今まで通常の委員会でも、再三、総務部が所管しているんだったら、そこも同席も含めて、原因説明等々の要望、一度ではなくて何度かやってきてはいるんですけど、そういったものも今までなかったというところもありますし、やはり僕の地元でもあるので周りから、これと、ちょっと関係ないんですけども警察署の件については、その後、県から一切何の発表もないというところで、かなり県民から不信感というか、ちゃんとやっているのというふうに言われることも結構多くあります。

令和3年度の中で起こった事案でもありますし、委員会でも集中審議という形でさせていただいた案件でもありますので、やはりここはしっかりと決算の中で今は知事部局が所管しておりますから、確認をする必要があるだろうという理由から総括質疑に上げさせていただきました。

**○末松文信委員長** ただいま小渡委員から説明がありましたけれども、これに対して何か反対の御意見がありますか。

休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から、本委員会に調査依頼された所管事務に関することにこの総括質疑が該当するのかの確認に対し、委員長から該当するものと考えるとの説明があった。)

**○末松文信委員長** 再開いたします。

ほかに反対の御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○末松文信委員長** 意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

総括質疑につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

御提案はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○末松文信委員長** 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○末松文信委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月25日火曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月26日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

令和4年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月21日（金曜日）  
開会 午前10時4分  
散会 午後5時3分  
場所 第2委員会室

自然保護課 古波蔵 みな子さん  
生物多様性推進監  
環境再生課長 與那嶺 正人君  
企業局長 松田 了君  
企業技術統括監 石新 実君  
総務企画課長 仲地 之君  
配水管理課長 米須 修身君  
建設課長 比嘉 悟君

本日の委員会に付した事件

- 1 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第27号議案
- 2 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第28号議案
- 3 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について（環境部所管分）認定第1号
- 4 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について 認定第22号
- 5 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について 認定第23号
- 6 決算調査報告書記載内容等について

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和4年第6回議会乙第27号議案、同乙第28号議案の議決議案2件、令和4年第6回議会認定第1号、同認定第22号及び同認定第23号の決算3件の調査並びに決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、企業局長から企業局関係決算事項の概要説明を求めます。

○松田了企業局長 令和3年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の2件の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本日は、スマートディスカッションにより掲載されております決算書及び議案書（その2）により御説明させていただきます。

今御覧のページが、令和4年第6回議会認定第22号令和3年度沖縄県水道事業会計決算の報告書の1ページでございます。

（1）収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計298億1287万7000円に対して、決算額は297億4234万3928円で、予算額に比べて7053万3072円の減収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における、給水収益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計

出席委員

委員長 瑞慶覧 功君  
副委員長 下地 康教君  
委員 仲里 全孝君 座波 一君  
吳屋 宏君 照屋 守之君  
玉城 健一郎君 島袋 恵祐君  
比嘉 瑞己君 崎山 嗣幸君  
新垣 光栄君 金城 勉君

説明のため出席した者の職、氏名

環境部長 金城 賢君  
環境保全課長 渡口 輝君  
環境保全課 横田 恵次郎君  
基地環境対策監  
環境整備課長 久高 直治君  
自然保護課長 出井 航君

298億535万5963円に対して、決算額は289億2860万1793円で、翌年度繰越額が1億3018万3798円、不用額が7億4657万372円となっております。

不用額の内容は、第1項の営業費用における動力費等の減少によるものであります。

続いて、2ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計168億9963万1000円に対して、決算額は106億5232万9113円で、予算額に比べて62億4730万1887円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計219億5154万6625円に対して、決算額は151億4704万2200円で、翌年度への繰越額が64億6519万7020円、不用額が3億3930万7405円となっております。

繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、必要な追加工事の検討や関係機関との協議、許可等に不測の日数を要したことによるものであります。

不用額の内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益155億8066万8680円に対して、2の営業費用は267億104万6335円で、111億2037万7655円の営業損失が生じております。

3の営業外収益125億8879万4917円に対しまして、4ページの4の営業外費用は9億840万6248円で、右端の上のほうにございますけれども、116億8038万8669円の営業外利益が生じており、経常利益は5億6001万1014円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は5億6525万9386円となり、この当年度純利益が、当年度末処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますけれども、資本合計の前年度末残高473億1005万6236円に対し、本年度変動額が5億6523万5903円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は478億7529万2139円となっております。

6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

ます。

右端の未処分利益剰余金については、当年度末残高5億6525万9386円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、議会の議決を経まして、減債積立金に積み立てることを考えております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページの中頃になりますけれども、資産合計4224億2039万4696円となっております。

負債の部につきましては、御覧いただいております9ページの負債合計3745億4510万2557円となっております。

資本の部につきましては、御覧いただいている10ページの下から2行目となりますけれども、資本合計478億7529万2139円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上が、令和4年第6回議会認定第22号令和3年度沖縄県水道事業会計決算の概要でございます。

次に、ただいま通知いたしました決算書の45ページを御覧ください。

引き続きまして、令和4年第6回議会認定第23号令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計7億1393万2000円に対して、決算額は7億692万7482円で、予算額に比べて700万4518円の減収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計6億6377万8937円に対して、決算額は6億2431万6018円で、翌年度への繰越額が129万7822円、不用額が3816万5097円となっております。

不用額の内容は、第1項の営業費用における修繕費等の減少によるものであります。

続きまして、46ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計1億4196万2000円に対して、決算額は9413万5200円で、予算額に比べて4782万6800円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第1項の国庫補助金が減少したことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億8828万1422円に対して、決算額は1億6308万2340円で、翌年度への繰越額が1159万7958円、不用額は1360万1124円となっております。

繰越しが生じた要因は、第1項の建設改良費において、工事の実施に際し、想定外の事由による追加工事の検討等に不測の日数を要したことによるものであります。

不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、47ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益3億3241万8765円に対して、2の営業費用は5億8437万9920円で、2億5196万1155円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億3743万1089円に対して、4の営業外費用が992万1489円で、右端の上のほうになりますけれども、3億2750万9600円の営業外利益が生じており、経常利益は7554万8445円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は7574万6908円となり、これが前年度繰越欠損金21万176円を補填した後の7553万6732円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、49ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高14億5653万6425円に対し、当年度変動額が7574万6908円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は15億3228万3333円となっております。

次に、50ページの剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

右端になりますけれども、未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高7553万6732円の全額を今後の建設改良費の財源に充てるため、建設改良積立金に積み立てることとしております。

次に、51ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、52ページの中頃になりますけれども、資産合計60億86万6100円となっております。

負債の部につきましては、負債合計44億6858万2767円となっております。

資本の部につきましては、表示されましたページ

の下から2行目になりますけれども、資本合計15億3228万3333円となっております。

なお、55ページから57ページは決算に関する注記、また59ページ以降につきましては決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上が、令和4年第6回議会認定第23号令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算書の概要でございます。

続きまして、2事業の決算で生じた未処分利益剰余金の処分につきまして、議案を提出しておりますので、その概要を御説明申し上げます。

令和4年第6回議会乙第27号議案令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金5億6525万9386円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

続きまして、78ページでございます。

令和4年第6回議会乙第28号議案令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金7553万6732円の全額を、今後の建設改良費の財源に充てるため、建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

以上で、令和4年第6回議会乙第27号議案及び令和4年第6回議会乙第28号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号

及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに企業局関係決算事項に対する質疑を行います。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしく申し上げます。

令和3年度の決算ということで、令和3年度、この粒状活性炭の全部の池の中の半分を切り替えたと思うんですけども、その切替え状況について1点、お願いいたします。

○米須修身配水管理課長 北谷浄水場の粒状活性炭の取替えに関しましては、全16池のうち、これまで令和3年度までに半分の8池を取り替えておりまして、今年度はこの後、残る8池のうち4池、そして令和5年度に残りの4池の取替えを予定しているところであります。

また、取替事業費の総額としましては、約13億9000万円となっております、その年度別の内訳としましては、令和2年度、3年度が共に約3億5000万円、令和4年度が約3億4000万円。そして、令和5年度は約3億4000万円の見込みとなっております。

○玉城健一郎委員 これ13億9000万ということで、総額で。粒状活性炭、実際この令和3年度に切り替えて、今年度——令和4年度の数值というのはとてもPFOSの検出量ってすごく減っていると思うんですけども、実際どれぐらい減ってきているのか現状を御説明お願いいたします。

○米須修身配水管理課長 北谷浄水場の浄水のPFOS等検出濃度につきましては令和3年度が平均値12ナノグラムパーリットルでありました。令和4年度に入りまして、4月から8月までの測定値になりますが、最大値で6、最小値が3、平均値が4ナノグラムパーリットルとなっております。

○玉城健一郎委員 これ大分減ってきたと思いますし、今後また今月からはまた、北部の水を使いながらやっているといます。もっと減っていくと思うんですよ。残る池として半分、今年度中に4分の1で、来年度に4分の1切り替えれば、もっとPFOSの数值というのは減ると思うんですね。ぜひ、

この粒状活性炭の切替えについては、早急にやっていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○米須修身配水管理課長 活性炭の取替えは防衛省からの補助を受けて取り組んでいるところでございます。その発注の工程としましては、まず、補助金交付決定後に発注手続を開始する手順を取る必要があります。今年度は5月16日の決定日同日に発注に係る公告を開始しております。これ以上の早期発注は難しい状況にありますが、次年度も同様に最短での手続が開始できるよう、準備を整えておきたいと考えております。

○玉城健一郎委員 すみません、もう涙ぐましい努力をしていただいて、ありがとうございます。

ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 安全で低廉な水道水の供給という意味では、成果報告書の462ページの中でちょっと聞いていきたいと思っておりますが、PFOAの問題で市民団体が血中濃度を調査したということが報道されておりますが、これが極めて高い濃度が出ているということなんです。知事が最近、今回の市民団体の調査結果と、それから海外の調査事例を研究するというで発言しているんですが、これ早急にしたほうがいいと思うんですが、この辺の具体案を示してくれますか。

○石新実企業技術統括監 今後の企業局の血中濃度調査に対する考え方でございますけれども、現在、これらの点について、局内でも解析を行っているところです。関係部局でもやっているところですけども、ただ、現時点ではこういった原因、あるいはそれに対する取組方法というのを明確にお答えすることは、今の時点ではちょっとできかねるところですけども、国においても情報収集し必要な対策をしっかりと検討したいという新聞報道もありましたので、我々としても国の動向などの情報収集と併せて、可能であれば今回分析を実施した京都大学の原田先生ですか、あるいはそのほか専門家の御意見をお伺いした上で、企業局としての考えを整理していきたいと、現時点ではそのように考えているところです。

○崎山嗣幸委員 じゃあ知事が17日の新聞報道でも言っていますよね。この市民団体の調査結果と、海外の調査事例を研究すると言っているんですが、これは知事が言ってるわけだから、皆さんにとっても、知事がそう言っている以上、そういう方向で結果分析していくと私理解しているんですが、そういう方向で手だてに入っているということではないのです



か。

○石新実企業技術統括監 先ほど申し上げましたけれども、企業局においても市民団体の報告書を入手しまして、解析分析しているところです。

○崎山嗣幸委員 これだけの高い濃度が出ているという意味では、深刻感や県民の不安もあると思うんですが、体内にそれだけね、血中濃度が高く出てきたということについては、企業局としても、安全な水に対する不安感が増していることに関して、市民団体の調査結果の分析というのは急いだほうがいいと思うんですが、これはめどはないのですか。

○石新実企業技術統括監 先ほども申し上げましたけれども、これから専門家の御意見も伺って整理していきたいと考えている状況でして、ちょっとめどを今申し上げることは、申し訳ありませんけれどもできない状況です。

○崎山嗣幸委員 さっき、玉城健一郎委員のほうからも、活性炭の効果というのが出てくるかという事例も出ているんですが、この辺は、血中濃度を調べたという意味では、やっぱり健康にリスクがあると言われてるので、これが基準値もそうなんです、これがほとんど体内で分解されないで蓄積されて、発がん性とか、低体重性ということで相当不安になっていると思いますが、これは今言っているように、原因究明というのか、本当にこれが体内へどの程度の量でね、そういった発がん性とか、健康リスクがあるかについては、しっかり調査結果として出していないと、不安は解消されないと思うんですよね。

だから、先ほどから繰り返されているように、今言っているように、じゃあこの活性炭を切り替えて、これが出てこないのかということも含めて、従来のものが残っていて、血中濃度が高かったかどうかも含めて、一般の市民に分からないわけですね。だから、そういった意味で分析、民間団体がやったことについての分析については、行政側としても重要だと思うんですが、これは企業局としては、その辺の血中濃度が出ている人体へのリスクについては、どんなふうを考えていますか。

○米須修身配水管理課長 繰り返しになるところもございまして、市民団体がを行いました血中濃度の調査につきましては、現在、関係部局で解析を行っているところでありまして、仮に血中濃度が高い原因が水道水と仮定した場合に、なかなか説明しづらいデータがあることから、現時点で血中濃度が高い原因を明確にお答えすることは困難な状況となっております。先ほども統括監のほうで述べておりましたが、原田先生をはじめ、専門家の御意見も賜りな

がら、その解析に努めてまいりたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 水質調査については、これまで環境部のほうでもなされていて、県もと言うのかね、大体基準値が50ナノグラムと決めて、しかし、それ以上、この間、水質調査で出てきたという事例があるので、この水質調査で出された部分が基準値も超えたということが若干あったことを含めて、これとの因果関係とかについては全くないということと言えるんですか。

○石新実企業技術統括監 今回の調査結果の中では、水道水の飲用なしと比べ、飲用ありの血中濃度が高くなっているという、確かに水道水が原因というのを示唆するようなデータもあるんですけども、ただ、より詳しく見てみますと、北谷浄水場の供給先である宜野湾市長田よりも、PFOS等がほとんど検出されていない石川浄水場の供給先である嘉手納町のほうが高くなっているであるとか、また、北谷浄水場の供給地域であっても、地域によって濃度に大きな差があるということが分かります。また、企業局が水道水を供給していない大宜味村でも検出されているといった事実がありますので、もう少し内容を詳しく見て、専門家の御意見も伺った上で解析していきたいなと思っているところです。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、そういった血中濃度が高く出たり、あるいは、環境部がやった水質調査も含めて高めに出たり、あとはどうしても米軍基地絡みの中で河川とか、あるいは土砂とかからについての結果が出てくるときに、この辺が極めて重要な問題になるので、原因が分からない状態で進むこと自身がやっぱり住民の不安と健康へのリスクが高まっていくわけだから、これは早めに国がやるべき事例と、あるいは県がやるべきものとしてしっかりやって、県民にこの安全であるということをやっているかなければ、不安は増すと思うんですよね。

この辺はぜひ、米軍基地への立入調査もそうだけど、国へのまた疫学調査も含めて、あるいは県がやるべきことも含めて明確に、局長、県民の不安を解いていくということの責務があると思うんですが、局長いかがですか、それは。

○松田了企業局長 我々も今回の血中濃度の公表につきましては、非常に検出されたということについて、大きく受け止めている状況がございまして、

今のこの企業局、あるいは県の役割、国の役割についてですけども、我々、従来から立入りをして基地の中について調査をしていきたいということで申請もしてはいますが、長い間それが結論が出ず

に許可が下りていないということもありまして、知事のほう令和3年2月、それから今年の7月にも池田副知事が上京して、立入り、あるいは国の調査をやってほしいというのを要望していますし、また8月には、照屋副知事が沖縄防衛局長と、それから外務省の特命全権大使の沖縄担当、それから在沖米軍地域調整官、沖縄総領事などに対して直接面談して、県の要望を伝えるということで、我々のほうとしては、県の要望を直接知ってもらって対応してもらおうという取組は、今、鋭意やっているところです。

引き続き、委員御指摘のように、原因が分からないと改善もできないし、それから、根本的な改善ですけれども、対応をどうするかということについてきちんと国に求めていきたいと。

一方で、今、企業局がじゃあ何ができるのかというところですが、そこは、なるべくPFOS濃度の高い中部、河川、あるいは地下水を抑制するというので、今、その作業も鋭意やっております、それから、先ほど玉城委員のほうからも御指摘ございましたけれども、PFOSの吸着能力の高い活性炭への取替えを進めるということで、今、この浄水中のPFOS濃度を可能な限り低減するという対策を、鋭意、今、進めているところでございます。

**○崎山嗣幸委員** 局長、そういったふうにはしっかり努力してもらいたいと思いますが、実際、米国の環境庁の勧告値も、相当厳しく厳格に求めて、これが微量でもPFOAを出すことは人体に害があると言われていたぐらいなので、ぜひそれは深刻に受け止めて、今、企業局の役割、なすべきことについてはしっかりやってもらいたいというふうに思います。

終わります。

**○瑞慶覧功委員長** 新垣光栄委員。

**○新垣光栄委員** それでは関連して、今回のこのPFOSの問題で、粒状活性炭を今、あと残り4池ですよね。その部分が全部もう設置が終わった場合に、どれぐらい今、PFOSの残留——先ほどは6から3、平均で4になっているとお聞きしたんですけど、全部完了した場合に、もっと下がるのか、もうここで維持するのか、聞かせてください。

**○米須修身配水管理課長** ただいま北谷浄水場では、高機能活性炭への取替えを進めているところでございまして、これまで16池のうち8池、今年度で4池、次年度で残りの4池を交換予定となっております。これまでのデータを見ますと、高機能活性炭に取り替えました8池の検出データは、最大で1ナノグラムパーリットルという状況となっております。

我々は、高機能活性炭の取替周期を4年と設定し

ておりまして、その間はその機能が継続できると考えております。その高機能活性炭、全てを取り替えることによって、今述べました1ナノグラムパーリットル、それと同レベルに抑制ができるのではないかと考えているところでございます。

**○新垣光栄委員** すばらしいことだと思います。高機能の粒状活性炭を16池全部替えると、1ナノグラムまで落とせるということだと思いますが、それに伴う費用ですね。4年に一度取り替えていく、16池を。そうしたら、費用面としてはどれぐらいの費用になるか教えていただけないでしょうか。

**○米須修身配水管理課長** 取替事業費につきましては、総額で約13億9000万円となっております。

**○新垣光栄委員** これは16池全部取り替えて、それでいいと理解してよろしいですか。

**○米須修身配水管理課長** はい、そのとおりでございます。

**○新垣光栄委員** それを4年に一度取り替えていくということで、その費用の3分の2は防衛省が出していただいているというんですけど、3分の1は私たち県費で出しているわけですよね。全額本来は防衛省に請求できると思うんですけども、その辺の交渉はなさっているのかどうか。

**○米須修身配水管理課長** 粒状活性炭につきましては、従前からトリハロメタン対策としまして導入されており、年間約1億6000万円の取替費用がかかっておりました。PFOS等吸着効果の高い活性炭への取替費用は、年間約3億5000万円となっておりますが、防衛省補助の活用により、企業局の負担は約1億2000万円となるため、単年度当たり約4000万円の費用削減となっております。

ただし、導入から4年目を迎える令和6年度以降、再度の取替えが必要となりますが、その費用については補助の確約が取れていないため、国に対し、PFOS等対策にかかる費用負担を求めてまいります。PFOS等問題の解決には、汚染源の浄化など抜本的な対策が必要であると考えており、引き続き国や米軍に対し、必要な対策の実施と企業局が実施するPFOS等対策にかかる費用負担を求めてまいりたいと考えております。

**○新垣光栄委員** それでは、この今の基準では1ナノグラムということで、米国の基準を想定した場合、もう使えないということになると思うんですよ。この高機能の活性炭も使えなくなるということであると思うんですけども、そういった場合の対策としては、先の対策なんですけれども、どのように考えているのかお伺いしてよろしいですか。

○米須修身配水管理課長 先ほど局長からも話がありました。浄水場での処理対策、それと別に水源対策ということで、水事情が良好な時期においては、中部水源を停止している状況が今現在続いております。そういった取組とともに、また今年度から水源別対策への調査というところも始めております。こういった取組と浄水場での高機能活性炭への定期的な取替えというところで、その基準内への対応というところを進めてまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 この1ナノグラムでは、もう米国基準の、環境省のでは対応できないということ前提とした場合、次の手だて。今は基準内だから1ナノグラムで、粒状活性炭へ替えていくので対応できていますよという意図だと思いますけど、これが米国基準の厳しい基準になるともう対応できないわけですよ、粒状活性炭でも。そういうときの、先の対策として今考えないといけないと思います。先、先を読んでですね。そうした場合の先々の対策として、企業局はほかにも、今、北部水源を活用するというのもあるんですけども、もう中部水源は止めるのか、完全に中止して設備も解体するとか、そういうふうなところまで考えないといけないとは思っているんですけども、先々までですね。そういうのを考えているかということなんです。

○松田了企業局長 今、米国のほうで生涯健康勧告値の暫定値がPFOSが0.02、PFOAが0.004という数字、ナノグラムパーリットルという数字が出ておりますけれども、米国がこれを公表した際にも、まだそこまでの低い濃度のPFOSを測る技術ですね、それから、それを落とすための技術はまだ開発されていないという前提だということになっております。我々のほうも、今、そういうごく微量の分析をできる手法が、今日本にもございません。

ということで、国に対しては、今後のこの生涯健康勧告値の暫定値が出た背景、あるいは、今後、どういうふうにしてやっていくのかということ、国にも要望しているところでございます。

当然、今後そういう厳しい基準になった場合に、それをクリアするための技術開発であるとか測定技術、そういったものが必要になってくると思いますので、それは国ともきちっと指導を仰ぎながら対応していきたいと思っております。現時点では、まだ具体的にこれでやれば大丈夫というようなところまでは、まだ確定的なものは、まだ今はないということです。

○新垣光栄委員 しっかりアンテナを張って対応できるように、先々まで考えて対策を打っていただきたいと思っております。

続きまして、この監査の部分からですけれども、座間味の浄水場の件ですけれど、どのような今、進捗状況なのかお伺いいたします。

○比嘉悟建設課長 現在の状況ですが、昨年度基本設計を終えまして、今年度は実施設計を行っております。令和5年度には建設工事に着手しまして、令和7年度に供用開始ができるよう取り組んでいるところでございます。

○新垣光栄委員 その間の水質がちょっと悪いということで、村からの要請もあると思うんですけど、私もあのダムを見に行きました。そして、浄水場も見に行きました。あの浄水場、立派な浄水場なんです。ただ、外部から見ても、管理の不備で私はこの水質を改善できないのではないかなと思っていて、これはもう私の意見ですけれども、しっかり企業局が技術的な指導をすれば水質は改善しているんですよ。この辺はどうお考えでしょうか。

○比嘉悟建設課長 企業局では、平成25年度にも浄水処理の改善に係る技術支援を行ってきております。また、今年度についても、座間味村から浄水施設に不具合があるということで、8月に現地調査を行っているところです。その調査を踏まえて、今後、座間味村と調整、意見交換をしながら、技術支援を行ってまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 やはり、小さい市町村になると技術者がいないわけですよ、職員もですね。しっかり沖縄県が技術的な指導をやっていただくことによって、供用開始されるまで水質を我慢してくれというわけにいかないですから、しっかり技術的指導をやって、今の浄水場で飲料水として最適な水が提供できるように、今の技術で最適な水が提供できるように支援をしていただきたいと思います。局長、最後によろしく願います。

○松田了企業局長 委員御指摘のように、我々、鋭意、今新しい施設を造っているのと併せて、現状の施設の運転管理、あるいは一部施設の改善点、そういったものについて職員を派遣して、現場の確認をした上で助言を行っているところです。

引き続きそういう取組もしながら新しい施設を造る、それから今の施設の運転管理の助言を行うという、これは両輪で進めたいと思っております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。よろしく願います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 まず、水道事業の広域化について、ちょっと質問したいと思っております。この広域化

の事業は、大まかに大体どのぐらいまで進んでいるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○比嘉悟建設課長 広域化につきましては、平成26年度に粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、伊是名村の8村について覚書を交わし、広域化を進めていきますということで事業をスタートしております。その中で、粟国村、北大東村、座間味村の阿嘉・慶留間地区、伊是名村については供用開始をしております。

○下地康教委員 広域化の目的と効果というのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○石新実企業技術統括監 小さな水道事業体が技術的、それから経営的に、いろいろ困難な状況に陥っているというのは全国的な課題でありまして、厚労省も広域化といったプロジェクトを推進するようという姿勢であります。

その中で沖縄県のほうでも、関係部局で勉強会から研究会といった手段を経て、特に離島8村について、水質であったり、料金であったり、それから技術者、職員の不足であったり、そういった課題が非常に顕著で、沖縄本島その他の水道事業体とのサービスの格差が大きくなっているということがありまして、特に格差の大きい8村について、企業局のほうで広域化を進めていこうという議論の下、現在進めているところです。

○下地康教委員 ちなみに、沖縄本島の標準的な水道料金と、それと今、離島8村においてその広域化が進められているというんですけれども、広域化が進まないところと本島の水道料金でどのぐらい差があるのか。差の大きいほうで結構です。

○仲地之総務企画課長 現在広域化を進めているところなんですけど、供給単価の一番高いところが北大東村の346円、一番低いのが粟国村の231円となっております。

広域化が実施された粟国村、北大東村では、沖縄本島と同額の102円24銭で水道用水を供給、受水することに伴い、水道料金の減額改定を行っております。粟国村では、10立方メートル当たりの水道料金が3340円から1612円に改定され、金額で1728円、率にして52%下がっております。北大東村では、3620円から2960円に改定され、金額で660円、率にして約18%下がっております。

○下地康教委員 細かいものではなくて、要するに、本島地区で単位容積当たり幾ら、それと、広域化が進んでない、今、進んでいないところがありますかね、広域化がまだ完了していないところが。それが幾らなのか。それで、広域化がもう完了したところ

ですね、8村のうち。それで、その完了しているところで幾らかと、この3つの容積当たりの金額を教えてください。

○仲地之総務企画課長 県内全市町村の10トン当たりの使用料金が、平均で1656円となっております。広域化が済んだ粟国村では1640円、大体、全市町村とほぼ同一の金額となっております。広域化がまだ済んでいない南大東村については、3512円となっております。

○下地康教委員 大分違うということですね。やはり、離島においては、広域化を進めることによって水道料金も下がるし、それと経営基盤が安定するというのと、また水質管理もしっかりしていくと。恐らく広域化をすることによって、企業局が管理をしていく。要するに、供給する原水というんですかね、もうこの水を管理していくということで、離島における負担が非常に軽減されるというふうになると思うんですけれどもね。非常に分かりやすい数字だというふうに思います。

そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、多良間村ですね。今、多良間村が広域化を進めるというふうにしていますけれども、この多良間村がなかなか広域化が進んでいないんですね。その理由というのが、どういったところがあるんですかね、課題と言いますか。

○米須修身配水管理課長 水道広域化につきましては、水道行政を所管します保健医療部が主体となって推進しております。

保健医療部が平成24年度に策定しております沖縄県水道整備基本構想におきまして、水道広域化のステップとしまして、まずステップ1、本島周辺離島8村、次にステップ2が北部圏域や久米島町、そしてステップ3が多良間村を含む宮古圏域や八重山圏域、こういった構想になっておりまして、多良間村への広域化を行った場合に、水道広域化に伴い企業局が多良間村に水道用水を供給する場合に、企業局における新たな管理体制の構築と、施設の整備や管理にかかる費用の増加などの課題が想定されております。また、新たに小規模市町村へ水道用水を供給することで費用の増加が見込まれまして、給水原価が上昇することについて、他の受水市町村の理解を得る必要があると考えております。

こういった課題に対しまして、市町村や関係部局と連携して、検討していく必要があると考えております。

○下地康教委員 今、離島の広域化はステップ1、8村ですかね、それで進められているというふうに

お聞きしているんですけども、それがステップ2、ステップ3というふうになるんですけども、多良間村においてはステップ3というその計画のスケジュールに入るといふふうに理解するんですけども、このステップ3が実際に検討されるといいますか、実用化というんですか、実際にその実施の検討に入るといふこの時期というものは、計画的にどういふふうになっていますか。

○米須修身配水管理課長 今年度の検討会におきまして、これまでに水道広域化による財政効果のシミュレーション結果の共有や、広域化を要望する市町村における現状や課題等の説明などが行われたところでありまして。その検討会の中で、議論を深めた上で、今後のスケジュールをまた調整していくことになるかと考えております。

○下地康教委員 じゃあ、皆様方が今おっしゃったようなステップ1とか2とか3とか、そういったものは、今現在ステップ1が、事業が進行中だと。ステップ2、3においては、これから事業計画も組み立てていくという理解でいいですか。

○米須修身配水管理課長 さようでございます。

○下地康教委員 分かりました。なかなか、多良間村にもいろいろな課題があるということで、非常に難しいというものが理解できたんですけども、その決算書のほうに行きたいというふうに思ってます。

決算書の28ページですか。渡嘉敷の水道施設機械設備工事その1とその2、その工程率がゼロ%となっておりますね。それで結構、その1は10億余りの請負金額になっていますけれど、これはどういう内容でゼロ%になっているのか、ちょっとお聞きします。

○比嘉悟建設課長 20ページにあります渡嘉敷水道施設機械設備工事その1、その2につきましては、工程率ゼロ%になっているのは、備考欄に書いておりますが、債務負担行為という記載がございまして、ゼロ債務工事で発注している経緯で工程率、令和3年度についてはゼロ%ということでございます。

○下地康教委員 要するに、工期が令和4年の3月23日、つまり3年度ですね。契約はもう済んでいるということで理解していいですか。

○比嘉悟建設課長 契約は済んでございます。

○下地康教委員 じゃあ、これは契約のみという理解でいいですね。

それで、工期が令和5年12月15日ということですけども、これは2年度にまたがっていますよね、この工期がね。2年度にまたがっているということは、この債務負担行為もされてるといふ理解でいい

ですかね。

○比嘉悟建設課長 令和3年度に契約してございますので、令和4年度と令和5年度の債務負担の行為はされております。

○下地康教委員 分かりました。これ事業工期というのは3年度、4年度、5年度、3年度間ですよ。それで、3年度に契約のみをしてゼロ%、4年、5年で工事をしていくと、それにはもう債務負担行為を起こしているよということでの理解でいいですね。

○比嘉悟建設課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 分かりました。

次は一般会計からの繰入れなんですけれども、40ページ開いたら貸借対照表みたいなのがありましたね。

一般会計からの繰入金による収入と、これが3億3700万余りあるんですけども、これは例年だと大体どのぐらい一般会計からの繰入金というのがあるんですかね。3年度はそうだったんですけども、過去において、前年度、前々年度はどのぐらいになりますかね。分かりませんか。

○仲地之総務企画課長 令和3年度は3億3700万円余り、令和2年度が3億7800万円余り、令和元年度が3億6800万円余りです。

○下地康教委員 大体3億程度の一般会計からの繰入れがあるんですけども、その理由と言いますか、その中身はどういったものなんですか。

○仲地之総務企画課長 過去に発行した臨時財政特例債の元金償還に充てるものと、令和3年度の沖縄県水道広域化施設整備等支援事業に充てたものです。

元金償還分が3億3000万、もう一つの令和3年度の沖縄県水道広域化施設整備支援事業、これが740万円となっております。

○下地康教委員 基本的に、公営事業、企業ですのですね、やはり一般会計からの繰入れというのはできることはできると思うんですけど、それをどんどん減らしていくという努力が必要だと思うんですね。その辺りは、どうなんですか。

○松田了企業局長 今、繰入れの大部分の額が、臨時財政特例債と言いまして、昭和60年度から平成12年度までの間に、国庫補助の率の引下げが行われまして、その国庫補助率の引下げに伴う財源措置として、特例として発行した地方債です。ですので、その分については、国のほうから後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入されるということで、補助率の減に伴って起債した分については、国のほうからの支援があるということで、今一旦それが県に入って、県から繰り入れているということで、当然その償還

が終わりましたら、その分の繰入れはなくなるということでございます。

経営上の問題で、一般会計から繰入れをしているということではございません。

○下地康教委員 分かりました。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 工業用水の件で、西原の浄水場以南から糸満までにかけて、南部地域の工業用水の需要は多いと思っておりますが、需要と供給はどうなっていますか。

○米須修身配水管理課長 西原浄水場以南の糸満工業団地につきましては、計画給水量が4500立米、1日当たりとなっておりますが、現在の契約給水量が4649立方メートルということで、契約率としましては103.31%となっております。

○座波一委員 これは数字上はまだまだ現れていない、実際に需要はあるけど諦めて、この企業は工業用水を、もう諦めたというところもあるわけです。

だから何が言いたいかというと、南部地域の需要に足りていないというのが現実なんですね。その原因が、その送水管側の径が小さくて供給が間に合わないというのが一つの原因になっているわけよ。そういうものがあって、それとなんですけど、企業局の今の3年度の決算は、老朽化対策が主ですね。老朽化対策ということから見て、南部地域のこの小さいと言われる、その径。管の径の小さいものも、これ老朽化対策の対象にならないのか。老朽化の具合はどうなのか、どうですか。

○米須修身配水管理課長 南部地域へ供給しております管路につきましては、タイル管路でポリエチレンスリーブが装着されております。企業局では、ポリエチレンスリーブが装着されておりますダクタイル管路は、長期の防食効果が期待できることから、更新基準年数を80年として設定しております。当該管路につきましては平成元年に供用開始され、経過年数が33年であることから、当面更新は予定しておりません。

○瑞慶覧功委員長 休憩します。

(休憩中に、座波委員から南部地域への工業用水給水管路の径が小さいことは認識しているのかとの確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開します。

米須修身配水管理課長。

○米須修身配水管理課長 確かに、先ほど委員からもありましたとおり、契約率がいっぱいになっているけれどもまだ申込みはあるというところで、何ら

かの対策が必要というところは感じているところでもありまして、そのもどかしさもありまして、その対策としましては、8年ごとのメーター更新に伴いまして、その企業に対しまして、適正契約量への見直しの案内をしているところでございます。

○座波一委員 あのね、これはその対策になってませんよね、現実。この契約の見直しと言ってるけど。旺盛なこういった需要に答えようという、この企業局の姿勢が見えないですね。せっかく、この豊見城、糸満、南風原も八重瀬もそうなんだけど、企業は相当進出するところあるんですよ。対応できないというのは、この県土の均衡発展に対しての政策的な対応ができていないということ、企業局。それについてどう思いますか。

○米須修身配水管理課長 新たな施設整備に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、契約水量が計画水量を上回っていることから、給水量を増やす場合には新たな施設整備が必要とは考えておりますが、工業用水道事業は産業振興を目的とした県の政策との整合を図り、事業運営を行う必要があります。

引き続き県全体の均衡ある発展に向けまして、工業用水の利活用の促進を図るとともに、南部地区への給水量の増加については、計画給水量の見直しの必要性や工業用水道事業の採算性などの課題を含めまして、関係部局と連携して対応してまいりたいと考えております。

○座波一委員 今の答弁は非常に前向きに捉えたいんですけどね、しかし、先ほどの答弁では契約を見直しして対応すると言ったりしてるわけよ。一体、何が企業局の方針なのかが分からないんだけど、局長そこら辺は答弁お願いします。

○松田了企業局長 先ほど課長のほうからも答弁がございましたけれども、基本的に企業局としましては、県の商工労働部と協力をしまして、安定的な工業の振興、操業等に資するための施設整備を行っていく考えでございます。

今、西原浄水場以南の供給が厳しい状況があるという一方で、この施設整備は採算の面から厳しいという状況もございます。こういった状況については今、商工労働部と情報共有もして、意見交換を行っているところでありますし、商工労働部のほうで、今年度、需要動向調査をするということで聞いておりますので、そういった需要動向調査の結果も踏まえて今後の対応について協議をしていきたいというふうに今考えてるところでございます。

○座波一委員 企業局のね、企業会計の収支の問題でもないんですよ、これは。

当然、これは企業局としては、その設備投資のそういうものは計画にはないと言うかもしれないけど、これ県の、だから政策として今提言、私はしたいんですね。だから、これは局長が答えるこの商工労働部との連携が、今前向きにやられるとは聞いてはいるけど、やはりこれ県政トップに、これ政治判断を仰がなければいけないぐらいのものだと思っていますので、総括質疑をしたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から座波委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 工業用水の南部地域への需要に供給が間に合っていないという問題は、県土の均衡発展という点からすると、やはりそれはもう企業局の収支の問題ではなく、県土の均衡発展における南部振興も含めて県政トップの政治判断が必要であると思っていますので、県知事に総括質疑を求めたいと思っています。

○瑞慶覧功委員長 ただいまの提起内容については、本日の審議終了後に協議をいたします。

質疑を続けます。

○座波一委員 以上で終了。

○瑞慶覧功委員長 以上で、企業局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

説明員等の入替えを行います。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、環境部長から環境部関係決算事項の概要説明を求めます。

金城賢環境部長。

○金城賢環境部長 それでは、環境部の令和3年度一般会計決算の概要について、ただいま表示しました令和3年度歳入歳出決算概要説明資料に基づいて御説明いたします。

まず初めに、歳入決算の状況につきまして御説明いたします。

ただいま表示しました1ページ目を御覧ください。

環境部所管の歳入は、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入、県債の6つの款からなっております。

1行目の予算現額のA欄を御覧ください。

環境部所管の歳入の合計額は、予算現額(A)の29億

9405万7000円。

調定額(B)は17億7077万4241円、うち収入済額(C)は16億8572万8603円であり、収入未済額(E)は8504万5638円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は95.2%となっております。

次に、款ごとの歳入について御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料は、予算現額3986万6000円に対し、収入済額は4119円であり、動物愛護管理センターなどに係る土地使用料であります。

3行下の(項) 証紙収入につきましては、予算現額3986万1000円に対し、収入済額が0円となっておりますが、実際の収入済額は4123万6100円となっております。これについては、出納事務局において取りまとめて計上されることとなっております。

(款) 国庫支出金は、予算現額24億8348万2000円に対し、収入済額は12億8620万8358円であり、主なものは、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る地域環境保全対策費補助金及び世界自然遺産登録推進事業や外来種対策事業などに係る沖縄振興特別推進交付金であります。

ただいま表示しました2ページ目を御覧ください。

(款) 財産収入は、予算現額9万円に対し、収入済額は2万9017円であり、その内容は、環境保全基金利子及び産業廃棄物税基金利子などの財産運用収入であります。

(款) 繰入金は、予算現額1億2271万3000円に対し、収入済額は9043万4548円であり、その内容は、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金などであります。

(款) 諸収入は、予算現額2250万6000円に対し、調定額は1億7679万8199円、収入済額は9175万2561円であります。

収入未済額が8504万5638円となっておりますが、その内容は、西原町字小那覇地区で医療系廃棄物が不適正に保管されていたことや、同地区で長期間廃タイヤが不適正に保管されていたこと、読谷村字古堅地内で燃え殻が不適正に保管されていたことから、行政代執行による撤去処理を行ったことに対する求償費用の収入未済額であります。

(款) 県債は、予算現額3億2540万円に対し、収入済額は2億1730万円であり、その内訳は、動物収容・譲渡拠点施設整備事業、自然公園施設整備費及び電動車転換促進事業であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

ただいま表示しました3ページ目を御覧ください。

令和3年度の環境部所管の歳出は(款) 衛生費か

らなっております。

1行目の予算現額A欄を御覧ください。

予算現額(A)は47億6148万5000円、うち、支出済額(B)は29億5248万912円、翌年度への繰越額(C)は16億2244万7961円、不用額(D)は1億8655万6127円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は、翌年度繰越額の大幅な増額により、前年度の91.7%と比較し、29.7ポイント低い62.ゼロ%となっております。

次に、翌年度繰越額(C)欄の16億2244万7961円について御説明いたします。

上から3行目になりますが、(目)食品衛生指導費1億1432万7000円は、動物収容・譲渡拠点施設整備における浄化槽更新に伴い、土壤汚染対策法に基づく調査を行った結果、土壤汚染が確認されたため、整備計画変更に係る関係機関との調整に不測の日数を要したことによるものであります。

その下の行になりますが、(目)環境衛生対策費14億7984万9961円は、海岸漂着物等地域対策推進事業において、県内全域にわたり大量に漂着した軽石の回収に時間を要したことによる繰越しであります。

さらに3行下の(目)環境保全費2827万1000円は、主に電動車転換促進事業において、設計段階で生じた諸条件の変更に不測の期間を要したことによるものであります。

次に、不用額(D)欄の1億8655万6127円のうち、目で主なものについて御説明いたします。

上から4行目になりますが、(目)環境衛生指導費の不用額4975万9697円は、主に海岸漂着物等地域対策推進事業において、一部海岸における軽石回収業務で回収量の減少が生じたことに伴う執行残によるものであります。

下から2行目になりますが、(目)環境保全費の不用額4692万2000円は、主に電動車転換促進事業における委託業務の入札残によるものであります。

一番下の行になりますが、(目)自然保護費の不用額6275万9703円は、主に外来生物侵入防止事業費における埋立土砂搬入届出がなかったことによるものであります。

以上をもちまして、令和3年度環境部の一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願いいたします。

**○瑞慶覧功委員長** 環境部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に御願いいた

します。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思しますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしく御願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに環境部関係決算事項に対する質疑を行います。

**○玉城健一郎委員** すみません、ちょっと聞き取りのとき、ちょくちょく全部やってたんですけど、今回一つだけ質問させてください。

決算の資料の海岸漂着物等地域対策推進事業についてなんですけれども、こちら、この執行率が13%ってとても低いんですけども、この辺りはなぜなのかということをお願いいたします。

**○久高直治環境整備課長** このような13%という執行率になった要因としましては、本事業による令和3年10月頃から始まった軽石の大量漂着、これに対応してまいるために、軽石の漂着量が膨大で、令和3年度内で回収除去を完了することが困難だったため、14億8000万円を翌年度に繰り越したことによるものであります。

**○玉城健一郎委員** 分かりました、ありがとうございます。

ちなみに、現在、軽石の撤去状況というのはもう大分進んでると思うんですけど、今の状況を御説明をお願いいたします。

**○久高直治環境整備課長** 今現在、環境部が所管している海岸の関係のもので言いますと、3万6900立方メートルを回収しておりまして、予算としては9億8160万円を使っているところです。

**○玉城健一郎委員** 予算とちょっとあれなんですけど、現在、軽石の回収状況というのは、ほとんどもう海岸で、環境部がやっているところでは完了してるのか、それともまだ残っているのか。その辺り、説明をお願いします。

**○久高直治環境整備課長** 環境部のほうでは、今、主に土木建築部が所管しています海岸と、農林水産部が所管している海岸に補助を出しているというところなんですけれども、今、海岸線については、やはりおおむね回収を終えているところではあるんですけど、一通り終えているという言い方がいいのかあれですけども、ただやはり、例えば台風前、何か風とか波の影響でまた漂着を繰り返している部分もちょっとありますので、その部分を今、注視し



ながらの回収を進めていると。残り6海岸で約1万1000立方メートルがまだ残っているというような状況と今聞いております。

**○玉城健一郎委員** 最後になんですけれども、今回、ほかのところで地域環境保全対策補助金ということで、国の9割補助を活用してやっているということなんですけれども、平成29年から補助金が9割ではなくて、5割、6割の補助となっているということなんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

**○久高直治環境整備課長** 海岸漂着等推進事業につきましては、国の補助金をもらって、国はこの対策について自治体にその援助をすると、支援をすることによって予算措置をすることになっておりまして、それに基づく補助となっておりますが、平成28年度当初は1億5000万、1億1500万円に対して、国の交付が1億1000万で約96%あったと。ただ、やっぱり県内の状況とか、市町村とか、また県民の意識の高まりもありまして、要望額が今2倍ほど増えているというような状況に、それに対して国のほうからは一定額、1億程度の補助金が来ていると。結果的にこのような補助率になっているというところかなと思います。交付になっているというところですよ。

**○玉城健一郎委員** これって9割補助なんですけれども、国の予算が限度になってできないということですか。

**○久高直治環境整備課長** 要望は市町村から出しているんですけれども、その6割ぐらいが交付になっているというような状況です。

**○玉城健一郎委員** やっぱりこの沖縄県って、ほとんどの市町村が海岸に接している状況にあって、ほかの都道府県と状況が違うと思うんですよ、離島も含めていて。なので、こういったところで沖縄県の負担が増えても、県だったりとか市町村の負担が増えてもやっぱりこれはいけないと思うので、やはり国に対して、漂着物というのはこの市町村だけの責任ではないし、県の責任だけでもないし、どちらかといえば、ほかのところから来ているものというのがほとんどだと思うので、そこの補助に対して9割に補助交付されるように、しっかり国に対して要請したほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○金城賢環境部長** 玉城委員の御指摘のとおり、沖縄県、島嶼県ということで、海岸漂着物の状況を見ると、おおむね6割程度が、主に中国5ゼロ%なんですけれども、国外からの漂着物が多いということで、私も石垣市や西表島へ行きまして、竹富町ですね、ホネラ海岸というところを見ましたけれども、かなりの量の——それもおよそこれは海外からである

と思われる漂着物がございました。

そうしたこともありまして、県といたしましては、九州知事会等々とも連携して、九州各県とも連携しながら、国に対して——玉城委員はただいま補助率と申し上げましたけれども、制度自体は9割ということは一緒なんですけれども、要望額に対して9割という形になっていきますので、補助率を上げるというよりは、むしろその交付額そのものを増額すべきだという主張をしているということでございます。

**○玉城健一郎委員** すみません、失礼しました。しっかり、9割と決まっているんだったら、やっぱり9割の補助をしっかりとらう、交付してもらるように、ぜひしっかり強く要請して行ってください。よろしくお願いします。

以上です。

**○島袋恵祐委員** 私からも今議論のあった海岸漂着物の件なんですけど、改めてちょっとこの昨年度の取組と実績をお伺いいたします。

**○久高直治環境整備課長** この海岸漂着等地域推進事業につきましては、世界中から押し寄せますこの海岸漂着ごみに対応するための回収もありますし、それに対する発生抑制のための啓発活動だったりとか、他の海外との交流だとかそういったことも含まれております。

そして、昨年は軽石という自然現象が起きまして、それに対応しているところでございます。

**○島袋恵祐委員** 私からは、このプラごみとか、そういった漂着物の件で聞きたいんですけれども、この沖縄県の海域に——皆さん調査されていたら教えてほしいんですけど、どのぐらいの漂流ごみというものがいまだあるのかというのがもし分かれば教えてもらっていいですか。

**○久高直治環境整備課長** 県が平成23年か度ら26年度まで行ったモニタリング調査によります調査結果では、年間平均したら約3000トンが漂着しているということになっております。

**○島袋恵祐委員** 課題等でも、この漂着ごみを回収する業者さんとかがまだまだ少ないとか、そういったものも書かれているので、その課題克服のための皆さんの取組とかあれば教えてください。

**○久高直治環境整備課長** 先ほどお話ししました発生抑制対策としまして、まずは県民にこのようなごみをまず海に流さないことの啓発活動だとか、そのための環境教育、周知啓発もありますし、国との連携としましては、第11管区海上保安本部とか環境省の那覇地方事務所などと連携しまして、OCCNという会議を立ち上げておりまして、それでいろいろ

な問題点を検討したりだとか、実際にクリーンビーチ活動を行ったりとかしております。

また、国に対しては、先ほど部長も説明したように、国に対しても知事会、部局長会議、あと課長会議からも提言をしまして、これも全国的な課題でもありますし、もっと言えば世界的な課題となっておりますので、そのようなものに向けて沖縄県からもいろいろ提言をしているところでございます。

**○島袋恵祐委員** 今、課長からお話があったとおり、やはりごみのこの海岸漂流の問題というのは、本当に沖縄や、また日本、全世界的な問題ということで、もう全世界の皆さん一人一人がやっぱり意識を持って取組をしていかなければいけないなと思いますので、先ほど言ったように、県民向けの啓発活動とかそういったものもさらに強化をしてもらいたい。まだまだ、なかなか意識的にやっている方とか、そもそもそういう問題をもっと知らせる必要があると思いますので、そこはしっかりとやってもらいたいなということを要望しておきたいと思います。

次ですけれども、この成果報告書にはないんですが、昨年度から始めている新規事業で、アカギ被害対策検討事業についてちょっとお伺いしたんですけど、この事業の概要、どういったことをやっているのかということをお教えください。

**○與那嶺正人環境再生課長** アカギ対策検討事業は、県内で緑化木として広く利用されているアカギが、外来昆虫アカギヒメヨコバイの被害を受けていることから、その被害対策を検討する事業であります。

具体的には、農薬登録に必要な薬剤効果試験、害虫の生態調査及び国内外の知見収集に取り組んでおります。被害対策としては、当初、枝葉の剪定で対処しておりましたが、令和3年12月に薬剤オルトランカプセルが農薬登録され、薬剤による防除が可能となりました。そのため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、地域に親しまれた名木等を保全するため、市町村が行う薬剤防除に対し、補助金による支援を開始したところであります。令和4年度は、アカギ約1300本への保全対策の実施が予定されております。

今後も市町村等関係機関と連携し、被害対策に取り組んでまいります。

**○島袋恵祐委員** この対策事業の概要も説明していただいて、実績等も、効果のある殺虫剤も分かって、今それを適用してきているということでのお話もあつたんですけども、これはやっぱりこのアカギの被害、いまだ県内いろんなところでアカギが枯れているというのは散見されるんですけども、人に対しての人的被害等とかも、何か報告とか事例があ

るのかというのをまず教えてください。

**○與那嶺正人環境再生課長** 人的被害については確認されていないんですけども、アカギヒメヨコバイのふんが汚染の原因になるということで、不快の原因になっているという状況にあります。

**○島袋恵祐委員** ふんの被害とかそういったものがあるということなんですけれども、引き続き人的被害等々が心配されるということもあるので、その調査をよろしくお願ひしたいのと、先ほど薬剤のお話があつたんですけども、この薬剤というのは、一般の方でも手に入れて使用することもできるのかどうかというのを教えてください。

**○與那嶺正人環境再生課長** 今回登録された農薬、オルトランカプセルについては、一般の方でも使用することができる状況になっております。

**○島袋恵祐委員** 効果も出ているということで、この薬剤を周知するのも必要だと思いますし、引き続き補助とかもやっていくということで話がありましたので、それを拡充をしていって、このアカギ被害をなくしていく取組を引き続き頑張ってもらいたいと思いますけれども、最後どうですか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 現在登録されているこのオルトランカプセルですね、薬効が3か月とちょっと短い状況もありますので、薬効の長い薬剤の登録についても今、検証を行っているところです。そういう意味で、より効果的な対策を確立して沖縄の景観の保全に取り組んでいきたいと考えております。

**○島袋恵祐委員** よろしくお願ひします。

最後ですけれども、これも昨年度から新規の事業になっている食品廃棄物調査事業について、まず、その事業の概要をお教えください。

**○久高直治環境整備課長** この事業の概要なんですけれども、その前にちょっとこの事業は、子ども生活福祉部が所管します沖縄県食品ロス削減推進計画にのっとって環境整備課の仕事でやっているというところでございます。

この調査は、食品廃棄物、食品ロスですね、県内でどのような状態なのかというのを調査している事業となっております。

**○島袋恵祐委員** この調査をしてるということなんですけれども、この調査をやったどういったことが分かったか教えてください。

**○久高直治環境整備課長** 得られた結果からは、本県から家庭の食品ロスは年間で約3万5000トン、1人当たり年間約24キロ、その食品ロスを出しているという結果が出ております。

**○島袋恵祐委員** この今、調査の結果が出たところ

で、それを基に今後どうしていくのかということが重要だと思うんですけども、皆さんの考えを教えてください。

○久高直環境整備課長 これは先ほど申しました沖縄県食品ロス削減推進計画の中でいろいろと対策をしていくんですけども、この計画に基づいて、消費者、事業者、関係団体、行政などの各主体が食品ロスの削減に取り組んでいくこととしていまして、環境部では家庭系食品のロスの把握や、食品廃棄物の削減促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

○島袋恵祐委員 本当に、今、またコンビニとか、いろんなスーパーとかでの弁当だったり、そういったもののロスが多く廃棄されているというところと、本当に食品廃棄物の問題というのはとても今、社会問題になっているかなというふうに思って、やっぱりそれをなくしていくという取組ですね。もちろん、県民向けへ同じように意識啓発とか、そういうのもやっていかなきゃいけないと思うんですけども、県として、全庁的に取組をしていく中で、どのようにやっていくかということで、最後ちょっと部長にお伺いしたいんですけども。対策、食品ロスをなくしていく取組についてお願いしたいと思います。

○金城賢環境部長 島袋委員から食品ロスについての御質問でございますけれども、国全体としても年間600万トンの食品ロスが発生をしているというふうに推計をされておりました、これは国連の食糧援助量の約420万トンの約1.4倍という非常に大きな数字だということで、この辺の状況を踏まえて国において食品ロスの削減の推進に関する法律を制定をいたしまして、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されております。

先ほど担当課長からございましたとおり、沖縄県においても年間約3万5000トン、1人当たり24キロという形で数値が出ておりますので、環境部といたしましては、廃棄物の観点で食品ロスに関わっておりますけれども、この量を減らすということにつきましては、子ども生活福祉部が全体を総括している食品ロス計画というのがございますので、そうした中で環境部としても廃棄物という観点から、この削減を強く求めてまいりたいと考えております。

○島袋恵祐委員 頑張ってください、よろしく願いいたします。

終わります。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時22分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 主要施策のほうからお願いしたいと思います。

56ページの動物救護事業です。最初に、犬猫の殺処分、今、ゼロ、廃止に向けて皆さん取り組んでいると思いますが、昨年度の実績について教えてください。

○出井航自然保護課長 昨年度の犬猫の殺処分数、令和3年度の殺処分数は251頭となっております。

○比嘉瑞己委員 すみません、犬猫をちょっと分けてお願いしたいのと、あと、この間年々減ってきているのか、その状況について教えてください。

○出井航自然保護課長 まず、犬猫の令和3年度の実績から先にお答えします。犬が28頭、猫が223頭の合計251頭となっております。

推移についてですけども、一応、統計資料が残っている平成2年度以降のものになりますけれども、最も多かったときで、これ平成8年度、こちらは犬猫の合計になりますけれども、2万4257頭に対し、直近3か年の数字は令和元年度が643頭、令和2年度が323頭、令和3年度が251頭と減少してきております。

○比嘉瑞己委員 着実に減ってきていて、皆さんの活動を評価したいと思います。

昨年度、譲渡施設も仮供用されたと思うんですけども、この譲渡施設の実績としてはどうですか。

○出井航自然保護課長 仮供用のほうは令和元年度から行っておりますけれども、一応、收容実績が犬猫の合計で申し上げますと56頭、それに対し譲渡できたのが53頭。令和2年度の收容実績が31頭で、これに対し、譲渡実績が28頭。令和3年度、これは途中から工事が始まっていますので、年間通しての数字ではございませんけれども、收容数が10頭に対し譲渡数が10頭となっております。

○比嘉瑞己委員 こうした譲渡という形できちんと命を救っていると思います。本格的な供用に向けても頑張ってくださいと思います。

皆さんがこうしたいろんな取組の中で着実に減ってはいるのですが、ただ、さっきの報告にあったように、猫はまだまだ多いと思うんですね。この飼い主のいない猫の殺処分ゼロに向けて、皆さんいろんな取組やっているとただだけれども、どの対策が一番重要だと県は考えているのか。県の基本的な猫の殺処分ゼロに向けた重要政策というのを教えてください。

○出井航自然保護課長 県の取組といたしましては、殺処分ゼロに向けて様々なことをやっておりますけれども、まず一番重要なことは、そもそもその収容される猫の数を減らすということが重要だと考えております。そのため、適正飼養とか終生飼養というふうに、飼い主の果たす役割が大きいというふうに考えております。そのため、一生うちの子プロジェクトといった事業を通して、犬猫の遺棄防止、それから適正飼養そういったものの啓発ですとか、あと県のほうで実施する様々なイベントです。捨て犬猫の防止キャンペーンですとか、あと動物愛護週間の行事、そういったところのイベントを通して普及啓発、そういったものを通して、いわゆる飼い主に適正飼養をしていただいで収容数を減らしていくというのが、まずは重要かと考えております。

○比嘉瑞己委員 これは動物愛護法でも、国の方針としてもそうだと思います。ただ、現実にはやっぱり野良猫という形でたくさんいて、収容されてしまうことがあるわけですよね。そういった意味で、議会でもいろんな議員が取り上げていると思いますけれども、この不妊手術、このTNR活動ですね。私も最近、勉強し始めてあれだったんですけど、不妊手術だけじゃないんですよね。保護して、手術をして、また地域に帰す。このさくら耳と呼ばれる猫が、今、社会的にも認知も進んできて、この印があった猫はもう不妊治療済みだよ、これから繁殖がないんだよという形で認知されてきていると思います。このTNR活動を、やっぱり沖縄県としてもしっかりと取り組むべきだと思うんですけど、今、この不妊治療とかTNRの活動というのは、沖縄の現状はどういう状況ですか。

○出井航自然保護課長 まず、県としての取組の御説明をさせていただきます。

まず、不妊治療に関しましては、いわゆる収容した猫を譲渡する際、これは猫に限らず犬もなんですけれども、一般の方々に新たに飼い主となられる方にその譲渡する際に、やはり付加価値を高めてといいますか、そういうふうなことを目的として不妊去勢の手術を行うというようなことをやっております。

それから、いわゆる飼い主のいない猫の対策につきましては、県のほうでマニュアルをつくってございまして、その地域猫のマニュアルに基づいて、いわゆる地域の自治会とか、そういった地域が主体となって取り組むようなTNR活動、そういったものはモデル地区として指定して、そこで捕獲された猫などについては、一旦センターのほうで手術をして、また元に戻すというようなことを取組として行ってお

ります。

○比嘉瑞己委員 地域猫活動は何か所ですか。

○出井航自然保護課長 現在2か所となっております。

○比嘉瑞己委員 皆さんもしっかりマニュアルもつくってやっているのは分かるんですけども、ただ、長年取り組んできて2か所なんですよね。これは市町村じゃなくて、自治会レベルで2か所。この沖縄県の取組としては、やっぱり全然足りていないと思います。そういった地域猫というのは理想ですけども、やっぱりなかなか地域住民の理解とかも進まないし、現実的ではないのかなと思う。目指すところはいいと思うんですけどね。

それよりも、やっぱりTNR。この地域猫と私もTNRの区別がつかないんですけども、地域猫は自治会が見守る、だけどTNRは不妊治療やって地域にまた戻す。一見、戻してまた野良猫かと思うんですけども、たださくら耳の猫はもう繁殖はないんだよということで、着実に飼い主のいない猫が徐々に減っていくという効果が、もう既に全国でも実証されているわけです。

ただ、このじゃあTNRを誰がやるのか。行政がやってなくて、今、ボランティアの活動が中心になってやっているという現実があると思います。昨年、TNRのこの不妊治療のお金はどこから出るのか、動物基金というところから出ているわけですよね。その動物基金、僕はつきり税金が入っているのかなと思ったそうではない。公益財団という組織のこの財団の基金を使って、チケットという形で自治体を通して配られている、そういった仕組みだと思います。皆さんは、沖縄県としてこの動物基金の果たしてる役割というのは、どのように捉えていますか。

○出井航自然保護課長 動物基金につきましては、いわゆるボランティアであるとか、あるいは市町村の要望を受けて、その地域地域、不妊去勢手術を行うということで、これは先ほど委員のほうからもありましたとおり、やはり飼い主のいない猫をこれ以上増やさないという取組を、要は税金、行政とは全く別のところでやられているということで、これについてはやはり飼い主の猫の対策としては、一つの方法かなというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 一つの方法というか、今、一番大きな役割を私、果たしていると思います。全国的にこの動物基金が多く自治体を支援しているわけなんですけれども、昨年、沖縄県にわざわざ理事長が来て、知事に要請をしております。知事とのその要請活動

ではどういった要望が出されているのか。それを受けて、沖縄県としては今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

**○出井航自然保護課長** 動物基金のほうから出された要望につきましては、一言で申し上げますと、沖縄県動物愛護管理センターにおいて、いわゆるその野良猫の不妊去勢手術というものを、その地域猫活動とは別に、通常業務の一環として実施してもらいたいというような要望がなされております。

これにつきましては、県のほうといたしましても、先ほど申し上げたとおり、TNRに関しては、やはり過渡的な措置。やっぱり最終的には飼い主のいない猫がゼロになるのが望ましいんですけども、やはりそれは長期間要するというようなことが考えられますので、過渡的な措置として、やっぱりこれは地域猫、TNR問わず、殺処分の減少という点においては効果があるものというふうに考えております。また、TNR活動については、不妊去勢手術を行って、そういう野良猫をこれ以上増やさないという点においても、県が推進する地域猫と一応目的が同じである部分もあるというふうに考えております。

そのため、県としましては、一応当面TNR活動を試験的に実施して、いわゆるその捕獲実施者とか、そういういわゆる地域猫で自治会主体というようなものとは別に、いわゆるボランティアさんなり、誰でもいいんですけども、その捕獲を実施した人がセンターに持ち込んだものについて、一応、地域を定めてですけども、そういうふうなTNRというものを試験的に実施して、その結果とかについては報告を求めながら、ちょっと効果というものを確認していきたいと考えています。

**○比嘉瑞己委員** これまでとはまた違って、かなり踏み込んで取り組んでいこうという思いが伝わりました。試験的であるにせよ、そういった活動に現実的な対応だと思うんですね。それをやることによって、ゼロに近づけていっていただきたいと思います。この試験的な施策というのは、来年度からですか。いつから実施ですか。

**○出井航自然保護課長** 一応、今年度から予定しております。ただ、やはりそもそもセンターで手術を行う際は、臨床経験がないとできないということもございまして、県職員がそれをやれるかというとなかなか難しい面もございまして。

ただ、センターのほうには、先ほど御説明申し上げたように、譲渡する際に不妊去勢手術をするための、そのために一緒に働いていただいている、いわゆる非常勤の獣医師の方がいらっしゃいますので、

その方々が一応余力として活動できる範囲において、一応今年度から実施したいというふうに考えております。

**○比嘉瑞己委員** 部長、ぜひお聞きしたいんですけども、この動物基金さんたちは、財源も出している。だけど、この間の要請は、財源も出しているんですけども、実際不妊手術をする獣医師さんが足りない。それで、県の愛護センターのほうで再開してほしいというお話なんですね。以前は、動物愛護センターでもやっていたんですけども、現在できていない状況だと思います。

この獣医師の確保というのは、また大きな課題だと思うんですけども、やっぱりそういった医師を育てるということについても、基金の皆さんは全面的に協力したいと。ある程度の研修を基金のほうから先生を派遣してやれば、必ずその担い手は確実に増えていく。もう沖縄県に対して、全面的に協力したいという思いを私受けました。ぜひ、今後とも基金の皆さんと連携を取って、しっかりとセンターのほうでも不妊手術ができるように取り組むべきだと思いますが、お聞かせください。

**○金城賢環境部長** 冒頭ありましたとおり、犬猫の殺処分については過去最高で2万4000頭あったものが現在251頭という状況にあります。これは国民の動物愛護の精神でありますとか、今ありましたNPO法人等の取組の成果も大きいというふうに思います。

知事要請の際に私も同席をいたしましたけれども、先方からは、本来獣医師の皆さんが本来の獣医師業務に専念できていないんじゃないかというような指摘もございました。この通常の事務処理に追われてですね。そういったところを見直すべきじゃないかという意見等もございましたし、あとは、知事からどういった形で獣医師を確保できるのかということについても、しっかりと検討するようという指示もございました。

ただ一方で、聞くところによると県全体として獣医師の確保が現実問題厳しいという状況もあるというふうに聞いておりますので、次年度以降、今年度は試験的に実施をしていますこの不妊去勢手術をやっていきますけれども、まずは今ある体制でどういったことができるのかをまずは真剣に考えて、そうしたこともやりながら獣医師をどういうふうにして確保していくのかということについても、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

**○比嘉瑞己委員** ぜひ、次の年度に生かしていただきたいと思います。

次に移ります。55ページのジュゴンの保護対策事

業についてお聞きします。生息状況調査をずっと続けていると思いますが、昨年度の調査結果を教えてください。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** ジュゴンの生息状況調査については、沖縄島周辺を県が、主に先島地域を環境省が実施しております。平成28年度に、ジュゴンがはみ跡の目撃情報がある海域であること及び海草藻場が存在することを基に主要7海域を選定し、平成29年度から主にこれらの海域で現地調査等を行っております。令和3年度の県の調査において、ジュゴンの個体の目撃情報は得られませんでした。令和3年11月に、伊是名島周辺の2地点でジュゴンのはみ跡が確認されています。また、藻場については、令和3年度までの調査において、主要7海域等における藻場は約4600ヘクタール確認されております。

今年度は、これまでの生息状況等の調査に加え、生息個体数の推定等についても検討することとしております。

**○比嘉瑞己委員** 個体は確認されなかったけど、はみ跡というのが確認されていて、生息はまだちゃんとしていると私は思っています。今、調査でもジュゴンだけでなく、この藻場をかなり重要視していると思うんですけども、この藻場の重要性について説明願えますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 藻場については、大浦湾等を含め海草藻場が餌場として活用されておりますので重要だと認識しております。

**○比嘉瑞己委員** よく比較されるマナティーは、そのレタスとか果物も食べるけれども、ジュゴンはこの海草藻場の藻場しか餌はないわけですよ。そういう意味では、この海草藻場があるということがジュゴンが生息する条件になっていると思います。そういう意味で、まだこの藻場が豊かに本島に残っているというところは救いだと思いませんか。

それでお聞きしたいのは、沖縄県がこの希少野生動物保護条例を制定して、昨年度、ここにジュゴンがちゃんと指定されました。このジュゴンが指定されたことによって、今後どういった取組ができるのか教えてください。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 本条例は、県内に生息・生育する希少野生動物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。

これまでに指定希少野生動物種としてジュゴン

を含む41種を指定しており、これらの指定種については、捕獲・採取等の禁止などの規制のほか、保護のため必要があると認めるときは生息地等保護区の指定をすることができ、保護増殖事業の実施もすることができます。

**○比嘉瑞己委員** 条例に書かれているように、指定されることによって、私、保護区が設定できるというところが一番大きいと思うんですね。

最初、その種の保護法、法律によってジュゴンが守られているんじゃないかと思ったら、実はジュゴンは対象じゃなかった。そうであればということで、沖縄県として条例をつくって、法でカバーできないところを保護していくという目的があると思います。

やっとジュゴンが指定されたわけで、今、この辺野古の基地建設をめぐっては、みんなが関心を持っている希少種です。もう絶滅危惧種ですよ。そういう意味で、この藻場を守って、ちゃんと辺野古にもジュゴンが戻ってこられるようにしていく取組が、私、大変重要だと思います。この保護区の設定について、オーストラリアはジュゴンを対象とした保護区があるそうです。ぜひ、そういうところも研究していただいて、この辺野古大浦湾のこの豊かな藻場を守る保護区の設定というのをちゃんと検討していくべきだと思いますが、いかがですか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 沖縄県希少野生動物保護条例第17条第1項では、指定希少野生動物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができるものと規定されています。

このため、生息地等保護区の指定に当たっては、指定希少野生動物の個体数や生息区域等を把握し、保護のため重要と認められる区域を検討していく必要があります。ジュゴンについては、生息状況の実態が不明な点が多いことから、県としましては、生息状況の把握のために必要な調査を引き続き行っていきたいと考えております。

**○比嘉瑞己委員** 部長、今、課長の答弁はそこまですると思うんですね。やっぱり生息しているという実態がないと、なかなか保護区の設定というのは難しいんだというニュアンスだったと思います。ただ、一方で、辺野古大浦湾ではこれまでずっと目撃されてきて、工事が始まってなかなか目撃情報が少なくなっている。だけど、ちゃんと本島周辺で、古宇利

島辺りでも発見されているし、はみ跡というのも去年も確認されているわけです。しっかりとこの生息調査を行う中で、この辺野古大浦湾に戻ってこられるような、こうしたゴールを見据えて、皆さん取り組む必要があると思うんですが、最後にいかがですか。

**○金城賢環境部長** 先ほども担当推進監からありましたとおり、その生息地等保護区の指定に当たっては、指定希少野生動植物の個体数とか、生息域等も把握した上で、保護のために重要と見られる区域を検討して指定をする必要があります。ジュゴンについては、生息状況の実態が不明な点はまだ多いということもございますので、委員の御指摘からしますと、実際、はみ跡等も確認されているのではないかと御指摘もでございます。

県としては、国、環境省とも協同して、役割分担の下にジュゴンの状況把握をしておりますので、まずは引き続きその実態把握というものに努めてまいりたいというふうに思います。

**○比嘉瑞己委員** よろしくお願ひします。

最後に、ちょっとページ探せないんですけど、PFASの問題で環境部にもお聞きしたいと思ひます。部長の答弁をお願いしたいんですけども、ちょっと細かくはもうほかの委員もやっていらっしゃるのでは私に避けまされども、今、PFAS問題、県民みんなが関心がある。沖縄県でこれ議論しようとしたら、環境部もそうですけれども、企業局、軍特、土木もあるのかな、それぞれにまたがっているんですよ。それで、ちょっと縦割りでなかなかカバーできないところもあると思うんです。やっぱり横断的な取組が、政治的な問題も含めてやる必要があると思うので、これぜひ、このPFAS問題についてちゃんとした対策の協議会みたいなのを知事をトップにして、そうした組織体制をつくるのが重要だと思うんですけども、最後にこの考え方について。

昨日、総務企画委員会では、知事公室のほうでも前向きな答弁があったみたいなんです。皆さんとしても議論をきちんと全庁的にやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○金城賢環境部長** 委員御指摘のとおり、PFASの問題につきましても、例えば水の観点であれば企業局が所管しておりますし、それから飲料水ということであれば保健医療部が担当しております、それから自然環境というところで、水質あるいは土壌ということになれば環境部が所管をしているという状況でございます。

これについて、全庁的な対応ということで、協議会を設けてはということでございます。情報の共有ということと、あと連携して取り組むという意味では、非常に意味のあることだというふうに思ひますので、これは関係部局間で少し意見交換をした上で、どういった対応が望ましいのかということについて、意見交換をしてみたいというふうに思ひます。

**○瑞慶覧功委員長** 崎山嗣幸委員。

**○崎山嗣幸委員** 主要施策の50ページ、マンガースの対策事業なんですけど、これはつい最近、マンガースとかネズミの尿とかから汚染された水とか土壌、それから傷とか粘膜に触れることによって感染するということ、何かレプトスピラ症というのか、死亡者が出たという報道がありましたけど、極めてというのか、このマンガースとかネズミというのか、そのやっぱり何ていうのか、尿とかは、従来というのかね、ヤンバルの森とかも水がおいしいから飲んだりするんですけども、やっぱりそういったことの警戒というのか、しないといけないなと思ひていますが、そこも含めて、マンガースとかがそういうことであるならば、皆さんのこの捕獲の事業は、やっぱりしっかりとやったほうが私はいいと思ひていますが、この捕獲の進捗というのかな、これはもう前進したのかどうかをまず答えてくれますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 県では、令和8年度までのマンガース第一北上防止策以北、大宜味村塩屋と福地ダムを結ぶライン上に設置しております。通称SFラインと呼んでいる柵がありますが、それより北におけるマンガース完全排除を目指し、環境省と協同してマンガース捕獲を継続実施しております。SFライン以北は環境省が捕獲を行っており、捕獲数は平成19年度の619頭をピークに、令和3年度は46頭と着実に減少しております。また、SFラインと県道14号線に囲まれた区域は県が捕獲を行っており、捕獲数は平成29年度の1173頭の捕獲をピークに、令和3年度は444頭とこちらも減少しております。これまでの捕獲により、SFライン以北及び県の事業実施区域でのマンガースの捕獲頭数は減少しており、着実に生息密度の低減化が図られていると考えております。

**○崎山嗣幸委員** この分布状況はどんな状況になっていますか。今、捕獲を結構やってきて、マンガースの減少と聞いたんですが、分布状況はどんな状況ですか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 分布状況については、全体的に減少傾向ではあります。

**○崎山嗣幸委員** 地域よ。どこの割合が多いとか。

北部か。大体の割合で、ほとんど北部かと。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** すみません、県の調査ではちょっと本島北部のほうしかやっていなくて、南部のほうの状況はちょっと把握できておりません。

**○崎山嗣幸委員** これは全島やっているんでしょう。南部も、あるいは離島も。全島的な、ただ割合がどうかになって聞いている。北部のほうは圧倒的だと思うんだけど、割合はどうかかなという感じで、やっていないということはないんじゃないの。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** すみません、うちのほうの事業では北部しか捕獲しておりません。

**○崎山嗣幸委員** いや、うちじゃなくて、これは何、県と国が両方でやっているわけね。県だけじゃなくてさ。うちがとかではなくて。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 環境部の事業では世界遺産区域の保全のためにやっておりまして、北部のほうで捕獲を実施しております。

**○崎山嗣幸委員** 環境部は北部のほうをやっているわけね。

その他のところについては、今さっき聞いたのは、マングースとかネズミの尿で、この病原菌が発生するというのは北部だけじゃないと思うよね。マングースは那覇にもいるし。そこら辺は、やっぱり害があるんでしょうということもあるので、やっぱり北部だけじゃなくて捕獲したほうがいいんじゃないかということを知りたいんですよ。だから、その辺は害があるんでしょうということは、皆さん所管課はまた別だと思うんだけど、そういったことであるならばマングースもネズミもやっぱりしっかり捕獲したほうがいいんじゃないかということを知りたいわけですよ。そして、環境部は北部しかやりませんではないんじゃないですかと聞いているわけよ。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** すみません、今は取りあえず北部のほうを優先して取り組んでおりまして、中部、南部については今後、状況を見ながらちょっと検討をしていきたいと考えております。

**○崎山嗣幸委員** じゃあ中南部は捕獲していないということでもいいですよ。北部のみと。今後は——これはマングースはその件で言ったんだけど、ヤンバルクイナとかね、そういった希少種も含めてやっぱり食べてしまうということもあって、そういう保護をするということもあってやられていると思うんですが、ただ、今僕が聞いているのは、それ以外の例として、人体に害を及ぼす例が起こっている

ので、やっぱり中南部にもサトウキビもあるし、ほかに害を及ぼすかもしれないから、北部と言わずにほかにも手を打つということを考えないといけないんじゃないですかと聞いている。この病原菌、16年ぶりと言っているんだけど、ネズミもそうだけどよくないでしょう。

環境部としては、北部はそういう目的で、ヤンバルクイナとかその他も含めて害を及ぼすからだと言っているんだけど、中南部も含めて、ヤンバルクイナだけじゃなくて、やっぱり人体にも、あるいはその他環境に影響を及ぼすという意味では、その他も含めて環境部としては捕獲する方向というのは検討すべきではないですかということを知りたいわけですよ。これ、部長も最後に。

**○金城賢環境部長** 委員からは、今回のレプトスピラ症、この発症は八重山保健所管内の70代の男性が亡くなられたということ踏まえて、その危険性が全県的に及ぶので、そういった形で全県的な対応が必要ではないかという御指摘でございますけれども、まず環境部の保護というのは委員御案内のとおり、自然環境における生態系の保護という観点から、希少種の保護ということで北部地域を中心になっておりまして、南部地域で今やっているかということ、実際にはそういうマングースの対策はやっていない状況でございます。

委員から全県的な調査が必要ではないかという御指摘ではございますけれども、まず環境部としては、その環境の視点からまずは北部というのは従来どおりの考えでございますので、委員から御指摘のあるところの健康被害の観点から、マングース対策を全県的にやるということについては、どのような観点で実施ができるのかということについてはちょっと検討してみたいと思いますけれども、県民の健康の観点からというと、ここはまた保健医療部との、そのほか感染症とかそういう観点でございますので、そうした視点も含めて、どういった対策が可能なのか、今回そういう症例が発生したということについては、対策としてどういうことが可能かということについては、少し保健医療部とも、委員の御指摘も踏まえた上で少し意見交換してみたいと思います。

**○崎山嗣幸委員** じゃあ、皆さんのこのマングース対策はね、固有種の保護のためと回復のためで成果上げていると、この制度はね。

ただ、冒頭、さっき言った、そういったマングース、ネズミとかのやっぱり尿から発生する病原菌が起こっていることについては、環境部としても無関係ではないと思うから、保健所と相談の上、中北部



もいるだろうし、その辺はぜひ環境も守ると同時に、人体に影響を及ぼさないための対策はぜひ横の連携を取ってもらいたいと思いますが、部長、そこはまた推進監、これ私もよく分からないんだけど、通常、簡単にね、きれいな水だからといって飲んだり顔を洗ったりって普通、山とかはやっているんだけど、これがやっぱりできなくなるわけだから、この固有種の問題だけではなくて、これはやっぱりちょっと真剣に受け取るべきじゃないかと私思ったんですよ。どうですか、最後に。保健所の問題だけでしょうか。

**○金城賢環境部長** 外来種であるマングースを原因として、今回、委員御指摘のような症例を発生して1人の男性が亡くなられたという事実がございますので、そのような観点から、どのような対策が可能なのかということについて、ここは保健医療部所管にもなりますので、委員御指摘のとおり意見交換をしてみたいというふうに思います。

**○崎山嗣幸委員** ありがとうございます。終わります。

**○瑞慶覧功委員長** 新垣光栄委員。

**○新垣光栄委員** それでは、主要施策の成果に関する報告書から質疑を行います。3点ほどよろしくお願いたします。

まず初めに、45ページの施策の基地返還に係る環境対策事業ということでありますけれども、その事業に関する情報収集等の内容を少し教えていただきたいと思います。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** 基地返還に係る環境対策事業は、米軍基地跡地における環境浄化等が適切かつ円滑になされることを目的として、米軍基地特有の化学物質に関する情報の収集や、環境調査方法の検証等を行っております。

県では、県内米軍基地の環境情報や使用履歴等を整理し、28年度に作成した米軍基地環境カルテを公表しております。令和3年度には、32か所の基地の情報更新を行っております。また、米軍基地特有の化学物質について有識者のヒアリング等を通じ、米軍基地の汚染事例を情報収集し、それを基に令和3年度は返還予定基地周辺15地点で地下水調査等を行っております。

令和元年から3年分の調査につきましては、結果を取りまとめて、令和4年7月に公表を行っております。

**○新垣光栄委員** この中でカルテということがあるんですけれども、具体的にどういうカルテなのか、一例でいいですので教えていただきたいです。内容

を教えていただきたいんですけど。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** 実際にその基地において、例えば飛行場があるところであれば飛行場のエリア、あと、その飛行場にも住宅街がありますので住宅街のエリアとか、そういったエリア、エリアで使われ方が違いますので、そういったものを踏まえて、外国での情報のものからこういったものが出る可能性がありますよというような情報ですとか、あと実際にその基地で起きた事故の事例とかを収集しております。

**○新垣光栄委員** 返還地におけるそういう調査、外国での調査も含めてやっているということで、大変素晴らしいことだと思います。

それと今、私たちPFOSの問題で基地内に入れない、調査ができないということもあるんですけども、そういった返還地において、調査をすることによってある程度このPFOSの問題、この基地から発生するそういう環境の問題等も検証可能になっていくのではないかなと思いますので、しっかりそういうのは調査していただきたい。

それで、今現在、この公文書の在り方が問題視されているんですけども、その公文書の在り方はどういうふうにより蓄積されているのか、収集してちゃんと管理されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** これまでに取りまとめた情報につきましては、全て取りまとめた結果は環境カルテとして公表しております。この事業において、ヒアリング等も行っております。これにつきましても、ちゃんと受託業者より報告書を受け取っておりますし、そのヒアリング内容につきましては、先生方から直接聞いているという状況ですので、その内容については公表はしておりませんが、その情報を基に地下水調査とかに反映させております。

**○新垣光栄委員** やはり米軍とか防衛局等々との交渉において、やはりそういった資料の蓄積、証拠が交渉材料になるということは、私たち総務企画委員会でイタリアの元大統領、そして、元NATO軍の司令官とのこの面談の中でもはっきりこういう情報の蓄積が大切だということを私たち言われました。それをしっかりその証拠に基づいた交渉をすることによって、交渉ができるということを言われていますので、しっかりその辺の蓄積はやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

続きまして61ページ。赤土等の流出防止対策につ

いてお伺いいたします。

その内容を、今回、環境部のほうではそういう対策をやっているんですけども、その赤土の流出の8割が農地からということで農林水産部との連携はどのようにしているかお伺いいたします。

**○渡口輝環境保全課長** 私ども環境部のほうでは、周辺の海域のモニタリングと、各流出量の推計等を行いまして、調査を行っております。農林水産部等がその結果を基に自分たちの行っている対策事業について反映させているという感じになっております。

**○新垣光栄委員** 私はこの原因が、圃場工事からの原因だと思っているんですよ。農林水産部にちょっと聞けないから環境部のほうでお聞きしたいんですけども、この圃場工事において、沈砂池の設置義務というのはどうなっているのか。

**○渡口輝環境保全課長** 農林水産部では、土地改良事業等を実施するに当たって、赤土等流出防止対策を図るため、平成7年に土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針を策定しております。当該指針において、圃場整備のときには永久的な堆砂施設を設置することになっていることから、農林水産部では指針に基づき、圃場整備のときには沈砂池等を設置するとしているとのことです。

**○新垣光栄委員** 平成7年ですよ。7年からはもう沈砂池の義務化ができていうことで、大分抑えられている。それ以前の圃場工事、農地改良工事に対しては、そういう沈砂池は設けられていないのか。どうでしょうか、認識として。

**○渡口輝環境保全課長** すみません、7年以前のものにつきましては、ちょっと私どものほうも情報等の収集は間に合っておりません。

**○新垣光栄委員** 私はその以前の部分の農地に関しても、しっかり沈砂池工事を行う必要があるのではないかなと思っていますので、その辺農林水産部のほうと協議しながらそういった事業の協議とかをやっていただきたいと、提案。環境部のほうからも8割が農地からということをはっきり言っているので、そういうのを提案できないのかどうかお伺いいたします。

**○渡口輝環境保全課長** 農林水産部の事業ですので、ちょっと私どものほうがどこまで提案できるかどうかというのは難しいんですけども、ただ、現在農林水産部とも今、連携しながら、赤土対策の推進を進めているところがございます。その中において、結果的に赤土の流出が止まるような対策を取っていくことで、我々協力したいと思います。

**○新垣光栄委員** いろんな方法とか、いろんな企業

がいろんなことをやってくるんですけども、もう究極はこの沈砂池をしっかりと造って流出する前に抑えるというのが一番だと思いますので、よろしくお伺いいたします。

私たちもさきの6月でしたかね、座波委員が団長として復帰50周年の意見書を提出するときに、農林水産副大臣にお会いしてこの件をしっかりと提案しました。圃場工事に対する沈砂池の件ですね。それで、副大臣のほうも、武部新副大臣だったと思うんですけど、しっかりやりますと言っていましたので、どうか次年度の交渉でしっかりとそういうところも提案して、予算要求していただければいいなと思っていますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

58ページ、全島緑化県民運動推進事業に関してなんですけど、目的を少しお伺いいたします。

**○與那嶺正人環境再生課長** 本事業は、国、県、市町村関係団体、民間企業で構成する沖縄県全島緑化県民運動推進会議を運営し、全島緑化事業計画に基づく全県的な緑化活動の促進に係る連絡調整を行うとともに、高校生などの生徒が生産した苗約3万本を地域に無償提供する花のゆりかご事業など、緑化の普及啓発に関する取組を実施しております。

**○新垣光栄委員** そこで、地域住民による緑化活動の促進を図るといふことなんですけれども、その目的のそういう緑化活動の推進を図るといふところの事業としてはどういうことをやっていますか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 先ほどの説明とかぶりますが、花のゆりかご事業ということで、高校生に苗木をつくっていただいて配布する事業で、ほかに、道路ボランティア等に対して講習会を年10回、県内5地区で年10回程度開催しております。

**○新垣光栄委員** 農林高校の生徒に花苗をつくっていただいていると。本当にすばらしいことだと思います。私は、障害者用の事業所にもその事業として苗木を育ててもらうのはまた有効ではないかなと思っていますんですけども、どうでしょうか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 昨年度まで、県内離島の空港とか港湾とかを緑化する事業を実施しまして、その際には花苗の育成は障害者を雇用した形でやっておりましたので、また同じような形で事業展開ができないかどうか検討していきたいと思っております。

**○新垣光栄委員** ぜひ検討していただきたい。そうすると、この障害を持つ子供たちが花に触れて、本当に事業としても成り立ってすばらしい事業になると思いますので、しっかりと提案のほうよろしくお伺いいたします。

そして、街路ますに花を植えるということも協議

会の中でぜひ取り組んで提案をしていただきたいと思いますと思うんですけど、どうでしょうか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 全島緑化県民運動推進会議を活用して検討していきたいと思います。

○**瑞慶覧功委員長** 金城勉委員。

○**金城勉委員** まず、温暖化対策計画について御説明をお願いします。

○**與那嶺正人環境再生課長** 県では、温室効果ガスの排出抑制と気候変動による影響の防止軽減を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定しております。

同計画では、2030年度までの温室効果ガス削減目標を当時の国の目標と合わせて26%に設定し、目標達成に向けて136の施策を掲げ、関係機関と連携して取り組んでいるところです。また、国が昨年10月に地球温暖化対策計画を改定し、2030年度までの温室効果ガス削減目標を46%に引き上げたことから、本県においても、今年度、同計画の改定に向けて削減目標の見直しを行っているところです。本県の地域特性を考慮する一方で、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の展望値や、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブで掲げる再生可能エネルギー電源比率の挑戦的目標とも整合させた目標を設定したいと考えております。

○**金城勉委員** こういう数字的な設定、目標、26から46へ引上げ等々、目標値の取組については意欲を感じるんですが、これは昨年度、気候非常事態宣言も県として出しているんですけども、この宣言を出したことによる、県としての取組の変化というのはありますか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 商工労働部のほうでは、エネルギー政策等を行っているところなんですけれども、環境部においては平成24年度から令和3年度にかけて、観光関連施設等における省エネルギー設備の導入に対する補助を行っております。合計で70件の補助を行った結果、二酸化炭素削減量は年間7400トンと推計しております。

また、令和3年度から県公用車を電動車に転換する事業を実施しており、令和7年度までに合計350台を転換することで、年間175トンの削減効果が見込まれております。削減目標の達成に向けて、地球温暖化対策実行計画に掲げる136の施策を着実に推進していくこととしております。

○**金城勉委員** これだけのものを目標達成に向けて進めていくに当たっては、当然、環境部だけでは厳しいので、これは全庁的に取り組むことが必要だと思うんですけども、その辺の体制づくりはどうで

すか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 商工労働部が行っているエネルギー施策とか、企画部が行う交通施策、土木建築部が進めるZEB、ZEH、各種取組があると思いますので、今回、実行計画を改定しておりますけれども、その策定を進める中で、いろいろな事業を取りまとめて県庁一体となって取り組んでいけるようにしたいと思います。

○**金城勉委員** これは組織体として、そういう組織横断的な組織、推進体制というのはあるんですか。これから検討するんですか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 以前から、県はISO14001に取り組んでいまして、その環境全般に関する会議を各部局、全ての部局参加して行う会議体がありますので、そういった環境基本計画推進会議という名称なんですけれども、そういった場を活用して協議の場を設けていきたいと考えております。

○**金城勉委員** それと緊急事態宣言の中には、市町村との連携、また事業者との連携、県民との連携等々も宣言の中にうたってあるんですけども、その辺の具体的な取組はどうですか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 県では、大分前になりますが、平成14年8月に地球環境問題に足元から取り組んでいくため、県及び県内全市町村、事業者、市民団体、学識経験者等のあらゆる主体が参画したおきなわアジェンダ21県民会議を設置しております。

同県民会議で取り組む行動計画では、地球温暖化対策を重点目標の一つと定め、環境フェアの開催など、官民が連携した啓発活動を行っております。先ほどもありました沖縄県気候非常事態宣言を行っておりますので、そういった普及啓発を行う中で、県民運動として盛り上げていけるように取り組んでいきたいと考えております。

○**金城勉委員** この非常事態宣言のことについては、もう地球規模で世界的にこういう機運が盛り上がってきているんですけども、県内における市町村のこの宣言の取組というのは現状どうですか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 地球温暖化対策推進法では、市町村も区域内の温室効果ガス削減に係る計画を定めることが定められておりますが、県内、今、6市でその計画が策定されております。今年度、糸満市が新たにその計画の策定に取りかかるので、少しずつ広がってきていると考えております。

また、環境省自然環境事務所の中に、今年度、脱炭素室という新しいセクションができておりますので、こことも連携しながら、市町村に対して脱炭素に関する勉強会を既に何回か行ったところとなって

おります。

○**金城勉委員** この6市というのをちょっと教えてくれますか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 6市ですね、那覇市、名護市、宜野湾市、沖縄市、浦添市、宮古島市の6市となっております、現在策定中が糸満市となっております。

○**金城勉委員** これはもう各市町村もやっぱり一緒になって取り組んでいくことで、県としての効果も上がってくると思いますので、ぜひ市町村との連携をお願いしたいと思います。それと、事業者、経済界との連携はどうですか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 沖縄県では、沖縄電力とも連携協定を結びまして、2050年のカーボンニュートラルに向けて連携して取り組んでいるところです。あとは、同じように取組を進めた事業者は多くあると思いますので、その辺の情報収集しながら連携して取り組んでいきたいと考えております。

○**金城勉委員** 情報収集とともにね、県のほうで啓発活動というものもやっぱり積極的に行っていないといけないと思うんですね。ぜひ、その辺の取組の強化もお願いをいたします。

次に、国立自然史博物館の件に移ります。これまで、その誘致の働きかけというのは、県として国に要請はどうですか。

○**古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 県として、国のほうへはこれまで沖縄及び北方担当大臣への要望ですとか、衆参議員、沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長への要望ですとか、平成29年から令和2年度まで事あるごとに要望を出しております。

○**金城勉委員** これは、所管はどこですか、省庁でいうと。

○**古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 沖縄及び北方担当大臣ですので、内閣府に……。

○**金城賢環境部長** 金城委員から、この国立沖縄自然史博物館の所管はどこになるかということでございますけれども、現時点において、国において所管省庁が決まっていないというのが現状です。

ただし、一般的に申し上げて、博物館とかそういったその機関については文科省が所管してきておりますので、想定される所管省としましては文部科学省なんだろうというふうに考えています。

○**金城勉委員** そうですよ。だから、文科省への要請というのは真っ先にやっぱり意思表示をしていかないといけないんじゃないですか。ここを沖縄及び北方担当大臣に限る、あるいはまた内閣府にとど

めているというのはどうしてですか。

○**金城賢環境部長** 委員御指摘のとおり、本来であれば所管省庁である文科省だろうというところだと思います。ただ、事務ベースでは文部科学省の科学技術・学術政策局長でありますとか、研究所振興局長、高等学校教育長に対しては、設立準備委員会とも連携した形で要望という形で行っているということでございます。

○**金城勉委員** これは多分、窓口はまずは文科省になるかなという思いがするんですけども、ただ文科省は、この前の勉強会でも予算がないから、あまりそこに注目していないというような反応もあったりして。そういう意味では内閣府を交えて、その辺の取組方というものは国との交渉の中で、しっかりルートをつくっていかなくちゃいけないというふうに思うんですね。

だから、むしろこの沖縄21世紀ビジョンの中に入れているわけだから、内閣府の力も、むしろ文科省以上に活用していかないと、この点についてはなかなか具体化するの難しいんじゃないかなというふうな思いがするんですけども——これはあれですか。皆さん、担当部レベルでやっているんですか。それとも知事、三役の動きというのは、これまではどうですか。

○**金城賢環境部長** 当然のこととして、環境部としては三役とも調整しながら、知事の公約でもございますので、三役の下にその事務を進めているという認識でございます。

○**金城勉委員** 今年度ね、呉屋委員の——もあって、予算も増やして、非常に積極的に皆さん取り組んでいただいてね、これからシンポジウムも予定しておりますから、非常に高く評価したいと思います。

それと同時に、やはり機運を盛り上げていくためには、やっぱり国も巻き込んでやっていかないと、地元だけでエイヤーと言って叫んでいてもなかなか前進しないというふうに思いますので、だから、いかに国を巻き込んで協力をさせていただくか。何しろ国立を目指しているわけですからね。その辺のところは、部長、どうですか。

○**金城賢環境部長** 先ほど金城委員からもありましたけれども、まずは沖縄振興の窓口は内閣府沖縄担当部局ですので、内閣府ともしっかり調整しながら進めていくのが当然あるべき姿だろうというふうに思います。

国の沖縄振興基本方針の中でも、沖縄が歴史的な背景等も含めて、それから地理的優位性等も含めて、アジア、この地域におけるその発展のための役割を

果たすという意義づけもありますので、そういった振興基本方針にも沿っていると私たちは思っておりますので、そうしたことも踏まえて、しっかりと内閣府とも連携して進めていきたいというふうに思います。

**○金城勉委員** 我々県議会も一緒になって、協力しながら進めていきたいという思いで、来年早々にその施設の視察も計画しておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

**○瑞慶覧功委員長** 仲里全孝委員。

**○仲里全孝委員** 先ほどもありましたけれども、赤土等の流出防止対策について何点か質疑をさせていただきます。赤土等流出防止条例の施行はいつされたか。

**○渡口輝環境保全課長** 赤土等流出防止条例につきましては、平成7年10月に施行しております。

**○仲里全孝委員** それから、施行してから効果は出ておりますか。

**○金城賢環境部長** 効果ということでございますけれども、赤土等流出防止条例の施行前の平成5年との比較で申し上げますと、その時点における年間の流出量は52万トンでございました。今回、令和3年度に取りまとめておりますけれども、この時点で24.6万トンということで、比較で申し上げますと27.5万トンの減で約52.8%の減というふうになっております。

**○仲里全孝委員** 一方ですね、私、ヤンバル地域なんですけれども、東海岸、西海岸。もう雨が降るたびに、もう海が汚染状態になる。サンゴの被害だとかいろいろな被害が出ている。それ確認されていますか。

**○渡口輝環境保全課長** まず、県では毎年、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画において重点海域を定めておりまして、そういう北部地域も含め、重点海域につきましては毎年調査を行っております。また、地域の住民とかあるいは漁業者から、この赤土流出についてという苦情があった場合は、保健所の職員が流出源のほうの調査を行っております。

**○仲里全孝委員** 皆さんの決算資料を見ていると、令和2年度も、この令和3年度も、ほぼ執行率が10ゼロ%近い執行率になっております。課題を見ていると、先ほどもありましたけれども、約7割が農地からの流出であるというふうな課題が出ております。その根拠は何ですか。

**○渡口輝環境保全課長** この根拠につきましては、赤土等流出防止対策基本計画におきまして、裸地等

の状況とかその辺りを調査し、それを推計した調査結果から算出しております。

**○仲里全孝委員** それは分かるんですけども、皆さんの実施内容を見てみると、パトロールをしたり、対策をしたり、いろんな項目が上げられているんですよ。なぜそうなのに、8割余りが農地からの流出だと。それに、農家が自主的に赤土流出防止対策をする必要があると。どういう内容なんですか、どういう考え方なんですか。

**○渡口輝環境保全課長** まず、やはり排出源となる農家にもある程度の努力は必要だというふうな認識でございまして、今、農林水産部とともに、その農業者への指導、あるいは啓発活動も含めまして、流出減に今努めているところでございます。

**○仲里全孝委員** 8割の流出内容を教えてください。

**○渡口輝環境保全課長** すみません、この8割という数字は、全体の全赤土の県内の、かつ流出量の8割が農地由来であるというような、そういう意味でございまして。

**○仲里全孝委員** これ農地からと言うんですけど、農地は何を指しているんですか、農地というのは。土地改良なんですか。

**○渡口輝環境保全課長** この場合示す農地というのは営農行為、既存農地のことを示しております。土地改良とかそういうものにつきましては、こちらのほうでは開発行為ということで位置づけしております。

**○仲里全孝委員** その対策はどのようなふうに進んでいますか。

**○渡口輝環境保全課長** 農地の対策につきましては、農林水産部のほうにおいて土地の勾配修正とか、あと、それと営農活動においては、マルチングとか、あるいはグリーンベルトの設置等を行っております。

**○仲里全孝委員** その対策に土地改良を行ってみると、勾配修正とかいろいろやっていますよね。それは効果は出ていないんですか。

**○渡口輝環境保全課長** 県全体ではございまして、令和3年度、年間赤土の流出量につきましては、基準年としております23年度比較して5.5万トン農地から削減しております。

**○仲里全孝委員** 今、土地改良の話をしました。農地の対策の話が出ました。これ効果出ていますかということなんです。

**○渡口輝環境保全課長** その効果により、5.5万トン削減したというふうに考えております。

**○仲里全孝委員** 数字ではこういうふうには何万トン出ているんですけど、依然と赤土に関して、雨が降っ

てきたらほとんど変わっていないですよ。ほとんど変わってない。土地改良、農地から赤土が流れていると、皆さん分かっているのに対策していないんですよ。先ほど沈砂池の話も出ました。沈砂池の管理は誰がやるんですか、教えてください。

○渡口輝環境保全課長 土地改良区と市町村のほうで行っております。

○仲里全孝委員 管理されていますか。

○渡口輝環境保全課長 管理のほうについては、ちょっと芳しくないというふうなことを聞いております。

○仲里全孝委員 そこなんですよ。せっかく県の赤土等流出防止条例に基づいて皆さんに届出も出している。許可ももらっております。沈砂池も設置しております。管理はされていない。依然と河川に赤土が流れている。その状況を、どういうふうに把握されていますか。

○渡口輝環境保全課長 そういうふうな管理につきましては、我々のところについても、その問題のほうは認識しておりまして、令和4年度事業において、赤土等流出防止施設機能強化事業というのを行っており、モニタリング調査結果から、赤土等の流出防止機能としての沈砂池や砂防ダムも確認されているという事実もございますので、これら既存施設等の赤土流出防止機能を増大するために、しゅんせつ清掃等による機能改善に係る手法などを検討しまして、実証試験を行うということをしております。

そして、その検討結果や実証試験の結果を踏まえて、既存施設の堆積や赤土等の管理マニュアルを策定し、機能強化の制度化を図ることを今やっているところでございます。

○仲里全孝委員 今、改善対策で砂防ダムの話が出ました、砂防ダムの話。私もまさしく、河川に砂防ダム、取りあえず設置すればある程度の赤土対策、防止できるんじゃないかなと思うんですよ。これ何で進まないんですか。今、砂防ダムの話が出たじゃないですか。

○渡口輝環境保全課長 砂防ダムにつきましては、ちょっと赤土等の流出を目的としているということでもないものですから、仮にそれが土砂がそのまま堆積しますと、それ以降の機能を損なわれるということもありまして、こちらのほうもちょっと管理がという問題が、その後の管理という問題が生じるというふうに認識しております。

○仲里全孝委員 皆さんの県の赤土等流出量の推移について、私も確認しました。毎年、確実に赤土の量がだんだん低くなって改善されております。

そこで、やっぱり開発事業、事業行為だとか、農地、土地改良地域からは、まだまだ赤土が流れている状態。以前は、米軍基地のほうからも同じように赤土が流れていたんですよ。皆さんの推移見ると、30トンに対して僅か23、米軍基地からですね。何かの調査されているんですよ、そういう数字が出ているんだから。いろんな形で確認をすれば、その地域の河川に私行って確認しました。砂防ダム設置されていますよ。されていないところに赤土が流れている。赤土が流れてくるところも、農地、農地から流れるのは知っているんですよ。しかし対策してない。何とか河川に砂防ダム設置、検討できないですか。

○渡口輝環境保全課長 この河川の砂防ダムとなってきましたと、環境部の権限だけでは難しいところがございます。県全体の赤土防止につきましては全庁的な協議会というのが組織がございまして、その中において関係各課、農林以外にも土木もございまして、そういう中で検討していきたいと考えております。

○仲里全孝委員 部長、赤土、深刻な問題なんですよ、赤土が流れている。被害が出ている、サンゴにも出ている。被害が出ているのに対策をしようとしてない。これ砂防ダム設置すれば、ある程度の赤土は防げますよ。確実に防げる。どうですかね、部長の見解をお願いします。

○金城賢環境部長 先ほど来、担当課長からも説明してはいますが、総量としては、令和3年度の値というのは、基準年の平成23年になりますけれども、ここに比較すると約5万トン減っているということで、2ゼロ%減っているという状況になります。

ただ、一方で、その委員御指摘のとおり、梅雨の時期でありますとか、雨の後になると、その北部の一部地域では赤土が流出して、海を汚しているという実態があるというのも環境部としても認識をしているところでございます。そうしたところから、全体として農地が約8割を占めているという現状を踏まえて、農地においては、例えば、そのハード的な対策としては傾斜地を設ける、傾斜をつける、あるいは改善する、あるいは沈砂池ですね。ソフト的なもので言うと、マルチングをやったりとか、グリーンベルトをやるといった対策を講じてはいますが、現実問題として、いまだその20トン流れているという状況がございます。

そうしたことの中で、委員から砂防ダムが最も効果的ではないかという御指摘がございます。これについては、所管は先ほど来、担当課長が言っていま

すけれども、環境部が設置するというものではありませんので、赤土対策を効果的に実施する上でどのような仕様が最もいいのかということが、これは関係部局との協議会もごございますので、そうした中で、所管部局とも意見交換しながらどのような形で対応ができるのかを検討したいというふうに思います。

○仲里全孝委員 部長、ぜひ取り組んでください。よろしくをお願いします。

次に移ります。次に、世界自然遺産登録推進事業について、何点か確認させてください。

登録後の遺産価値の保全と適正な利活用を図っていくためには、世界自然遺産委員から4つの要請事項があると。まず1つ目の適切な観光管理というふうにありますけれども、この事業主体は県にあるんですか、国にあるんですか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 世界自然遺産地域はヤンバル3村と西表島に登録されておりますので、観光管理については、要請事項についての課題は、今、西表島に対して要請事項が主に出されておりますので、竹富町と県と国とで連携して取り組んでいるところでございます。

○仲里全孝委員 これは県の関わりはどのようになっていきますか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 この対応を取り決めるに当たり、西表島部会というものを設置しております。そちらに国と県と竹富町も入って対応を検討しております。その中で、県としても観光管理にできる事業に取り組んでいるところでございます。

○仲里全孝委員 国頭3村は含んでないということですか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 北部地域でも沖縄島北部会というものを立ち上げておまして、そちらのほうでも、ヤンバル3村、国頭村、大宜味村、東村と、あと国と県と連携して取り組んでいるところでございます。

○仲里全孝委員 次に、絶滅危惧種の交通事故対策というふうにあります。その進捗状況はどうなっていますか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 絶滅危惧種のロードキル対策ということで、西表島においては県道でアンダーパスや路上進入抑制柵を設置することにより、イリオモテヤマネコの交通事故を防止する対策を講じております。イリオモテヤマネコのアンダーパスの利用が確認されており、その効果も期待されることから、今後は近年事故が多発している西部地域においてもアンダーパスの設置など

の取組を検討していくこととしております。

○仲里全孝委員 北部については、ヤンバルクイナとかないんですか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 沖縄島北部の国道や県道などでは、ロードキル対策として、アンダーパスの設置や除草等による、自動車の運転者が道路前方を見通すことができる距離の改善、あとスピード抑制のための取組が講じられてきたところであります。今後も国や地元自治体と連携して、効果的なロードキル対策を検討していくこととしております。

○仲里全孝委員 絶滅危惧種って、今、国頭については種類、話はしていないんですけれども、ヤンバルクイナを指しているんですか。西表の話はしましたけど、北部のほうでは絶滅危惧種の種類は話していないんですけれども、ヤンバルクイナを指しているんですかということ。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 ロードキル対策としては、主にヤンバルクイナに取り組んでおります。

○仲里全孝委員 次に、河川再生戦略策定という中身を教えてください。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 要請事項において、IUCN評価における河川再生については、主に奄美大島で課題を抱えており、本県の河川が直接言及されているものではないと認識しております。包括的な河川再生戦略を策定するよう要請されていることから、必要に応じて国や地元自治体とともに、検討をしていくこととしております。

○仲里全孝委員 緩衝地帯における森林伐採の適切な管理方法を教えてください。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 要請事項の一つである緩衝地帯における森林伐採については、沖縄島北部においては従前より伝統的に森林業が行われ、近年ではやんばる型森林業の推進、施策方針が平成25年に策定、令和元年に変更されている施策方針が設定されておりますので、そちらに基づき生物多様性に配慮した森林管理、森林作業に取り組んでいるところであります。関係機関と連携し、緩衝地帯での持続可能な森林管理に努めていくこととしております。

○仲里全孝委員 最後に、世界自然遺産登録後も6年ごとに登録資産の定期報告を行う必要があるとありますけれども、この登録資産は何を指しているんですか、登録資産。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 登録資産というのは登録地域全体の自然環境、あと生態

系を含めたものを指していると思います。

○仲里全孝委員 土地ですか、生き物ですか。この資産の内容を教えてください。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 生態系も含めた自然環境、全て。

○仲里全孝委員 生き物も。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 はい。

○仲里全孝委員 分かりました。ありがとうございます。

ぜひ、県内外から世界自然遺産登録を受けて、ヤンバルが注目されております。連携を取って、成功するよう、引き続き頑張っていたきたいと思いません。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○瑞慶覧功委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 海岸漂着物等地域対策推進事業ですけれども、この中で、海岸漂着物のモニタリング調査をしていますけれども、マイクロプラスチック、その分布調査で、沖縄本島及び宮古島で実施すると。これは継続事業となっていますけれども、これまで、そのモニタリング調査はどのようなことが行われてきたのか、ちょっとお聞かせください。

○久高直治環境整備課長 平成29年度から平成30年度には、県内全海岸を歩き無線で海岸漂着物の量を確認するなど、全県踏査調査を実施しております。これによりますと、漂着ごみの現存量が6800立方メートルとなっております。このような調査をこれまでしてございます。

○下地康教委員 これは宮古島における調査も今回やったと、令和3年度。これの調査内容をちょっと教えていただけますか、結果を。

○久高直治環境整備課長 海岸漂着物のモニタリング調査及びマイクロプラスチックの分布調査ということで、宮古島4地点、東西南北の各海岸を実施しているところでございます。

○下地康教委員 それで、このモニタリング調査の課題、要するに海岸漂着物の回収事業の課題というのが載っていますけれども、回収事業の実施が制限されることがあるとか、委託事業の業務の発注の在り方ですね。いろいろ課題が上がっていますけれども、それに対してその対策というのをどのように考えているのか、ちょっとお聞きします。

○久高直治環境整備課長 委員御指摘のように、特に離島で、さらに小さな離島については、海岸漂着ごみのモニタリング調査もそうですし、回収事業とかも非常に困難な場合が多くてですね。というのは、例えば回収する際にでも、事業者がなかなか市町村

が委託をしても発注に応じてくれないとか、なかなかそれはまたコストがかかるかとかということで、非常に困難な部分がございます。

○下地康教委員 これ十分今までも予測されていると思います。だからそれに対する対策、例えば離島におけるその廃棄物の処理とかそういったものもやはりしっかりと検討していただきたいというふうに思っています。

それと、やはりこの予算ですね。予算が地域環境保全対策費補助金ということで、予算を補助金が獲得されているんですけども、補助金の要望額の約5割から6割と、こういうふうになっていますけれども、この漂着物の予算を獲得するのも大変だと思うんですけども、ただ、この事業というのは、この問題というのは、非常に重大かつ深刻な問題がありますので、その予算をどうにか、この補助事業だけではなくてほかのメニューも考えるというところは検討されていますか。

○久高直治環境整備課長 これは、法で国のほうが予算措置をするということにはなっているんですけども、委員おっしゃるように、なかなか、じゃあもう十分に財政措置が取られているかというところではなかなか取られていない部分もございまして、それではどうするかということで、これは沖縄県だけではなくて全国的に非常に課題になっておまして、全国知事会や環境部局長会、課長会でも議題に上げて、沖縄県からも、部局長のほうから、環境部のほうからも意見を述べているところですので、委員がおっしゃっているようないろいろな仕組みづくりとか、沖縄県においても国と連携をしながらとか、市町村と連携しながら事業もやっていますけれども、今後、そういったことを検討していかないといけないなと思っています。

○下地康教委員 全国的にも同じような課題を抱えているということでありまして、しかし、沖縄県としては、やっぱり観光立県ということで目指しておりますので、やはりそれは単独事業も考えながらしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 令和3年度の報告は、これまでの報告以上に内容が分かりやすくなっている感じがします。それは評価します。

ですがね、やはり先ほどから議論があるとおり、大雨時のね、赤土流出というのはもう止まっていないというのは現実だし、仲里委員が言った、宜野座



潟原海岸なんかね、あれはもう海岸と言えない。グラウンドですよ、グラウンド。本当にもう、最たるものですね。そういうものが止まっていないということです。

それで、もう先ほどから議論を聞いてても、原因も分かっている。業者関係のね、事業関係のものは大分良くなっているということもある。8ゼロ%というのは、その農地からの分であって、2ゼロ%は止めたということなんですよ。そういうことで、原因も分かっているし、そういうのは分かっているけど止めようがないというのが現実なんですよ。

だから、農水と今やっていると云うんですけど、やはりここには、今の赤土防止条例では限界があるんじゃないかなと思います。それをね、流出防止じゃないんですよ、もう。これ汚濁防止。徹底的に業者がどういう関係であれ、農業であれ、何であれ、汚濁防止をするという前提に立たないといけないんじゃないかな。それぐらいの大局的な見方をしないと、これ取り組めませんよ。部長どうですか。

**○金城賢環境部長** 座波一委員、御指摘のとおり、やはりその赤土等流出防止対策を解決をする上で農地というのは非常に大きな課題だというふうに思っております。

ですので、県といたしましても、ここは農林水産部、関係部局、一番関係深いですので、当該部局と連携した対応というのは非常に重要だと考えておまして、例えばソフト的なモデルでいうと、マルチングであるとか、あるいはその勾配を修正する、あるいは沈砂池を設けるという形でやっておりますけれども、依然としてその赤土が流出をし続けているという現状ございますので、さらに農林水産部とも連携を深めて、対策を強化していく必要があるというふうには認識をしております。

**○座波一委員** だから農水部との、この横断的な連携というのが必要だということも、もうかねてからずっと言ってきたわけですよ。これがなかなか見えない。だからそれ、条例を見ていてもね、業者にはいろいろ厳しくしてるんですよ、開発には。この耕作地には全く甘い、この今の条例。ここが原因としているんですよ。だから、それをもう出口で止めるというやり方の条例までつくらないといけないということを私は提言したいです。これは思い切ったこの方向でやらないといけないんじゃないかなと思っております。要するに、濁水対策ですよ。それをテーマに掲げてやらないと、この大雨時の赤土流出の現状をね、県民にもっともっと見せないといけませんよ、あれ。ひどいもんですよ。これが沖縄

の環境対策かと思われまますよ。そこを視野に入れて、濁水対策をぜひ取るようにお願いします。もう一回、答弁をお願いします。

**○渡口輝環境保全課長** 既存の沖縄県の農家につきましては、規模が小さくて対策とかそこまでやると負担が大きくなっていく現状もございますので、そういうことも含めまして、農水部と連携しまして、流出の削減対策について詰めたいて考えているところです。

**○座波一委員** あのね、これは先ほども申し上げたとおり、思い切った対策が必要なんですよ。条例改正も視野に入れた。ですから、私はこの問題を総括質疑に提起したいと考えております。政治的判断が必要ではないかということでやりたいと思います。

**○瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から座波委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

**○瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

座波一委員。

**○座波一委員** 赤土防止条例の限界が感じられます。なかなかこの農地からの流出が止まらないのは、現在の赤土防止条例の限界だと考えております。それを、農耕地も含めて全ての赤土を防止するためには、今の防止条例を改正するかというほどのレベルに持っていけないといけない。したがって、県知事に対してその問題を提起したいと思っております。

**○瑞慶覧功委員長** ただいまの提起内容については、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑を続けます。

座波一委員。

**○座波一委員** 続きまして、外来種防除対策事業、ギンネム問題ですね。3年間の事業で防除対策マニュアルができたとしておりますが、基本的に駆除に実効性のある対策となっているのか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 令和3年度に策定したマニュアルについては、最も有効な駆除方法としては、伐採後の切り株に薬剤を注入する方法、また、同じように薬剤を塗布する方法、ほかにも、伐採した切り株に防草シートを被覆する方法で9ゼロ%以上枯死することが確認されておまして、そのようなところを掲載しております。

**○座波一委員** 技術的にはそういうことで有効だということだけど、先ほどから言っているとおり、問題は大量のこのギンネムを駆除することなんですよ。それが可能かということです。県民にこれ周知することによって、これが広がっていくのか、駆除

することがですね。

○與那嶺正人環境再生課長 作成したマニュアルについては、国、市町村、関係団体等に通知による周知を行うとともに、県のホームページで公開するなど、県全体に周知を行っております。合計でおおむね100機関にマニュアルを送っているところであります。

さらに、今後、市町村だけではなくて、公民館単位でこのマニュアルの配付などを行いながら、このマニュアルの活用の具合を把握しながら、次の対策を検討していきたいと考えております。

○座波一委員 ただね、課題に書いてあるとおり、管理者が行うことが前提であり、拡散防止は困難だと書いてある。それはどういうふうに解決するのか。

○與那嶺正人環境再生課長 これまでも委員会等で回答をしてきたところなんですけれども、やはり個人の土地については、行政が入って伐採するというのはなかなか厳しいと考えておりますので、基本的には土地の所有者もしくは管理者によって行われるものと認識していますけれども、今後は県の外来植物の対策の方針にのっとって対策を進めていきたいと考えております。

○座波一委員 じゃあこのギンネムをね、重点対策種に入れたらどうですか。今、重点対策種は2つしかないと思う。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 県では生態系への影響が大きいと考えられる外来種について、平成30年8月に沖縄県対策外来種リストを作成し対策の優先順位を決めております。リストでは重点的に駆除等を行う必要がある外来種について重点対策種15種を定めておまして、県としては当該15種から防除対策を実施していく考えであります。

ギンネムについては、リストの重点対策種ではなく、対策種に位置づけており、沖縄県外来種対策指針に基づき、外来種対策として主に普及啓発に取り組むこととしております。沖縄県外来種対策指針では、ギンネムのように広範囲に繁茂しており、防除にコストや期間が多くかかるなど、対策が困難な外来種については、県民がそれらが外来種であるということを認識し、さらなる拡大を防止するべきであるという意識を共有することが重要であると示されています。このため、ギンネムについては、外来種被害予防三原則、入れない、捨てない、広げないの普及啓発による県民の行動を促進するとともに、ギンネム防除対策マニュアルを活用して土地の所有者、管理者等が駆除を行っていただくなど、県民が丸となって対策に取り組むことが重要であると考えて

おります。

○座波一委員 ちょっとなんかかみ合わないね。というのは、重点対策種というのは、これから広がらないようにするためにやる、やりますという。今の言い方ですと。ギンネムはもう既に広がっているから、今さら重点対策に入れられないという意味なんですか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 今、広範囲にもう繁茂してしまっており、防除にコストや期間が多くかかるということが想定されておまして。困難と考えております。

○座波一委員 今の言い方すると打つ手がないと言っているようなもんだよ。これでいいんですか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 いえ、県民への、先ほどつくられているギンネム防除対策マニュアルを活用して、県民への普及・周知に努めていくということで考えております。

○座波一委員 だからね、今のこのやり方で駆除方法はありますと、技術はあります。しかしながら、これを使って本当に県民に周知することによって駆除が広がるかと言ったら、今度は管理者が問題だから、それはもう難しいですと言ってますよね。拡散防止は難しいというふうにしてある。ということは、それをできるようにするためには、より重点政策として、これが対策種だよというふうにするような法的な対応も入れて取り組まない、これ取り組めないんじゃないの。一般県民も、ああこれギンネム見たら徹底して対策するという、この気持ちに、考えに持っていかないとね。

そもそもギンネムの、今の繁茂状態というのは分かっていますか。これは南の与那国からヤンバル手前までもう、ギンネムだらけですよ。分かっていますか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 まず県民にギンネムが外来種であるということで認識していただき、こちらを自分の土地に生えていけば、駆除していくという気持ちを持ってもらうことで、努めていきたいと考えております。

○座波一委員 部長、今、ちょっとそこら辺の言っていることは分かるけど、今のようなやり方で、本当に駆除対策まで持っていけるのかと、疑問がありますよ。大丈夫ですか。

○金城賢環境部長 まずは、座波委員から重点対策種との違いを指摘されているかというふうに思いますが、例えば、ツルヒヨドリは重点対策種になっています。これについては、繁殖力が非常に強いということで覆い被さることで、他の植物を枯ら

してしまうと。在来植物や農作物への被害への影響が懸念をされているということですね。それから、ツルヒヨドリについては特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律によって、特定外来生物に指定をされており、栽培、保管、販売とかも原則として禁止であると。

県の沖縄県外来種対策リストにおいても、定着した外来種で対策する優先順位が最も高いという判断の下に、重点対策種に指定をしているということでございまして、この比較で言いますと、ギンネムについては、このツルヒヨドリとの比較で申し上げますと、まだその重点対策種に格上げをするという段階にはないと、こういうふうには県は認識をしているということでございます。

**○座波一委員** ツルヒヨドリとかね、アメリカ何とかというのは、ちょっと2種が重点対策だと言うけど、これはあまりね、そんなに全県的に広がっているということは分からない。僕はそういう認識がないので、だからそれは重点的に対策して、外来種を広げないという発想だと思う。

ただ、もう広がって、ここまで広がったギンネムをどうするかというものはね、根本的にこれ対策考えないと、本当に大変です。これ今、土木建築部じゃないけどね、路肩のこの歩道と道路との間のこの隙間にも、もうギンネムが入ってきて、これがもうどんどんどんどんこの成長して、本当に危ないぐらいですよ。そういうものを環境部と土木建築部連携して、とにかくギンネム対策というのも含めてやらないと大変じゃないですか。

**○金城賢環境部長** 委員の御指摘も踏まえて、環境部としては、その3か年事業でもって、今回マニュアルをつくりました。ですので、まずはその事業として3年間使った成果である、このマニュアルの、しっかりとその周知をすることによって、そのギンネムの被害というか繁茂拡大を防ぎたいと。その上で、当然のこととして関係部局との連携重要ですので、土木建築部ともしっかりと連携しながら、マニュアルの共有等も図りながら対応を強化してまいりたいというふうに考えています。

**○座波一委員** それと、ギンネムの性質をもっと研究するべきだと思いますね。種が飛散する前に刈り取る。飛散するから、もうあっちこっちに行くわけですよ。だから、そういう時期をちゃんと図って、刈取りをするというふうなぐらいの考えも必要だと思う。

もう一つは、環境部のテーマであるこのバイオ燃料ですね、バイオ燃料の材料にもならないものかと。

これをチップ化して、これ燃料にこの混入するのもこれも一つの環境政策でしょう。そういった対象にギンネムを入れて、全県からこのギンネムを回収するぐらいの大胆な政策が必要ですよ、これも。考えてみたほうがいいんじゃないですか。

**○與那嶺正人環境再生課長** ギンネムを発電燃料として利用することについては、令和3年11月に沖縄電力とちょっと意見交換を行ったんですけども、沖縄電力ではペレットの状態にしないと受入れができないということで、生木とか、チップの状態だとちょっと利用が難しいという回答がありました。

また、チップにするまでも処理コストがかかって、ある堆肥工場ではトン当たり1万5000円ぐらい費用をいただかないと処理できないということですので、すぐにはちょっと難しいのかなと思っているんですけども、今後、ほかにもいい方法がないか検討をしていきたいと思います。

**○座波一委員** もちろんバイオ燃料は生木でこれ燃やすんじゃないかと、チップ化するのが当たり前ですよ。これを踏まえて、こういったことに対して県が金を出して、チップ化する方向性でバイオ燃料化にできないかというのが、そういう考え方ですよ。当たり前、生木のままでできないのは分かっていますよ。本当にこれ検討したほうがいいよ。よろしく申し上げます。部長。

**○金城賢環境部長** 仮にその電力がこのエネルギーと活用するとした場合にあって、もう一つの課題としては、一定量はこの継続的に出さなければいけませんよというところと言うと、年間数万トンのギンネムを出していく必要がありますので、そういったところで投資はしたんですけども、一方で継続的に出し切れるかという課題もあるというふうな指摘もいただいているところがございます。

**○座波一委員** だからそれはね、建築廃材も含めて、これ混合でいいんですよ。必ずしも純粋にギンネムだけのバイオ燃料というわけじゃないわけだから。そういったものも含めて、そういうものを考えたほうがいいかなと思う提案です。よろしく申し上げます。

**○瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時45分再開

**○瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員** 通告はしてないんだけど、ちょっとだけ聞かせてください。この決算書ね、最初に環境

部が出てこないんだよね。全体に対する環境部の割合ってどれぐらいか。

もういいよ。大体ね、あなた方、そういう認識がないんだよ。僕はね、たしか予算委員会か何かで聞いたんだけど、これたしかね、全体の予算に占める環境部の予算って0.5%だわけ。1%もいかないんだよ。1%いかないでね、今さっきの議論聞いてよ。もうマングース対策からさ、外来種対策、ジュゴンとか動物の保護だとかね、全部ね、あなた方守らなければいけないことなんだよね。だけど0.5%だよ。これで環境をやるということ自体がおかしくないか。赤土対策だけで幾らかかると思ってるの。皆さんが原課ではないと思うんだけど、皆さんも一緒になってやると思うんだけど、これで本当に足りると思うの、部長。

**○金城賢環境部長** 委員から0.5%、ちょっとはじいてみたら0.47%ぐらいかなと思いましたがけれども、ただ、各部局において、例えば教育庁で人件費が大きくなるなど、どうしてもかさんでしまうという施設もありますし、環境部がやっている事業はソフト事業が多いという結果、土建部等に比較するとどうしても小さくなるとは思っています。

ただ、やっている内容についてはしっかりと予算を確保して環境行政を推進していくことが重要だということは当然に認識をしております。

**○呉屋宏委員** 僕は昨日もね、土木でも話をしたんだけど、10年しか振興計画はないよと。ここの中で道路工事だとかって、住宅対策だっていうのはもう本当に大変な事業で、いっぱい予算を使わなければいけない。だけれども、こういうような状況になってるといのはね、予算の執行体制というのかな、それと皆さん今こう顔ぶれを見ててもそうだけど、一つ一つの事業にね、もう少し人を割り振らないとね、この全体的な対策なんて僕はできないと思うよ。

例えばマングース。さっき、こっちから、休憩中に仲里委員と一緒に歩きながら話したんだけどね。マングースはね、大宜味のあの塩屋のところのラインをね、あそこだけを対策したからといって、マングースが本当にいなくなると思うのか。僕はね、ヤンバルによく行くんだけど、カラス1匹500円ぐらいの駆除費を出してるわけでしょう。そういうふうな民間の手も使って、こういうマングース対策というのはできないのか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** マングース対策については今、ヤンバル世界遺産の部分について重点的に対策をしているところであり、中南部以下については、環境への影響等を考慮しながら

ら検討していく必要があると考えます。

**○呉屋宏委員** このマングースはどこから来たの。どこから北上していったの。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 中南部からだと思っております。

**○呉屋宏委員** それを北部だけで食い止めて、また下から上がってきて、またそこをやる。全体的にやりながら、そのラインを駆除するというのは分かるさ。だけど、ほかは対象にならないということ自体が、あなた方の予算の限界なんだよ。

だから、マングース1匹取って自治体に持って行ったら、1匹1000円で買い取るよと。そういうような全体的な捕獲かごをみんなに無償で貸与するよとか、そういう事業をやらない限り、このマングースなんていうのは絶対に対応できませんよ。そんな限界、分かっているでしょう。違いますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 中南部には数多くのマングースがいると想定されておりますので、全体的にやるには、かなり普及していくのが必要かと思っております。

**○呉屋宏委員** では、改めて通告に基づいてね、世界自然遺産について話をしたいと思います。通告に従ってやりますけど、これ47ページかな。これね、僕が思ってるのはね、この事業というのは自然遺産になることが大事ではないよね。問題は、なった後、それをどう維持するかが問題なんだよね。途中で取り消される可能性だってある。今の状況じゃ、そういうふうになる可能性を秘めてる。全体的にどう思ってるのか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 今、国、県、市町村が連携して世界自然遺産地域の環境を保全して、観光管理であるとか、ロードキル対策であるとか、希少野生動植物の保護であるとか連携して、次世代にこの環境を継承していけるように、総合的に対策を取っているところであります。

**○呉屋宏委員** だから、さっき僕が聞いたのは、予算は幾らあるんですか、人数は足りているんですか、そういうところが今問題になっているんですよ。赤土だってそう。それはその海岸も含めて僕は世界自然遺産だと思っている。ジュゴンの問題もそうでしょうし、いろんな、そこには問題が生じてるにもかかわらず、予算をどこに流してるのか。おとといの決算特別委員会を見ているとね、基金が1500億ぐらい積み上げられている、全部でね。こういうものを何か財政の健全化、健全化と言ってさ、あと10年しか振興計画はないのに、一生懸命この公債費をできるだけ落としとしてとか、経常収支率が落ちたとか、

そんなことを自慢している。僕はこの県庁の感覚が理解ができない。ですから、これもっと増額しないといけないですよ、完全にやるためには。そういうつもりはないですか、部長。

○金城賢環境部長 呉屋宏委員から御指摘のですね、必要な人員をしっかりと確保して、予算も確保してしっかりと仕事をするというのは当然のことだと思います。

今現在、環境部において人員が不足してるかという、全体としてももちろん職員は一生懸命頑張って仕事をしていますので、さらに高みを目指しているんなことにチャレンジしていくためには、もっと人も必要になるかと思えますし、当然予算も必要な額はしっかりと確保していくということも、概算要求もしっかりと行っていきたいというふうに思います。

○呉屋宏委員 僕らはね、地方自治というのは二元代表制なんだから、我々が、この県議会がね、この土木環境委員会、環境部の問題で、例えばこれは総括質疑というのかな、それにもう一回回して、もっと考えるべきではないのかという提言をする場、これが決算特別委員会だと思っている。だから、決算委員がみんなでそういう問題を共有して初めてこれが前に進むんだと思っているんだよね。さっき、金城さんは勘違いして——と言っていたんだけど、あれは——じゃないからね。そういう思いでやっているんです。

それで、次のね、国立自然史博物館。僕は、これをライフワークみたいな形で今やっているんだけど、今のやり方で——僕はあなた方に聞きたいんだけど、逆にこれロードマップはあるのか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 今年度は予算も増額されたことですし、企画展やシンポジウムの規模を拡大して開催するとともに、あと、県内経済界の関係団体や学識経験者等を構成員とする事業推進会議の設置など、気運醸成を図る取組を強化しているところです。あわせて庁内の横断的な連携する体制を取るとともに、将来的には県民会議へつなげていきたいと考えているところです。

○呉屋宏委員 僕が聞いたのはロードマップであって、あなた方が、国立自然史博物館が完成するというのはいつに想定しているのか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 現時点ではまだ、はっきりいつということは決まっていないんですけども、まず、国に必要性を訴えかけていくということが重要だと思っております。

○呉屋宏委員 こんな状況でね、こんな悠長なこと

を言っていたらね、できるものもできませんよ。僕は、少なくともこれから振興策がある10年後には、6次振計が終わる年にはこれは完成している。それが、僕が今頭の中で描いている部分ですよ。これね、一つ一つ積み上げていったら、マックスになるんだろう、おおよそできるだろうと思っているんだから駄目。これは、後ろを決めてスケジュールをつくっていかないと、今の調子では駄目ですよ。

去年あなた方は5倍になったとかと言っているけれども、500万だったのが2500万になったって喜んでいられるかもしれないけど、俺、最初のあれ見て2億5000万かなと思ったんだよ。そうしたら、よく見たら2500万じゃないか。それも、あなた方、この令和3年の決算額見てごらん。500万でしょう。ジュゴン対策で700万でしょう、ジュゴンにも負けているんだよ。どっちが勝つか負けるの話じゃないけれども、これは本当にね、一生懸命訴えて、総務あたりに一生懸命訴えないと、これ絶対増額できない。僕はそう思っているんだけど、部長はどう思ってるのか。

○金城賢環境部長 委員から、タイムスケジュールということで、いつまでかというのがありますけれども、県の取組としては、認識としては設立準備委員会と連携した取組の結果、日本学術会議において2020年の学術会議のマスタープランにおいて重点大型研究計画に位置づけられたということは一つ大きな出来事だと思っております、加えて、県の今後10年間の新たな振興計画の中においても、国立自然史博物館の意義をしっかりと落とす上で、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めると、しっかりと書き込むことができているということもありますので、委員からありましたとおり、いつまでかという、今時点でもいつというのは確かに難しいんですけども、ただ、経済界含め、例えば有識者の一部からは、委員から御指摘のところの、今後10年間の新たな振興計画の期間内に何らかの形でという声もございますので、そういったこともしっかりと受け止めて、可能な限り早期の実現を目指して、行政としても全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○呉屋宏委員 じゃあ聞きますけど、この専門家会議がね、皆さんに要請したのはいつね。

いいですよ、これね、私は資料見てますけど、2016年の6月16日ですよ、翁長雄志知事にその中身を説いたのは。そして、いろいろあって、翌年の17年にはね、一般社団法人の国立沖縄自然史博物館設立準備委員会ができたのが11月4日だ。これね、皆さんがやっているわけじゃないんだよ、この準備委員会っ

て東京にあるんだよ。専門家の皆さんが入ってこれをやっている、情けなくないか。ここにあるのか、準備室が。私はね、この予算の在り方自体がおかしいと思っていますから、委員長、これね、申し訳ないけど、知事にこのことを私たちは告げないといけないと思っていますから、これは総括質疑に加えてほしいと思っています。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 これについては、知事に対して、これは一般社団法人沖縄自然史博物館の委員から要望書も出ていること、そして今度の振興計画にも入っている。だから、僕はしっかりとした工程表と予算をしっかりとつくることを知事に求めたいと思っています。

これが決算を受けて、来年度予算にこれは反映されることですから、基本的にここでやっておかないと、来年度予算もまた同じようにつけとけばいいさぐらいのものでは駄目だと思っていますから、よろしくお願いします。

○瑞慶覧功委員長 呉屋委員からありましたたゞいまの提起内容については、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑を続けます。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 部長ね、ここはね、しっかりとやっていかないといけないのは、皆さんさっきから言っているんだけど、実は僕、水面下であなた方に使われてるようなものだよ。経済界のトップと会ったりね、準備委員会からこのことが来るんだよ。27日も、その準備委員会を設立しようとして動いている、だけどあなた方が直接経済界と会って動いているのかと。僕はそこが見えない。予算をつくって、そのとおりにシンポジウムで予算を消化する、そんなふうにししか見えなくて、準備室をつくるための努力というのは、どんなことをしてるのかというのが分からない。教えて。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 先ほども申し上げたんですが、今年度は事業推進会議といって、経済団体ですとか、学識経験者ですとか、あと教育界の方を集めた事業推進会議を設置して、そちらから行く行くは派生させた形で県民会議というものを立ち上げて、県民会議の後に事務所的なも

のは設置されていくと考えております。

○呉屋宏委員 だから、さっきから言うように、こんなペースではね、できませんよ。例えば皆さん、ここに久茂地交差点がある。来年8月かな、バスケットのワールドカップがあるよね。あそこの柱に、大きな選手の写真が置かれているよね。みんな、あれ見てワクワクする。だけど、あなた方のこの国立自然史博物館のポスターとか、そういうものってどこにあるの。どこかの箱の中に入らないと見えないんだよ。これはどう思うのか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 本年度、パンフレットやポスター等を各市町村等に配布しておりまして、あとのぼり等も作成して配布しております。そういったもので、のぼりだったら外に置けば目につくと考えております。

○呉屋宏委員 これね、民間と今タイアップしてやろうとしているんだけど、2メートル掛ける3メートルの懸垂幕、テント地でできたね。そういうのを企業に買ってもらって、そこの会社にね、張りつけてくれというものもやっていこうと思っていますよ、民間ではね。もう、皆さん頼っていたってどうしようもない。だから、我々は我々で一生懸命動かなければいけないなと思っているので、これ本当に、ある意味では命がけでね、あっちこっこの市町村を回って、あっちこっこの企業を回って、こういうのを買って自分の会社に張りつけてくれんかというような機運を高めていかないといけないんだよ、目につくところに。あなた方の限界だと思っている。だから、あなた方は事務所の予算だけでもいいから、部長、これ来年度予算にね、民間、あなた方が借りて、そこに出すつもりはないか。

○金城賢環境部長 先ほど来、担当の推進監からありますとおり、まずは、県としては今年度、事業推進会議を立ち上げて、将来的には県民会議という形で全県的な音頭を盛り上げていきたいというふうに考えてます。

一方で、今、呉屋委員からある、その事務所というものの位置づけが明確ではないんですけれども、例えばその県民会議をつくって、県民運動の活動拠点としての事務所という形で、どんな形で設定ができるのかということについては、また今後の検討課題だというふうな認識をしております。

○呉屋宏委員 その前にね、事務所を設置して、そこから僕は県民会議につなげたほうがいいと思っていますから、これからもこれを一生懸命やっていますが、これがあることで、沖縄経済というのは物すごく変わっていく。基地の島が沖縄じゃない。

その学術専門者の皆さんが集まってきて、そこで研究をする島が沖縄県なんだというのを僕は目指すべきだと思っていますから、これからも頑張りますけど、決意表明だけ聞かせて。

**○金城賢環境部長** 国立沖縄自然史博物館については、地球温暖化でありますとか、人類と地球の持続可能性の貢献ということと併せて、沖縄振興にも非常に意義のあることだというふうに考えております。それから、沖縄県がこの地域の——先ほど呉屋委員からありましたけれども、平和的な意味合いで、この地域における国際貢献という役割も果たせることができるだろうという認識をしております、学術会議でも重点大型研究計画に位置づけられたと、振興計画にもしっかりと位置づけられています。

これは、県として当然、今後10年間、この目標に向かって全力でやるということの計画でございますので、当然、そういう認識の下に、部局一丸となってその実現に全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○瑞慶覧功委員長** 照屋守之委員。

**○照屋守之委員** 先ほどの、まずギンネム対策ですけどもね、その資源化という話があって、皆さん中城湾にバイオマス再資源化センターってあるの分かりますか。これ今、木材をチップ化して電力に入れて、一緒に燃やして電気をつくるという仕事をやっていますけど、そこの社長に聞いたら、できるよと言っていましたよ、このギンネム。もう既にいろいろ検討してるということですけども、皆様方はそういうふうなことは把握していないんですか、分らないんですか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 昨年度の外来種対策事業の中でヒアリングした際には、バイオマス再資源化センターとしては、堆肥工場との競争を避けるために、生木は基本的に受け入れてないということで今後検討したいという回答でしたので、その時点では受け入れしてもらえないという理解でいます。

**○照屋守之委員** 生木を受け入れないのは当たり前の話でしょう。これ乾燥させてチップ化するわけでしょう。だから、そういう乾燥させる分、その運搬はどうするかっていうのを県も一緒になって考えれば、これ資源化できるわけですよ。当然でしょう、生木をあんた、チップ化できないというのは、当たり前の話じゃないですか。堆肥でもないですよ。だからチップ化して再資源化するということは、可能性はあるんですよ。ですから、皆さん方、前もってそういうふうな情報が分かれば、先ほどのやり取りも変わってるんですよ。これは検討してみてください

い、ぜひ、資源化。

**○與那嶺正人環境再生課長** チップ化自体はできるということではあったんですけど、既存の堆肥業者との競争を避けるために、現時点では生木は受け入れてないということでした。おっしゃるとおり、今後受け入れる可能性はあると思いますので、そこについては検討していきたいと思うんですけども、ただ、受入れの費用がどうしてもかかると思いますので、そこも含めて調べた上で検討したいと思います。

**○照屋守之委員** 部長、そういうふうな答弁をさせたら駄目ですよ。議員がね、環境のためにこのギンネム対策が必要でしょうと、こうしたほうがいいんじゃないでしょうか。既に皆さん方はそういう情報も取っていますよと、生木では駄目ですよと。だから生木、駄目なんですよ。だから、そうすると、このバイオマス再資源化センター、あるいは電力等々も含めて、どういうふうな形ですれば、それはチップ化して再資源化できるかというふうなことを考えていけば、それはおのずと、幾ら予算がかかるとか、そういうふうなものがあれば、それをじゃあどうやって解決するかということを考えていけばいいわけでしょう。そこをするのが皆様方の仕事よ。それを提案されても、あれは駄目、これは駄目、これは駄目と言ってさ、一向に進まないじゃないですか。環境対策にもなるし、いいですか、これギンネムを全部処分していくと。市町村も困っていますよ。そのギンネムが取れば、その土地を再活用できるんですよ。市町村もそういうのを望んでいる。ですから、ぜひこれは部長が引き取ってしっかりと検討してください。可能性ありますよ、資源化の。

**○金城賢環境部長** まさに県政の重要課題、ギンネムに対してどういう対策を取っていくかという課題がある中でも、委員から御提案がございました、再資源化という形で活用ができるという提案がございましたので、そこはしっかりと、電力、その相手方に接触をしてしっかりと話を聞きたいと思います。

その上で、委員御指摘のとおり、様々な課題があればその課題についてどういう解決策があるのかということを検討した上で、このギンネム対策について、行政としてどういった対応ができるかというのをしっかりと考えていきたいというふうに思います。

**○照屋守之委員** 次に、これは令和2年からの大きな課題だと私は捉えていますけれども、うるま市の石川楚南地区の農業基盤整備に、これ企業局の処理土、発生土が山積みになっています。これはまだ撤去されていないんですよ。この処理土、私が見ても、

これはやっぱり周辺環境に影響を与えている可能性があると思っていますよ。これ、環境部はどのように対応しているんですか。

**○久高直治環境整備課長** 株式会社Aは、企業局には料金を支払って当該発生土を購入しているというふうを確認しております。同社は、以前から当該発生土を原料とした改良土を生成、販売しており、再生利用されてる実績があることから、現時点では廃棄物には該当しないと考えています。環境部としましては、当該発生土の排出元である企業局が、このA社に対して保管状況や処理状況などの進捗を確認することとしていることから、引き続き情報共有しながら必要な対応を行っていきたいと考えております。

**○照屋守之委員** 必要な対応とって、これ、企業局はPFOS等々も含めてのあの検査やりましたよね。これが微量だということで問題ないというふうなことなんだけど、これ今の時点で我々土木環境委員会が見に行っても、なおかつ今、最近の時点でこういう状況ですよ。こんな状況。これ、この場所は、昭和58年から62年まで、56年から62年までかな。団体農地開発事業で楚南地区の19.6ヘクタールを農地としてずっと使っているわけですよ。これが二、三年前からこういうふうな形で、このように積まれている。これは、皆さん方はその買った土が産業廃棄物じゃないとか何とかというけど、これ普通、一見したら、この真っ黒なものが積まれてね、これは下の処理もビニール敷いたりとかということもされてませんよ。こういう、これがずっとほったらかしにされて、企業局はやりますと言って処理はしているんだけど、まだこういう状況よ。だから企業局の問題だけじゃなくて、環境という視点から、これもっと時間がかかるんだったらね、その周辺の環境調査ぐらい皆さん方がやってさ、地域を安心させないといけないんじゃないんですか。これはうるま市の農業委員会も絡んでいるから、大変なことなんですよ、地域住民も含めてね。これは、とにかく企業局がそういう形でやる、処分すると言っているから、それで収まっている。ところが、いつまでに処理できるかわからない、そういう状況があるわけですよ。だから、環境の観点からすると、じゃあ周辺の環境どうなっているのかなとかというものをきちっと調べてさ、うるま市にも連絡して、地域住民にも説明して安心させてあげないと、環境には問題ありませんよというぐらひは、そういう動きぐらひ皆さん方やっていいんじゃないですか。どうですか。

**○久高直治環境整備課長** まず、この現場について

は、やっぱり照屋委員がおっしゃるように、地元の方だとは思いますが、保健所のほうにちょっとそういった申入れがありまして、保健所がまずはその現場を見に行き確認しているという状況で今、廃棄物にはなっていないという状況と確認しているというふうには聞いております。それと、企業局では、今、企業局の情報では、すみません、照屋委員の話と少しあれですけども、着実に減少しているというふうには何か企業局のほうは認識しているようです。

環境部としましては、やはり照屋委員がおっしゃっているような環境保全上、やはりそこについては注視していく必要がありますので、保健所のほうで、通常の廃棄物の監視など等も含めて監視をしているところでございます。

**○照屋守之委員** 監視って、何を監視しているんですか。あのね、こういう状況で、いつこれがなくなるかもまだ分からないんですよ。だってあれ、県の副知事あたりも現場行って、我々土木環境委員会も現場を見に行き、向こうの農業委員会が来て、じゃあこうしましょう、ああしましょうとやって、片づけますと言っているでしょう。いつまでにこれをなくすということは、明確に言ってませんよ。ずっとこういう状況で、いまだかつてこういう状況があるわけですよ。で、ユンボはもちろんありますよね。だから、そういう形で、一応、企業局も頑張って市の農業委員会の理解をもらって、地域の方々の理解をもらって片づけていますと、でもまだ残っていますと。ではその分に地域住民を安心させるには、この状況が周辺の環境には影響を及ぼしてませんよというふうなことを、環境部の皆さん方が何らかの調査をしてね、きちっとこういうデータです、大丈夫ですよということはやってあげないといけないんじゃないですか。それすらやらないで注視している、何を注視するんですか。

**○久高直治環境整備課長** 基本的には、飛散・流出等がないような形で現場で注視しているというところもあります。あとは、企業局の情報を、もう着実にこれが片づけられているかというの注視しているところでございます。

**○照屋守之委員** 部長、環境部としてこれでいいんですか。こういう状況があるんですよ。それでこれはね、ずっと2年前からそういうようなことがあって、農業委員会にも、この業者は了解をもらわなくてね、ここに置いて、やむを得なく置いたんでしょう。多分一時的なものというふうな名目ですよ。これは農業委員会にちゃんと正式にやったら農業委



員会も厳しいと。県の農業会議だってそれを認めてはいかんということになったわけですよ。それで何とかしないといけないといって現場みんな見に行き、うるま市の農業委員会も来て、こういうことですからと言ったら、もうちゃんとやりましょうねと言って、理解をいただいてやっているわけですよ。これが今、こういう状況ですよ。だったら、みんな理解をもらって、ちゃんと県の立場もみんな理解しながら、業者の立場も理解しながらやってもらってね、まだこういう状況。そこはやっぱり環境部として、いや、周辺には影響ありませんよという、せめてそういうふうなものを、安心させるようなものはやって当然じゃないですか。これはいつ片づけるかも分からない。農地、国のそういうふうな事業でやってきた19.6ヘクタールあるんですよ、こっちは。そこの一角にこういうふうな状況になっている。そういうことも含めて、部長、何らかの対応してくださいよ。

**○金城賢環境部長** この現場につきましては、私もたしか4月に現場を確認しました。そのときに、実は事業者の方がいらっしゃって、私の視覚的なものでは段階的に行っているなという認識、過去のものと比べてですね。なおかつ、その事業者の説明では、彼らの事業の進捗に応じてこのものを確実に減らしていくというような説明を受けた記憶があります。

一方で、先ほど来課長が言っているところの環境部の関わりとしては、一つはこれが廃棄物に当たるのかどうかというところの視点と、ただ、これは今、事業者が有価物として活用していますので、廃棄物に当たらないだろうというのが環境部の認識ですけども、ただ一方で、先ほど来照屋委員から御指摘のあるとおり、現在あるものに対して地域住民が非常に不安に思っているということに加えて、農業委員会からも農地の活用の在り方として問題があるという指摘もあります。ですので、まずはその環境上、もう一方のところの環境上、この地域にあって、置いて問題がないのかどうかというのはまた環境部の視点として、この対策の検討の必要があるかなというふうに考えております。

照屋委員からも冒頭ありましたけれども、この5か所の浄水場から出ているものについては、基準値については毎年度検査をしているんだということで、このPFOS濃度、検出限界値以下ということで、0.026ミリグラムパーキログラムという数字があるようです。その視点から言うと、即座に地域においてPFOSが相当な影響を与えるという形では、値としては若干少ないのかなと思っておりますけれども、

委員の御指摘のとおり、環境上の視点から、この問題に対してどういった対応ができるかというのは部内でしっかり今、検討したいというふうに思います。

**○照屋守之委員** 次ですね、この前、新聞報道にもありますけれども、血中濃度調査を民間が進めて、その内容が報道されていますよね。この血中濃度調査について、環境部というのはどういうふうに関わっているんですか。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** PFOS等の血中濃度調査の対応については、保健医療部において検討を行っているものと承知しております。

一方、PFOSの人への摂取経路につきましては、飲料水や食品などの経口に限定されていることから、環境部においては、普天間飛行場や嘉手納飛行場などの米軍基地周辺の湧水等を調査しており、その調査の結果、暫定指針値を超過した湧水等については、地元市町村等を通じ、飲用しないよう地域住民に注意喚起を行っているところであります。また、調査結果については関係部局と情報共有をしております。PFOS等については、その特性等について不明な点が多く、世界の研究機関において調査がなされております。

環境部といたしましては、PFOS等の情報収集に努めているところであり、入手した情報については、保健医療部等関係部局との情報共有を図っているところでございます。

**○照屋守之委員** この民間団体と環境部は連携しているんですか。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** 血中濃度の調査に関しましては、市民団体のほうで独自に調査をしております。

**○照屋守之委員** 連携はしていないんですね。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** 協力はしておりません。

**○照屋守之委員** こういう形で民間で調査をしてこういう数字が出ていますよね。そうすると、これ沖縄の環境というのは大きく変化しているという、そういうふうな認識でいいんですか、どうですか。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** PFOS等を取り巻く環境といたしましては、EPAの飲料水の生涯勧告値の見直しなど、諸外国においては基準値等の見直しが行われております。また、県内では、基地周辺以外からもPFOS等が検出されるなど、本県を取り巻く環境は変化してきていると考えております。県においては、平成28年度にPFOS等の全県調査を実施し、調査の結果、基地周辺の湧水等からPFOS等が検出されたことから、引き続

き基地周辺の湧水等の調査を実施するとともに、国に対し、水や土壌の基準値等の設定を求めたところ、令和2年に公共用水域の暫定指針値が定められたところであり、平成28年度の全県的な調査から5年以上が経過していること、土壌中のPFOS等の濃度については、健康被害に対する県民の不安や懸念が強いことから、令和5年度に水及び土壌の全県調査を実施することとしております。

県としては、早急に土壌の基準値等が設定される必要があると考えており、今後、県が実施する土壌調査の結果なども示しながら、引き続き国に基準値等の設定を求めていきたいと考えております。

**○照屋守之委員** これは、環境省が昨年作成した全国平均と比較するという事なんですけど、これは全国的には環境省を主体にしてやっているんですか、こういう調査は。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** 環境省の保健部門のほうでそういった調査を実施しているというように把握しております。

**○照屋守之委員** いや、だからこれ、こういうことをやるのであればね、やっぱり県のしかるべき機関が連携してそういう団体とかとやらないと、これ民間は皆様方と関わりはないんでしょう、連携してないんでしょう。何で県が主体的にこういうことをやらないんですか。どういう意味ですか。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** こういったPFOS等に関しまして、また、先ほどもちょっと説明させていただいたんですけども、まだPFOS等に関しましては、情報が不確実な情報も多くございます。そのために、世界的に調査研究がなされているというところがございます。環境部では、そういった情報をどういったものがあるのか、そういったものを含めて広く情報収集に努めているところです。その得られた情報につきましては、保健医療部ですとか企業局、そういった関係機関にも、全員に情報共有をしているところでございます。

**○照屋守之委員** 本来は、こういうのは県の機関が積極的に公の責任としてやるべきですよ。何で民間がそういうふうなことをやってさ、その得られた情報を県が共有するの。おかしな話じゃないですか。

**○金城賢環境部長** 血中濃度に関してという前提でお答えすれば、血中濃度に関しては、今、人の健康に関わる問題として、保健医療部において所管をしておりますけれども、環境部としては、PFOSが蓄積されるというのは、水であったりとか食料であったりという観点から、その水の調査、あるいは土壌調査を今後やろうと思っておりますけれども、そうい

う観点から対応しているということでございます。  
**○瑞慶覧功委員長** 以上で、環境部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時45分再開

**○瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容について御協議をお願いいたします。

まず、各委員から提起のありました総括資料について、各総括質疑ごとに、これを提起しようとする委員から、改めてその理由を説明した後、当該総括質疑を報告することに反対の意見がありましたら、各委員から御発言をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

まず、項目1、本部港上屋の死亡事故に係る県の対応の不備についての提起について、仲里全孝委員お願いします。

**○仲里全孝委員** この件につきましては、委員会でも内容等を確認したんですけども、まだ知事部局の考え方、対応の在り方について不自然なところがありますので、知事に直接質問をさせていただきます。

**○瑞慶覧功委員長** ただいまの項目について、反対の御意見はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

**○瑞慶覧功委員長** 意見なしと認めます。

次に、項目2、令和3年度沖縄県内部統制評価報告書の内容についての提起について、呉屋宏委員お願いします。

**○呉屋宏委員** 2番の件については、これ一つにまとめたほうが良いと思うんですけど、私はこの決算のね、内部統制評価報告書、これにどうも重要な不備ではないというような報告が記されているので、そこが気になって質問を三役に。これは総務部がまとめた報告書ですから、そこに質問をさせてもらいたいと思います。対応については、これ1番の項目と一緒にですから、まとめてやったほうが良いと思っています。

以上です。

**○瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

（休憩中に、項目を一つにまとめることについて協議した結果、項目1、2及び4を一つにまとめることで意見の一致を見た。また、項目3及び7についても提起者の呉屋委員から一つにまとめた旨の提案があり、

そのことについて協議した結果、一つにまとめることで意見の一致を見た。）

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

項目1、2及び4を一つにまとめることとし、本部港上屋の死亡事故に係る県の対応及び遺族に対する対応並びに令和3年度沖縄県内部統制評価報告書の内容について反対の御意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 意見なしと認めます。

次に、項目3について、呉屋宏委員お願いいたします。

○呉屋宏委員 項目3番と7番は予算の件ですから、一つにまとめさせてください。予算の付け方がこのままでは駄目だと思っていますので、総括質疑とさせていただきます。

○瑞慶覧功委員長 ただいまの項目、ハシゴ道路等ネットワーク構築事業の予算の確保、国立沖縄自然史博物館誘致に係る工程表の作成及び予算の確保について、反対の御意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 意見なしと認めます。

次に、項目5、工業用水南部地域への需要と供給に係る県土の均衡ある発展についての提起について、座波一委員お願いします。

○座波一委員 南部地域の工業用水に対する需要が高いことから、今供給が対応できていないという現実がありますので、配管のこの敷設替えも含めて、県土の均衡ある発展のために、要するにこの沖縄の振興発展に向けて、南部への工業用水を何ていうのかな、これ導入をもっと増やすために提起していますが、タイトルはこれでいいと思っていますけどね。タイトルはね。

○瑞慶覧功委員長 ほかに反対の御意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 意見なしと認めます。

次に、項目6、沖縄県赤土等流出防止条例の改正についての提起について、座波一委員お願いします。

○座波一委員 赤土流出防止対策は、これまで長い間取られてきていますけれども、今の条例における対応には限界があると考えられます。というのは、事業に対する防止策は取っても、耕作地域に対する防止対策がこれがなかなか有効的にこの条例では働いていないため、赤土汚濁防止を視野に入れた条例改正が必要ではないかということで、このタイトルのとおり提起してほしいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ただいまの項目について、反対

の御意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

総括質疑につきましては、以上のとおり報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

○金城勉委員 委員長、テーマとは違うんですけど、いいですか。

私の質疑の中の一部の言葉遣いにつきましては、委員長の権限で適切に対応してください。

○瑞慶覧功委員長 はい。言葉の流れで——いろいろこじれている問題だったらあれですけど、うまくいっている中での話ですので——一応確認します。

休憩いたします。

(休憩中に、対応を協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

先ほど金城委員から申出のありました件につきましては、委員長において後日記録を調査の上適切な措置を講ずることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月25日火曜日正午までにタブレットに格納することにより決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月26日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功

## 決算特別委員会記録（第2号）

### 開会の日時、場所

年月日 令和4年10月26日（水曜日）  
開会 午前10時2分  
散会 午前10時33分  
場所 第7委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 総括質疑の方法等について

### 出席委員

委員長 仲田 弘毅君  
副委員長 西 銘純恵さん  
委員 小渡 良太郎君 仲里 全孝君  
石原 朝子さん 呉屋 宏君  
島袋 大君 上里 善清君  
当山 勝利君 照屋 大河君  
島袋 恵祐君 瀬長 美佐雄君  
國仲 昌二君 平良 昭一君  
金城 勉君 當間 盛夫君

### 欠席委員

中川 京貴君

○仲田弘毅委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。

各常任委員長からの決算調査報告書につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットへ掲載して決算特別委員に配付してあります。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑等について、事務局より説明。）

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

（休憩中に、理事会開催）

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法等については、慎重に協議した結果、次のとおりとなりました。

まず最初に質疑項目について、総括質疑の全てを

内容といたします。質疑内容については要旨の通り可能な限り具体的に質問をするということにさせていただきたいと思っております。

当該質疑事項につきましては、出席を求める者、知事、両副知事、総務部長といたします。

2番目に、質疑方法及び時間につきましては、委員長から代表質疑は行わない。委員からの各質疑は一問一答方式とする。質疑時間につきましては、沖縄・自民党15分、ていーだ平和ネット6分、日本共産党沖縄県議団6分、おきなわ南風、立憲おきなわ、公明党及び無所属の会の皆さんはおのおの1人3分ずつとするということでありませう。

次に質疑時間の譲渡につきましては、会派間での譲渡はできないということに一致いたしました。

質疑順序につきましては、多数会派沖縄・自民党から開始をしていただきます。

5番目に、質疑の重複がないようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

質疑通告につきましては質疑の内容は可能な限り、具体的に記載をする。

最後に質疑通告の期限は明日、10月27日木曜日正午といたします。

以上、御報告いたします。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、10月28日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲 田 弘 毅

令和4年第6回  
 沖縄県議会（定例会）  
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第3号）

開会の日時、場所

年月日 令和4年10月28日（金曜日）  
 開会 午前10時0分  
 散会 午前11時37分  
 場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第27号議案
- 2 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 乙第28号議案
- 3 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について 認定第1号
- 4 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について 認定第2号
- 5 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について 認定第3号
- 6 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について 認定第4号
- 7 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について 認定第5号
- 8 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について 認定第6号
- 9 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について 認定第7号
- 10 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について 認定第8号
- 11 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について 認定第9号
- 12 令和4年 令和3年度沖縄県林業・木材産

- 第6回議会 業改善資金特別会計決算の認定 認定第10号 について
- 13 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について 認定第11号
- 14 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について 認定第12号
- 15 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について 認定第13号
- 16 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について 認定第14号
- 17 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について 認定第15号
- 18 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について 認定第16号
- 19 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について 認定第17号
- 20 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について 認定第18号
- 21 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について 認定第19号
- 22 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について 認定第20号
- 23 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について 認定第21号
- 24 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について 認定第22号
- 25 令和4年第6回議会 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について 認定第23号

出席委員

委員長	仲田弘毅君	
副委員長	西銘純恵さん	
委員	小渡良太郎君	仲里全孝君
	石原朝子さん	呉屋宏君
	島袋大君	中川京貴君
	上里善清君	当山勝利君
	照屋大河君	島袋恵祐君
	瀬長美佐雄君	國仲昌二君
	平良昭一君	金城勉君
當間盛夫君		

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君
知事公室長	嘉数登君
総務部長	宮城力君
商工労働部長	松永享君
感染防止経営支援課長	上原秀樹君
土木建築部長	島袋善明君
教育長	半嶺満君

○仲田弘毅委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

総括質疑、令和4年第6回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件並びに令和4年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事、両副知事及び総務部長の出席を求めています。

これより総括質疑を行います。

なお、総括質疑につきましては、10月26日の決算特別委員会において決定したとおり、1、出席を求める者は、知事、両副知事及び総務部長とする。2、質疑事項は、タブレットに掲載している総括質疑一覧のとおりとする。3、質疑の方法は、一問一答方式とする。4、質疑の順序は、多数会派順とする。5、質疑の時間は、答弁を含めず、沖縄・自民党15分、日本共産党沖縄県議団6分、立憲おきなわ3分、無所属の会3分とする。6、会派間の質疑時間の譲渡は、できないものとする。7、重複する質疑は避ける。となっておりますので、御承知おき願います。

これより各委員の質疑を行います。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 皆さんおはようございます。

通告しております私の総括質疑の質疑内容を1項目ずつ行いたいと思います。

まず初めに、1、令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の現況について伺います。

1、第三者再調査委員会の所管を知事公室特命推進課ではなく、総務私学課とした根拠について伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○玉城デニー知事 仲里全孝委員の御質問にお答えいたします。

令和3年7月26日沖縄県議会から県立高校生自死事案について、全容解明のための再調査等を求める決議を受けて、第三者再調査委員会の設置・運営に係る所管部局について協議を行いました。

その結果、知事と教育委員会が教育の重要事項について協議する総合教育会議を所管しているということから、総務部に所管させるということにしましたのであります。

○仲里全孝委員 今内容からして、沖縄県、行政組織であります規則の第11条を紹介してください。

○宮城力総務部長 行政組織規則の第11条は所管疑義の裁定とありまして、所管の明らかでない事務がある時は、知事公室内にあっては公室長が、部内にあっては部長が、出納事務局内にあっては会計管理者が部等間及び部等と出納事務局相互にあっては知事がその所管を定めるとされております。

○仲里全孝委員 そのとおりであります。

これは、やはり重要な事項として皆さんがホームページにも、御遺族の要望や県議会における決議を重く受け止め、知事部局において第三者による再調査委員会を設置することとしております。

そこでなんですけれども、これ、知事が特に設置を必要と認めた事項でありますので、特命事項として処理すべき事案じゃないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○宮城力総務部長 知事公室特命推進課は、行政組織規則第9条に基づき設置された課でございます。所掌事務は設置規定において、知事の特命事項の調整及び処理に関すること、そして括弧をしまして、他部、他課の所掌に属するものを除くとしております。

今回の第三者再調査委員会の所管の決定に当たっては、事案の内容、それから所管事務との関連性や合理性等を検討した上で総合的に判断した結果、総合教育会議を所管する総務部において所管するこ



ととしたところでございます。

○仲里全孝委員 今再三確認するんですけれども、この事案は特命事項について、特命事項として取り扱うべきではなかったのかなということです。

○嘉数登知事公室長 お答えいたします。

特命推進課については、現在里親委託解除事案に係る調査委員会等々抱えておまして、この調査委員会については、特に迅速な対応が必要なこと、それから調査委員会の設置当時、子ども生活福祉部において、里親との間に裁判を2件抱えていたことから、中立的な立場の調査が必要というような判断から、特命推進課のほうにおいては、現在里親委託解除事案に関する調査委員会というものを所管しております。

○仲里全孝委員 里親の件に関しても、文厚委員で中身を質疑しておりますからよく知っているんですよ。いや、今回の事案なんですよ。生徒が自ら自死事案に関して、特命事項に当たるんじゃないですかということなんです。いかがでしょうか。

○宮城力総務部長 所管をどちらにするかということで色々協議いたしました。事案の内容、それから総務部が所管しております——繰り返しになりますが、総合教育会議、この関連性、それから合理性、これらを検討した結果、総合的に判断し総務部において所管するとしたところでございます。

○仲里全孝委員 総合的に判断したのは分かるんですよ。事案が事案なものですからね、これは特命事項として取り扱う、処理すべきではなかったのかなということなんです。これ知事はどういうふうな考えでしょうか。

○玉城デニ一知事 重複するようで申し訳ないのですが、今回議会の決議を受けたこと、それから御遺族の意思を確認をさせていただいたことなど、やはり第三者再調査委員会の設置によって、さらに丁寧に調査をすべきであるということについて鑑みて協議をしたものであります。

その結果、やはり私と教育委員会が教育の重要事項について総合教育会議というのを所管しておりますので、やはりこれは教育全般に係る問題であるところから、所管している総務部にしっかりと調査をしてもらうということで所管させることとしたものであります。

○仲里全孝委員 総務部総務私学課で、現在休職者はいますか。

○宮城力総務部長 休職している者は何名かおります。

○仲里全孝委員 何名でしょうか。

○宮城力総務部長 10月1日時点で休職者は、総務私学課内で2人でございます。

○仲里全孝委員 そういう中で、皆さんは最終報告書をいつ提出される予定ですか。

○宮城力総務部長 昨年11月に委員会を立ち上げまして、今年の1月に第1回会議を開催し、そのときに月1回のペースで開催するという委員会での運営方法を決定し、今、月1回のペースで会議を行っております。

聞き取り調査等も今行っているところでございます。いつ頃というのは明示することは難しい状況でございます。

○仲里全孝委員 いつ頃というのは明示するのは難しい。その難しい理由は何ですか。

○宮城力総務部長 この会議は非開示、非公開ということで今運営しているところでございます。事案にも個人情報等の、取扱については非常に丁寧にする必要があります。そしていろんな方から今聞き取りを行っているところでございますが、その対応者についても個人情報に触れるところがありますので、非常に慎重にかつ丁寧に対応する必要があるところで、この調査が、あるいは分析等々がつまでかかるのかというのは、今時点で申し上げるのは非常に難しい状況でございます。

○仲里全孝委員 もう既に1年以上であるんですよ。計画も月に1回委員会を設置するというふうな報告も受けております。それなのにまだこれ最終報告めどがつかないんですか。

○宮城力総務部長 御遺族の方に対しましては、会議終了後にこの再調査委員会の委員長より議事内容を御説明するとともに、後日議事概要を事務局からお伝えしております。進捗状況については、当事者であります御遺族には伝えておまして、丁寧な対応に心がけているところでございます。

○仲里全孝委員 次に移ります。

2番の元教諭を懲戒免職にしたことで事案究明が困難となっているのではないかと伺います。

○半嶺満教育長 まずこの教諭の免職に至った経緯ではありますが、本件につきましては教育委員会が設置をしました第三者調査チームが調査を行いました。その後、県教育委員会の服務担当部署においても独自に調査を行っております。その結果として、生徒の自死は顧問の不適切な指導が継続的に繰り返されたことが要因であることというふう判断しまして、元教諭の懲戒処分を検討するために、令和3年に分限懲戒審査委員会を開催いたしました。その委員会は、懲戒免職が相当であるとの意見を教育長に報告

をし、これを受けて県教育委員会会議に付議をしまして、懲戒免職を決定したところでございます。

○仲里全孝委員 教育長、それは委員会の中で報告を受けております。今最終報告もいつになるか分からないのに、この事件の事案の究明は困難になるんじゃないんですかと問うているんです。

○半嶺満教育長 今この第三者調査を実施されている経緯等を説明をいただいているところでありますけれども、その調査がしっかりと進むように、県教育委員会としまして、この委員会のさまざまな求めに応じて丁寧な対応に努めているところでございます。

教育委員会として、第三者委員会の求めに応じまして、教育委員会が持ち得る資料を提供しております。また、再調査の対象となる教職員等の聞き取り調査に関しましても、再調査委員会からの依頼を受けまして、学校へ依頼文書を発出するなどそういったことに努めまして、我々も教育委員会も第三者再調査委員会の調査に協力等努めているところでございます。

○仲里全孝委員 当事者ももういないですよ。当事者も。処分を行った教育委員会、元教諭、管理監督すべき立場にあった学校長、そして再調査を引き受けた知事自身の責任を伺います。

○玉城デニー知事 再調査を引き受けました私の責任につきましては、まず御遺族からの要望や県議会からの決議を踏まえ、令和3年11月に本件に係ります第三者再調査委員会を総務部に設置をいたしました。そして、第三者再調査委員会の所掌事務といたしましては、自死原因の考察や再発防止の提言などを行うことのほか、本件学校及び県教育委員会の対応につきましても調査対象としているものであります。

調査を終えた時は報告書が作成され、知事である私に報告されるということになっておりますので、この報告書の内容については教育委員会と情報共有を図り、再発防止につなげていきたいと考えているものであります。

○仲里全孝委員 最終報告もまだ終わっていないのに、県民に公表もしていないのに、教諭は懲戒免職にした、教育委員会はどうなっていますか。

○半嶺満教育長 本件につきましては、教育委員会が設置をいたしました第三者調査チームの調査及び県教育委員会の調査におきまして、生徒の自死は顧問の不適切な指導が継続的に繰り返されたことが要因であると認められたことから、この顧問の処分を行ったものでございます。

○仲里全孝委員 教育長、部活動での指導に問題があったから懲戒免職にしたんでしょう。管理責任はどうなっていますか。部活動での指導の中に問題があったんでしょう。

○半嶺満教育長 この事案につきましては、管理者であります校長、そしてその校長を管理します設置者としての教育委員会、この両方に責任があるというふうに考えております。

まず、学校は校内における教育活動について生徒を保護する義務がございます。本件事案に関しましては、顧問の言動について把握できなかった点など、顧問による不適切な指導を止められなかったことについて、学校の管理者である校長にも責任があると考えております。

また、県教育委員会は学校の設置者として、本件のような事案が起こらないよう県立学校を指導する責任があると考えております。このような事案が繰り返されないように、教職員の人権意識の向上や、部活動等の在り方に関する方針——改訂版を出しましたけれども、その徹底を図るなど、しっかりと再発防止に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○仲里全孝委員 その中身知っているんですよ。学校長の処分はどうなっていますか。教育委員会の処分はどうなっていますかと聞いているんですよ。通告してありますよ、私は。

○半嶺満教育長 教育委員会の責任につきましては、やはりこのような事案が二度と繰り返されないように、再発防止に努めていく、これが教育庁としての責任であると考えているところです。しっかりとこの責任を果たしていきたいと思っております。

○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員より学校長の責任について通告に基づき答弁するよう要望があった。)

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 管理監督責任は、部下職員の非違行為、これを防ぐ措置を取らなかったことなどに対する責任でございます。責任を問うに当たり、まず部下職員の非違行為を特定する必要があります。沖縄県教育委員会懲戒処分の指針においても、指導監督不適正の責任を問う場合、部下職員が懲戒処分を受けるなどの場合で管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていたことが要件となっております。

今回の件につきましては、顧問の処分を行う前に処分を行わなかったという状況でございます。

○仲里全孝委員 管理責任者、任命権者、皆さん何も責任取っていないですよ。これで県民が本当に納得しますか。

次に移ります。

2番、本部港上屋死亡事故に係る県の対応及び遺族に対する対応、並びに当該事故に係る令和3年度沖縄県内部統制評価報告書の内容について。

(1) 本部町から修繕の要望があったが、知事はいつ誰からどのような報告があったのか伺います。

○島袋善明土木建築部長 施設の修繕要望については、土木建築部において対応をしております。

本部町から県北部土木事務所への修繕要望は、令和2年1月23日にメールにて、令和3年4月19日に電話にて行われております。令和2年1月23日のメールでは、雨水がたまりやすく、経年劣化、潮風による腐食が原因と考えられる。現在無理矢理引っ張って開閉し、かなりの過重がかかる箇所のため、どんどん悪化すると思われる。修繕は大規模な作業になることが予想され、現場確認の上、早めの対応を依頼するとの内容でした。また、令和3年4月19日の電話では、上屋扉のレールの調子が悪く、開閉しづらいため修繕してほしいとの内容でありました。

○仲里全孝委員 部長の今の答弁、私委員会で聞いたんですよ。その内容。

○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から知事はいつ報告を受けたのかについて質疑しているの、その内容を答弁するよう確認があった。)

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

玉城デニー知事。

○玉城デニー知事 まず、いつ説明があったのかというようなことに関しましては、令和3年5月27日に事故が発生した翌日、私及び謝花副知事の秘書へそのような事故があったということで報告をいただいております。その内容につきましては、先ほど土木建築部長が答弁をいただいているような、そういう経緯も含めての報告でありました。

○仲里全孝委員 沖縄県は、死亡事故が起きてから上層部に、上司に報告するんですか。1年前報告があったんですよ。修繕をしてほしいと。その間何も、副知事にも知事にも報告されていないんですか。

○島袋善明土木建築部長 今回の港湾の施設に関する修繕の要望でございますけれども、毎年度、各市町村をはじめ、各土木事務所から港湾の修繕については要望が上がっております。それについては、基本的には土木建築部内での検討ということで、都度詳細については知事のほうへは報告はしておりま

せん。

○仲里全孝委員 そのとき報告していたら事故は防げたんですよ。なぜ知事は1年余りも欠陥である施設を使用させたんですか。欠陥なんですよ、欠陥。

○島袋善明土木建築部長 対応しました土木事務所におきましては、扉が開閉しづらいとのことであったため、本件入口の危険性が差し迫ったものであるとの認識を有しておりませんでした。

以上です。

○仲里全孝委員 認識していませんでしたと。それでこのことが通りますか。再三本部町が改善してください、危ないですよと。何回もあったんでしょう。なぜ、知事は1年余りも遺族への見舞金を出さないのか。その理由をお願いします。

○玉城デニー知事 令和3年5月に発生しました本件本部港の上屋死亡事故の原因については、警察が捜査を行っているところです。県においては、同年の10月、事故に至った要因を整理分析し、再発防止や管理体制の在り方について検討を行う本部港上屋事故に係る再発防止検討委員会を設置し、令和4年3月に報告書が県に提出されております。その報告書でも、本件事故の要因についていろいろ報告がされておりますが、御遺族への補償に関しましては、警察による捜査が行われており、原因及び責任の所在を明らかにされ次第、県として真摯に対応していきたいと考えております。

○仲里全孝委員 県警の調査と見舞金と——私県警の調査を確認していませんよ。なぜいまだに遺族への見舞金を出していないんですかということ。明らかに県の管理不備でしょう。

○島袋善明土木建築部長 御遺族へのお見舞い金につきましては、その性質、法的な根拠について検討する必要があると——法律上の規定について確認する必要があるということで、現在検討しているところでございます。

○仲里全孝委員 そうじゃないですよ、行政の在り方は。県の管理不十分で、管理不備で起きた事故なんですよこれは。

次に移ります。

すみません、3番飛びまして4番お願いします。

沖縄県赤土等流出防止条例の改正についての使用性について(1)現在県が実施している赤土等流出防止対策は十分に機能しているか知事にお伺いします。

○玉城デニー知事 沖縄県では平成6年に沖縄県赤土等流出防止条例を制定し、平成7年から施行しておりますが、同条例では開発現場における赤土等流

出防止対策として、発生源対策や流出濁水対策、濁水最終処理対策などを規定しております。

条例施行後、これらの対策の実施により、沖縄県全域の年間赤土等流出量は、令和3年度には条例施行前の平成5年度に比較し、約5割減と大幅に削減をしており、このうち開発事業においては約8割、農地においては約4割削減しております。

○仲里全孝委員 以上です。

ありがとうございました。

○仲田弘毅委員長 引き続き、呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 立っても座っても一緒だから、立つてからやりましょうね。見えないので。

まず、私通告しているんですけども、沖縄の経済は疲弊しているのか、県民は困窮しているのか、知事の認識を伺いたいんですけども、どうでしょうか。

○玉城デニー知事 一般的に考えまして、この3年近くの新型コロナウイルスの感染拡大による影響、さらには原油、飼料等の高騰による世界的な金融状況の悪化によって、県経済は大きな影響を受けているものというように考えております。

○呉屋宏委員 それでは、令和3年もそうだけれども、多額の財政調整基金が積み上がるんだよね。県民は苦しんでいるけれども県庁の預金は増やしているという、こんな考えでいいんですか、知事。

○宮城力総務部長 令和3年度の財政調整基金は450億円余りということで、過去最高という水準になっております。例年ですと200億程度の残高があって、この数年間、毎年100億程度を取り崩して、その残った100億程度で当該年度の財政需要に対応するという取組を行ってまいりました。令和3年度にあっては県税収入が非常に伸びたこと、譲与税も含めてなんですが、それも加えて令和4年度の収支不足額が、例年100億程度取り崩していたところ230億取り崩すということもあって、350億程度に積み上げたところ、決算の不用、あるいは2月補正予算後の税収の伸び等もありまして、さらに100億積み上がり、今450億の水準になっているところでございます。

ため込むというのを意識しているわけではなく、次年度の予算編成も見据えた上で財政調整基金の水準の管理を行っているところでございます。この約450億については当初予算、それから補正予算を取り崩して今対応することとしているところでございます。

○呉屋宏委員 今の話はもっともらしく聞こえるんですけども、ただあなた方は県税収入、これはいつ

も上振れするわけさね。実際に予算を組んだよりも税収は高いんだよ。そうじゃないの。これがマイナスになったことはありますか、この二、三年。

○宮城力総務部長 例年歳入予算の見込みに当たっては、過大な見込み方にならないように固めに見積もっているところでございます。委員がおっしゃる過小の歳入になったかということ、最終予算よりもいつも上振れするということ、過大見積りというのは今発生していないところです。

○呉屋宏委員 知事、今の話を聞いていて、総務部長との議論を聞いていて知事は——僕は聞きたいんですけども、令和3年度の決算、この報告を知事にいつ誰がやったの。

○玉城デニー知事 令和3年度の決算につきましては、令和4年7月15日に会計管理者から決算書等の提出がありました。議会の認定に付するためには監査委員の意見が必要なことから、決裁の過程で概要版により内容の確認を行っております。

なお、財政調整基金の残高については、決算書等には3月末時点の残高のみが記載されているというところです。また、財政調整基金の状況については、予算編成の調整時に総務部より適宜説明を受けております。

○呉屋宏委員 皆さん幹部クラスなんだから、副知事も知事も入って、代表監査の意見も聞いて、今度の決算、令和3年度の決算はこうだったよねと。そして令和5年はこうしようねというような、こういう会議をやっているのか。やっているんだったら、その会議の議事録が欲しいんだよ。どういう会議をしているのか。どうですか、知事。

○宮城力総務部長 先ほど知事から答弁ありましたとおり、予算編成時に財政調整基金の見込みが幾ら程度になるというような説明をした上で、予算編成の調整を行っているというところでございます。

○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員から補足説明があった。)

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

宮城力総務部長。

○宮城力総務部長 決算を受けてということよりも、毎年度6月補正、9月補正、あるいは臨時的補正予算の編成もでございます。そのたびに——いつも予算の説明資料で財政調整基金の残高は幾ら程度になるという1行も示しているところでございます。そこも含めて、知事はじめ副知事等と予算の調整をしているところです。

○呉屋宏委員 これはどうも総務部長とやったってはぐらかして言わないんだけど、僕はこの決算

特別委員会の大切さというのは、次年度の予算にどう生かすかということが大事だからこういう質疑をしているわけですね。その流れを僕は見たいわけだよ。意地悪するためにやっているわけじゃないよ。予算は予算でももちろん皆さんは会議をしてやるんだろう。決算がどうやって反映されているかということは、しっかりと僕は二元代表制の中の一方で、我々はそこはしっかり皆さんに問いかけなければいけないと思っています。そこだけ注意して、そういう資料があったらください。

2番、うちな一んちゅ応援プロジェクト、この内容について知事はどう考えていますか。

**○玉城デニー知事** うちな一んちゅ応援プロジェクトは、感染防止対策として休業や営業時間の短縮要請に応じていただいた飲食店等に対して協力金を支給する事業で、これまで10期にわたり述べ約10万6000件、総額約1590億円を支給してまいりました。

本事業を含め、国及び県による様々な人流抑制の施策により、新型コロナウイルス感染症の感染者の減少につながったと考えられることから、要請期間においては重要かつ必要な施策であったと考えております。

**○呉屋宏委員** これは重要な今プロジェクト、事業だと。そのとおりだと思いますね。

しかし、私は今月も聞いたんですけども、去年の3月から抑制された居酒屋、あるいは夜の飲食を伴うようなところが、今あなたのところはできません、できます、そうじゃなくて、宙に浮いているのが何%ぐらいあるのかちょっとお聞きしたいんですけども。

**○上原秀樹感染防止経営支援課長** 今のお答えですけども、支給をしていない件数ということでよろしいでしょうか。不支給というか、まだ支給が終わっていないという件数なのかちょっと分からなかったの、すみません。

**○仲田弘毅委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員から補足説明があった。)

**○仲田弘毅委員長** 再開いたします。

上原秀樹感染防止経営支援課長。

**○上原秀樹感染防止経営支援課長** 先ほど委員は令和3年とおっしゃっていましたが、令和2年から令和4年の1期から10期までで、不支給の件数は約4000件ございます。

以上です。

**○呉屋宏委員** 知事、これはさっきあなたが言った、うちな一んちゅ応援プロジェクトは大事な事業だとおっしゃる。4000件がまだ答えが出ていない。これ

はお金に余裕がある人たちがもらっているんですか。この4000件は皆さんどうするつもりでいるの。私は今月も1週間前も、実際に支給がされない、3月からずっと待たされて、1年半待っていますよと。それでも答えが出ない。何で答えが出ないのか僕には理解ができないんだけど、知事、こういうところを気遣って——この4000件はどうしたいと思っているの。知事のスタンス。商工労働部はいいよ。どうせあなた方は答え出し切れなかったんだから、今まで。知事の見解を聞いているんだよ。

**○上原秀樹感染防止経営支援課長** すみません。もう一度、ちょっと訂正の意味でお答えさせていただきます。

**○仲田弘毅委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、感染防止経営支援課長から補足説明があった。)

**○仲田弘毅委員長** 再開いたします。

今のところをもうちょっと詳しく、簡潔に答弁していただけませんか。

松永享商工労働部長。

**○松永享商工労働部長** 大変失礼いたしました。

うちな一んちゅ応援プロジェクトですけれども、1期から10期までございますが、その間のトータルの申請数というのが11万3133件ございます。その中で不支給というものは先ほど申し上げました約4000件ございますけれども、これは申請いただいたのに対して要件に合致しないであるとか、取下げとか、全て含めて4000件ということでございます。今委員の御質問にありますような支払えないというものに関しましては、現在疑義が残っているものは100件ということになってございます。

**○呉屋宏委員** だからさっきから言うように、100件でいいさ。つまり3900件は要件を満たさなかったということでしょう。だけど100件は答えがまだ出ていない。この出ていないのはいつ出すの。来年ね、再来年ね。

**○松永享商工労働部長** これにつきましては、全力を挙げて今調査をしながら、該当する事業者の皆さんともやり取りをさせていただきながら、できるだけ早いタイミングでその結論を出して、支給になるのかあるいは不支給になるのかというところの判断をしていきたいというふうに考えております。

**○呉屋宏委員** これは皆さん、事業をやるにはえてしてそういうところはある。分かる。しかし、あなた方はこの事業の申請を委託したんだよ。委託業者がどう切るかということにしか我々は見えないわけよ。この100件について、直接あなた方が入ってい

ないといけないんだよ。委託事業者がやっているから問題なんだよ。知事はどう思う、これ。

○松永享商工労働部長 今委員からございましたように、当初件数に関して申請処理をしているときには委託をお願いして、委託事業者のほうで処理をしてございました。一通りその支給が終わった段階では委託を終えておまして、今県職員のほうで対応しているということですので、この100件に関しては県職員のほうで一件一件丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

○呉屋宏委員 さっきから言うように、いつまでにやるの。1日1件やったって100日だよ。

○松永享商工労働部長 100件に関しましては、やはりいろいろやり取りがあったり、あるいは現場での確認があったり、あるいは書類を見せていただいたりということがございますので、いつまでにというのはなかなか難しいお答えになりますけれども、できるだけ早いタイミングで解決を図っていきたいというふうに考えております。

○呉屋宏委員 これで時間を潰すわけにはいきませんから、次のところに行きます。

振興計画のハシゴ道路ネットワーク、この道路計画というのは、知事、うまくいっていると思いませんか。知事の所見をちょっと聞きたい。

○玉城デニー知事 ハシゴ道路等ネットワーク構築事業は、南北軸となる3本の柱と東西の連絡を強化し、バランスの取れた道路利用を推進することによって渋滞緩和を図ることを目的として実施しております。現在、地域連携道路事業費補助、社会資本整備総合交付金、それから沖縄振興公共投資交付金の予算などを活用して事業を実施しているところであります。

○仲田弘毅委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員から計画がうまくいっているかについて知事の所見を聞きたいとの確認があった。)

○仲田弘毅委員長 再開いたします。

玉城デニー知事。

○玉城デニー知事 この沖縄振興公共投資交付金の減額などの影響は、その事業の進捗に非常に影響を及ぼしているということは認識しておりますが、今後は他府県の事例や別の事業メニューについての調査・研究を行い、他の財源の確保、起債事業や新たな補助金等の積極的な活用についても検討しながら、引き続き事業の推進に向けての予算の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○呉屋宏委員 知事、率直に聞きます。沖縄の都市

化された那覇を中心とする中部まで、これは渋滞をしているんですか、渋滞していないんですか。認識をお聞きます。

○玉城デニー知事 人口の約8割が集中する沖縄本島中南部においては、ところどころにおいては非常に深刻な渋滞が、そういう状況があるということは認識しております。

○呉屋宏委員 知事にそういう認識があるのであれば——僕は一般質問でもやったはずだ。我々は90%補助金で、振興計画の中では高率補助で今道路を造っている。県道を造っている。単純に言えば、100億あれば1000億の道路事業ができる、この10年で。これをどこかでやるということをやらなければ、今までどおりだらだらと予算の配分、それだけをやって終わるような感じがするんだけどどうなんですか。これをやろうという気持ちにならないのか。1000億投下して渋滞をこの10年で片づけるという表明、今日したらどうですか。

○玉城デニー知事 新沖縄21世紀ビジョン基本計画では、体系的な道路ネットワークの構築を基本施策として位置づけております。その主な内容としては、先ほど申し上げましたが、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路、それから那覇都市圏の交通容量の拡大や交通経路分散に寄与するために2環状7放射線の整備、そして短期的な渋滞対策であるボトルネック対策などについても、この新沖縄21世紀ビジョン基本計画でも着実に解消に向けて取り組むということで位置づけております。

○呉屋宏委員 いや知事、それは分かるよ。分かるけれどもできないんでしょう。鉄軌道もできない。MICEもできない。渋滞も緩和できない。何でもこの中に書かれればできると思っているの。そこに力を入れる、魂を入れるかどうかなんだよ。魂が入っていないんだよ。書けばいいってもんじゃない。

僕はもう一つ質問があるから、これは締めますけれども、知事、今言うようなものでいえば、沖縄振興計画の中で国立自然史博物館の誘致なんかも入っていますよ。これに魂を入れるかどうかだよ。どう思いますか。

○玉城デニー知事 国立自然史博物館の設立については、日本学術会議などによる長きにわたる設立に向けた取組が行われてまいりましたが、まだ設立の決定は国において行われておりません。沖縄県としては、設立の実現に当たってはやはり国民の理解を得ることが必要であるということで、県民、経済団体、学識経験者等が一丸となった取組が重要だと考えています。そのため、今年度は県内や東京での企

画展の開催、規模を拡大したシンポジウムの実施、県内経済界の関係団体ですとか学識経験者等を構成員とする事業推進会議の設置など、機運の醸成を図る取組をしっかりと強化していきたいというように考えております。

**○呉屋宏委員** 僕はこの問題を去年の決算のときに初めて知って、そこから1年間、僕は一緒に歩んできましたよ。だが、500万だったのを2500万にすればこれがちゃんとできるのといったら、できるわけがない。僕は最初に2億5000万かなと思ったら、2500万じゃない。僕は昨日経済界のある大手の会社の社長と会って、お願いだから一緒にやってくれないかと。民間の団体をつくりましょうよと呼びかけてきた。そういうこともずっとやっている。

だから僕が言っているのは、ここの問題なのは予算と、それを環境に置いたら駄目。これは観光と商工と環境の3つの部からプロジェクトチームをつくらないといけない。そしてそこに予算を流す。これが大事なことであって、あなた方が環境に流している予算なんか年間0.5%でしょうが、全予算の1%もない環境でどうやってこれができるの。だから3つの部署の一つにした副知事直轄の部署をつかって、そこに予算を人材を投与する。知事はやる気があるかどうか、最後に答えを求めます。

**○玉城デニー知事** 先ほど申し上げましたけれども、やはり委員御案内のように観光関連、環境関連、経済関連の方々にも加わっていただきながら、学術会議との連携、それから経済団体等の機関との連携、県民会議を設置するなど、国立沖縄自然史博物館設立の早期実現に向けては、我々も全庁を挙げて取り組むという方向性で進んでいきたいと思っております。

**○仲田弘毅委員長** 呉屋委員の質疑は終わりました。引き続きまして、瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** ワシントン駐在員の活動事業の成果について伺います。

まず、ワシントン事務所駐在員——2015年に設置されていますが、初めての設置という点で活動も大変だったと思いますが、その設置当初と現在の活動の変化について伺います。

**○嘉数登知事公室長** お答えいたします。

ワシントン駐在は、米国政府や連邦議会関係者等に対し、沖縄の基地問題に関する正確な情報を発信を行うとともに、辺野古新基地建設問題をはじめとする沖縄の基地問題の解決を求めるなど、精力的に働きかけを行っております。

ワシントン駐在の面談等の実績につきましては、2021年度は1072名となり、2015年度の190名に比べ約

5.6倍と大幅に増加し、特に連邦議会関係者との面談等が大きく増加しております。また駐在の情報収集の件数につきましても2021年度は154件であり、これは2015年度の17件の約9倍に大きく増加しております。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員** ワシントン駐在員の設置以降、この間発展されてきた実績、成果について伺います。

**○玉城デニー知事** お答えいたします。

ワシントン駐在はこれまで約7年間活動してきておりますが、駐在のこれまでの働きかけにより2019年6月の連邦議会調査局の報告書において、沖縄は在日米軍専用施設区域の約70%を抱えていると記載されたほか、同年10月には、普天間飛行場をめぐる状況について、県民投票で投票者の72%が反対したこと、基地沖合への滑走路建設が物理的に困難などの記載が追加されています。

また、2020年——令和2年6月には下院軍事委員会即応力小委員会の2021年度国防権限法案に関する書面に、大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念など辺野古新基地建設に係る4つの懸念事項と辺野古新基地建設予定地地下の強度の検証結果など、5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記され、これらはワシントン駐在の成果の一つと考えております。さらに、同じ年の11月には米国の有力シンクタンクCSISでも辺野古新基地について完成する可能性が低そうだと報告するなど、米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えております。

このようなことから、ワシントン駐在のこれまでの活動により一定の効果が現れているものと認識しております。

**○瀬長美佐雄委員** 3点目に、米国及び連邦議会関係者に対する働きかけ、具体的にどのような形で進めているのか、その際の反応の変化もあるのかどうか伺います。

**○嘉数登知事公室長** お答えいたします。

ワシントン駐在は連邦議会関係者をはじめ、米側関係者と精力的に面談を重ね、沖縄の基地問題に関連する情報の発信、情報収集等を活発に行っております。

連邦議会関係者等に対しては普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題に関する説明に加え、米軍基地周辺のPFOS等の問題、軍人・軍属による事件・事故などを説明し、国防権限法案に沖縄の基地問題に関する記述が反映されるよう協力を求めてきております。

また、駐在が面談する際には、2020年6月に即応力小委員会で普天間代替施設に関する懸念事項等の記載が採決されたことを常に説明しておりまして、駐在から説明を受けた議員、補佐官等からは、日本政府が代替施設の提供までに12年かかると認めていることは大きな懸念材料である。普天間代替施設の建設がさらに遅れそうであること、すぐに解決できる問題ではないことを皆が知ることが重要である等のコメントがありました。

また、P F O S等の問題では連邦政府や連邦議会関係者とワシントン駐在との面談の中で毎回のように取り上げ、立ち入り調査の必要性等を強く訴えており、関係者からは大変関心があるので関連資料を提出してほしい旨の反応がありました。

このように、ワシントン駐在の活動によって沖縄の米軍基地問題に関する連邦議会関係者の理解と関心が高まっていると考えております。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員** 米国及び連邦議会関係者以外にも活動の裾野を広げるべきだということを要望してきました。どのような取組を進めてきたのか、どう考えているのか。ホープスポットだと世界的にも貴重な自然があるということで世界的な環境保護団体が指定していたり、アメリカの民間——県系の方も含めて市民団体との様々な連携が必要だと求めてきましたが、どう考えているのかを伺います。

**○嘉数登知事公室長** お答えいたします。

沖縄の基地問題の解決には米国政府や連邦議会関係者以外にも働きかけを行うことが重要であると考えております。

そのため、ワシントン駐在は去る3月及び4月にアジア太平洋系アメリカ労働者組合A P A L A関係者と面談し、辺野古新基地建設問題について意見交換を行っております。また、5月にも複数回、米国の元軍人等で組織された国際的な平和団体であるベテランズ・フォー・ピース関係者とも今後の連携について意見交換を行っております。

沖縄県としましては、今後これらをはじめとした民間団体と具体的にどのような連携ができるか継続して意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員** 5点目ですが、ワシントン事務所におけるウチナーンチュネットワークの構築も重要じゃないかと求めてきました。沖縄の魅力、ソフトパワーの発信についてどう考えているのか伺います。

**○玉城デニー知事** ワシントン駐在におきましては、

米国駐在の強みを生かし、沖縄の歴史、自然、文化、経済など沖縄の実情を紹介し、理解を促す活動をはじめ、観光物産の情報発信や国際交流の促進など様々な活動も行っております。

具体的には米国沖縄県人会のイベントなどへの参加や経済、文化などの多方面で活躍する北米ウチナーンチュと情報交換などを行っているほか、日本政府観光局や日本大使館と連携し、沖縄の観光や食のP R、物産情報の発信なども行っております。

今年4月に開催されましたワシントンDC桜祭りでは沖縄県の伝統文化などを紹介するブースを出展し、ワシントン駐在が沖縄県の窓口となって沖縄の文化や観光、物産などの情報発信を行いました。

引き続き基地問題への取組に加えて、文化や観光、物産に関する情報の提供も含め、アメリカ国民の沖縄への関心がさらに高まるような活動を行っていきたいというように考えております。

**○瀬長美佐雄委員** 6点目、今年度新沖縄21世紀ビジョン基本計画がスタートしたと。SDG sは国連が推奨している世界的な取組で、その中でも環境、平和分野など計画を推進する視点でワシントン事務所はさらに活動を発展させるべきと思いますが、どうなのか。

国連にはアジアの軍縮を担う部署もありますし、国際社会にどのように働きかけて連携していくのか伺います。

**○玉城デニー知事** 沖縄県が今年度から推進している新沖縄21世紀ビジョン基本計画においては国際社会全体の共通目標であり、沖縄21世紀ビジョンに掲げる県民が望む5つの将来像にも重なるSDG sを取り入れております。社会、経済、環境この3つの側面が調和した持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとしております。

このうち平和の分野におけるワシントン駐在の取組として、去る8月に国連事務次長と面談した際に平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書を手交し、その内容について説明をさせていただくとともに戦没者の追悼式でいただいたメッセージへの感謝、それから広島、長崎との平和の発信等についての意見交換なども行っております。

私は国際社会や国連に対し、沖縄の基地負担の現状を幅広く発信することにより、米軍基地に関連する課題等の解決に必ずつながられるものというように確信をしております。

沖縄県としては関係者と様々な分野で連携できるよう引き続き意見交換を進めてまいりたいと思っております。



以上です。

○瀬長美佐雄委員 ワシントン事務所の設置は誇りある豊かな沖縄を目指し、辺野古は阻止するという意味で翁長雄志前知事の意向を含めて設置された機関です。今回最大の争点だったのは辺野古新基地建設反対の民意は知事選挙でも改めて示されたものと思います。

知事はこの県民の負託に答えるということが求められますし、県民は基地のない平和な島を目標に掲げる21世紀ビジョンの実現を諦めないという意味でも誇りある選挙の結果だったと。

世界のウチナーンチュも今集まっています。未来を諦めないと。困難があっても開拓してきた、そういう思いと共有することもできると思います。改めて辺野古新基地建設阻止へ向けた知事の決意を伺えたらと思います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

先程来説明をさせていただいておりますが、ワシントン事務所を設置したことによって沖縄県における基地負担の現状、そして我々が求めるアジアにおける平和環境の構築についての情報発信など、様々な点でアメリカ国民の理解も広がりつつあるというように認識をしておりますし、また、今般世界のウチナーンチュ大会にはたくさんの方々がこのムートゥヤーである沖縄にやってこられます。私は世界のウチナーンチュ大会はやはり平和の祭典にしたいというように考えており、その平和の思いを、また世界のウチナーンチュネットワークに広げていくことによって、平和をつくっていききたいというような環境も醸成されると思います。当然辺野古の新基地建設の是非が明確な争点であった今回の県知事選挙においても、沖縄は基地のない平和な島を目指したいとするこれまでの県民の思いをこの辺野古に新基地は造らせないという公約に掲げて当選したというように認識しております。その民意に応え、辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向けて、ぶれることなく全力で取り組んでまいります。

○瀬長美佐雄委員 今の決意を伺って私も共に頑張っていく決意を述べて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○仲田弘毅委員長 引き続きまして、島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくお願ひします。

私からは沖縄振興計画におけるハシゴ道路等ネットワーク構築事業について質疑をいたします。

(1)の沖縄振興計画等予算減額における事業への影響にどのようなものがあるか伺います。

○島袋善明土木建築部長 ハシゴ道路等ネットワー

クの構築事業は南北軸となる3本の柱と東西の連絡を強化し、バランスの取れた道路利用を推進することにより渋滞緩和を図ることを目的として実施しております。

現在、地域連携道路事業費補助、社会資本整備総合交付金、沖縄振興公共投資交付金の予算を活用して7路線13か所で事業を実施しておりますが、特に沖縄振興公共投資交付金で実施している路線で進捗に影響が出ることが懸念されているところであります。

厳しい予算の状況ではございますが、引き続き事業の推進に向けて予算の確保に努めてまいりますと考えております。

以上です。

○島袋恵祐委員 今説明のありましたハシゴ道路等ネットワーク構築事業の進捗の遅れも出ているという話もありましたが、県民生活にも大きな影響があると思います。その中でも今部長から説明があったとおり、この一括交付金のハード交付金の減額がやはり影響が出ているとの説明がありましたが、この一括交付金の予算の推移を教えてください。

○島袋善明土木建築部長 過去5年間の道路の改築に関するハード交付金の予算についてですが、平成30年度約110億円、令和元年度約103億円、令和2年度約83億円、令和3年度約66億円、令和4年度約29億円。

以上です。

○島袋恵祐委員 年々減額していることが分かりました。この一括交付金はじめ沖縄振興予算は市町村と力を合わせてこれまで予算要求してきたと思います。そこで伺いますが(2)です。沖縄振興予算を減額している理由は政府がどのような説明をしているのか伺います。

○宮城力総務部長 内閣府によりますと、令和4年度の沖縄振興予算は国として必要と考える所要額を積み上げた結果、一括交付金や公共事業関係費等が減少し計上したとしております。

○島袋恵祐委員 政府は所用の額を確保したということなんですが、報道などでよく聞かれます。だけれども、県や市町村はこれまで予定していた事業が大幅な減額によって進められないと言っています。県は市町村と力を合わせてどのように国庫要請を行ってきたのか、(3)の質疑になりますが、国庫要請についてこれまでの県の取組を伺います。

○宮城力総務部長 沖縄振興予算の確保に向けた取組については例年8月に行います国庫要請に加えまして、平成29年度要請からは秋にも行っております。

また、令和元年度要請からは市町村長との意見交換を実施し、市町村の実情も伝えながら要請を行っておりまして、令和4年度要請——昨年の要請からは市長会及び町村会と連名で要請しているところでございます。さらに令和5年度要請——今年度の要請に当たりましては7月にも沖縄振興一括交付金の増額確保を要請したところでございます。その他、国への説明資料についてですが、令和4年度要請はロジックモデルの活用を実施し、令和5年度要請においてはハード交付金に係る予算減額の影響事例を示すなど、工夫を重ねてきているところでございます。

**○島袋恵祐委員** 具体的な事業計画、予算額や詳細な資料も示して市町村と共にこのように要求して頑張っているのに、結果減額されてしまっている。そして理由は政府として所用の額を確保したという理由で、こんな簡単な回答ではやっぱり納得できません。政府はしっかりと説明をするべきだと思うのですが、大幅な減額について明確な説明はなかったのですか、伺います。

**○宮城力総務部長** 令和5年度の概算要求額のもとにその要求額についての意見交換を行いました。そうしましたところ、今年は新たな沖縄振興計画のスタートの年で、初年度である令和4年度の予算額の考え方を踏まえて一括交付金については引き続き同額を要求することとしたと聞いているところでございます。

**○島袋恵祐委員** (4)の質問なんですが、国庫要請、来年に向けての取組と今後の展開について伺います。

**○宮城力総務部長** 沖縄振興については経済財政運営と改革の基本方針2022において、国家戦略として沖縄振興策を総合的、積極的に推進することや、去る10月の岸田内閣総理大臣の所信表明演説において、強い沖縄経済をつくるための取組を進めるとされているところでございます。

沖縄振興予算の確保に当たっては市町村と連携しながら、内閣沖縄担当大臣、官邸、自民党沖縄振興調査会をはじめ、関係要路へ要請を行ってまいりたいと考えております。

また、沖縄担当大臣が来県される際や知事が上京し岡田大臣をはじめ関係要路と面談する際などあらゆる機会を捉えて要請を行っていきたくと考えております。引き続き本県の要望が実現するよう丁寧に説明し、理解を求めてまいりたいと考えております。

**○島袋恵祐委員** 最後にお伺いしますが、県は要望する側でなかなか踏み込んだ見解も言えないかもしれません。しかし具体的な説明がないままこ

のように減額が繰り返される状況に県民は怒っています。沖縄振興計画の原点、また趣旨、そして地方財政法を民主的に守っていくためには減額の具体的な理由を政府が説明をしない、時の政府の裁量によってこうして振興予算が減らされていくのは私は許してはいけないと思います。

基地と振興策のリンク論については私はきっぱりと否定するべきだと思うのですが、見解をお願いしたいのと、あわせてハシゴ道路等ネットワーク構築事業を前に進めていく、その決意をお伺いいたします。

**○玉城デニー知事** お答えいたします。

国は沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興策を総合的かつ計画的に講ずるため、沖縄予算を措置しております。

そしてその必要な予算の確保については、市町村や各団体とも連携をしながら、政府へ要請なども重ねてきておりますし、また委員御指摘のハシゴ道路等ネットワーク構築についてもやはり事業の遅れがこれ以上重ならないよう、市町村ともさらに連携を強化して要望してまいりたいというように考えております。

それからやはり沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に向けた沖縄振興策と米軍基地問題がリンクすることがあってはならないとこれまでも重ねて述べてきておりますし、政府におかれてもそのことを念頭にしっかりと予算の獲得に向けて内閣府共々協力をし、またそのことをしっかりと受け止めていただきたいというように、これからも積極的に行動してまいりたいと思います。

以上です。

**○島袋恵祐委員** 終わります。

**○仲田毅毅委員長** 引き続きまして、國仲昌二委員。

**○國仲昌二委員** よろしく申し上げます。

1、経済が疲弊し県民が困窮している中で、多額の財政調整基金を積み上げていることの妥当性について。

(1) 令和3年度に積み立てた財政調整基金の用途について。

財政調整基金は災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた際に活用するため積み立てる基金という視点から質問をいたします。

質問、(ア)(イ)(ウ)は割愛しまして、(エ)と(オ)についての質問をしますのでよろしくお願い申し上げます。

令和3年度はコロナ禍が続いて、19度にわたって一般財源として財政調整基金から取り崩した補正予算を組んでおります。また令和3年度当初予算では、財政調整基金からの繰入れをしております。当初予算と補正予算、財政調整基金を取り崩して繰入れした額が203億円という多額な繰入れとなっておりますけれども、そこで質問します。(エ)のほうです。財政調整基金からもし繰入れができなかったという場合、予算編成での一般財源、これはどういうふうになったのかということをお教えください。

**○宮城力総務部長** 令和3年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金、財政調整基金などを活用し、22次にわたる補正予算を編成し、当初予算も含め総額3473億円のコロナ対応予算を編成し、感染症対策、経済対策に取り組みました。

財政調整基金から繰入れができなかった場合、これらの予算編成において歳入と相見積もる形の歳出面での削減などの影響が出たものと考えております。

**○國仲昌二委員** 先ほども言いましたけれども、やはり必要やむを得ない理由での財源不足に充当するという点での財政調整基金だと思えるんですけども。次、(オ)です。令和3年度は地方交付税の基準財政収入額が算定過小となって、それで収入が相当額の上振れとなって、交付税の交付額が過大となったということで、後年度に精算するという点ですけども、約112億円。その財源をどういうふうに考えているのかということをお教えください。

**○宮城力総務部長** 法人事業税と一部の税目については景気の動向が反映されやすく、国が算定する交付税上の収入見込みと実際の収入との乖離が起こりやすいため、交付税制度において翌年度以降の算定で精算を行うこととなっております。令和3年度の法人事業税、それから法人事業譲与税などが交付税算定において、国の当初の見込みよりも増加したことから、地方交付税の精算制度により向こう3年間で交付税が112億円——令和4年、5年、6年の3年間で112億円減額されることとなりました。そのため、令和3年度末の財政調整基金残高にこれを含めて今年度以降の交付税の減額に備えることとしたところでございます。

**○國仲昌二委員** そういった観点からも令和3年度の財政調整基金が高くということではないというふうに私は考えております。

以上で終わります。

**○仲田弘毅委員長** 引き続きまして、當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** よろしく申し上げます。

それでは私立学校法関係補助の拡充強化に対する考え方についてからです。

私立学校施設改築促進事業は令和3年で終了いたしております。私立学校の経常費、助成費、ICT環境の整備、耐震化及び空調換気整備等、就学支援金等々、補助の拡充強化を求めています。本件の私学はその独立制の特色を生かし、学業、スポーツ、文化芸術、文化体験に多岐にわたって子供たちが活躍をしております。また、教育基本法第8条、私立学校教育の振興の確立のためにも新たな促進事業を構築すべきだと思えますが、知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事** お答えいたします。

沖縄県では私立学校が学校教育において果たす重要な役割に鑑み、新沖縄21世紀ビジョン基本計画において特色ある私立学校づくりへの支援として、その自主性を尊重しつつ運営に必要な経費やICT化に対する助成を通して学校経営の安定化や教育の質の向上に取り組むこととしております。

また、従前より私立学校振興事業を重点事業として位置づけ、学校及び家計への支援を行っております。その実績額は年々着実に増加をしております。令和3年度決算額は令和2年度と比較して、約6億円、8.6%増の約76億円となっております。

今般、沖縄県私立中学高等学校協会から提出いただきました私立中学高等学校関係補助の拡充強化に関する要望を踏まえ、学校現場の声にしっかりと耳を傾け、私立学校の現状や課題を改めて確認をした上で、国の支援の状況を見据えつつ公立学校との均衡などを勘案しながら、さらなる支援について検討したいと考えております。

**○當間盛夫委員** しっかりと対応をお願いします。

次に、ワシントン駐在員活動事業の成果について。駐在員活動事業で総額約5億円及び人件費で約2億、合計7億の予算を使っておりますが、しかし、米軍基地は負担軽減どころか増加をしている認識があります。基地問題における成果も不透明であります。ワシントン事務所の成果と今後の対応について、知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事** 沖縄の米軍基地問題は日米両政府が締結した条約に基づく日米安全保障体制に関する問題であることから、一義的には日米両政府の責任において解決が図られるべきものであると考えております。

他方で米軍基地に起因する騒音、環境汚染、事件・事故、経済面の影響など沖縄で発生している諸問題については沖縄側から日米両政府に対し、現地の正確な情報を伝え、県民が納得できる解決策を講ず

るよう働きかける必要があることから、機会があるごとに日米両政府に要請活動を行っています。

また、沖縄県としましては、日本政府のみならず一方の当事者である米国政府や連邦議会に対しても直接働きかける必要があると考えていることから、私の直接の訪米活動に加え、2015年からワシントン駐在を設置し、米国の外国代理人登録法——F A R Aに基づき、連邦議会等に対する日常的、継続的な情報発信や働きかけを行ってきております。その結果、2019年6月及び10月には連邦議会調査局報告書に在沖米軍の状況について正確な記載がなされたほか、2020年6月には連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、軟弱地盤などを理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されるなど、ワシントン駐在の継続的な活動の積み重ねにより沖縄の基地問題への理解が広まってきたことは、ワシントン駐在による大きな成果であり、このことはこれまでの県議会においても答弁をしてきた次第であります。

以上です。

**○當間盛夫委員** 知事の答弁ほど基地問題の成果が全く見えませので、しっかりと頑張られてください。

次に、国際物流拠点形成、これまでの総括及び製造業を中心とした地元企業育成に係る予算確保であります。膨大な予算をかけて国際物流拠点の形成が行われておりますが、肝腎の地元企業、製造業は全く伸びていないという厳しい状況であります。国際物流拠点の今後、新たな振興策では、域内経済循環を重視しております。この要、地元企業の育成に対する施策、予算にシフトすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事** 沖縄県では域内需要に限られており、今後、内需の拡大に加え、外貨を稼ぎ、域内に経済効果が波及する経済の好循環を構築することが重要であると認識をしております。

沖縄県では、国際物流拠点の形成に向けて、これまで県内輸出関連事業者が負担する物流コストへの支援や、海外展開、販路開拓支援などにも取り組んでまいりました。今後とも国際物流機能における既存の仕組みや民間投資による物流インフラなどの活用も図りながら、県産品の販路開拓や県内企業の海外展開を強力に進めてまいります。

また、域内自給率を高めていくには、やはり県内で生産可能なものはできる限り県内で生産・調達し、県内で需要が高い分野や製品は安定的な供給体制を構築していくことが重要であると認識をしております。そのため、製品開発力や生産性の向上などの促進によるコスト競争力の強化に加え、企業間連携に

よる発注の促進、産業間連携によるマーケティング力の強化を図るなど、県内企業におけるDX化の推進を支援しながら、これからも県内企業の支援に幅広く取り組んでいきたいと考えております。

**○當間盛夫委員** 知事、地元企業の支援というのは積極的に知事が先頭に立って行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、沖縄電力の経営難に伴う料金の高騰に対する県の対応と脱炭素についてですが、政府においても総合経済対策で光熱費の支援を打ち出しております。

電気料金の値上げは、県内の企業からは経営の先行き不透明感と危機感がありますが、自助努力にも限界があります。離島県沖縄の特殊事情であり、光熱費の高騰は県独自の施策も必要と考えております。また、原発のない本県では、全国以上に再生エネルギーへの転換を進めなければなりません。逆に遅れているのではないのでしょうか。知事の強い決意が必要と考えますが、知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事** コロナ禍の影響が長期化する中、原油や原材料価格等の高騰により、幅広い業種の事業者が厳しい状況にあるものと認識をしております。沖縄県では6月及び8月の補正予算編成を通じて、原油・原材料価格高騰等の影響を受ける事業者などへの支援を展開し、経済を下支えする県独自の施策に取り組んでおります。一方で、化石燃料への依存を低減し、外部環境の変化に強い再生可能エネルギーへの転換が必要であると認識をしております。

沖縄県では、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの基本目標に、エネルギーの低炭素化、自立分散化、地産・地消化などを掲げ、再エネ導入拡大に向けて民間投資を促す税制上の特例措置や、県独自の補助事業などにも取り組んでおります。

沖縄県としましては、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展に向け、SDGsの推進を基本理念とし、再エネ主力化や水素などの次世代エネルギーの活用など、取組をさらに加速させ、全庁を挙げて2050年度脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

以上です。

**○當間盛夫委員** 知事はSDGsを中心に据えていくということなんですが、このエネルギーは、全国は7割が化石燃料、しかし沖縄は9割が化石燃料ということで、今度の円安そして原油高騰を含めると沖縄が最も影響を受けているということです。企業においても昨年の3倍以上の電気料金を払わないといけないという状況があるということも、知事、ぜ

ひ企業の今苦しい状況を認識していただき、対応のほうよろしくをお願いします。

以上です。

○仲田弘毅委員長 以上で、知事等に対する総括質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ、御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。また、採決の順序及び方法について協議)

○仲田弘毅委員長 再開します。

これより、令和4年第6回議会乙第27号議案令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び同乙第28号議案令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての議決議案2件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和4年第6回議会乙第27号議案及び同乙第28号議案の議決議案2件は可決されました。

次に、令和4年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算24件は、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和4年第6回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件は認定されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さんには、連日、熱心に審査に当たっていただきまして、大変御苦労さまでございました。

これをもって、委員会を散会いたします。

## 決算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議 案 名	議決の結果
令和4年 第6回議会 乙第27号議案	令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	全会一致 可 決
令和4年 第6回議会 乙第28号議案	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金 の処分について	〃

## 決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和4年第6回議会認定第1号	令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について	全会一致 認 定
令和4年第6回議会認定第2号	令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第3号	令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第4号	令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第5号	令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第6号	令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第7号	令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第8号	令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第9号	令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第10号	令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第11号	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第12号	令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第13号	令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和4年第6回議会認定第14号	令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	全会一致 認 定
令和4年第6回議会認定第15号	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第16号	令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第17号	令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第18号	令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第19号	令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第20号	令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第21号	令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第22号	令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第23号	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
令和4年第6回議会認定第24号	令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	〃



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲 田 弘 毅

○総務企画委員会

令和4年10月25日
決算特別委員長 仲田弘毅 殿
総務企画委員長 又吉清 義
決 算 調 査 報 告 書
10月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。
記
1 委員会における審査概要 別添議事録（速報版）のとおり
2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙1のとおり
3 その他委員から特に申出のあった事項 特になし

別紙1（総務企画委員会）

総 括 質 疑

- 1 経済が疲弊し県民が困窮している中で、多額の財政調整基金を積み上げていることの妥当性について（知事）

【速報版】10月20日 P 6～7、11、10月21日 P 71

（総括質疑の内容）

コロナ禍による経済的ダメージや燃料費等の高騰により、県内企業や県民が相当窮地に追い込まれている中、財政調整基金は過去最高額を積み立てているが、積み立てた分については、本来は困っている企業や家庭に対する救済として使うべきではなかったのか。財政調整基金の在り方について知事に聞きたい。

- 2 私立学校補助の拡充強化に対する考え方について（知事）

【速報版】10月20日 P 42～43、10月21日 P 71

（総括質疑の内容）

沖縄県私立学校施設改築促進事業は令和3年度で終了しており、今後、私立学校でICT環境整備の希望があっても公立のような予算がない。この事業をもう一度構築し、私立学校への補助を充実させる必要があると考えるが、このことについて知事に聞きたい。

- 3 ワシントン駐在員活動事業の成果について（知事）

【速報版】10月20日 P 78、10月21日 P 72

（総括質疑の内容）

ワシントン駐在員活動事業費に関して、約5億円の予算を使っているが成果が見えないため、成果や予算の使い方等について知事に聞きたい。

なお、この事業についてはアメリカ国内でも活動が活発になっていることが認められるデータもあり、かなり成果を上げてきていることから、総括質疑を行う必要はないとの反対意見があった。

## ○経済労働委員会

令和4年10月25日	
決算特別委員長 仲田 弘 毅 殿	経済労働委員長 大 浜 一 郎
決 算 調 査 報 告 書	
10月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	
1 委員会における審査概要 別添議事録（速報版）のとおり	
2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙1のとおり	
3 その他委員から特に申出のあった事項 特になし	

### 別紙1（経済労働委員会）

#### 総 括 質 疑

- 1 うちなーんちゅ応援プロジェクトの内容、予算内訳及び今後の考え方について（知事）

【速報版】10月20日 P16～20、10月21日 P50

#### （総括質疑の内容）

うちなーんちゅ応援プロジェクトは、大半が国の補助となっているが、仮に国の補助がなくなれば行わないのか。それとも、基金を取り崩してでも行うのかも含めて今後どのようにしていくのか、知事の見解を聞きたい。

なお、委員会において部長等の答弁がなされており、総括質疑を行う必要はないとの反対意見があった。

- 2 国際物流拠点形成のこれまでの総括及び製造業を中心とした地元企業育成に係る予算確保の方向性について（知事）

【速報版】10月20日 P43～46、10月21日 P51

#### （総括質疑の内容）

これまで莫大な予算をかけて国際物流拠点の形成を行ってきたが、肝腎の足下の地元企業、製造業が今非常に厳しくなっている。地域経済循

環を新たな振興策の目玉としていることから、これまでの国際物流拠点形成の総括と今後の予算シフトも含めて、製造業を中心に地元企業をどう育成していくのかという方向性について、知事の見解を聞きたい。

なお、委員会において部長等の答弁がなされており、総括質疑を行う必要はないとの反対意見があった。

- 3 電力会社の経営難に伴う料金の高騰に対する県の対応と脱炭素の取組について（知事）

【速報版】10月20日 P46～49、10月21日 P51～52

#### （総括質疑の内容）

電力会社の業績悪化に伴い電気料金の値上げが予定されている中、県内の企業からは経営の先行きが見えず不安だという声がある。沖縄の特殊事情も踏まえ、県として、沖縄の電力をどうするのか、再生可能エネルギー、脱炭素をどう進めていくのか、これまでの取組とは一歩違った強化が必要であり、知事の見解を聞きたい。

なお、電力会社の経営状況については決算とは関係がないこと、また、委員会において部長等の答弁がなされており、総括質疑を行う必要はないとの反対意見があった。

## ○文教厚生委員会

令和4年10月25日

決算特別委員長  
仲田弘毅 殿

文教厚生委員長  
末松文信

### 決 算 調 査 報 告 書

10月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 委員会における審査概要  
別添議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）  
別紙1のとおり
- 3 その他委員から特に申出のあった事項  
特になし

## 別紙1（文教厚生委員会）

### 総 括 質 疑

- 1 令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会の現況について（知事）

【速報版】10月20日 P58～59、10月21日

P97

（総括質疑の内容）

令和3年1月に起きた県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会については、知事部局（総務部）で所管していることから、文教厚生委員会において教育委員会に対し再三経緯説明等を求めても確認が困難な状況であり、また、県民からもどのようなになっているのかとの声が多く寄せられていることから、現況について知事に聞きたい。

## ○土木環境委員会

令和4年10月25日
決算特別委員長 仲田弘毅 殿
土木環境委員長 瑞慶覧 功
決 算 調 査 報 告 書
10月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。
記
1 委員会における審査概要 別添議事録（速報版）のとおり
2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙1のとおり
3 その他委員から特に申出のあった事項 特になし

### 別紙1（土木環境委員会）

#### 総 括 質 疑

- 1 本部港上屋の死亡事故に係る県の対応及び遺族に対する対応並びに当該事故に係る令和3年度沖縄県内部統制評価報告書の内容について（知事及び総務部長）

【速報版】10月20日 P 7～13、P 16～17、P 26、P 34～37、10月21日 P 82～83

（総括質疑の内容）

当該事故については、県の迅速な対応次第で防げた事故であるにもかかわらず、令和3年度沖縄県内部統制評価報告書（附属資料）では、整備上・運用上の重大な不備は認められないと報告されている。

県の対応について問題はなかったのか。また整備上重要な不備はないとした評価報告書の内容は妥当だと考えるのか知事に聞きたい。

- 2 沖縄振興計画におけるハシゴ道路等ネットワーク構築事業及び国立沖縄自然史博物館誘致に係る予算の確保について（三役及び総務部長）

【速報版】10月20日 P 29～30、10月21日 P 70～72、10月21日 P 83

（総括質疑の内容）

沖縄振興計画はこの10年で終わっていると思うが、県道を造るにしても高率補助でできるのは

10年しかない。この10年間で道路を完成させなければ大変な状況が起こるぐらいの危機感を持たないといけないが、県はその視点がない。また、国立自然史博物館についても、ロードマップを作成してスケジュールをつくるべきであり、予算の在り方自体もおかしいと考える。このことについて知事に聞きたい。

- 3 県土の均衡ある発展に係る工業用水の南部地域への需要と供給について（知事）

【速報版】10月21日 P 19～21、P 83

（総括質疑の内容）

南部地域の工業用水に対する需要は高いが供給ができていない。配管の敷設替えも含めて、県土の均衡ある発展のために、南部地域への工業用水の供給をもっと増やす必要があるが、旺盛な需要に応えようという企業局の姿勢が見えない。このことについて知事の考えを聞きたい。

- 4 沖縄県赤土等流出防止条例の改正の必要性について（知事）

【速報版】10月21日 P 60～62、P 83

（総括質疑の内容）

赤土流出防止対策は、これまで長い期間講じられてきているが、農地からの流出が止まらない状況にあり、今の条例における対応には限界があると考えられる。赤土汚濁防止を視野に入れた条例改正が必要ではないか知事の考えを聞きたい。